

セシム

油田ノ深度五百メートル以下
ノトキ 二〇〇呎

油田ノ深度五百メートルヲ超
ユルトキ 四四〇呎

油田ノ深度千メートルル
七七〇呎

油田ノ深度千五百メートルル
一、二〇〇呎

第十六條 前條ノ納付金ノ額ハ採
油價額ニ左ノ率ヲ乘ジタルモノ
トス

探油價額ハ西工大臣ノ檢定シタ
ル原油ノ價格ニ依ル

第十七條 石油資源開發法第七條
第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル
協議調ヒタルトキハ關係石油儲
藏者ハ連署ノ上運補ナク其ノ決
定事項ヲ西工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ協議ヲ爲スコト能ハズ又
ハ協議調ヒザルトキハ關係石油
儲藏者ハ理由ヲ具シ運補ナク其
ノ旨ヲ西工大臣ニ届出ヅベシ

第十八條 石油資源開發法第七條
第四項ノ決定ニハ理由ヲ附ス

決定書ノ原本ハ之ヲ關係石油儲
藏者ニ交付ス

第十九條 本則ノ規定ニ依リ西工
大臣ニ提出スル書類ハ關係ノ所
在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ
經由スベシ

附 則

本則ハ石油資源開發法施行ノ日ヨ
リ之ヲ施行ス

石油試掘獎勵金交付規則ハ之ヲ廢
止ス

石油試掘獎勵金交付規則ニ依リ獎
勵金交付ノ拒令ヲ受ケタル者及其
ノ承繼人ニ關シテハ仍同則ニ依ル

石油試掘獎勵金交付規則第二條ノ
規定ニ依リ爲シタル昭和十三年四
月西工省告示第百十七號ハ第六條
第三項ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタル
モノト看做ス

石油試掘獎勵金交付規則第三條ノ
規定ニ依リ爲シタル申請ハ第九條
ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト
看做ス

本則施行ノ際現ニ石油儲藏者タル
者ハ鑛山毎ニ昭和十三年八月一日
ヨリ同十四年三月三十一日ニ至ル
期間ノ事業計畫ヲ定メ本則施行後
一月以内ニ之ヲ内務大臣ニ届出ヅ
ベシ

揮發油及アルコ
ール混用法

(昭和十二年三月三十一日)
公布法律第三十九號

第一條 揮發油ノ製造、輸入又ハ
移入ヲ業トスル者其ノ工場若ハ
貯油所ニ於テ揮發油ヲ使用シ若
ハ之ヲ他ノ者ニ引渡サントスル
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ揮發油ニアルコールヲ混入ス
ベシ但シ勅令ニ別段ノ規定アル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ前項ノ規定ニ依リ揮發油
ニアルコールヲ混入スベキ割合
ヲ定メ之ヲ告示ス

第二條 揮發油ノ製造、輸入又ハ
移入ヲ業トスル者ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リアルコール混入計畫
ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之
ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
政府必要アリト認ムルトキハ
アルコール混入計畫ノ變更ヲ命
スルコトヲ得

第三條 政府ハ揮發油ノ製造、輸
入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シ
アルコール混入計畫ノ實施ノ狀
況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他
監督上必要ナル命令ヲ爲シ又ハ
處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 本法ニ依リアルコールヲ
混入シタル揮發油ヨリアルコ
ールヲ分離スルコトヲ得ズ

第五條 揮發油ノ製造、輸入又ハ
移入ヲ業トスル者第一條第一項
但書ノ規定ニ依リアルコールヲ
混入セズシテ揮發油ヲ搬出シ又
ハ引渡サントスルトキハ命令ノ
定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ニ付
アルコールヲ混入セザル揮發油
ナルコトヲ證明シ得ベキ標章ヲ
附スベシ

前項ノ規定ニ依リ附シタル標章

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ違反シタル
者

二 第五條第二項又ハ第三項ノ
規定ニ違反シタル者

第十一條 揮發油ノ製造、輸入又
ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務土
地ノ引渡シタルトキハ三千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ依リ報告ヲ
爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ
又ハ監督上必要ナル命令若ハ
處分ニ違反シタル者

二 第七條ノ規定ニ依リ該當官
吏ノ職務検査ヲ拒ミ、妨ゲ若
ハ隠蔽シ又ハ其ノ質問ニ對シ
答辭ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述
ヲ爲シタル者

第十三條 揮發油ノ製造、輸入又
ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務土

地ノ引渡シタルトキハ三千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第十四條 本法又ハ本法ニ基キテ
設ケタル命令ニ依リ適用スベキ罰
則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理
事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務
ヲ執行スル役員ニ、未成年者ハ
禁治產者ナルトキハ其ノ法定代
理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル
未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ズ

附 則

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

附 則

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

附 則

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

セシム

油田ノ深度五百メートル以下
ノトキ 二〇〇呎

油田ノ深度五百メートルヲ超
ユルトキ 四四〇呎

油田ノ深度千メートルル
七七〇呎

油田ノ深度千五百メートルル
一、二〇〇呎

第十六條 前條ノ納付金ノ額ハ採
油價額ニ左ノ率ヲ乘ジタルモノ
トス

探油價額ハ西工大臣ノ檢定シタ
ル原油ノ價格ニ依ル

第十七條 石油資源開發法第七條
第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル
協議調ヒタルトキハ關係石油儲
藏者ハ連署ノ上運補ナク其ノ決
定事項ヲ西工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ協議ヲ爲スコト能ハズ又
ハ協議調ヒザルトキハ關係石油
儲藏者ハ理由ヲ具シ運補ナク其
ノ旨ヲ西工大臣ニ届出ヅベシ

第十八條 石油資源開發法第七條
第四項ノ決定ニハ理由ヲ附ス

決定書ノ原本ハ之ヲ關係石油儲
藏者ニ交付ス

第十九條 本則ノ規定ニ依リ西工
大臣ニ提出スル書類ハ關係ノ所
在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ
經由スベシ

附 則

本則ハ石油資源開發法施行ノ日ヨ
リ之ヲ施行ス

石油試掘獎勵金交付規則ハ之ヲ廢
止ス

石油試掘獎勵金交付規則ニ依リ獎
勵金交付ノ拒令ヲ受ケタル者及其
ノ承繼人ニ關シテハ仍同則ニ依ル

石油試掘獎勵金交付規則第二條ノ
規定ニ依リ爲シタル昭和十三年四
月西工省告示第百十七號ハ第六條
第三項ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタル
モノト看做ス

石油試掘獎勵金交付規則第三條ノ
規定ニ依リ爲シタル申請ハ第九條
ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト
看做ス

本則施行ノ際現ニ石油儲藏者タル
者ハ鑛山毎ニ昭和十三年八月一日
ヨリ同十四年三月三十一日ニ至ル
期間ノ事業計畫ヲ定メ本則施行後
一月以内ニ之ヲ内務大臣ニ届出ヅ
ベシ

揮發油及アルコ
ール混用法

(昭和十二年三月三十一日)
公布法律第三十九號

第一條 揮發油ノ製造、輸入又ハ
移入ヲ業トスル者其ノ工場若ハ
貯油所ニ於テ揮發油ヲ使用シ若
ハ之ヲ他ノ者ニ引渡サントスル
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ揮發油ニアルコールヲ混入ス
ベシ但シ勅令ニ別段ノ規定アル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ前項ノ規定ニ依リ揮發油
ニアルコールヲ混入スベキ割合
ヲ定メ之ヲ告示ス

第二條 揮發油ノ製造、輸入又ハ
移入ヲ業トスル者ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リアルコール混入計畫
ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之
ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
政府必要アリト認ムルトキハ
アルコール混入計畫ノ變更ヲ命
スルコトヲ得

第三條 政府ハ揮發油ノ製造、輸
入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シ
アルコール混入計畫ノ實施ノ狀
況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他
監督上必要ナル命令ヲ爲シ又ハ
處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 本法ニ依リアルコールヲ
混入シタル揮發油ヨリアルコ
ールヲ分離スルコトヲ得ズ

第五條 揮發油ノ製造、輸入又ハ
移入ヲ業トスル者第一條第一項
但書ノ規定ニ依リアルコールヲ
混入セズシテ揮發油ヲ搬出シ又
ハ引渡サントスルトキハ命令ノ
定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ニ付
アルコールヲ混入セザル揮發油
ナルコトヲ證明シ得ベキ標章ヲ
附スベシ

前項ノ規定ニ依リ附シタル標章

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ違反シタル
者

二 第五條第二項又ハ第三項ノ
規定ニ違反シタル者

第十一條 揮發油ノ製造、輸入又
ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務土
地ノ引渡シタルトキハ三千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ依リ報告ヲ
爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ
又ハ監督上必要ナル命令若ハ
處分ニ違反シタル者

二 第七條ノ規定ニ依リ該當官
吏ノ職務検査ヲ拒ミ、妨ゲ若
ハ隠蔽シ又ハ其ノ質問ニ對シ
答辭ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述
ヲ爲シタル者

第十三條 揮發油ノ製造、輸入又
ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務土

地ノ引渡シタルトキハ三千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第十四條 本法又ハ本法ニ基キテ
設ケタル命令ニ依リ適用スベキ罰
則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理
事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務
ヲ執行スル役員ニ、未成年者ハ
禁治產者ナルトキハ其ノ法定代
理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル
未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ズ

附 則

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

附 則

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

附 則

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

揮發油及アルコール混用法施行令

(昭和十三年四月二十二日)
勅令第二百八十四號

第一條 揮發油及アルコール混用法第一條第一項ノ規定ニ依リアルコールヲ混入スベキ揮發油ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油ノ揮發油トス

- 一 命令ノ定ムル試驗方法ニ依ル九十五パーセントヲ出溫度
- 二 攝氏二十五度以下ノモノ
- 三 攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザルモノ

揮發油及アルコール混用法第一條第一項ノ規定ニ依リ揮發油ニ混入スベキアルコールハアルコール分九十九度以上ノアルコールトス

前項ノアルコール分トハ攝氏十五度ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアルコールノ容量ヲ謂フ

第二條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ揮發油ニアルコールヲ混入セザルコトヲ得

- 一 自己ノ他ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 二 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シ其ノ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡ヲ爲ス揮發油ヲ其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 三 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ガ其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル揮發油ヲ工場若ハ貯油所ニ於テ其ノ者ニ引渡シ又ハ其ノ者ニ引渡ス目的ヲ以テ工場若ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 四 輸出又ハ揮發油及アルコール混用法ヲ施行セザル地ヘノ

移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ

- 五 輸出又ハ揮發油及アルコール混用法ヲ施行セザル地ヘノ移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ
- 六 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 七 工場又ハ貯油所ニ於テ揮發油ヲ命令ヲ以テ定ムル用途ニ使用セントスルトキ
- 八 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ
- 九 軍事上ノ必要ニ依リ政府ガ購入スル揮發油ヲ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ

第十條 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ揮發油ニアルコールヲ混入シテ之ヲ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス揮發油ノ總數量當時年額百キロリツトルニ達セザル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ揮發油ニアルコールヲ混入セザルコトヲ得

揮發油及アルコール混用法施行規則

(昭和十三年四月二十三日)
商工省令第十七號

第九號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ數量ヲ除キタル數量ニ對シ商工大臣ノ定ムル割合ニ相當スル數量ノ揮發油ニハアルコールヲ混入スルコトヲ要セズ

前項ノ期間及割合ハ商工大臣之ヲ告示ス

第五條 本令中商工大臣トアルハ臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

本令ハ揮發油及アルコール混用法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ石炭、亞炭若ハオイルシエールヨリ製造シタル原料油又ハガスノ合成ニ依リ製造シタル原料油ヨリ製造シタル揮發油ノ揮發油ニハ當分ノ内アルコールヲ混入セザルコトヲ得

第一條 揮發油及アルコール混用法施行令第一條第一項第一號ノ試驗方法ハ日本標準規格第百七十四號石油製品試驗方法第六條ノ分留試驗方法トス

第二條 揮發油及アルコール混用法第五條第三項及同法施行令第二條第六號乃至第八號ノ用途ハ内燃機用(航空機ノ内燃機機用ヲ除ク)以外ノ用途トス

第三條 揮發油ノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ事業開始後運搬ナク左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

- 一 氏名名稱又ハ商號及住所
- 二 工場又ハ貯油所ノ名稱及位置(工場又ハ貯油所ノ全圖圖ヲ添附スベシ)

第四條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ其ノ事業ヲ停止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

- 一 事業ノ概要
- 二 貯藏設備
- 三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量
- 四 事業開始ノ年月日

第五條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ其ノ事業ヲ停止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

- 一 事業ノ概要
- 二 貯藏設備
- 三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量
- 四 事業開始ノ年月日

第六條 揮發油及アルコール混用法施行令第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 アルコールヲ混入セザル理由
- 二 一年間ニ於ケル製造、輸入又ハ移入數量
- 三 一年間ニ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス數量

第七條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ其ノ前年九月三十日迄ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第八條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ其ノ事業ヲ停止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

- 一 事業ノ概要
- 二 貯藏設備
- 三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量
- 四 事業開始ノ年月日

第九條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ其ノ事業ヲ停止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

- 一 事業ノ概要
- 二 貯藏設備
- 三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量
- 四 事業開始ノ年月日

第十條 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ揮發油ニアルコールヲ混入シテ之ヲ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス揮發油ノ總數量當時年額百キロリツトルニ達セザル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ揮發油ニアルコールヲ混入セザルコトヲ得

第十一條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ其ノ事業ヲ停止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

- 一 事業ノ概要
- 二 貯藏設備
- 三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量
- 四 事業開始ノ年月日

第十二條 揮發油及アルコール混用法施行令第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 アルコールヲ混入セザル理由
- 二 一年間ニ於ケル製造、輸入又ハ移入數量
- 三 一年間ニ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス數量

第八條 アルコール混入計畫認可申請書ニハ工場又ハ貯油所別ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 揮發油ノ製造又ハ搬入數量及搬出、使用又ハ引渡數量並ニ年始及年末在庫數量
- 二 アルコールヲ混入スル揮發油ノ數量及揮發油ニアルコールヲ混入スル割合
- 三 アルコールノ搬入、混入及搬出數量並ニ年始及年末在庫數量
- 四 アルコールノ貯藏設備及貯藏能力
- 五 アルコールノ混入設備及混入方法
- 六 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ貯藏設備及貯藏能力

第九條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ左ニ掲グル事項ヲ工場又ハ貯油所別ニ記載シタル届出書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 揮發油ノ製造又ハ搬入數量

及搬出、使用又ハ引渡數量並ニ月末在庫數量

- 二 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ數量及揮發油ニアルコールヲ混入シタル割合
- 三 アルコールノ搬入、混入及搬出數量並ニ月末在庫數量

第十條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者揮發油及アルコール混用法施行令第二條第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡サントスルトキハ瓶、罐、樽其ノ他之ニ準ズル容器ニ入レタル其ノ揮發油ニ付其ノ容器ノ見易キ箇所ニ別記様式第一號ノ印章ヲ附スベシ其ノ容器ニ包裝ヲ施シタルモノニ在リテハ其ノ包裝ニ付亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ當該搬出又ハ引渡方向時ニ揮發油及アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第五號又ハ第九號ノ規定ニ依リ搬出又ハ引渡ニ該當スル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十一條 揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ハ揮發油及アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油(前條ノ規定ニ依リ標準ヲ附シタル揮發油ヲ除ク)ヲ内燃機關用(航空機ノ内燃機關用ヲ除ク)ニ使用シ又ハ供スルモノナルコトヲ知りテ搬渡スコトヲ得ズ但シ軍用上ノ必要ニ依リ政府ガ購入セントスルトキ又ハ特別ノ事由ニ因リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 業務上揮發油及アルコール混用法施行令第二條第四號乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス事業主(第十條ノ規定ニ依リ標準ヲ附シタル揮發油ノミノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者及業務上揮發油ノ搬送ヲ爲

ス者ヲ除ク)其ノアルコールヲ混入セザル揮發油ニ付毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

- 一 揮發油ヲ搬受ケタル日及其ノ數量
- 二 揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱數量及月末在庫數量

第十三條 揮發油及アルコール混用法第七條ノ證票ハ別記様式第一號ニ依ル

附 則

本則ハ揮發油及アルコール混用法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第九條及第十二條ノ規定ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油及アルコール混用法附則第二項ノ期間ハ本則施行ノ日ヨリ昭和十三年六月三十日ニ至ル期間トス

本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造又ハ輸入ノ業ヲ營ム者ハ本則施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三條第一項各號ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

本則施行ノ際現ニ揮發油ノ移入ノ業ヲ營ム者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條第一項各號並ニ同條第二項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ノ業ヲ營ム者ハ昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ本則施行ノ日ヨリ一月以内ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

揮發油及アルコール混用法施行令附則第二項ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニハ其ノ事業ニ付當分ノ内本則ヲ適用セズ

第二項ノ規定ニ依リ揮發油ニアルコールヲ混入スベキ割合左ノ通定ム

- 一 揮發油ノ容量九十五ニ對シアルコールノ容量五

同 (昭和十三年四月二十五日) 商工省告示第百二十二號

揮發油及アルコール混用法施行令第四條第一項ノ期間及割合左ノ通定ム

- 一 期間 昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間
- 二 割合 四分ノ三以下但シ各月ニ於ケル割合ハ五分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ

同 (昭和十三年九月十三日) 商工省告示第百六十號

揮發油及重油販賣取締規則

(昭和十三年十一月二十日) 商工省令第百號

第一條 本則ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル揮發油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六ニヲ超ユル黒色、褐色又ハ暗棕色ノ揮發油ニシテ不透明ナルモノ(アルコールヲ除ク)ヲ謂フ

第二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ購買券(本則ニ依リ消印ノ押捺ナキモノニ限ル)ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコト

ヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
- イ 醫藥品
- ロ 官廳用品
- ハ 軍用品
- ニ 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦外國大使館公使館若ハ領事館ノ公用品
- ホ 航空機用品
- ヘ 船舶安全法ニ依リ近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶、本則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶(船舶札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ヲ除ク)又ハ本則施行地ニ住所ヲ有セザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品
- ト 汽船トロトル漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業又ハ専ラ漁獲場

揮發油及アルコール混用指定

(昭和十三年四月二十五日) 商工省告示第百二十一號

揮發油及アルコール混用法第一條

期 間 割合

- 一 自昭和十四年一月一日起至同年三月三十一日 七割五分以下但シ各月ニ於ケル割合ハ八割ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 二 自昭和十四年四月一日起至同年六月三十一日 五割以下但シ各月ニ於ケル割合

至同年六月三十日 八割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ

自昭和十四年七月一日起至同年十二月三十一日 三割以下但シ各月ニ於ケル割合ハ三割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ

ヨリ漁獲物若ハ其ノ化製品
ヲ運搬スル乗務ニ從事スル
船舶ニシテ外國汽船ニ出入
スルモノノ用品

二 揮發油ヲ一リツトル以下賣
渡ストキ

三 揮發油ヲ五リツトル以下賣渡
ストキ

四 揮發油若ハ重油ノ販賣業者
又ハ石油精製業者ニ揮發油又
ハ重油ヲ賣渡ストキ

五 天災事變其ノ他已ムコトヲ
得ザル事由アリタルニ因リ購
買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ
第二條ノ二 揮發油若ハ重油ノ販
賣業者又ハ石油精製業者ハ使用
セントスル數量ニ相當スル購買
券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ
モノニ限ル)ニ當該販賣場ノ名
稱及使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ
押捺スルニ非ザレバ其ノ所有ス
ル揮發油又ハ重油ヲ使用スルコ
トヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

一 前條第一號ホ號、(號又ハ

ト號ニ該當スル揮發油又ハ重
油ヲ使用スルトキ

二 揮發油ヲ一リツトル以下使
用スルトキ

三 揮發油ヲ五リツトル以下使用
スルトキ

四 石油精製ノ爲揮發油又ハ重
油ヲ使用スルトキ

五 石油運搬用自動車又ハ石油
運搬用船舶ニ揮發油又ハ重油
ヲ使用スルトキ

六 天災事變其ノ他已ムコトヲ
得ザル事由アリタルニ因リ購
買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 購買券ハ商工大臣ノ定ム
ル限度内ニ於テ地方長官(東京
府ニ在リテハ警視總監以下之ニ
同ジ)之ヲ發行ス

第四條 購買券ハ揮發油ニ付テハ
一ガロン券、五ガロン券、五リ
ツトル券、十リツトル券、十八
リツトル(一噸)券、百リツト
ル券及一キロリツトル券ノ七
種トシ重油ニ付テハ十八リツト
ル(一噸)券、九十リツトル(五

噸)券、百八十リツトル(十噸)
券、一キロリツトル券及十キ
ロリツトル券ノ五種トシ各種ニ
付赤色及青色ノ別ヲ設ク

購買券ハ別記様式ニ依ル

第五條 赤色券ハ揮發油又ハ重油
ヲ船舶ニ使用セントスル者ニ、
青色券ハ揮發油又ハ重油ヲ船舶
以外ニ使用セントスル者ニ之ヲ
交付ス

第五條ノ二 地方長官必要ト認ム
ルトキハ其ノ指定シタル團體ニ
購買券ヲ交付スルコトヲ得

第六條 購買券ノ交付ヲ受ケント
スル者ハ交付申請書ヲ揮發油又
ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用
セントスル場合ニ於テハ其ノ所
在地ヲ、自動車ニ使用セントス
ル場合ニ於テハ其ノ主タル使用
地ヲ、船舶ニ使用セントスル場
合ニ於テハ船籍港(漁船並ニ船
籍規則第一條第一項第一號及
第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ
其ノ所有者ノ住所)ヲ、ガソリ
ン機関車、ガソリン自動車、ヂー

ゼル機関車又ハヂーゼル自動車ニ
使用セントスル場合ニ於テハ地
方鐵道又ハ軌道ヲ經營スル者ノ
主タル事務所ノ所在地ヲ、其ノ
他ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ住所
地ヲ管轄スル地方長官ニ提出ス
ベシ

前項ノ購買券交付申請書ニハ左
ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 使用セントスル揮發油又ハ
重油ノ數量

二 第二項ノ場合ニ於テハ前項第一
號乃至第四號ニ掲グル事項ハ關
體ヲ組織スル者ニ付之ヲ記載シ
且團體ヲ組織スル者ノ氏名名稱
及住所ヲ記載シタル書面ヲ添附
スベシ

前條ノ規定ニ依ル團體ハ交付申
請書ヲ其ノ主タル事務所ノ所在
地ヲ管轄スル地方長官ニ提出ス
ベシ

二 用途

三 使用設備ノ概要

四 使用豫定期間

五 交付ヲ受ケントスル購買券

ノ種類及枚數

六 前項購買券ノ交付ヲ受ケタ
ル年月日並ニ其ノ種類及枚數

第七條 揮發油若ハ重油製業者ハ販賣
業者又ハ石油精製業者ハ船舶以外
ニ使用スルモノナルコトヲ知り
テ赤色券ト引換ヘ揮發油又ハ重
油ヲ賣渡ストキ得ズ

第七條ノ二 揮發油若ハ重油ノ販
賣業者又ハ石油精製業者ハ赤色
券ニ消印ヲ押捺シ船舶以外ニ其
ノ所有スル揮發油又ハ重油ヲ使
用スルコトヲ得ズ

第八條 揮發油若ハ重油ノ販賣業
者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換
ヘタル購買券ニ引換送進簿ナク
當該販賣場ノ名稱及引換ノ年月
日ヲ示ス消印ヲ押捺スベシ

第九條 揮發油若ハ重油ノ販賣業
者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換
ヘタル購買券ニ依リ

第十條 揮發油若ハ重油ノ販賣業

ノ數量、用途及使用ノ年月日

者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎
ニ其ノ開設後一週間以内ニ左ニ
掲グル事項ヲ販賣場所在地ヲ管
轄スル地方長官ニ提出スベシ其
ノ販賣場ヲ廢止シ又ハ届出テタ
ル事項ニ變更アリタルトキ亦同
ジ

一 販賣場ノ名稱及位置

二 取扱ニ係ル石油ノ種類

三 揮發油若ハ重油ノ販賣業者
又ハ石油精製業者ノ氏名名稱
及住所

第十一條 揮發油若ハ重油ノ販賣
業者又ハ石油精製業者ハ販賣場
毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項
ヲ記載スベシ

一 受入レタル揮發油又ハ重油
ノ數量、價格及受入ノ年月日

二 其ノ引換人ノ氏名名稱及
住所

二 販賣シタル揮發油又ハ重油
ノ數量、價格及販賣ノ年月日

三 其ノ買受人ノ氏名名稱及
住所

三 使用シタル揮發油又ハ重油

ノ數量、用途及使用ノ年月日

ノ數量、用途及使用ノ年月日

四 消印ヲ押捺シタル購買券ノ
種類及枚數並ニ消印ヲ押捺シ
タル年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合
及揮發油ニ在リテハ一リツトル
以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツ
トル以下ヲ販賣シタル場合ニ於
テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名
名稱及住所ハ之ヲ記載スルコト
ヲ要セズ

第十二條 揮發油若ハ重油ノ販賣
業者又ハ石油精製業者ハ販賣場
毎ニ毎月左ニ掲グル事項ヲ記載
シタル報告書ヲ地方長官ニ提出
スベシ

一 前月中ニ受入レタル揮發油
又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ
年月日並ニ其ノ引換人ノ氏名
名稱及住所

二 前月中ニ販賣シタル揮發油
又ハ重油ノ數量、價格及販賣
ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏
名名稱及住所

三 前月中ニ使用シタル揮發油

又ハ重油ノ數量、用途及使用ノ年月日

又ハ重油ノ數量、用途及使用
ノ年月日

四 前月中ニ消印ヲ押捺シタル
購買券ノ種類及枚數並ニ消印
ヲ押捺シタル年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合
及揮發油ニ在リテハ一リツトル
以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツ
トル以下ヲ販賣シタル場合ニ於
テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名
名稱及住所ハ之ヲ記載スルコト
ヲ要セズ

第一項ノ報告書ニハ前月中ニ消
印ヲ押捺シタル購買券ヲ添附ス
ベシ

附 則

本令ハ昭和十四年二月一日ヨリ之
ヲ施行ス但シ第十二條ノ改正規定
ハ昭和十四年二月一日ヨリ之ヲ施
行ス

本令ニ依リ効力ヲ失ヒタル前ノ
様式ニ依ル購買券(第八條ノ規定
ニ依ル記載ナキモノニ限ル)ハ昭
和十四年一月一日ヨリ一月ヲ限リ
申請ニ依リ地方長官(東京府ニ在

リテハ警視總監)改正様式ニ依ル
購買券ト引換フ
従前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付
テハ仍従前ノ例ニ依ル

人造石油製造事業 法施行規則改正

(昭和十三年十月二十六日)
(商工省令第九十一號)

第五條第二號ヲ左ノ如ク改ム
二 コークス燭(低温乾燥燭ヲ
含ム)及瓦斯燭生燭ノ構成材
料及附屬装置

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭配給統制規 則改正

(昭和十三年十月五日)
(商工省令第八十五號)

第一條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ
在ラス

- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石
炭ヲ販賣スルトキ
- イ 御料品
- ロ 官廳用品
- ハ 軍用品
- ニ 船舶用品
- 二 別表第一號ニ掲グル石炭ノ
一ニ付販賣業者ニ對スル販賣
契約數量ガ月當二百五十噸、
使用者ニ對スル販賣契約數量
ガ丁場、事業場其ノ他ノ使用
場所毎二月當二百五十噸ヲ超
エザルトキ
- 三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザ
ル事由アリタルニ因リ許可ヲ
受クルコト能ハザルトキ
- 第三條但書ヲ左ノ如ク改ム
但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ
在ラス
- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石
炭ヲ販賣スルトキ
- イ 御料品
- ロ 官廳用品
- ハ 軍用品
- ニ 船舶用品

- ホ 興業用若ハ既製物用コ
ルクス又ハ瓦斯ノ製造用原
料トシテ適當ナラザルモノ
- 二 石炭ノ販賣契約數量ガ別表
第二號ニ掲グル石炭ノ一ニ付
丁場、事業場其ノ他ノ使用場
所毎二月當二百五十噸ヲ超
エザルトキ
- 三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザ
ル事由アリタルニ因リ許可ヲ
受クルコト能ハザルトキ

石炭生産能力調 査委員官制

(昭和十二年十一月二十九日)
(勅令第六百七十五號)

第一條 石炭生産能力調査委員
ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮
問ニ應ジテ石炭ノ品質別生産能
力ニ關スル事項ヲ調査審議ス
第二條 委員會ハ會長一人及委員
十五人以上以内ヲ以テ之ヲ組織ス

- 前項定員ノ外必要アル場合ニ於
テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之
ニ充ツ
- 委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏
請ニ依リ關係各廳高等官及學識
經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ
之ヲ命ズ
- 第四條 會長ハ職務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ商工大臣ノ
指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工
大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之
ヲ命ズ
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ
整理ス
- 第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工
大臣ノ命ズ
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ職務ニ
従事ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石油業法施行令 中改正

(昭和十三年十一月二十二日)
(勅令第七百三十三號)

石油業法施行令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書ヲ削ル

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

輸入シタル原料油ノ精製工場ハ
一基ニ付一年五萬キロリット
ル以上ノ原料油處理能力ヲ有ス
ル直溜装置及一基ニ付一年二萬
五千キロリットル以上ノ原料油
處理能力ヲ有スル分餾蒸溜装置
ヲ、揮發油ヲ精製セザルモノニ
在リテハ一基ニ付一年二萬五千
キロリットル以上ノ原料油處理
能力ヲ有スル直溜装置ヲ備フル
コトヲ要ス

第五條第四號ヲ削ル

第六條第一項中「又ハ原油」ノ下
ニ「(石炭、亞炭又ハオイルシエ
ールヨリ製造シタル揮發油及重油

重ニガスノ合成ニ依リ製造シタル
揮發油及重油ヲ除ク)」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十四年一月十八日ヨリ
之ヲ施行ス

(參照)

昭和九年六月二十七日公
布勅令第九十六號石油
業法施行令抄録

第一條第二項

石油業法第一條ノ石油輸入業
ハ鐵物性ノ揮發油、煤油、輕
油、機油、重油又ハ原油ヲ
輸入スル事業トス但シ鐵、機
其ノ他之ニ準ズル容器ニ入レ
タル鐵物性ノ揮發油、機油又ハ
機油ノミヲ輸入スル事業ヲ
除ク

第二條第二項

石油精製工場ニシテ輸入シタ
ル原料油ノ精製ヲ爲スモノハ
一基ニ付一年五萬キロリット
ル以上ノ原料油處理能力ヲ有
スル分餾蒸溜装置ヲ備ヘ又ハ
一基ニ付一年五萬キロリット

ル以上ノ原料油處理能力ヲ有
スル分餾蒸溜装置ヲ備フルコ
トヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル石油ヲ輸入スル場合ニ於テ
ハ其ノ輸入者ハ石油輸入業者
タルコトヲ要セス

四 鐵、機其ノ他之ニ準ズル
容器ニ入レタル石油(鐵物
性ノ揮發油、煤油及原油ヲ
除ク)

第六條第一項

石油業法第五條ノ規定ニ依リ
石油精製業者又ハ石油輸入業
者ノ保有スベキ石油ハ輸入シ
タル鐵物性ノ揮發油、重油又
ハ原油トシ其ノ保有スベキ數
量ハ視別毎二一年間ニ輸入シ
タル數量ノ二分ノ一ヲ下ルコ
トヲ得ズ但シ石油業法第六條
ノ規定ニ依リ石油ヲ輸入シ、
同法第七條ノ規定ニ依リ石油
ノ供給ヲ調節スル爲必要ナル
事項ヲ命ジ又ハ天災事變其ノ
他已ムコトヲ得ザル事由アリ

皮革使用制限規則

(昭和十三年七月一日)
(商工省令第四十三號)

タルニ因リ其ノ保有量ガ保有
スベキ數量ヲ下リタルトキハ
此ノ限ニ在ラス

第一條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ
材料ハ皮革(黃牛革及水牛革ヲ
含ム以下同ジ)ヲ使用シテ之ヲ
製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註
文又ハ輸出注文(關東州、滿洲
國又ハ中華民國向ノモノヲ除
ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ
依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル
場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 靴
- 二 馬具
- 三 自動車又ハ自動車用サ
ドル
- 四 圍帶
- 五 バツキング
- 六 運動用具
- 七 革靴

第二條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又ハ鯨革ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 革履、スリッパ其ノ他ノ履物(鼻緒及爪革ヲ含ム)但シ靴ヲ除ク

二 靴、トランク、ランドセル、リュックサック、圖書其ノ他ノ攜帶用具

三 マント、外套、上着、ズボン其ノ他ノ衣類

四 帽子、手袋、帯革、ズボン、靴下留、脚絆其ノ他ノ衣類附屬品

五 ハンドバッグ、鞆口、紙入、煙草入、名刺入、票入其ノ他ノ袋物

六 眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獵銃

サック、運動具入其ノ他ノ容器

七 水筒紐、時計腕革其ノ他ノ鞆革

八 首輪、引紐、褌其ノ他ノ家用用具但シ馬具ヲ除ク

九 椅子、桌子、机、寢臺、座蒲團其ノ他ノ家具什器

十 書籍及帳簿、アルバム其ノ他ノ文具

十一 張革、吊革其ノ他ノ車輛用品

第三條 牛革ヲ使用シタル第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料又ハ牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革若ハ鯨革ヲ使用シタル第二條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料ニシテ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク)トシテ製造セラレタルモノヲ受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條又ハ第二條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本則施行ノ際第一條若ハ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者、牛皮、馬皮、羊皮又ハ豚皮ヲ輸入又ハ販賣ヲ業トスル者及牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又ハ鯨革ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ皮革ノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

本則施行ノ際第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者ニシテ他ノ用途ニ轉用シ得ザル革ヲ所有スルモノハ本則施行後二月間ヲ限り地方長官ノ許可ヲ受ケ第一條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ヲ製造スルコトヲ得

皮革製品販賣價格取締規則

(昭和十三年七月一日) 商工省令第四十四號

第二條 皮革製品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本則施行ノ日ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出品ノ場合及已ムヲ得ザル事由ニ依リ卸賣ニ付テハ商工大臣小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 皮革製品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ則條ノ規定ニ依リ制價ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ皮革製品ヲ販賣スル

ル者ニ對シ販賣價格ノ引下ヲ命ズルコトアルベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

皮革配給統制規則

(昭和十三年七月一日) 商工省令第四十五號

第一條 本則ニ於テ皮トハ牛、馬、羊又ハ豚ノ皮ヲ謂ヒ革トハ牛、馬、羊、豚、鯨又ハ鯨ノ皮ヲ謂フ

第二條 販賣ノ目的ヲ以テ牛、馬、羊又ハ豚ヲ屠殺シタル者ハ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除ク外其ノ皮ヲ使用若ハ消費シ又ハ屠肉ニ附著シタル骨髄質スルコトヲ得ズ

第三條 前條ニ掲グル者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ販賣シタル皮ノ種類別及取引先別數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第四條 第二條ニ掲グル者ハ商工大臣ノ指定シタル販賣業者(以下

下販賣業者ト稱ス)又ハ地方長官ノ指定シタル仲買人(以下仲買人ト稱ス)以外ノ者ニ其ノ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ

仲買人ハ販賣業者以外ノ者ニ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第五條 商工大臣ノ指定シタル輸入業者(以下輸入業者ト稱ス)ニ非ザレバ皮ヲ輸入スルコトヲ得ズ

第六條 販賣業者及輸入業者ハ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條 製造業者ハ販賣業者及輸入業者以外ノ者ヨリ皮ヲ買受タルコトヲ得ズ

第八條 製造業者ハ毎月ノ革ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九條 販賣業者、輸入業者又ハ製造業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ商工大臣ノ指定シタ

ル價格ヲ超ユル對價ヲ以テ皮革ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第十條 販賣業者、輸入業者又ハ製造業者ハ皮革ノ販賣ニ當リ則條ノ價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製造業者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ販賣シタル皮革ノ種類別及取引先別數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十二條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製造業者ハ屠肉ヲ備ヘ皮革ノ買受及販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

附 則

本則ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

皮革販賣輸入指定

(昭和十三年七月二十八日) 商工省令第二百五號

皮革配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依リ販賣業者左ノ通指定シ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京原皮商業組合
大阪原皮商業組合
北海道農畜販賣組合聯合會

同 (昭和十三年七月二十八日) 商工省令第二百六號

皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ輸入業者左ノ通指定シ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本原皮輸入組合及其ノ所屬組合員

ゴムノ使用制限

(昭和十三年七月九日) 商工省令第五十三號

左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハインデイヤラバー、パララバー、ラ

テックス、ジロトン、バラタ、ガ
タバリーチヤ又ハ再生ゴムヲ使用シ
テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍
ノ注文又ハ輸出注文(關東州、滿
洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除
ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依
リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合
ハ此ノ限ニ在ラズ

一總ゴム長靴△二總ゴム短靴
(雨靴△オーバーシューズ及豆
靴ヲ含ム)△三草履及下駄(魚結
及爪革ヲ含ム)△四スリッパ△
五手袋(醫服用ノモノヲ除ク)
△六衣服用ベルト△七タイル△
八ラバリユーム△九手摺ベルト
△十マツト△十一デスクシート
△十二家具用キヤツプ△十三ク
ツシヨングム△十四ガーデンホ
ース△十五ゴムバンド△十六線
ゴム△十七空氣枕△十八スポン
ヂ△十九玩具△二十廣告用氣球
△二十一海水浴用具△二十二運
動用具△二十三チューイングム
前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者
當該物品又ハ材料ニ關スル工業組

合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又
ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ
當該工業組合又ハ工業組合聯合會
ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベ
シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ製造中ノモノニ
付テハ本令ヲ適用セズ

ゴム配給統制規則

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第五十五號)

第一條 本則ニ於テゴムトハイン
ディアラバー、バララバー、ラ
テックス、ジロトン、バラタ及
ガタバリーチヤヲ謂フ
第二條 ゴムヲ輸入シタル者ハ商
工大臣ノ指定シタル者(以下配
給機關ト稱ス)以外ノ者ニ之ヲ
販賣(本則施行前ニ爲シタル契
約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)
スルコトヲ得ズ
第三條 ゴムヲ原料又ハ材料トス

ル物品ノ製造又ハ加工ヲ業トス
ル者(以下工業者ト稱ス)ハ商
工大臣又ハ商工大臣ノ指定シタ
ル團體(以下統制團體ト稱ス)
ニ於テ用別ニ別當テタル數量
ヲ超エ當該用途ニゴムヲ使用ス
ルコトヲ得ズ但シ輸出品(關東
州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出
スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ
輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又
ハ加工ノ爲使用スル場合ハ此ノ
限ニ在ラズ

統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル別
當ノ用別總數量ニ付商工大臣
ノ承認ヲ受ケルベシ
第四條 商工大臣第二條第一項ノ
規定ニ依ル別當ヲ爲シタルトキ
ハ工業者ニ對シ其ノ若ク別當數
量ニ相當スル別記標式ノゴム購
入票ヲ交付ス
統制團體ハ工業者ニ對シ其ノ若
ク別當數額(委託ニ依ル
製造又ハ加工ノ爲使用スルゴム
ノ別當數量ヲ除ク)及其ノ若ク
輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材

料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スル
ゴムノ數量ニ相當スルゴム購入
票ヲ交付スベシ
統制團體ハ前項ノゴム購入票ノ
標式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受ケ
ルコトヲ得ズ
第五條 工業者ハゴム購入票ト引
換フルニ非ザレバゴムヲ買受ケ
ルコトヲ得ズ
第六條 配給機關ハゴム購入票ト
引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣ス
ルコトヲ得ズ
第七條 工業者ハゴム購入票ト引
換ヘ買受ケタルゴムヲ他人ニ讓
渡スルコトヲ得ズ
第八條 輸出品又ハ輸出品ノ原料
若ハ材料トシテゴムヲ使用シテ
製造又ハ加工シタル物品ヲ買受
ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、
滿洲國若ハ中華民國ニ於ケル消
費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得

ズ

第九條 工業者ハ毎月十日迄二箇
月中ニゴム購入票ト引換ヘ買受
ケタルゴムノ買受先別及種類別
數量ヲ商工大臣又ハゴム購入票
ヲ交付シタル統制團體ニ報告ス
ベシ、工業者方其ノ輸入シタル
ゴムヲ使用シタル場合ニ於テ其
ノ種類別使用數量ニ付亦同ジ
第十條 配給機關ハ毎月十日迄二
箇月中ニ引換ヘタルゴム購入票
ヲ商工大臣又ハ之ヲ交付シタル
統制團體ニ提出スベシ工業者方
其ノ輸入シタルゴムヲ使用シタ
ル場合ニ於テ其ノ使用數量ニ相
當スルゴム購入票ニ付亦同ジ

第十一條 工業者及配給機關ハ銀
簿ヲ備ヘ買受及販賣ニ關スル事
實ヲ記載スベシ
第十二條 工業者ハ其ノ製造又ハ
加工シタル製品ノ數量及原料又
ハ材料ニ付商工大臣又ハゴム購
入票ヲ交付シタル統制團體ノ檢
査ヲ受ケルベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
ゴムヲ販賣スル者ハ本則施行ノ日
ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現
在ニ於ケル臨時輸出入許可規則第
一條ノ許可ヲ受ケ未ダ輸入セザル
ゴムノ種類別數量ヲ商工大臣ニ届
出ヅベシ
本則施行ノ際現ニゴムヲ所有スル
者(工業者ヲ除ク)ハ本則施行ノ
日ヨリ五日以内ニ商工大臣ノ指定
スル價格ヲ以テ之ヲ配給機關ニ讓
渡スベシ
配給機關ハ前項ノ規定ニ依ル讓渡
ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由
アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得
ズ

ゴム配給機關指定

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第五十八號)

ゴム靴ノ販賣製造ニ關スル件第一
項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
日本護謨工業組合聯合會

東京ゴム靴卸商業組合

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第五十八號)

ゴム配給統制規則第二條ノ規定ニ
依ル配給機關左ノ通指定ス
日本護謨輸入組合
東京ゴム原料卸商業組合
大阪生護謨卸商業組合
神戸護謨原料卸商業組合

同

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第五十八號)

ゴム配給統制規則第三條第一項ノ
規定ニ依リ統制團體左ノ通指定ス
日本護謨工業組合聯合會

セメント價格統制

(昭和十三年四月二十七日)
(商工省令第五十三號)

セメント製造業ヲ營ム者ハ昭和十
三年五月一日ヨリ昭和六年法律第
四十號第一條第一項ノ規定ニ依リ
届出デタル左ノ統制協定ニ從フベ

シ

セメント製造業ノ販賣價格ニ關
スル協定
(昭和十三年四月十一日成立、
淺野セメント株式會社外二十三
社加盟)

セメント製造統制

(昭和十三年四月二十七日)
(商工省令第五十四號)

セメント製造業ヲ營ム者ハ昭和十
三年五月一日ヨリ昭和六年法律第
四十號第一條第一項ノ規定ニ依リ
届出デタル左ノ統制協定ニ從フベ
シ
セメント製造業ノ生産制限ニ關
スル協定中一部變更ニ關スル協
定
(昭和十三年四月十一日成立、
淺野セメント株式會社外二十三
社加盟)

綿絲配給統制規則

(昭和十三年三月一日) 西工省令第六號

第一條 綿絲(織トステープルア... 第二條 地方長官又ハ前項ノ... 第三條 工業者ハ前項ノ... 第四條 工業者ニ對シ前條ノ... 第五條 工業者ハ前項ノ... 第六條 工業者ハ前項ノ...

スル者ニ對シ其ノ者ノ割當數額... 地方長官又ハ前條第一項ノ團體... 第三條 工業者ハ前項ノ... 第四條 工業者ニ對シ前條ノ... 第五條 工業者ハ前項ノ... 第六條 工業者ハ前項ノ...

第七條 工業者ニ對シ第三條ノ... 第八條 工業者又ハ第三條ノ... 第九條 工業者ハ其ノ製造又ハ加... 附則 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス...

綿絲配給團體指定

(昭和十三年十一月二十日) 西工省令第三百二十號

綿絲配給統制規則第一條第一項ノ... 第一條 日本紡績聯合會△日本紡績... 第二條 日本紡績聯合會△日本紡績... 第三條 日本紡績聯合會△日本紡績...

綿絲販賣價格取
統制規則

(昭和十三年五月二十日) 西工省令第二十四號

第一條 綿絲ハ何等ノ名義ヲ以テ... 第二條 前條第二項ノ種類ノ綿絲... 第三條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲... 第四條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲... 第五條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲...

附則 本則ハ昭和十三年五月二十二日ヨ... 昭和十三年十月一日以後ニ於テハ... 本則施行期ニ爲シタル販賣契約ニ... 第三條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲... 第四條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲...

輸出綿製品配給
統制規則

(昭和十三年十月七日) 西工省令第八十六號改正

第一條 綿絲又ハ綿織物(タオトル... 第二條 別表甲號ニ掲グル者ハ... 第三條 別表甲號ニ掲グル者ハ... 第四條 別表甲號ニ掲グル者ハ... 第五條 別表甲號ニ掲グル者ハ...

セントスルトキハ讓渡委託書ノ... 第一條 別表甲號ニ掲グル者ハ... 第二條 別表甲號ニ掲グル者ハ... 第三條 別表甲號ニ掲グル者ハ... 第四條 別表甲號ニ掲グル者ハ... 第五條 別表甲號ニ掲グル者ハ...

第四條 別表甲號ニ掲グル者ハ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用アルモノトシテ製造シタル綿織物(以下輸出用綿織物ト稱ス)ヲ日本綿織物輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ自ラ輸出スル場合、取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ農工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 別表乙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用綿織物又ハ輸出用綿織物ヲ輸出品ノ原料及材料以外ノモノニ使用シ又ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第八條 別表ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用綿織物又ハ輸出用綿織物ノ原料又ハ材料トシテ製造シタル物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 日本綿織物輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ輸出綿織物ニ在リテハ前月ヨリ起算シ過去六月間ノ販賣數量ノ平均一月分ヲ超ユル數量ヲ、輸出用綿織物ニ在リテハ前月ヨリ起算シ過去六月間ノ販賣數量ノ平均二月分ヲ超ユル數量ヲ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

内外綿織物株式會社△小津武林起業株式會社△柏原紡織株式會社△大阪綿物株式會社△錦華紡織株式會社△厚和田紡織株式會社△泉州綿物株式會社△株式會社寺田紡織工廠△兵庫紡織株式會社△和泉綿物株式會社△佐野紡織株式會社△吉見紡織株式會社△大阪紡織株式會社△和歌山紡織株式會社△合同英大紡織株式會社△松太布株式會社△昭和紡織株式會社△昭光紡織株式會社△内海紡織株式會社△日出紡織株式會社△日高紡織株式會社△辻紡織株式會社△龍田紡織株式會社△正織株式會社△琴浦紡織株式會社△倉敷紡織株式會社△會社△倉敷紡織株式會社△株式會社△宇部紡織株式會社△出雲製織株式會社△德島紡織株式會社△明治紡織株式會社△おたふくわた株式會社△國光紡織株式會社△吳羽紡織株式會社△近江帆布株式會社△湖東紡織株式會社△大正製織株式會社

第五條 別表甲號ニ掲グル者又ハ日本綿織物輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員輸出用綿織物ヲ他人ニ委託シテ加工セントスルトキハ農工大臣ニ届出ツベシ

第六條 日本綿織物輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ自ラ輸出スル場合ヲ除クノ外其ノ買受ケタル輸出品用綿織物ヲ組合員及別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ農工大臣ノ許可ヲ受ケタル

第九條 別表丙號ニ掲グル者ハ輸出注文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ基ク場合ノ外前條ノ物品ヲ買受ケタルコトヲ得ズ

別表丙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル前條ノ物品ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表(農工省令第八十六號、昭和十三年十月七日改正)

甲號

大日本紡織株式會社△東洋紡織株式會社△福島紡織株式會社△天湖綿物株式會社△協和紡織株式會社△明治紡織株式會社△

乙號

△日本纖維雜品貿易振興株式會社△大日本輸出英大小株式會社△大日本輸出タオル株式會社△日本輸出布帛製品株式會社△日綿毛株式會社

丙號

△日本綿製品輸出組合聯合會所屬組合員△日本タオル輸出組合員△日本莫大小輸出組合員△日本比律賓メリヤス輸出組合員△日本綿織物輸出組合員△日本綿織布輸出組合員△日本日本南米輸出組合員△日本南米南米輸出組合員聯合會所屬組合員

纖維製品販賣價格取締規則

(昭和十三年六月二十九日) (農工省令第三十六號)

第一條 本則ニ於テ纖維製品トハ左ニ掲グル物品ヲ謂フ但シ綿織物販賣價格取締規則、ステイプルファイバードレスステイプルファイバードレス製織物(フエルトヲ含ム)、莫大小又ハ製織物

第二條 纖維製品ノ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本則施行ノ日ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該

第三條 纖維製品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ賣價約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 農工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ纖維製品ノ販賣スル者ニ對シ販賣價格ノ引下ヲ命ズルコトアルベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同(昭和十三年六月二十九日) (農工省令第八十七號)

纖維製品販賣價格取締規則第一條第二號ノ規定ニ依ル物品左ノ通り定ス

△紐及繩△綱及綱△布帛製品△

△若林製織紡織株式會社△東海紡織株式會社△大町紡織株式會社△平田製織株式會社△森林紡織株式會社△株式會社服部商店△株式會社近藤紡織△帝國製糸株式會社△株式會社杉野紡織△豐田紡織株式會社△豐田切紡織株式會社△日本光紡織株式會社△愛知紡織株式會社△愛知織物株式會社△内外紡織株式會社△森紡織株式會社△中央紡織株式會社△藤津紡織株式會社△濱名紡織株式會社△三光紡織株式會社△栗橋紡織所中村卓爾△藤橋紡織株式會社△富士瓦斯紡織株式會社△日清紡織株式會社△東洋紡織工業株式會社△大東紡織株式會社△兩毛製織株式會社△足利紡織株式會社△日東紡織株式會社△旭紡織株式會社△帝國製絲株式會社△泊紡織株式會社△東邦紡織株式會社△西川紡織所西川篤次郎△織田紡織所織田米次郎△共立モスリン株式會社

乙號

△日本纖維雜品貿易振興株式會社△大日本輸出英大小株式會社△大日本輸出タオル株式會社△日本輸出布帛製品株式會社△日綿毛株式會社

丙號

△日本綿製品輸出組合聯合會所屬組合員△日本タオル輸出組合員△日本莫大小輸出組合員△日本比律賓メリヤス輸出組合員△日本綿織物輸出組合員△日本綿織布輸出組合員△日本日本南米輸出組合員△日本南米南米輸出組合員聯合會所屬組合員

衣類及同附屬品△ベルト及ホース

綿製品ノ製造制限

(昭和十三年十一月十四日) 商工省令第九十四號改正

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ハ輸出品(關東州、瀋洲國又ハ中前民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 綿製品ステープルファイバード等混用規則ハ之ヲ廢止ス 本令施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ本令ヲ適用セズ 即賣業者ハ綿製品ステープルファイバード等混用規則第三項但書ニ在ラズ

ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル綿織物ヲ除クノ外同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物及同則附則第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ本邦、關東州、瀋洲國又ハ中前民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

綿製品ノ加工制限

(昭和十三年十一月十四日) 商工省令第九十六號改正

別表ニ掲グル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付テ、晒、裁斷其ノ他ノ加工ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ加工スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 輸出品(關東州、瀋洲國又ハ中前民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)

二 輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノ

三 綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定ニ依リテ許可ヲ受ケ製造シタルモノノ原料ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステープルファイバード等混用シタルモノヲ含ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 本令施行ノ際現ニ加工ノ仕掛中ノモノ及綿製品ステープルファイバード等混用規則第一條第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ(同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク)ニ付テハ本令ヲ適用セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

別表 綿絲ニ英式番手二十五番以下ノ單絲又ハ五十番以下ノ合摺糸ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲グルモノ

小帽物 綿木綿、紺木綿、染織、藏色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底

地 綿織物 太綾(ドリル、雲龍、葛城)粗布、天竺、細布、小倉織(カルゼヲ含ム) 綿ネル、コール天、プロツク、帆布

綿莫大小 表絲ニ英式番手四十番以下ノ綿絲ヲ、裏絲ニ英式番手十番以下ノ綿絲ヲ用ヒ十二寸、十三寸又ハ十四寸ノ吊襪又ハトンプキン襪ヲ以テ獨立タルモノニシテ裏毛ノモノ但シ丸染ノモノヲ除ク

浴用タオル

經緯ニ英式番手二十番以下ノ綿絲ヲ用ヒタルモノニシテ一反(十二枚價)ノ重量百五十克以下ノモノ

綿製品ノ販賣制限

(昭和十三年十一月十四日) 商工省令第九十五號改正

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ハ小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 綿製品ステープルファイバード等混用規則第一條第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ(同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿

可ヲ受ケ製造シタルモノ

四 輸出綿製品供給統制規則第二條但書、第三條但書、第四條但書、第六條但書又ハ第八條但書ノ許可ヲ受ケタルモノ

前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ノ買受ケタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者其ノ買受ケタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ販賣セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステープルファイバード等混用シタルモノヲ含ム

同 (昭和十三年十一月八日) 商工省告示第三百三十號追加

綿製品ノ販賣制限ニ關スル第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

△大日本紡績聯合會△日本綿織物卸賣業組合聯合會△日本綿糸元賣業組合△日本綿織物工業組合聯合會△大日本莫大小製造工業組合聯合會△日本タオル工業組合聯合會△日本タオル商業組合聯合會△日本綿糸布東亞輸出組合

綿製品販賣加工制限一部緩和

(昭和十三年七月二十一日) 商工省令第六十二號

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 別表

經緯ニ英式番手二十五番以下ノ單絲又ハ五十番以下ノ合摺糸ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲グルモノ

小帽物 綿木綿、紺木綿、染織、藏色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底

地 綿織物 太綾(ドリル、雲龍、葛城)、粗布、天竺、細布

法律一 毛製品ステープルファイバー等混用規則、ステープルファイバー及ステープルファイバー線販賣價格取締規則

小倉織(カルゼツ含ム) 綿糸、コール天、プロツク、帆布

綿莫大小 設織ニ英式番手四十番以下ノ綿糸ヲ用ヒ十二寸、十三寸又ハ十四寸ノ吊機又ハトンプキ

浴用タオル 經緯ニ英式番手二十番以下ノ綿糸ヲ用ヒタルモノニシテ一反(十二枚價)ノ重量百五十

毛製品ステープルファイバー等混用規則

第一條 襪毛織ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品(關東州、瀋洲國

(昭和十三年七月八日) (商工省令第四十八號)

又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲメートル式番手九番、十六番、二十番、三十番、三十二番、三十六番、四十八番

此ノ限ニ在ラズ 第三條 毛織物(毛布、膝掛、肩掛及袴卷ヲ含ム以下同ジ)又ハ毛莫大小ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外ステ

第四條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル毛織、毛織物又ハ毛莫大小ヲ製造ケタル者ハ本邦、關東州、瀋洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ

依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 附 則 本則ハ昭和十三年七月十日ヨリヲ施行ス

(昭和十三年六月十五日) (商工省令第三十一號)

第一條 ステープルファイバー又ハステープルファイバー線ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第二條 前條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープル

ルファイバー線ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー線ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー線及ステープルファイバー線以外ノステープルファイバー又ハステープルファイバー線ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ヅベシ

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ

法律一 ステープルファイバー線ノ番手制限、人造絹絲販賣價格取締規則

之ヲ施行ス 昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行則ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー線ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月二日引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

ステープルファイバー線ノ番手制限

(昭和十三年六月十五日) (商工省令第三十二號)

ステープルファイバー線ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ太サヲ單線ニ在リテハ英式番手十番、十六番、二十番、三十番又ハ四十番ト爲シ双線ニ在リテハ二十番、三十番、四十番、六十番又ハ八十番ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ

付テハ此ノ限ニ在ラズ 附 則 本令ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

人造絹絲販賣價格取締規則

(昭和十三年七月二十三日) (商工省令第六十三號)

第一條 人造絹絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第二條 前條第二項ノ種類ノ人造絹絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ人造絹絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ

本則ハ昭和十三年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十月一日以後ニ於テハ本則施行則ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ人造絹絲ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年十月及十一月二引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

人造絹絲ノ太サ制限

昭和十三年七月二十三日
（昭工省令第六十四號）

人造絹絲ヲ製造スル場合ニ於テハ
輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華
民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同
ジ）及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用
フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲピ
スニ在リテハ一〇〇、一五〇、二
〇〇、二五〇又ハ三〇〇デニール
マルチ髓有ニ在リテハ一〇〇又ハ
一一〇デニール、マルチ髓消ニ在
リテハ七五、一〇〇、一二〇又ハ
一五〇デニール、ペンベルグニ在
リテハ三〇、四〇、六〇、七五、
一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニ
ール、マテザニ在リテハ四〇、六〇
七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇
デニールト爲スコトヲ要ス但シ特
別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ
受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ昭和十三年七月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

毛絲販賣價格取締規則

昭和十三年八月二十四日
（昭工省令第七十五號）

第一條 毛絲（毛ニ非ザル纖維ヲ
混紡シタルモノヲ含ム以下同
ジ）ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ
問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ
以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ
前項ノ毛絲ノ種類及最高價格ハ
昭工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノ毛絲
ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格
ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シ
タルト同一利益ヲ舉グルヲ以テ
買戻約款ヲ附シ他ノ商品ヲ併セ
販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ
爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ毛
絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス五月目以後
ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件ト

シテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但
シ輸出註文ニ基キ昭工大臣ノ承
認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限
ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノ毛
絲以外ノ毛絲ヲ販賣シタル者ハ
毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量
及金額ヲ別記様式ニ依リ昭工大
臣ニ出頭ゾベシ

附則

本則ハ昭和十三年八月二十六日ヨ
リ之ヲ施行ス

昭和十三年十一月一日以後ニ於テ
ハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約
ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ毛絲
ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和
十三年十一月ニ引渡ヲ爲ス毛絲ニ
シテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日
ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザル
モノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

（昭和十三年十一月二十二日
昭工省告示第三百三
十七號）

毛絲販賣價格取締規則第一條第二

毛織物製造制限規則

昭和十三年十一月二十五日
（昭工省令第一〇一號）

第一條 本則ニ於テ毛織物トハ羊
毛、山羊毛又ハ駱駝毛ヲ重疊劑
合ニ於テ一割以上用ヒテ製造シ
タル織物ヲ謂フ

第二條 毛織物ノ製造ハ之ニ使用
スル織機ニ付大日本毛織物工業
組合聯合會ノ登録ヲ受ケタルニ非
ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ
特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許
可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在
ラズ

第三條 登録織機ニ依ル毛織物ノ
製造ハ地方長官ノ指定シタル休
業日ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得

法律—毛織物製造制限規則

ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長
官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ
限ニ在ラズ

第四條 登録織機ニ依ル毛織物ノ
製造ハ一日ニ付十一時間（休憩
時間ヲ含ム）ヲ超エテ之ヲ爲ス
コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依
リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 登録織機ヲ使用スル者ハ
登録織機ガ二幅織機（成幅六十
吋未満ノモノヲ謂フ以下同ジ）
ノミナル場合ニ於テハ其ノ臺數
ニ應ジ左ノ比率ニ依リ算出シタ
ル臺數ノ登録織機ヲ封緘スベシ
但シ臺數七臺以下ノ場合又ハ特
別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可
ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

- 八臺以上十臺以下 百分ノ十五
- 十一臺以上十五臺以下 百分ノ二十
- 十六臺以上二十臺以下 百分ノ二十五

二十一臺以上二十五臺以下 百分ノ三十

- 二十六臺以上三十臺以下 百分ノ三十五
- 三十一臺以上四十臺以下 百分ノ四十
- 四十一臺以上五十臺以下 百分ノ四十二
- 五十一臺以上六十臺以下 百分ノ四十四
- 六十一臺以上七十臺以下 百分ノ四十五
- 七十一臺以上八十臺以下 百分ノ四十六
- 八十一臺以上九十臺以下 百分ノ四十七
- 九十一臺以上百臺以下 百分ノ四十七・五
- 百一臺以上 百分ノ四十八

ノミナル場合ニ於テハ其ノ臺數
ニ應ジ左ノ比率ニ依リ算出シタ
ル臺數ノ登録織機ヲ封緘スベシ
但シ臺數四臺以下ノ場合又ハ特
別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可
ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

- 五臺以上十臺以下 百分ノ二十
- 十一臺以上十五臺以下 百分ノ二十五
- 十六臺以上二十臺以下 百分ノ三十
- 二十一臺以上二十五臺以下 百分ノ三十五
- 二十六臺以上三十臺以下 百分ノ三十八
- 三十一臺以上四十臺以下 百分ノ四十
- 四十一臺以上五十臺以下 百分ノ四十二
- 五十一臺以上六十臺以下 百分ノ四十四
- 六十一臺以上七十臺以下 百分ノ四十五

七十一票以上八十票以下
百分ノ四十六
八十一票以上九十票以下
百分ノ四十七
九十一票以上百票以下
百分ノ四十七・五
百一票以上
百分ノ四十八

前項ノ規定ニ依リ算出シタル票數ニ一乘末端ノ端數ヲ生ジタルトキハ四捨五入スルモノトス

第七條 登錄機ヲ使用スル者ハ登錄機ノ二幅機及四幅機ナル場合ニ於テハ登錄二幅機及登錄四幅機ノ各別ノ票數ニ其ノ合計票數ニ對スル前條ノ比率ヲ乘ジ算出シタル票數ノ登錄機ヲ封緘スベシ但シ二幅機ニ對シテ四幅機一臺ノ割合ヲ以テ換算シタル合計票數四票以下ノ場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ算出シタル票數ニ一乘末端ノ端數ヲ生ジタル

トキハ四捨五入スルモノトス

第一項ノ場合ニ於テ四幅機一臺ヲ二幅機二臺ノ割合ヲ以テ換算シ登錄四幅機ニ代ヘテ登錄二幅機ヲ封緘スルコトヲ得

第八條 封緘シタル登錄機ハ廢棄セラレタル場合又ハ輸出セラレタル場合ニ於テハ日本毛織物工業組合聯合會ノ認定ヲ受ケタルトキハ前條ノ適用ニ付テハ之ヲ登錄ヲ受ケタル者ノ封緘シタル登錄機ト看做ス

第九條 登錄機ヲ封緘シタル者ハ其ノ封緘シタル機ニ大日本毛織物工業組合聯合會ノ發給スル封緘票ヲ貼附スベシ

第十條 登錄機ヲ使用スル者登錄機ヲ封緘シタルトキハ封緘シタル日ヨリ二週間以内ニ登錄機總數及封緘機總數並ニ各工場別ノ登錄機總數及封緘機總數ヲ別記様式ニ依リ各工場所在地ノ地方長官ニ届出ヅベシ但シ工場別ノ封緘機總數ニ變更ヲ生ゼザルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ届出テタル事項ニ變更アリタルトキハ變更アリタル日ヨリ二週間以内ニ前項ノ規定ニ準ジ届出ヅベシ

附 則

本則ハ昭和十三年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ毛織物ヲ製造スル者ハ本則施行ノ日ヨリ一週間ヲ限リ第二條、第五條、第六條及第七條ノ規定ニ拘ラズ機ノ登錄ヲ受ケズシテ毛織物ヲ製造シ又ハ機ヲ封緘セザルコトヲ得

米松販賣取締規則改正

(昭和十三年十月二十八日)
(商工省令第九十二號)

第一條 米松ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)

スルコトヲ得ズ但シ軍ニ於テ購入スル米松、軍用ノ工作物(建築物ヲ含ム)ノ製造用米松又ハ軍需品製造工場ニシテ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノノ軍需品製造用米松ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 長二米以下ノモノ

二 長六米三五種以下、幅三一以下、厚一四種以下ノモノ

但シ原木(輸入シタル儘ノ形)ヲ有スル米松ヲ謂フ以下同ジヲ除ク

三 長六米三五種以下、幅三一以下、厚一四種以下ノ原木タル板子產品

四 長六米三五種、幅三一又ハ厚一四種ヲ超ユル板子產品ニシテ地方長官ノ指定團體ノ機印アルモノ

五 賣板、且板其ノ他ノ屑材

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ但シ買受人米松ノ販賣

業者ナルトキハ第三號、第六號及第七號ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

一 買受人ノ氏名名稱及住所

二 用途(買受人米松ノ販賣業者ナルトキハ販賣用ナル旨ヲ記載スベシ)

三 米松ヲ用フル工事ヲ特ニ必要トスル事由

四 種類別寸法別數量(原木ヲ製材シテ販賣セントスル場合ニ在リテハ原木ノ種類別寸法別數量ヲモ記載スベシ)

五 引渡豫定期間

六 買受人請負人ナルトキハ註文者ノ氏名名稱及住所

七 原木ヲ製材シテ販賣セントスル場合ニ在リテハ製材ヲ爲ス者ノ氏名名稱及住所

前項ノ許可申請書ニハ買受人連署スベシ

第三條 原木ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ製材スルコトヲ得ズ

一 第一條ノ許可ノ際商工大臣ノ指定シタル用途(販賣用ヲ除ク)ニ充ツル爲製材スルトキ

二 第一條第三號又ハ第四號ニ該當スルモノヲ製材スルトキ

三 第一條但書ノ規定ニ該當スルモノヲ製材スルトキ

第四條 米松ノ買受人ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該米松ヲ第一條ノ許可ノ際商工大臣ノ指定シタル用途以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第一條ノ規定ノ適用ヲ妨ケズ

第五條 米松ノ販賣業者ハ毎月十日迄二前月中ニ於ケル販賣及購買數量並ニ前月末現在ノ在庫數量ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ヅベシ但シ第一條各號ノ一ニ該當スル米松ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

市街地建築物法改正

(昭和十三年三月二十六日)
(法律第二十九號)

舊則ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍舊前ノ例ニ依ル

舊則ニ依リ爲シタル許可申請ハ之ヲ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本則施行ノ際米松ノ販賣業者ニ非ザル者ノ現ニ所有スル米松ヲ製材セントスル場合ニ於テハ第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣必要ト認ムルトキハ住居地域内ニ住居専用地区ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル住宅以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケタルコトヲ得

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣必要ト認ムルトキハ工業地域内ニ工業専用地区ヲ指定

シ其ノ地域内ニ於ケル工場、倉庫其ノ他之ニ準ズベキモノ以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケタルコトヲ得

第五條中「前三條」ヲ「第二條第一項、第三條及前條第一項」ニ改ム

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地區ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル建築物ニ付高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ又ハ空地地區ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル建築物ニ付床面積ノ數地面積ニ對スル割合及敷地ノ境界線ヨリノ距離ノ限度ヲ定ムルコトヲ得

第十二條中「衛生上又ハ保安上」ヲ「衛生上、保安上又ハ防空上」ニ改ム

第二十六條中「幅員九尺」ヲ「幅員四メートル」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

幅員四メートル未満二・七メートル以上ノ道路及道路ノ新設又

七十一臺以上八十臺以下
百分ノ四十六
八十一臺以上九十臺以下
百分ノ四十七
九十一臺以上百臺以下
百分ノ四十七・五
百一臺以上
百分ノ四十八

前項ノ規定ニ依リ算出シタル臺數ニ一臺未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ四捨五入スルモノトス
第七條 登錄機ヲ使用スル者ハ登錄機方二幅機及四幅機ナル場合ニ於テハ登錄二幅機及四幅機ノ各別ノ臺數ニ其ノ合計臺數ニ對スル前條ノ比率ヲ乘ジ算出シタル臺數ノ登錄機ヲ封緘スベシ但シ二幅機一臺ヲ四幅機一臺ノ割合ヲ以テ換算シタル合計臺數四臺以下ノ場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ニ依リ算出シタル臺數ニ一臺未満ノ端數ヲ生ジタル

トキハ四捨五入スルモノトス
第一項ノ場合ニ於テ四幅機一臺ヲ二幅機二臺ノ割合ヲ以テ換算シ登錄四幅機ニ代ヘテ登錄二幅機ヲ封緘スルコトヲ得
第八條 封緘シタル登錄機ハ廢棄セラレタル場合又ハ輸出セラレタル場合ニ於テ大日本毛織物工業組合聯合會ノ認定ヲ受ケタルトキハ前條ノ適用ニ付テハ之ヲ登錄ヲ受ケタル者ノ封緘シタル登錄機ト看做ス
第九條 登錄機ヲ封緘シタル者ハ其ノ封緘シタル機ニ大日本毛織物工業組合聯合會ノ發給スル封緘票ヲ貼附スベシ
第十條 登錄機ヲ使用スル者登錄機ヲ封緘シタルトキハ封緘シタル日ヨリ二週間以内ニ登錄機臺數及封緘機臺數並ニ各工場別ノ登錄機臺數及封緘機臺數ヲ別記様式ニ依リ各工場所在地ノ地方長官ニ届出ツベシ但シ工場別ノ封緘機臺數ニ變更ヲ生ゼザルトキハ此ノ限

附 則

本則ハ昭和十三年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス
本則施行ノ際現ニ毛織物ヲ製造スル者ハ本則施行ノ日ヨリ一週間ヲ限リ第二條、第五條、第六條及第七條ノ規定ニ拘ラズ機ノ登錄ヲ受ケズシテ毛織物ヲ製造シ又ハ機ヲ封緘セザルコトヲ得

米松販賣取締規則改正

(昭和十三年十月二十八日)
(商工省令第九十二號)

第一條 米松ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除ク外商工大臣ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ之ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)

スルコトヲ得ズ但シ軍ニ於テ購入スル米松、軍用ノ工作物(建築物ヲ含ム)ノ製造用米松又ハ軍需品製造工場ニシテ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノノ軍需品製造用米松ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 長二米以下ノモノ
二 長六米三五厘以下、幅三一厘以下、厚一四厘以下ノモノ
但シ原木(輸入シタル儘ノ形態ヲ有スル米松ヲ謂フ以下同ジ)ヲ除ク
三 長六米三五厘以下、幅三一厘以下、厚一四厘以下ノ原木
四 長六米三五厘、幅三一厘又ハ厚一四厘ヲ超ユル板子產品ニシテ地方長官ノ指定團體ノ機印アルモノ
五 膏板、且板其ノ他ノ屑材

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ但シ買受人米松ノ販賣

業者ナルトキハ第三號、第六號及第七號ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
一 買受人ノ氏名名稱及住所
二 用途(買受人米松ノ販賣業者ナルトキハ販賣用ナル旨ヲ記載スベシ)
三 米松ヲ用フル工事ヲ特に必要トスル事由
四 種類別寸法別數量(原木ヲ製材シテ販賣セントスル場合ニ在リテハ原木ノ種類別寸法別數量ヲ記載スベシ)
五 引渡豫定期間
六 買受人請負人ナルトキハ住所
七 原木ヲ製材シテ販賣セントスル場合ニ在リテハ製材ヲ爲ス者ノ氏名名稱及住所
前項ノ許可申請書ニハ買受人連署スベシ

一 第一條ノ許可ノ際商工大臣ノ指定シタル用途(販賣用ヲ除ク)ニ充ツル爲製材スルトキ
二 第一條第三號又ハ第四號ニ該當スルモノヲ製材スルトキ
三 第一條但書ノ規定ニ該當スルモノヲ製材スルトキ
第四條 米松ノ買受人ハ商工大臣ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ當該米松ヲ第一條ノ許可ノ際商工大臣ノ指定シタル用途以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ第一條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ
第五條 米松ノ販賣業者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル販賣及購買數量並ニ前月末現在ノ在庫數量ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ツベシ但シ第一條各號ノ一ニ該當スル米松ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

舊則ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍舊則ノ例ニ依ル
舊則ニ依リ爲シタル許可申請書ハ之ヲ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス
本則施行ノ際米松ノ販賣業者ニ非ザル者ノ現ニ所有スル米松ヲ製材セントスル場合ニ於テハ第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

市街地建築物法改正

(昭和十三年三月二十六日)
(法律第二十九號)

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ
主務大臣必要ト認ムルトキハ住居地域内ニ住居専用地区ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル住宅以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條中「衛生上又ハ保安上」ヲ「衛生上、保安上又ハ防空上」ニ改ム
第二十六條中「幅員九尺」ヲ「幅員四メートル」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム
幅員四メートル未満ニ七メートル以上ノ道路及道路ノ新設又

第三條 原木ハ左ニ掲グル場合ヲ除ク外商工大臣ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ之ヲ製材スルコトヲ得ズ

本則ハ昭和十三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ
主務大臣必要ト認ムルトキハ工業地域内ニ工業専用地区ヲ指定

シ其ノ地域内ニ於ケル工場、倉庫其ノ他之ニ準ズベキモノ以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ
主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地區ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル建築物ニ付高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ又ハ空地地區ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル建築物ニ付床面積ノ敷地面積ニ對スル割合及敷地ノ疆界線ヨリノ距離ノ限度ヲ定ムルコトヲ得

ハ變更ノ計畫アル場合ニ於ケル其ノ計畫ノ道路ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道路ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前市街地建築物法施行令第十一條ノ規定ニ依リ指定シタル區域及其ノ區域内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低限度ハ各之ヲ本法第十一條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル高度地區及其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低限度ト看做ス

(參照)

大正八年四月五日公布
法律第三十七號市街地建築物法抄録

第二條

建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

第四條 前條ニ依リ收用シタルモノ不要ニ置シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ五年以内ニ拂下タルトキハ所有者又ハ其ノ承継人ニ於テ優先シテ之ヲ買受クルコトヲ得

第五條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グルモノノ使用又ハ收用ニ付之ヲ準用ス

第六條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第七條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

康德五年度公布
滿洲國產業新法規

國家總動員法

(康德五年二月二十六日)
勅令第十九號

第一條 本法ハ戰時又ハ事變ニ際シ國防上ノ全方ヲ最モ有効ニ發揮セシムル爲人的及物的資源ヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ總動員物資ト稱スルハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ指シ

一 兵器、艦艇、航空機、彈藥
二 國家總動員ノ爲必要ナル被服、食糧及飼料
三 國家總動員ノ爲必要ナル醫藥品、醫用器械器具其ノ他ノ衛生用物資及獸醫用物資
四 國家總動員ノ爲必要ナル船舶、車輛、馬匹其ノ他ノ輸送用物資
五 國家總動員ノ爲必要ナル通信用物資
六 國家總動員ノ爲必要ナル土木建築用物資及照用物資
七 國家總動員ノ爲必要ナル燃料及電力
八 前各號ニ掲グルモノノ生産修理、保存又ハ運轉ニ要スル機械器具、裝置、原料及材料
九 金又ハ銀ノ地金、合金及金又ハ銀ノ主タル材料トスルモノ
十 前各號ニ掲グルモノヲ除ク

第五條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グルモノノ使用又ハ收用ニ付之ヲ準用ス

第六條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第七條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第八條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第九條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十一條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十二條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十三條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十四條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十五條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十六條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十七條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十八條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十九條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十一條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十二條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十三條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十四條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十五條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十六條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十七條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十八條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第二十九條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十一條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十二條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十三條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十四條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十五條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十六條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十七條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十八條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第三十九條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第四十條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第三條第一項各號ニ掲グルモノノ經營

第十五條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ外國通貨又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル價值若ハ債務ノ取得又ハ處分並ニ外國居住者ニ對スル本邦通貨又ハ本邦通貨ヲ以テ表示スル價值若ハ債務ノ取得又ハ處分ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ又ハ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出ノ命若シハ之ガ制限、禁止ヲ爲シ又ハ關稅ニ關スル他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ輸入税ノ賦課減免ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ內國稅其ノ他ノ公租及公課ニ關スル他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ之ガ賦課減免又ハ徵收ノ廢止ヲ爲スコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ銀行其ノ他ノ金融機關ニ對シ資金ノ運用若ハ金利ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ會社ノ設立、株金ノ拂込、資本ノ増加、社債ノ募集、借入金ノ借入若ハ利益ノ配當ニ付制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ公債ノ保有若ハ積立金ノ増加ニ付必要ナル命令ヲ爲シ又ハ預金ノ引出若ハ有價證券ノ賣買ニ付制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員上重要ナル事業ニ付必要アルトキハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ社債ノ募集ヲ爲シ又ハ土地ヲ收用若ハ使用セシムルコトヲ得

第二十一條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國人民ヲシテ政府ノ指定スル勞務ニ從事セシムルコトヲ得

第二十二條 政府ハ戰時又ハ事變ニ際シ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、供用、雇入若ハ解雇又ハ勞務ノ對價若ハ條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校若ハ之ニ準ズル施設又ハ工場若ハ事業場其ノ他ノ經營者又ハ管理者ニ對シ技能者ノ養成ニ關シ必要ナル勅令ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働ノ供給ヲ目的トスル施設又ハ企業ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員ノ爲必要ナル技能者、勞働者其ノ他ノ勞務者ノ登錄ニ付勞務者及使用者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産若ハ修理ノ事業ノ事業主又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ國家總動員上必要ナル試驗研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員上重要ナル事業ノ事業主ヲシテ戰時又ハ事變ニ際シ當該事業ニ對シ實施セシムベキ業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ付必要ナル演習ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十八條 本法ノ規定ニ基ク收用、使用、管理其ノ他ノ處分ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府又ハ事業主之ヲ補償ス

第二十九條 軍需徵發法ニ基ク徵發ハ本法ノ規定ニ基ク收用、使用、管理其ノ他ノ處分ニ依リ妨ゲラルルコトナシ

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當ス

ル者ハ七年以下ノ徒刑又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ依リ管理、使用、收用又ハ供用ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

二 第五條ノ規定ニ依リ使用又ハ收用ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ徒刑又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條ノ規定ニ依リ制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シテ輸出入ヲ爲サザル者

三 第十六條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者

第四條ノ規定ニ依リ管理、使用、收用又ハ供用ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ徒刑又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ニ違反シテ廢止又ハ休止ヲ爲シタル者

二 第六條、第七條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

三 第八條ノ規定ニ依リ使用若ハ收用ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

四 第十二條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ニ違反シタル者

第三十三條 第十四條、第二十一條又第二十二條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者ハ三年以下ノ徒刑又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第九條ノ規定ニ違反シ保有一ヲ爲サザル者

二 第十條、第十一條第一項、第二十三條又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

三 第十八條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

四 第二十七條ノ規定ニ違反シテ計畫ヲ設定セズ又ハ演習ヲ爲サザル者

第三十六條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務ノ執行ニ關シ知り得タル秘密ヲ洩洩シタルトキハ七年以下ノ徒刑ニ處ス

第三十七條 第十一條ノ規定ニ依リ命令ニ依リ統制ヲ行フベキ組合、會社其ノ他ノ團體ノ業務ヲ執行スル社員又ハ職員其ノ職務ニ關シ職務其ノ他不正ノ利益ヲ收受シ他人ニ供與セシメ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ徒刑ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ徒刑ニ處ス

第四十條 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第三十八條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ給與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 使用人其ノ他ノ從業員本人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ懲罰ス但シ本人心算喪失者又ハ懲罰ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ懲罰ス

第四十條 法人ノ使用人其ノ他ノ從業員法人ノ業務ニ關シ本法ノ

罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外業務ヲ執行スル社員又ハ職員ヲモ處罰ス

法人ノ業務ヲ執行スル社員又ハ職員罰項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ社員又ハ職員ヲ處罰ス

第四十一條 第三十九條又ハ前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受ケベキ本人、法定代理人、社員又ハ職員當該違反行爲ヲ防止スルノ途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

附 則

本法ハ康德五年五月十一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金統制法

(康德五年九月十六日)
(勅令第二百二十九號)

第一條 本法ハ現下ノ時局ニ應ジシ資金ノ活用ヲ圖ル爲其ノ需給ヲ統制スルヲ目的トス

第二條 銀行及保險會社ハ事業ニ

關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ銀行、保險會社及有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者外國有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ前項ノ資金ノ貸付又ハ借入ガ他ノ法令ニ依リ政府ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セズ

第三條 會社ヲ設立セントスル者ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受ケベシ

會社ノ設立ハ前項ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ會社ノ目的タル事業ヲ營ムニ付他ノ法令ニ依リ政府ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルコトヲ要スル場合ニ於テ會社ガ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキハ第一項ノ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セズ

ヲ受ケタルモノト看做ス

第四條 左ニ掲グル行爲ヲ爲サントスル會社ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受ケベシ

- 一 資本ノ増加
- 二 合併
- 三 目的ノ變更
- 四 第二回以後ノ株金ノ徵收
- 五 社債ノ募集
- 六 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニシテ株金ノ拂込、社債ノ發行又ハ銀行若ハ保險會社ヨリノ借入ニ依ラザル資金ヲ以テスルモノ

前項第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

前二項ノ規定ハ第一項ニ掲グル行爲ガ他ノ法令ニ依リ政府ノ許可又ハ認可ヲ要スル場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セズ

第五條 經濟部大臣ノ定ムル重要事業ノ開發ヲ目的トスル會社ハ其ノ認可ヲ受ケ事業設備ニ必要ナル費用ニ充ツル爲會社法第百五十八條第一項第二項ノ規定ニ拘ラズ拂込株金額ノ二倍迄社債ヲ募集スルコトヲ得

第六條 第二條第一項ノ資金ノ貸付若ハ借入、第三條第一項ノ會社ノ目的タル事業ノ經營又ハ第四條第一項ニ掲グル行爲ニ付主官署若ハ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ該項ノ經濟部大臣ニ協議スベシ主官署若ハ法令ニ對シ他ノ法令ニ基キ其ノ資金計畫ニ關スル命令ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第七條 經濟部大臣ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項
- 二 有價證券ニ關スル事項
- 三 國際收支ニ關スル事項
- 四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

項

第八條 經濟部大臣ハ滿洲中央銀行ヲシテ第二條乃至第五條ニ規定スル認可ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ滿洲中央銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル滿洲中央銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者
- 二 第四條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告、社債ノ募集又ハ設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ爲シタル者

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ康德五年勅令第二百二十五號行政法規ノ罰則適用ニ關スル件ニ依ル

附 則

本法ハ康德五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金統制法 施行規則

(康德五年九月二十日)
(經濟部令第四十二號)

第一條 銀行及保險會社一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスル場合又ハ總額十萬圓以上ニ及ブベキ資金ノ貸付ニシテ其ノ總額ヲ數口ニ分チテ貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ其ノ資金ガ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノト認ムルトキハ其ノ貸付ヲ爲スニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受ケベシ

前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ商號及住所
- 二 借主ノ氏名、商號又ハ名稱及住所
- 三 貸付ノ種類、時期及金額
(數口ニ分チ貸付クルモノニ付テハ貸付總額並ニ各口ニ貸付ノ種類、時期及金額)
- 四 貸付ノ利率、償還期間、擔保其ノ他ノ條件
- 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
- 二 借主ガ會社ナルトキハ最近決算期末ノ貸借對照表及損益計算書

第二條 銀行、保險會社及有價證券引受業者外國有價證券ノ應募ヲ爲サントスル場合ニ於テ一口ノ總額方額並總額五十萬圓以上ノモノナルトキハ其ノ應募ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受ケベシ

前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名又ハ商號及住所
- 二 外國有價證券發行書ノ商號又ハ名稱及住所
- 三 應募スル外國有價證券ノ種類、數量及價額

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 外國有價證券發行書ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
- 二 外國有價證券發行書又ハ其ノ委託者ノ作成シタル募集趣意書又ハ之ニ準ズベキ書類

第三條 銀行、保險會社及有價證券引受業者外國有價證券ノ引受場合ニ於テ引受額又ハ募集ノ取扱額方額並總額五十萬圓以上ノモノナルトキハ其ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付經濟部大臣ノ認可

ヲ受クベシ

前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名又ハ商號及住所

二 外國有價證券發行者ノ商號又ハ名稱及住所

三 引受ハ募集ノ取扱ヲ爲ス外國有價證券ノ種類、數量及價額

四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件

五 外國有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

六 外國有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 外國有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 外國有價證券發行者ノ最近決算期末ノ貸借對照表及損益

計算書

三 外國有價證券發行者又ハ其ノ受託者ノ作成シタル募集趣意書又ハ之ニ準ズベキ書類

第四條 資本金(株金總額)又ハ出資總額ヲ謂フ以下同ジ)五十萬圓以上ノ會社ヲ設立セントスル發起人又ハ社員ハ其ノ設立ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名及住所

二 會社ノ商號、本店所在地及資本金額

三 會社ノ目的タル事業ノ大要

四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由

五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金調達方法

六 株式會社ニ在リテハ株金ノ

第一回ノ拂込ノ時期及金額

前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目録見書ヲ添付スベシ

株式會社ノ創立總會ニ於テ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ超過シタル後ナルトキハ發起人ハ更ニ前二項ノ規定ニ準ジ認可ノ申請ヲ爲スベシ

第五條 資本金五十萬圓以上ノ會社資本増加ヲ爲サントスルトキハ其ノ資本増加ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ資本金五十萬圓未滿ノ會社資本金ヲ五十萬圓以上ニ増加セントスルトキ亦同ジ前項ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ商號及本店所在地

二 會社ノ現在ノ資本金額及株式會社ニ在リテハ其ノ拂込株金額

二五五

三 資本増加ノ金額並ニ株式會社ニ在リテハ其ノ新株ノ株金ノ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

五 資本増加ヲ必要トスル事由

六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途

七 資本増加ガ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ目的トスルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 定款並ニ最近決算期末ノ貸借對照表及損益計算書

二 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

株式會社新株ノ株金ノ第一回ノ拂込ノ報告ヲ資本増加ニ關スル株主總會ノ決議ノ日ヨリ六月以内ニ爲サザリキトキハ其ノ報告前更ニ前二項ノ規定ニ準ジ認可ノ申請ヲ爲スベシ

第六條 資本金五十萬圓以上ノ會社

社ガ合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ合併ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ資本金五十萬圓未滿ノ會社合併ニ因リテ設立シ又ハ合併後存續スル會社ノ資本金ガ五十萬圓以上トナル合併ヲ爲サントスルトキハ亦同ジ

前項ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ合併契約ヲ爲シタル會社ト合同シテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 合併契約ヲ爲シタル會社ノ商號及本店所在地

二 合併契約ヲ爲シタル各會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額

三 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ商號及本店所在地

四 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額

五 合併ノ方法及時期

六 合併ヲ必要トスル事由

七 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 合併契約書ノ原本

二 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目録見書

三 合併契約ヲ爲シタル各會社ノ定款並ニ最近決算期末ノ貸借對照表及損益計算書

第七條 資本金五十萬圓以上ノ會社ガ目的ノ變更ヲ爲サントスルトキハ其ノ變更ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ商號及本店所在地

二 會社ノ資本金額及拂込資本

金額

三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的

四 目的變更ヲ必要トスル事由

五 目的變更後ニ於ケル事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 現在ノ定款及目的變更後ノ定款並ニ最近決算期末ノ貸借對照表及損益計算書

二 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第八條 資本金五十萬圓以上ノ株式會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ徵收ヲ爲サントスルトキハ其ノ徵收ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ商號及本店所在地

二 會社ノ資本金額及拂込資本

金額

三 徵收セントスル株金拂込ノ方法、時期及金額

四 株金ノ徵收ヲ爲スヲ必要トスル事由

五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ使途

六 株金ノ徵收ガ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ目的トスルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 定款並ニ最近決算期末ノ貸借對照表及損益計算書

二 株金ノ徵收ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第九條 資本金五十萬圓以上ノ株式會社債ヲ募集セントスルトキハ其ノ募集ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副二通ヲ作成シ滿

洲中央銀行ヲ經テ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ商號及本店所在地
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金ノ使途
- 三 社債發行ノ時期、總額及條件
- 四 社債募集ノ必要トスル事由
- 五 社債募集ニ依リ調達スル資金ノ使途
- 六 社債募集ノ必要トスル事由ノ新設、擴張又ハ改良ヲ目的トスルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金調達方法

- 一 一定款項ニ最近決算期末ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 社債募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 三 社債申込證ノ態形及募集趣意書
- 四 社債發行銀行、保險會社又ハ有價證券引受業者其ノ他ノ者

- 一 會社ノ商號及本店所在地
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及

- 一 會社ノ登記簿ノ謄本
- 二 社債ニ附スル擔保物件ノ目録
- 三 前號ノ擔保物件ガ會社ノ財産ナルトキハ其ノ價格ヲ最近決算期末ノ財産目録ノ科目別ニ記載シタル書類
- 四 第九條第三項第四號及第五號ニ掲グル書類

ヲシテ其ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシムルモノナルトキハ其ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約書案

- 一 口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 貸付總額五萬圓以上ノ資金ヲ數回ニ分チテ貸付タル場合ニ於テ其ノ各口ノ貸付ヲ爲シタルトキ

- 一 會社ノ商號及本店所在地
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及

- 一 發行者ノ種類及金額
- 二 發行者ノ種類、償還期限其ノ他ノ條件
- 三 發行者ノ種類、償還期限其ノ他ノ條件
- 四 發行者ノ種類、償還期限其ノ他ノ條件

- 一 發行者ノ種類及金額
- 二 發行者ノ種類、償還期限其ノ他ノ條件
- 三 發行者ノ種類、償還期限其ノ他ノ條件
- 四 發行者ノ種類、償還期限其ノ他ノ條件

於其ノ株金ノ拂込ノ催告、社債ノ募集又ハ借入ヲ爲シタルモノヲ以テ十萬圓以上ノ資金ヲ要スル事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキハ第十條ノ規定ニ準ジ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ付經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ本令施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニシテ本令施行後一月以内ニ完了スベキ見込アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

臨時資金統制法

重要産業指定

(康德五年九月三十日) (經濟部令第四十三號) 臨時資金統制法第五條ノ重要産業ヲ左ノ通指定ス

- 一 産金業
二 石炭鑛業
三 製鐵業
四 輕金屬製造業
五 工作機械製造業

- 六 車輛(自動車ヲ含ム)製造業
七 航空機製造業
八 兵器製造業
九 液體燃料製造業
十 電氣事業

商工公會法

(康德四年十二月一日) (勅令第三百七十九號)

第一條 商工公會ハ商工業ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條 商工公會ハ法人トス
第三條 商工公會ノ地區ハ新京特別市、市及街ノ區域ニ依ル但シ特別事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 商工公會ノ名稱中ニハ商工公會ナル文字ヲ用フベシ
第五條 商工公會ニ非ズシテ其ノ名稱中ニ商工公會タルコトヲ示スベキ

文字ヲ用フルコトヲ得ズ
第五條 商工公會ヲ設立セントスルトキハ第十二條第一項及第十四條ノ規定ニ依リ會員タルベキ者三十人以上發起人トナリ會員タルベキ者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ
第六條 商工公會ハ前條ノ設立ノ認可アリタル日ニ成立ス
第七條 前條ノ設立ノ認可アリタルトキハ第十二條ノ條件ヲ具フル者ハ總テ之ニ加入シタルモノト看做ス
第八條 主管部大臣商工業ノ助長又ハ統制上必要アリト認ムルトキハ商工公會ノ地區内ノ商工業者ニ對シ商工公會ノ定メタル營業條件ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得
第九條 定款ニハ左ノ事項ヲ記載

- 一 名稱、地區及事務所ノ所在地
二 參事ノ定數
三 職員ノ定數及權限
四 會議ニ關スル規定
五 事業及其ノ執行ニ關スル規定
六 庶務及會計ニ關スル規定
第十條 商工公會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一 商工業ニ關スル連絡調整
二 商工業ニ關スル調査又ハ仲旋
三 商工業ニ關スル通報
四 商工業ニ關スル指導
五 商工業ニ關スル仲介又ハ仲旋
六 商工業ニ關スル證明又ハ鑑定
七 商工業ニ關スル調査
八 商工業ニ關スル營業物ノ設置又ハ管理
九 其ノ他商工業ノ改善發達ヲ圖ルニ必要ナル事業

第十一條 商工公會ハ會員ニ對シ定款ノ定ムル所ニ依リ商工公會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
第十二條 商工公會ノ會員タルニハ左ノ條件ヲ具フルコトヲ要ス

- 一 帝國人民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社若ハ主管部大臣ノ認可シタル會社ナルコト
二 商工公會ノ地區内ニ於テ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スルコト
三 自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ爲スヲ業トスル者ニシテ商工公會ノ地區内ニ於テ營業稅又ハ法人營業稅ヲ一年間ニ命令ノ定ムル額以上納ムルコト但シ地區外ニモ營業場ヲ有スル者ノ納稅額ノ算出方法ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
前項第三號ノ納稅額決定以前ニ於テハ其ノ最近ニ決定セラレタル一年間ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅額ト看做ス

會社ノ資本又ハ財産ヲ以テ目的トスル出資カ命令ノ定ムル金額以上ナル場合ニ於テハ第一條第三號ノ納稅ニ關スル條件ヲ具ヘザルトキト雖モ第一項ノ會員トス
相續ニ因リ被相續人ノ身分ヲ承繼シタル者ニ付テハ第一項第三號ノ納稅ニ關スル條件ニシテ被相續人ノ具備シタルモノハ之ヲ其ノ者ノ具備シタルモノト看做ス
合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ前項ノ規定ヲ准用ス
第十三條 商工公會必要アリト認ムルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ前條第一項ノ條件ヲ具ヘザル者ト雖モ會員ト爲スコトヲ得
第十四條 帝國法令ニ依リ設立シタル商工業ニ關スル團體ニシテ商工公會ノ地區内ニ於テ主タル事務所ヲ有スルモノハ商工公會ノ會員タルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ團體員ハ商工公會ニ加入セザルコトヲ得

第十五條 主管部大臣必要アリト認ムルトキハ前條三條ノ規定ニ拘ラズ商工公會ノ地區内ニ於テ本店、支店其ノ他ノ營業場、主タル事務所又ハ住所ヲ有スルモノヲ特別會員ニ指定スルコトヲ得
第十六條 商工公會ニ參事總會ヲ置ク
第十七條 參事總會ハ主管部大臣ノ選任シタル參事及監察委員ニ於テ選定シタル參事ヲ以テ之ヲ組織ス
第十八條 參事總會ハ主管部大臣之ヲ定ム
第十九條 參事ノ任期ハ四年トス
第二十條 左ノ事項ハ參事總會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス
一 定款ノ變更
二 經費ノ豫算及限額徵收方法
三 事業報告及收支決算ノ承認
四 借入金
五 顧問ノ選任又ハ解任

第六 過怠金ノ賦課
第七 商工公會ノ合併又ハ解散
第八 其ノ他重要ナル事項
前項第一號乃至第五號及第七號ニ掲グル事項ノ議決ハ主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ
第二十一條 參事總會ハ會長之ヲ組織ス
會長 一人
副會長 三人以内
理事 十人以内
會長ハ商工公會ヲ代表シ事務ヲ經理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス副會長二人以上アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム
理事ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理ス

第二十二條 商工公會ニ左ノ職員ヲ置ク
會長 一人
副會長 三人以内
理事 十人以内
會長ハ商工公會ヲ代表シ事務ヲ經理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス副會長二人以上アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム
理事ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理ス

第二十三條 職員ハ各縣職トス
 商工公會ハ定款ヲ以テ職員ヲ有
 給ト爲スコトヲ得

第二十四條 商工公會ノ職員ハ主
 管部大臣之ヲ任免ス但シ會員ニ
 非ザル理ヲ其ノ總數ノ二分ノ
 一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十五條 商工公會ハ定款ノ定
 ムル所ニ依リ重要ナル事項ニ付
 諮問ヲ爲ス爲顧問ヲ設ケコトヲ
 得

顧問ハ各縣職トス

第二十六條 商工公會ハ必要ニ應
 ジ商業部、工業部又ハ其ノ他ノ
 部ヲ置クコトヲ得

部ノ名稱、組織、權限其ノ他部
 ニ關スル必要ナル事項ハ定款ヲ
 以テ之ヲ定ム

第二十七條 商工公會ハ其ノ會員
 ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得
 前項ノ經費賦課ニ關スル制限及
 經費賦課ノ方法ハ命令ヲ以テ之
 ヲ定ム

第二十八條 商工公會ハ定款ニ違
 反スル者ヨリ定款ノ定ムル所ニ
 依リ過意金ヲ徵收スルコトヲ得

第二十九條 經費又ハ過意金ヲ滯
 納スル者アル場合ニ於テ會長ノ
 請求アルトキハ新京特別市、市
 縣又ハ旗ハ地方稅ノ例ニ依リ之
 ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ商工公
 會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ
 新京特別市、市、縣又ハ旗ニ交
 付スベシ

前項ノ徵收金ハ新京特別市、市
 縣又ハ旗其ノ他之ニ準ズベキモ
 ノノ徵收金ニ次テ優先シ其ノ時
 効ニ付テハ地方稅ノ例ニ依ル
 經費ノ賦課又ハ過意金ノ徵收ニ
 關シテハ派納ヲ爲スコトヲ得

第三十條 商工公會ハ定款ノ定ム
 ル所ニ依リ使用料及手数料ヲ徵
 收スルコトヲ得

第三十一條 商工公會ハ解散ノ後
 ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於
 テハ仍存續スルモノト看做ス

第三十二條 商工公會解散シタル
 トキハ審事總會ニ於テ清算人ヲ
 選任スベシ清算人缺ケタルトキ
 亦同ジ

清算人ノ選任ハ主管部大臣ノ認
 可ヲ受クベシ

第三十三條 前條ノ規定ニ依リ清
 算人タル者ナキトキハ主管部大
 臣之ヲ選任ス

第三十四條 清算人ハ商工公會ヲ
 代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一
 切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十五條 清算人ハ清算及財產
 處分ノ方法ヲ定メ審事總會ノ議
 決ヲ經テ主管部大臣ノ認可ヲ受
 クベシ

審事總會前項ノ議決ヲ爲サズ又
 ハ爲スコト能ハザルトキハ清算
 人ハ主管部大臣ノ認可ヲ受テ清
 算及財產處分ノ方法ヲ定ムベシ

第三十六條 商工公會ハ解散ノ後
 ト雖モ其ノ債務ヲ完済スルニ必
 要ナル金額ヲ賦課徵收スルコト
 ヲ得

前項ノ賦課徵收ニ關シテハ第二
 十七條及第二十九條ノ規定ヲ準
 用ス

第三十七條 主管部大臣必要アリ
 ト認ムルトキハ何時ニテモ商工
 公會ヲシテ會務若ハ財產ノ狀況
 ヲ報告セシメ又ハ所部ノ官吏ヲ
 シテ金庫帳簿其ノ他諸般ノ文書
 物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第三十八條 主管部大臣ハ商工公
 會ノ會務ニ關シ公益上又ハ監督
 上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 主管部大臣ハ商工公
 會ノ決議ガ法令若ハ定款ニ違反
 シ又ハ公益ヲ害スト認メタルト
 キハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

主管部大臣ハ商工公會ノ會事、
 職員若ハ清算人ノ行爲法令若ハ
 定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト
 認メタルトキハ之ヲ解任スルコ
 トヲ得

第四十條 商工公會ハ共同シテ其
 ノ目的ヲ達スル爲省商工公會ヲ
 設立スルコトヲ得

省商工公會ノ地區ハ省ノ區域ニ
 依ル

第四十一條 省商工公會ハ法人ト
 ス

省商工公會ヲ設立セントスルト
 キハ五人以上ノ商工公會發起人ト

第四十二條 省商工公會ニ總會ヲ
 設ケ

總會ハ所屬ノ商工公會ノ代表者
 ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十三條 省商工公會ハ定款ノ
 定ムル所ニ依リ所屬ノ商工公會
 ニ對シ經費ヲ分賦シ及過意金ヲ
 徵收スルコトヲ得

第四十四條 第四條、第六條、第
 八條乃至第十一條、第十八條乃
 至第二十六條、第二十七條第二
 項、第二十九條第三項及第三十
 條乃至第三十九條ノ規定ハ省商
 工公會ニ準用ス

第四十五條 主管部大臣ハ本法ニ
 規定シタル其ノ職權ノ一部ヲ省
 長又ハ新京特別市長ニ委任スル
 コトヲ得

第四十六條 第三條中街トアルハ
 街制ヲ施行セザル地ニ於テハ之
 ニ準ズベキモノトス

第四十七條 第四條第二項ノ規定
 ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過
 料ニ處ス

第四十八條 第八條ノ規定ニ依ル
 主管部大臣ノ命令ニ違反シタル
 者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十九條 本法ニ於テ主管部大
 臣ハ經濟部大臣トス但シ第八條
 ニ付テハ經濟部大臣及商業部大
 臣トス

經濟部大臣ハ其ノ所管ニ係ル重
 要ナル事項ニ付テハ商業部大臣
 ニ協議スベシ

第五十條 本法ハ康德四年十二月
 一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十一條 本法施行ノ際現ニ存
 スル商會其ノ他之ニ準ズル團體
 ハ本法施行ト同時ニ本法ニ基キ
 設立シタル商工公會ト看做ス

第五十二條 前條ノ團體ニシテ本
 法施行ノ際同一地區内ニ二以上

存スルモノハ本法施行後六月以
 内ニ合併ノ手續ニ依リ一商工公
 會ヲ設立スベシ

第五十三條 前二條ノ施行ニ付必
 要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
 ム

商工公會法施行規則

（康德四年十二月一日 經濟部令第四十九號 商業部第二十三號）

第一章 商工公會

第一節 設立

第一條 商工公會ヲ設立セントス
 ルトキハ發起人ハ左ノ事項ヲ記
 載シタル書面ヲ以テ會員タルベ
 キ者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムベ
 シ

- 一 設立ノ理由
- 二 地區
- 三 事業計畫ノ概要
- 四 一事業年度ノ經費ノ收支概
 算

第二條 法定ノ同意者アリタルト
 キハ發起人ハ連帶ナク創立總會
 ヲ招集スベシ

第三條 創立總會ニ於テハ代理人
 ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得但
 シ會員タルベキ者ニ非ザレバ代
 理人タルコトヲ得ズ

第四條 創立總會終結シタルトキ
 ハ發起人ハ法定ノ設立同意者ア
 リタルコトヲ證スル書面、定款
 創立總會ノ議事録ノ原本及左ニ
 掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ
 添附シ設立認可申請書ヲ連帶ナ
 ク主管部大臣ニ提出スベシ

ニ依ル定款ヲ作成シ左ニ掲グル
事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ
主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ

- 一 沿革ノ概要
- 二 會員ノ營業種目別ノ數
- 三 事業計畫ノ概要
- 四 一事業年度ノ收支概算

第五十三條 主管部大臣ハ則條ノ認可ヲ爲シタルトキハ職員ヲ任命シ左ノ事項ヲ佈告ス

- 一 定款變更認可ノ年月日
- 二 名稱、地區及事務所ノ所在地
- 三 會長、副會長及理事ノ氏名及住所

第五十四條 職員ハ任命アリタル後選出ナク一切ノ事務ヲ引繼ギ且營業ノ選定アリタル後營業事務ヲ招集シ經費ノ豫算及賦課徵收方法ヲ附議スベシ

第五十五條 第五十二條ノ認可アリタルトキハ該部委員ハ選出ナク營業ノ選定ヲ爲スベシ

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第五十六條 商工公會法第五十一條ノ商工公會ニシテ商工公會法第五十二條ノ規定ニ依リ合併ヲ爲サントスルモノハ本則施行後四月以内ニ合併契約書ヲ作成シ主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ契約書ニハ合併ノ方法及豫定期日、合併ニ依リ引繼グベキ財産其ノ他必要ナル事項ヲ記載シ合併ヲ爲サントスル各團體ノ代表者記名捺印シ且會費又ハ之ニ準ズルモノノ議決ヲ經タルコトヲ證明スル書面ヲ添附スベシ

第一項ノ認可申請書ニハ合併ヲ爲サントスル各團體ノ沿革ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

合併契約書ハ主管部大臣ノ認可ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

第五十七條 合併契約書ノ認可アリタルトキハ合併ヲ爲サントスル各團體ノ代表者ハ選出ナク商工公會法第九條ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シ第四條第二條乃至第五條ニ掲グル事項ヲ記載シタル

書面ヲ添附シ主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十八條 第五十三條乃至第五十五條ノ規定ハ前條ノ認可アリタル場合ニ之ヲ適用ス

第五十九條 前條ノ規定ニ依リ準用セラルル第五十四條ノ規定ニ依リ職員方事務ヲ引繼ギタルトキハ選出ナク合併契約書ニ記載セラレタル重要書類及財産ノ移轉ヲ行フコトヲ要ス

第六十條 商工公會法第五十一條ノ商工公會ハ本則施行ノ日ヨリ本則ノ規定ニ依リ經費ノ豫算及賦課徵收方法ノ決定スル迄ハ第五十一條乃至第十八條及第二十五條乃至第三十二條ノ規定ニ拘ラズ前條ノ通會務ヲ執行スルコトヲ得但シ重要財産ノ處分其ノ他商工公會ニ重大ナル影響ヲ及ボスベキ虞アル事項ハ豫メ主管部大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

工場取締規則

(康徳四年十二月十一日) (治安部令第四十九號)

第一條 工場ヲ分チテ甲種工場ト乙種工場トス

甲種工場トハ治壓二十封度若ハ工率二十馬力(總合馬力)以上ノ原動機ヲ使用シテ作業ヲ爲ス建設物又ハ職工五人以上ヲ使用シ常時左ニ掲グル作業ヲ爲ス建設物ヲ謂フ

- 一 蒸氣又ハ火藥類ノ製造
- 二 發電、變電、蓄電又ハ電氣ノ開閉
- 三 石灰瓦斯、水性瓦斯又ハコトクスノ製造
- 四 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
- 五 含油頁岩、タール若ハ煤油ノ乾餾、蒸餾、精製又ハ其ノ抽出物ノ原料若ハ材料トスル物品ノ製造
- 六 動物性油脂、植物性油脂又

ハ之ヲ原料若ハ材料トスル物品ノ製造

- 七 毒藥、劇藥、毒物、劇物其ノ他ノ物品又ハ之ヲ原料若ハ材料トスル物品ノ製造
- 八 藥料、藥料又ハ原料ノ製造
- 九 セルロイド若ハ膠液又ハ其ノ加工品ノ製造
- 十 揮發油、ベンゾール、アルコール、エーテル其ノ他引火性化學藥品ノ製造
- 十一 機械ヲ使用スル防鎖、製絲、製綿、製麻、製布又ハ製紙
- 十二 機械ヲ使用スル製氷又ハ冷蔵
- 十三 金屬ノ熔鑄、精鍊又ハ鍍金
- 十四 鐵工又ハ機械ノ製作
- 十五 航空機又ハ船舶ノ製造、組立若ハ修繕
- 十六 自動車其ノ他ノ車輛ノ製造又ハ組立
- 十七 人造肥料、カーバイト又ハセメントノ製造

第十八 曹達ノ製造又ハ鹽ノ精製

第十九 砂糖、酒類又ハ清涼飲料水ノ製造

第二十 煙草、燐寸又ハ石鹼ノ製造

第二十一 硝子又ハ其ノ加工品ノ製造

第二十二 電球又ハ電線ノ製造

乙種工場トハ前項以外ノモノニシテ職工十人以上又ハ汽壓五封度若ハ工率五馬力(總合馬力)以上ノ原動機ヲ使用シテ作業ヲ爲ス建設物又ハ職工五人以上ヲ使用シ常時左ニ掲グル作業ヲ爲ス建設物ヲ謂フ

- 一 精米、製粉又ハ澱粉ノ製造
- 二 酢、醬油其ノ他調味料ノ製造
- 三 菓子、醬油又ハ瓶詰ノ製造
- 四 獸肉、獸乳、獸骨又ハ獸皮ノ加工
- 五 製材又ハ鑛石若ハ土砂ノ粉碎
- 六 器具ノ製造又ハ鑛冶
- 七 煉瓦、タイル瓦、陶磁器、

土器又ハ石灰ノ製造

- 八 煉炭又ハ炭層ノ製造
- 九 印刷、染色又ハ漂白
- 十 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ使用スル作業
- 十一 揮發油、ベンゾール、アルコール、エーテル其ノ他引火性化學藥品ヲ使用スル作業

第二項ニ該當セザル建設物ト雖モ當時作業ヲ爲スモノニシテ省長(首都警察廳管内ニ在リテハ警察廳以下同ジ)保安上危險又ハ衛生上有害ノ虞アリト認めルモノニ付テハ本令ノ規定ヲ適用スルコトアルベシ

第二條 工場ヲ設置セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ甲種工場ニ在リテハ省長ニ、乙種工場ニ在リテハ所轄警察局長又ハ警察廳長(首都警察廳管内ニ在リテハ警察廳)ニ提出テ許可ヲ受クベシ

- 一 本籍、住所氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名及定款以下之ニ做フ)

- 二 工場ノ位置及名稱
- 三 附近百米以内ノ見取圖
- 四 作業ノ種別及方法
- 五 作業時間並ニ始業時及終業時
- 六 職工定數
- 七 原動機ノ種類及使用壓力又ハ工率
- 八 敷地ノ面積及建物ノ配置(圖面添附)
- 九 建物ノ構造(工事仕様書及圖面添附)
- 十 主ナル機械及其ノ設備ノ名稱及配置(圖面添附)
- 十一 資本金
- 十二 生産能力
- 十三 他人ノ土地又ハ建物ニ係ルトキハ其ノ所有者ノ承諾書
- 十四 工事竣工期日
- 第十五 前項第二號、第四號、第八號乃至第十號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ使用認可證ヲ添附シ提出テ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル工場ノ工事竣工シタル

トキハ届出デ使用認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
 使用認可證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ速ニ届出テ再交付ヲ受クベシ
 第四條 工場ヲ承継セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ雙方連署ノ上ニ於テ使用認可證ヲ添へ届出デ許可ヲ受クベシ
 一 本籍、住所、氏名及生年月日
 二 工場位置及名稱
 三 承継事由
 工場主ノ死亡ニ因ル承継ノ場合ニ於テハ承継人ハ速ニ届出テ使用認可證ヲ添附シ事業ノ繼續又ハ廢止ノ旨ヲ届出ツベシ
 第五條 工場主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得
 工場主自ラ工場ヲ管理スルコト能ハズト認ムルトキハ工場管理人ノ選任ヲ命ズルコトアルベシ
 工場主工場管理人ヲ選任シタル

トキハ其ノ履歷書ヲ添へ連署ノ上届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
 工場管理人ハ本令又ハ本令ニ基テ命令ノ適用ニ付テハ工場主ニ代ルモノトス
 工場管理人ニシテ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ變更シ命ズルコトアルベシ
 第六條 甲種工場ニ在リテハ相當ナル技能ヲ有スル作業主任者ヲ置キ常ニ作業ノ監督ヲ爲サシムベシ
 乙種工場ニシテ必要アリト認ムルトキハ前項ノ作業主任者ヲ置カシムルコトアルベシ
 工場主作業主任者ヲ定メタルトキハ履歷書ヲ添へ其ノ旨ヲ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
 作業主任者ニシテ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ變更シ命ズルコトアルベシ
 第七條 工場主ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ

一 工場ノ入口ニハ工場ノ名稱ヲ表示スルコト
 二 工場内ハ常に清潔ヲ保ツコト
 三 刃火性又ハ引火性強キ物質ハ不燃性ノ容器ニ收納スルコト
 四 工場内ニハ非常口ヲ設ケ適當ナル消火設備ヲ爲スコト
 五 危険ナル場所又ハ設備ニハ之ヲ表示及除害装置ヲ爲スコト
 六 有害ナル瓦斯、液體若ハ粉未ヲ發散又ハ排出スルモノニ在リテハ適當ナル除害装置ヲ爲スコト
 七 煤煙、塵埃防止ニ適當ナル設備ヲ爲スコト
 八 職工其ノ他ノ從業者ノ保健衛生ニ必要ナル施設ヲ爲スコト
 九 職工其ノ他ノ從業者ハ身許確實ナル者ヲ使用スルコト
 十 梁務ノ爲害又ハ死傷シタル者ニ對シテハ適當ナル救護

ヲ爲スコト
 第八條 工場ニ於テ火災、爆発、破裂、倒壊其ノ他重大ナル事故發生シタルトキ又ハ職工其ノ他ノ從業者業務ノ爲死亡シ若ハ治療一週間以上ヲ要スベキ負傷ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ事情ヲ所轄警察官署ニ届出ツベシ
 第九條 當該官吏取締上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ工場ヲ臨檢スルコトアルベシ
 第十條 工場ニハ職工其ノ他ノ從業者名簿ヲ備へ左ノ事項ヲ記入シ異動ノ都度之ヲ整理ヲ爲スベシ
 一 本籍、住所、氏名及年輪
 二 雇傭及解雇年月日
 三 特徴
 四 保證人又ハ身許引受人
 第十一條 警察官署必要アリト認ムルトキハ職工其ノ他ノ從業者ノ指紋ノ採取又ハ寫眞ノ撮影ヲ命ズルコトアルベシ
 第十二條 省長、縣長又ハ警察官署ハ工場取締ニ關シ必要ナル

事項ヲ命ズルコトアルベシ
 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二週間内ニ使用認可證ヲ添へ届出ツベシ
 一 第二條第一號、第五號乃至第七號、第十一號又ハ第十二號ノ事項ニ變更アリタルトキ
 二 第二條第十三號ノ所有者ニ變更アリタルトキ
 三 工場所在地ノ地名又ハ番號ニ變更アリタルトキ
 四 法定代理人又ハ夫ニ變更アリタルトキ
 五 三月以上工場ノ使用ヲ休止セントスルトキ
 六 三月以上工場ノ使用ヲ休止シタル後再ビ之ヲ使用ヲ開始セントスルトキ
 七 工場ノ使用ヲ廢止シタルトキ

リテハ夫ノ連署ヲ要ス
 第十五條 工場又ハ其ノ附屬設備ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ使用禁止、使用停止其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ
 一 保安上危險ト認ムルトキ
 二 防空上必要ト認ムルトキ
 三 衛生上有害ナリト認ムルトキ
 四 其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキ
 五 本令又ハ本令ニ基テ命令ニ違反シタルトキ
 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場設置ノ許可ヲ取消スコトアルベシ
 一 竣工期日ニ至ルモ工事竣功セザルトキ
 二 一年以上工場ノ使用ヲ休止シタルトキ
 三 工場主ノ所在三月以上不明ナルトキ
 四 工場ノ土地又ハ建物ノ使用權ヲ喪失シタルトキ

五 法定代理人又ハ夫ノ承諾ヲ取消サレタルトキ
 六 本令ニ依ル職屆ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
 七 本令又ハ本令ニ基テ命令ニ違反シタルトキ
 第十七條 本令又ハ本令ニ基テ命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 第十八條 工場主ハ其ノ代理人、家長、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令又ハ本令ニ基テ命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指押ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
 第十九條 工場主ニシテ未成年者準禁治産者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第二十條 本令ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス
 第二十一條 本令ニ於テ警察官署トアルハ警察署長、警察署ノ設

置ナキ警察署又ハ旗管内ニ在リテハ警察署長又ハ旗長トス
 附 則
 本令ハ慶應四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前設置シタル工場ハ本令ニ依リ之ヲ設置シタルモノト看做ス
 則項ノ工場ニ在リテハ第二條第一項第一號乃至第十三號ノ事項ヲ具シ唐曆五年五月三十一日迄ニ當該官署ニ届出許可證ノ交付ヲ受クベシ但シ第二條第九號ノ工事仕續書及圖面ハ構造ノ概要書及平面圖ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
 本令施行ノ際現ニ日本帝國當該官署ノ許可ヲ受ケタル工場ニ在リテハ唐曆五年五月三十一日迄ニ許可證ヲ添へ當該官署ニ届出新ニ許可證ノ交付ヲ受クベシ

暴利取締ニ關スル件

（經濟部第十九號
治安部令第二十六號
商業部第二十五號）

被服履具類及其ノ材料
麻製品
皮革及皮革製品
紙

藥品其ノ他ノ衛生材料
自動車其ノ他ノ運搬具
防寒具及其ノ材料
薪及木炭

金屬及建築材料

第一條 左ニ掲グル物品ニ付急激ナル市價ノ變動ヲ騰起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ之ガ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ六月以下ノ徒刑若ハ三百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第二條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ不當ノ對價又ハ條件ニ依リ前條ニ掲グルモノ其ノ他日常生活ニ必要ナル物品ノ販賣ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

米
小麥及小麥粉
燕麥
高粱
包米
粟
苧麻子
飲食料品及調味料
嗜好品
飼料
牲畜

暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ不當ノ對價又ハ條件ニ依リ家具、房屋、車馬其ノ他ノ運搬具ヲ買貨シ又ハ勞務ヲ提供シタル者ニ付亦前項ニ同ジ

第三條 主管部大臣ハ取締上必要アリト認ムルトキハ期間及物品ヲ指定シ標準價格ヲ公示スルトアルベシ家具、房屋、車馬其ノ他ノ運搬具ノ買貨ノ對價又ハ

條件ニ付亦同ジ
主管部大臣ハ前項ノ權限ノ一部ヲ省長又ハ新京特別市長ニ委任スルコトヲ得

第四條 警察官署ハ取締上必要アリト認ムルトキハ第一條ニ掲グル物品ヲ販賣スル者ニ對シ物品及方法ヲ指定シ其ノ販賣價格ヲ表示セシムルコトヲ得

第五條 前條ノ規定ニ依リ販賣價格ヲ表示シ命ゼラレタル者其ノ表示ヲ怠リ又ハ指定セラレタル方法ニ依ラザルトキハ三十日以内ノ拘留又ハ三十圓以下ノ科料ニ處ス

第六條 主管部大臣必要アリト認ムルトキハ第一條ニ掲グルモノ其ノ他日常生活ニ必要ナル物品ノ取扱ヲ禁トスル者又ハ家具、房屋、車馬其ノ他ノ運搬具ノ買貨者若ハ勞務提供者ニ對シ販賣價格、買貨數量、貯藏量、買貨價格、勞賃等ニ關スル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ者ノ

住所、營業所、店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ倉庫帳簿其ノ他諸般ノ文書物件ヲ檢査シ又ハ關係者ヲ尋問セシメ其ノ他暴利取締上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ
當該官吏前項ノ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證スル書面ヲ携帯スベシ

第七條 前條第一項ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告ヲ爲サズ若ハ偽偽ノ報告ヲ爲シ又ハ前條第一項ニ依リ當該官吏ノ檢査ヲ阻斷シ又ハ尋問ニ答ヘズ若ハ虛偽ノ答辭ヲ爲シ其ノ他本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ハ三月以下ノ徒刑若ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第八條 使用人其ノ他ノ從業員本人ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ懲罰ス但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有

セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ懲罰ス

第九條 法人ノ使用人其ノ他ノ從業員法人ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外業務ヲ執行スル社員又ハ職員ヲモ懲罰ス

法人ノ業務ヲ執行スル社員又ハ職員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ社員又ハ職員ヲ懲罰ス

第十條 第八條及前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受タベキ本人、法定代理人、社員又ハ職員當該違反行爲ヲ防止スル途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物價調査規則

（昭和四年十二月二十八日
經濟部令第八十七號）

第一條 即賣物價及小賣物價調査

ハ本令ノ定ムル所ニ依リ

第二條 即賣物價調査ハ別表第一號ニ、小賣物價調査ハ別表第二號ニ掲グル品目ニ付之ヲ行フ

第三條 即賣物價調査ハ左ニ掲グル地ニ於テ之ヲ行フ
新京、奉天、哈爾濱、吉林、齊齊哈爾、營口及安東

第四條 經濟部大臣ハ前條ニ掲グル地ノ商工公會長ヲシテ其ノ地ニ於ケル物價調査ニ關スル事務ヲ督掌セシムルコトヲ得

第五條 經濟部大臣ハ第三條ニ規定セル即賣又ハ小賣品目ノ價格ヲ調査申告セシムル爲メ商工公會長ヲシテ適當ト認ムル即賣業者又ハ小賣業者ヲ推選セシメ之ヲ指定ス

第六條 經濟部大臣ハ物價調査ヲ指導セシムル爲メ各調査地ニ物價調査指導員ヲ置ク

第七條 第五條ニ依リ指定セラレタル即賣業者ハ其ノ指定品目ニ付毎日ノ即賣物價ヲ別表第一號標式ノ調査票ニ調査記入シ、小賣業者ハ其ノ指定品目ニ付毎月五日及二十日ニ於ケル小賣物價ヲ別表第二號標式ノ調査票ニ調査記入シ速ニ之ヲ物價指導員ニ提出スベシ

第八條 物價調査指導員ハ指定業者ノ提出シタル調査票ヲ取覽メ其ノ内容ヲ審查シ直ニ之ヲ商工公會長ニ提出スベシ
物價調査指導員前項調査票ノ申告價格ヲ不適當ト認メタルトキ

指定業者死亡其ノ他ノ事由ニ因リ新ニ之ヲ指定スル場合又前項ニ同ジ

第九條 商工公會長物價調査指導員ヨリ前條ノ調査票ヲ受理シタルトキハ之ヲ査閱シタル上運滯ナク經濟部大臣ニ送附スベシ

第十條 經濟部大臣必要ト認ムルトキハ商工公會長ニ對シ第二條及第三條ニ規定スル以外ノ物價調査ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 經濟部大臣ハ本令ニ依リ調査事務ニ當ル物價調査指導員及指定業者ニ對シ別ニ定ムル所ニ依リ指導費又ハ報勞金ヲ與フルコトヲ得

第十二條 指定業者第七條ノ規定ニ違反シ調査票ヲ提出セザリシトキハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

附 則
本令ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和四年三月二日實業部訓令第七五號實業部物價調査規則及同施行規程ニ關スル件ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

貿易統制法

(憲法四年十二月九日) (勅令第四百四十五號)

第一條 政府ハ重要物資ノ需給又ハ價格ヲ調節スル爲メ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間及物品ヲ指定シ海關出口稅則ニ定ムル輸出稅若ハ海關進口稅則ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ輸出稅若ハ輸入稅ヲ課シ、輸出稅若ハ輸入稅ヲ減免シ又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ國際收支ノ適合ヲ圖リ又ハ特定國トノ輸出及輸入ノ均衡ヲ圖ル爲メ貿易ヲ調節セントスル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間及物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ對シテ通過又ハ產業ヲ保護スル爲メ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間及物品ヲ指定シ海關進口稅則ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ輸入稅ヲ課シ又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

該官吏ヲシテ領事其ノ他ノ検査ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 第一條乃至第三條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ二年以下ノ徒刑又ハ五千圓以下ノ罰金ヲ處ス前項ノ場合ニ於テ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ沒收スルコトヲ得

政府ニ提出スル書類ノ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ

第九條 使用人其ノ他ノ從業員本人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ懲罰ス但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ懲罰ス

第十條 法人ノ使用人其ノ他ノ從業員法人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外業務ヲ執行スル社員又ハ職員ヲモ懲罰ス

法人ノ業務ヲ執行スル社員又ハ職員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ社員又ハ職員ヲ懲罰ス

第十一條 第九條又ハ前條第一項ノ場合ニ於テ懲罰ヲ受ケベキ本人、法定代理人、社員又ハ職員當該違反行爲ヲ防止スルノ途チカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

第十二條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ使用人其ノ他ノ從業員ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル社員若ハ職員又ハ使用人其ノ他ノ從業員ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス貿易緊急統制法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前同法ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍同法ニ依ル

關稅法

(憲法四年十二月二十日) (勅令第四百五十九號)

關稅法目次

- 第一章 總則
- 第一節 課稅及徵收
- 第二節 徵收ノ免除
- 第三節 展議及訴請
- 第二章 物品

第一節 通則

- 第一節 通則
- 第一款 設置及作業
- 第二款 指定保稅區域
- 第三款 特許保稅區域
- 第一目 通則
- 第二目 保稅貨場
- 第三目 保稅倉庫
- 第四目 保稅工場
- 第三節 通則
- 第一款 輸出、輸入及積戻
- 第二款 保稅運送
- 第三款 轉運及外國經由運送

第八章 雜則

- 第一章 總則
- 第一節 課稅及徵收
- 第一款 輸出內輸物品ニ付テハ別表輸出稅率表ニ依リ輸出稅ヲ課ス
- 第二款 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ以テ關稅ノ納稅義務者トス但シ第十三條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 輸出申告又ハ輸入申告ニ係ル物品ニ付テハ申告人但シ第二十六條乃至第三十八條ノ規定ニ該當スル物品ノ場合ヲ除ク
- 二 第五十三條第一項但書ニ該當スル消費物品ニ付テハ消費
- 三 第五十四條第一項ニ該當スル積運物品ニ付テハ積運ミタル者、積ミタル者知レザルトキハ特許保稅區域積運物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設置人、保稅運送物品又ハ轉送物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保稅スル者
- 四 第五十四條第一項ニ該當スル積運物品ニ付テハ特許保稅區域積運物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設置人、保稅運送物品又ハ轉送物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保稅スル者
- 五 第五十四條第二項ニ該當スル物品ニ付テハ各其ノ申告人故チ關稅ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル物品ニ付テハ其ノ納稅ヲ免レ又ハ免レントシタル者但シ前號ニ該當スル物品ノ場合ヲ除ク
- 七 其ノ他ノ物品ニ付テハ輸出又ハ輸入ヲ爲ス又ハ爲サントシタル者

- 第三章 運輸機關
- 第一節 船舶
- 第二節 車輛
- 第三節 航空機
- 第四章 通關代辦人
- 第五章 稅關官吏ノ職權
- 第六章 罰則
- 第七章 犯罪ノ捜査及處分
- 第一節 通則
- 第二節 搜查
- 第三節 處分

- 第五十四條第一項ニ該當スル積運物品ニ付テハ積運ミタル者、積ミタル者知レザルトキハ特許保稅區域積運物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設置人、保稅運送物品又ハ轉送物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保稅スル者

キハ第一號ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第一項第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テ設置人ト申告人トノ納稅義務者トキハ申告ノミ共ノ納稅義務ヲ負擔ス

第三條 關稅ハ前條第一項第一號ノ場合ハ申告ノ時、第二號ノ場合ハ消費セントスル時、第三號又ハ第四號ノ場合ハ貨物又ハ紛失ノ時各其ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量並ニ國境到着平常價格ニ依リ之ヲ課ス

前條第一項第五號ノ場合ノ關稅ハ指定期間満了ノ時當該物品ノ納稅ノ時ニ於ケル性質及數量並ニ國境到着平常價格ニ依リ之ヲ課ス

前二項ニ該當セザル場合ノ關稅ハ第十三條第二項ノ場合ヲ除クノ外輸出又ハ輸入セントスル時其ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量並ニ國境到着平常價格ニ依リ之ヲ課ス

第四條 第二百二十條但書ノ規定ニ

依リ輸入ノ際検査ヲ受ケタル保稅倉庫貯置物品ノ關稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ輸入検査ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ課ス

前項ノ輸入検査ヲ受ケタル物品方減失若ハ變質シ又ハ滅却セラレタルトキハ其ノ現存スルモノニ付前條ノ規定ヲ適用ス

第五條 經濟部大臣必要アリト認ムルトキハ期間ヲ定メ第三條ニ規定スル國境到着平常價格ニ近似スル價格ヲ以テ其ノ期間ノ課稅價格ト爲スコトヲ得

第六條 從價稅ヲ課セラルル物品ニ付テハ輸出又ハ輸入認許前ニ限リ申請ニ基キ損傷ノ程度ニ應ジテ輕減シタル稅額ヲ徵收スルコトヲ得但シ郵便物ノ場合ニ在リテハ申請ニ依ルヲ要セス消費其ノ他ノ事由ニ因リ第三條ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量ニ依ルコト能ハザルトキハ其ノ時ニ最モ近キ時ニ於ケル物品ノ性質及數量ニ依リ關稅ヲ徵收スルコトヲ得

第七條 稅關長ハ輸出物品又ハ輸入物品ニ付關稅ヲ徵收セントスルトキハ其ノ額ヲ決定シ納金額及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ以テ即時之ヲ納付スベキ旨ヲ納稅義務者ニ告知スベシ但シ第九條ノ規定ニ依リ物品ヲ検査シタル官吏關稅ヲ收納スル場合ニ在リテハ其ノ官吏ヲシテ口頭ヲ以テ告知セシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第十六條及第十七條ニ規定スル手續ニ依ル場合ニハ之ヲ適用セズ

第八條 納稅告知書ノ送達ハ當該官吏其ノ職務場所ニ於テ自ら納稅義務者ニ交付シテ之ヲ爲ス場合ノ外使丁又ハ郵便ニ依ル國稅徵收法第三十五條及第三十七條乃至第四十一條ノ規定ハ納稅告知書ノ送達ニ之ヲ適用ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ關稅ハ其ノ物品ヲ検査シタル官吏検査ノ場所ニ於テ之ヲ收納スルコトヲ得

一 旅行者ノ携帶品

二 保稅區域ニ非ザル場所ニ設置セラレタル物品

第十條 前條ノ規定ニ依リ關稅ヲ收納シタル官吏出納官吏ニ非ザルトキハ之ヲ出納官吏ニ引繼グベシ

第十一條 出納官吏ニ非ザル官吏第九條ノ規定ニ依リ收納シタル現金ヲ失シタルトキハ之ヲ辨償スベシ但シ經濟部大臣ニ對シ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラザリシコトヲ證明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 引取ヲ了シタル物品又ハ故ナク關稅ノ納付ヲ免レタル物品ニ付關稅ノ納稅告知書ヲ受ケタル者之ヲ納付セザルトキハ稅關長ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外國稅徵收法ノ規定ヲ適用シテ之ヲ徵收ス

第十三條 輸出郵便物ニ就テノ關稅ハ其ノ差出人ニ、輸入郵便物ニ付テノ關稅ハ其ノ受取人ニ之ヲ課ス

郵便物ニ付テノ關稅ハ通關局ニ

於テ郵便物ヲ受理シタル時又ハ郵便物通關局ニ到着シタル時各其ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量並ニ國境到着平常價格ニ依リ之ヲ課ス

第十四條 郵政官署ハ關稅ヲ徵收スベシ郵便物ヲ關稅ノ徵收ニ先テ外國ニ發送シ又ハ受取人ニ交付スルコトヲ得ズ

第十五條 通關局輸出物品ヲ包含スル郵便物ヲ受理シタルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ稅關長ニ通報シ當該郵便物ヲ稅關官吏ノ検査ニ提供スベシ輸出物品又ハ輸入物品ヲ包含スル郵便物通關局ニ到着シタルトキ亦同ジ

第十六條 稅關長ハ輸出物品又ハ輸入物品ヲ包含スル郵便物ニ付關稅ヲ徵收セントスルトキハ其ノ額ヲ決定シ之ヲ通關局ニ通知スベシ

郵政官署ハ前項ノ通知ニ基キ郵便物ノ差出人又ハ受取人ニ其ノ關稅額ヲ通知スベシ

第十七條 前條第二項ノ通知ヲ受

ケタル者ハ稅金額ニ相當スル收印紙ヲ通知書ニ貼付シ之ヲ郵政官署ニ提出スベシ

郵政官署前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ之ヲ稅關長ニ送付スベシ

第十八條 第十六條第二項ノ通知ヲ受ケタル者輸出郵便物ニ付テハ通知ノ日ヨリ十日以内ニ、輸入郵便物ニ付テハ通知ノ日ヨリ二十五日以内ニ前條第一項ノ手續ヲ爲サザルトキハ郵政官署ハ輸出郵便物ノ場合ニ在リテハ之ヲ差出人ニ還付シ輸入郵便物ノ場合ニ在リテハ之ヲ差出人立郵政官署ニ返送スルコトヲ得

第十九條 郵便物ニ付テノ關稅ノ納稅義務ハ前項ノ還付又ハ返送ニ依リ消滅ス輸出郵便物ノ配達不能ニ因リ還付ノ場合ニ付亦同ジ

郵政官署還付又ハ返送ノ措置ヲ爲シタルトキハ還附ナク其ノ旨ヲ稅關長ニ通報スベシ

第十九條 本法ノ規定ニ依リ提供又ハ供託スベキ擔保物ノ種類ハ

金錢又ハ國債證券ニ限ル

第二十條 關稅ノ擔保物ヲ提供又ハ供託シタル物品ニ付納稅告知書ヲ受ケタル者告知書送達ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ關稅ヲ納付セザルトキハ稅關長ハ擔保物ヲ以テ關稅ニ充當スルコトヲ得告知書ノ公示送達ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ効力發生ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ關稅ヲ納付セザルトキ亦同ジ

第二十一條 前條ニ依リ擔保物ヲ以テ關稅ニ充當スル場合ニ於テ擔保物價額證券ナルトキハ稅關長ハ其ノ價額金額ヲ下ラザル價格ヲ以テ之ヲ賣却シ又ハ買入價格ヲ爲シ其ノ代金ヲ關稅ニ充當スベシ

國債證券ヲ其ノ價額金額ヲ下ラザル價格ヲ以テ賣却セントスルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第二十二條 關稅ノ擔保トシテ提供又ハ供託シタル擔保物ヲ關稅ニ充當シタル場合ニ於テ殘金アルトキハ之ヲ擔保物ノ提供者又

ハ供託者ニ還付ス擔保物ノ提供者又ハ供託者ニ還付スルコト能ハザルトキハ之ヲ供託ス

第二十三條 關稅ノ徵收權ハ之ヲ行使シ得ル日ヨリ二年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効宗成ス

故ナク關稅ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル場合ニ於ケル關稅ノ徵收權ハ納付ヲ免レントシタル日ヨリ五年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効完成ス

前項ノ徵收權ハ故ナク關稅ノ納付ヲ免レントシタルノ故ヲ以テ其ノ物品ヲ沒收シ又ハ關稅ニ關シシメタルトキ消滅ス

第二十四條 關稅ノ過誤納ニ因テ生ジタル政府ニ對スル請求權ハ關稅納付ノ日ヨリ二年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効完成ス

第二十五條 前二條ノ期間内ニ爲シタル納稅告知、納稅督促又ハ受取請求ハ時効ヲ中斷ス

第二節 徵收ノ免除

第二十六條 御料品、御下賜品及獻上品ニ付テハ其ノ關稅ヲ徵收セズ

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ其ノ輸入稅ヲ徵收セズ

一 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品

二 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館又ハ公使館ニ於テ公用ノ爲使用スル物品但シ本邦ヨリ派遣シタル大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節ニ屬スル自用品又ハ本邦大使館若ハ公使館ノ公用品ニ對シ關稅ノ免除ニ制限ヲ附スル國ニ付テハ相互條件ニ依ル

三 本邦領事館又ハ通商代表公館ノ公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館又ハ通商代表公館ニ於テ公用ノ爲使用スル物品但シ相互條件ニ依

ル

四 本邦大使館又ハ公使館ノ館員、領事又ハ通商代表ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員、領事又ハ通商代表ニ屬スル自用品但シ相互條件ニ依ル

五 外國ノ元首又ハ外國政府ヨリ贈與セラレタル勳章、記章及賞牌

六 政府ノ輸入ニ係ル勳章及記章並ニ其ノ容器

七 政府ノ輸入ニ係ル度量衡ノ原器

八 政府ノ專賣品但シ關稅專賣法第七條第一項但書ニ該當スルモノヲ除ク

九 滿洲中央銀行ノ輸入ニ係ル紙幣原版、鈔票原形及銅貨原料品

十 孤兒院、養老院、施療病院等ノ慈善團體ニ寄贈セラレタル物品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ

十一 神社、寺院、教會等ニ寄贈セラレタル式典用品及禮拜用品

十二 忠靈塔、招魂碑等ノ建設材料品

十三 公園、道路等ニ建立スル頌德像、紀念碑其ノ他ノ公共記念物

十四 種用動物、栽培用種子並ニ農具器具機械及其ノ部分品ニシテ國、省、縣其ノ他ノ公共團體又ハ政府ノ指定スル產業ニ關スル法人若ハ組合ノ輸入スルモノ

十五 輸出シタル物品ニシテ一年以内ニ再ビ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變ゼザルモノ但シ第三十條ニ依リ輸入稅ノ徵收ヲ免除セラレタル物品ヲ除ク

十六 在外車隊、軍艦又ハ公館ヨリノ送還品

十七 本邦ノ船舶其ノ他ノ運輸機關方設備ニ因リ解體セラレタル場合ノ解體材但シ當該運輸

輪機關ノ所有者ノ所有ニ依ルモノニシテ其ノ者ガ輸入スル場合ニ限ル

第十八 電力

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ關稅ヲ徵收セズ

一 軍用品

二 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル運輸機關

三 國境ニ建設セララルル構築其ノ他之ニ準ズベキ建築物ノ建設又ハ修理用材料品

四 輸出品又ハ輸入物品ノ容器

五 贈答品其ノ他ノ對價ヲ伴ハザル物品ニシテ郵便、鐵道小荷物便又ハ航空便ニ依リ輸出又ハ輸入セララルモノ

六 發用又ハ意匠ノ鑄形又ハ見本及商標ノ印版

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入稅ヲ徵

收七セ

一 國有鐵道用品

二 重要産業ノ基礎設備用品

三 專ラ空襲防衛ノ用ニ供セララル物品

四 學校、博物館、物品陳列所等ニ陳列セラルル標本及參考品

五 校旗、團旗及會旗

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ再ビ輸出スルモノニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入稅ヲ徵收セズ

一 學術研究ノ爲輸入スル物品

二 試驗品トシテ輸入スル物品

三 注文取集ノ爲輸入スル見本品

四 製作見本品トシテ輸入スル物品

五 本邦ニ渡來スル巡回興業者ガ輸入スル興業用物品

六 博覽會、展覽會、共進會、品評會等ニ出品スル爲輸入スル物品

七 教化又ハ宣傳ヲ爲ス爲輸入

スル活動寫眞用フィルム

八 攝影ノ爲輸入スル活動寫眞用フィルム

九 土木工事ヲ爲ス爲輸入スル工用器具機械

十 修理作業ヲ爲ス爲輸入スル修理用器具機械

十一 計器類ノ檢定ヲ爲ス爲輸入スル檢定用器具機械

稅關長ハ前項ノ規定ニ依リ輸入稅ノ徵收ヲ免除スル物品ノ輸入ノ際輸入稅ニ相當スル擔保物ヲ提供又ハ供託セシムルコトヲ得

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ稅關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ付テハ其ノ關稅ヲ徵收セズ

一 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル運輸機關ノ備品及當該運輸機關内ニ於テ消費スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品

二 旅行者ノ携帶品但シ旅行者ノ身分ニ相當スルモノニ限ル

三 個人ニ屬スル引越荷物但シ

既ニ使用セラレタルモノニ限ル

四 商品見本品及廣告用物品但シ見本又ハ廣告用ノミニ違スルモノニ限ル

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ稅關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ付テハ其ノ輸入稅ヲ徵收セズ

一 博覽會、展覽會、共進會、品評會等ニ出品スル爲又ハ學校、博物館、物品陳列所等ニ陳列スル爲輸出スル物品

二 外國ニ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ船積スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品

三 第四百三十三條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承認ヲ受クル際國內各港間ノミマ往來スル外國船舶ノ食料、燃料其ノ他ノ消耗品

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ稅關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ付テハ其ノ輸入稅ヲ徵收セズ

一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈セラレタル給與品

二 外國ノ政府、團體等ヨリ本邦在住者ニ贈與セラレタル記念品

三 種用動物、栽培用種子並ニ農具器具機械及其ノ部分品ニシテ人又ハ法人ガ自ラ使用スル爲輸入スルモノ但シ第二十七條第十四號ニ該當スル場合ヲ除ク

四 外國ニ往來スル內國船舶ニ其ノ船用品トシテ船積スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品

五 國內各港間ノミマ往來スル內國船舶ニ災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ其ノ船用品トシテ船積スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品

六 第四百三十三條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承認ヲ受クル際外國ニ往來スル船舶内ニ在ル其ノ船舶ノ食料、燃料其ノ他ノ消耗品

第三十四條 加工又ハ修理ノ爲輸入

出シ再ビ輸入スル物品及加工又ハ修理ノ爲輸入シ再ビ輸出スル物品ニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ關稅ノ全部又ハ一部ヲ徵收セズ

稅關長ハ前項ノ規定ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除スル物品ノ輸出又ハ輸入ノ際關稅ニ相當スル擔保物ヲ提供又ハ供託セシムルコトヲ得

第三十五條 陸接國境內國地城ニ居住スル耕作者ガ陸接國境外國地城ニ於テ收穫シタル農產物又ハ其ノ地城ニ於テ播種シ若ハ施肥スル爲ノ種子若ハ肥料ヲ自ラ輸入シ又ハ輸出スル場合ニ於テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ關稅ヲ徵收セズ陸接國境外國地城ニ居住スル耕作者ガ陸接國境內國地城ニ於テ收穫シタル農產物又ハ其ノ地城ニ於テ播種シ若ハ施肥スル爲ノ種子若ハ肥料ヲ自ラ輸出シ又ハ輸入スル場合ニ付亦同ジ

第三十六條 陸接國境內國地城居住者ガ自家消費ノ爲自ラ輸入スル生活必需品ニ付テハ居住地附近ニ於テ入手スルコト困難ナル物品ニシテ稅關長ニ於テ相當ト認ムルモノニ限り其ノ輸入稅ヲ徵收セズ

第三十七條 陸接國境內國地城居住者ガ其ノ職業ニ從事スル爲攜帶シテ輸出シ相當ノ期間內ニ再ビ攜帶シテ輸入スル職業用具ニ付テハ稅關長ニ於テ相當ト認ムルモノニ限り其ノ關稅ヲ徵收セズ陸接國境外國地城居住者ガ其ノ職業ニ從事スル爲攜帶シテ輸入シ相當ノ期間內ニ再ビ攜帶シテ輸出スル職業用具ニ付亦同ジ

第三十八條 陸接國境內國地城居住者ガ陸接國境外國地城ニ付テ放牧、農耕等ヲ爲ス爲輸出シ相當ノ期間內ニ再ビ輸入スル家畜ニ付テハ稅關長ニ於テ相當ト認ムルモノニ限り其ノ關稅ヲ徵收セズ陸接國境外國地城居住者ガ

陸接國境內國地城ニ付テ放牧、農耕等ヲ爲ス爲輸入シ相當ノ期間內ニ再ビ輸出スル家畜ニ付亦同ジ

第三十九條 前四條ノ規定ハ鐵道車輛ニ依リ輸出又ハ輸入スル物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十條 陸接國境內國地城ノ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ

第四十一條 特定ノ用途ニ充ツルコトヲ條件トシタル免稅物品ヲ規定以外ノ用途ニ充テタルトキハ其ノ關稅ヲ徵收スル但シ第四百十三條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承認ヲ受タル際外國ニ往來スル内國船舶內ニ其ノ船用品トシテ殘存スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品ニ付キ其ノ數額相當程度ナルノ理由ニ因リ又ハ其ノ他ノ免稅物品ニ付相當期間該物品ガ規定ノ用途ニ充テラレタルノ理由ニ因リ稅關長ニ於テ關稅ヲ徵收セザルヲ相當ト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三節 展覽及運輸

第四十二條 關稅ノ賦課、徵收又ハ免除ニ關スル稅關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ書面ヲ以テ稅關長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタルトキハ稅關長ハ書面ヲ以テ之ヲ決定シ異議申立人ニ交付スベシ

第四十四條 異議ノ申立ハ處分ノ執行ヲ停止セズ但シ稅關長必要ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四十五條 第四百十三條ノ稅關長ノ決定ニ對シ不服アル者ハ該物品ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 關稅ノ賦課、徵收若ハ免除ニ關スル異議ノ申立又ハ其ノ決定ニ對スル訴願ハ當該物品ヲ本法ニ規定スル展覽場所ヨリ引取リタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ稅關長ノ承認ヲ受ケ物品ノ價格ニ相當スル擔保物ヲ提供又ハ供託シタル場合ハ此

又ハ關稅通關ニ直接接觸スル保證區域ニ於テ消費スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二條 第五十條各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アル場合ノ外手入、加工其ノ他ノ作業ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百二十八條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸入セラレザルモノト看做ス但シ本法ノ規定ニ依リ作業ノ爲ニ非ズシテ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

輸送ニ付制限ヲ附スルコトヲ得

第五十條 竊取、損傷其ノ他ノ事申ニ因リ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ滅却セントスルトキハ稅關長ノ承認ヲ受クベシ

一 保險區域設置物品但シ第六十二條第一號乃至第四號ニ規定スル保險區域ノ場合ニ在リテハ通關手續ヲ爲サザル内國物品ヲ除ク

二 第五十八條但書ノ規定ニ依リ保險區域ニ非ザル場所ニ設置セラレタル物品

三 關稅通關ニ由リ運送中ノ外國物品及外國經由運送物品ニシテ保險運送、轉運又ハ外國經由運送中ノモノ

第五十一條 前條各號ノ一ニ該當スル物品ハ本法ノ規定ニ依リ作業ノ爲消費スル場合ノ外之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ第三十一條第一號ノ物品ヲ當該運輸機關內ニ於テ消費スル場合及第二號ノ物品ヲ當該旅行者ガ關稅通關

又ハ關稅通關ニ直接接觸スル保證區域ニ於テ消費スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二條 第五十條各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アル場合ノ外手入、加工其ノ他ノ作業ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百二十八條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸入セラレザルモノト看做ス但シ本法ノ規定ニ依リ作業ノ爲ニ非ズシテ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十五條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十八條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百二十八條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸入セラレザルモノト看做ス但シ本法ノ規定ニ依リ作業ノ爲ニ非ズシテ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十一條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十二條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十四條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十五條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十七條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十八條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通關ニ由リ運送中ノ第五百三十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

他ノ取扱ヲ爲ス者ハ總テ物品ノ
取締ニ關スル稅關長ノ命令ニ服
シ稅關官吏ノ指揮ニ從フベシ
前項ノ規定ニ該當スル者及外國
物品、轉運物品又ハ外國經由運
送物品ヲ輸送スル者ハ稅關官吏
ノ職務ノ執行ニ付便宜ヲ供與ス
ベシ

第二節 搬置及作業

第一款 通 則

第五十八條 外國物品及輸出、轉
運又ハ外國經由運送ノ認許ヲ受
ケントスル內國物品ハ之ヲ保税
區域ニ非ザル場所ニ搬置スルコ
トヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該
當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
一 巨大積量其ノ他ノ事由ニ因
リ保税區域ニ搬置スルコト因
難ナル物品
二 第七十三條第一項ノ規定
ニ依リ搬卸又ハ積積セントス
ル物品ニシテ同項第一號又ハ
第二號ニ該當スルモノ
三 災害其ノ他ノ抗拒スベカラ
ザル事由ニ因リ假ニ搬置セン

トスル物品
四 檢査物品
五 押收物品

第五十九條 前條第一號ニ該當ス
ル物品ヲ保税區域ニ非ザル場所
ニ搬置セントスルトキハ稅關長
ノ許可ヲ受クベシ
稅關長ハ外國物品ニ付前項ノ許
可ヲ與ヘントスルトキハ其ノ物
品ノ關稅ノ擔保物ヲ提供セシム
ルコトヲ得

第六十條 第五十條第一號ニ該當
スル保税區域搬置物品ニ付テハ
其ノ現狀ヲ維持スル爲必要ナル
場合ニ限り稅關長ノ承認ヲ受ケ
テ手入作業ヲ爲スコトヲ得
前項ノ手入作業ニ付テハ第八八
條ノ規定ヲ準用ス

第六十一條 保税區域ニ出入スル
若ハ保税區域ノ取締ニ關スル稅
關長ノ命令ニ服シ稅關官吏ノ指
揮ニ從フベシ
第二款 指定保税區域
第六十二條 指定保税區域ノ種
類ハ左ノ通トス

一 稅關界
二 稅關飛行場
三 通關局
四 通關場
五 稅關界地

第六十三條 稅關界ハ鐵道ニ由ル
物品ニ付通關手續ヲ爲ス爲ノ保
稅區域トス
稅關界ハ國外ト連絡シテ一般輸
送ノ用ニ供セラルル鐵道ノ國境
ニ近接スル處ニ付經濟部大臣之
ヲ指定ス

第六十四條 稅關飛行場ハ空路ニ
由ル物品ニ付通關手續ヲ爲ス爲
ノ保税區域トス
稅關飛行場ハ公共ノ用ニ供セラ
ルル飛行場ニ付經濟部大臣之ヲ
指定ス

第六十五條 通關局ハ郵便物ニ付
通關手續ヲ爲ス爲ノ保税區域ト
ス
通關局ハ郵政改政ニ付經濟部大臣
之ヲ指定ス

第六十六條 通關場ハ第四十九條
第一項第二號ノ四稅通路ニ由ル

物品ニ付通關手續ヲ爲ス爲ノ保
稅區域トス
通關場ハ國外ト連絡シテ一般輸
送ノ用ニ供セラルル陸路若ハ水
路又ハ之ニ接續スル區域ノ國境
ニ近接スル場所ニ付稅關長之ヲ
指定ス

第六十七條 稅關界地ハ通關手續
ヲ爲サントスル物品ヲ搬置スル
爲ノ保税區域トス
稅關界地ハ稅關ノ構内ニ付稅關
長之ヲ指定ス

第六十八條 外國物品ヲ稅關界、
稅關飛行場又ハ通關場ニ搬入シ
タル者ハ物品搬入後直ニ其ノ通
關手續ヲ開始シ又ハ之ヲ他ノ保
稅區域ニ搬出スベシ但シ鐵道車
輛又ハ航空機ニ依リ稅關界又ハ
稅關飛行場ニ搬入シタル物品ヲ
當該運輸機關ニ積載シタル積載
置スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第六十九條 稅關界、稅關飛行場
又ハ通關場ニ於テ通關手續ヲ了
シタル物品ハ運送ナク之ヲ其ノ
保税區域ヨリ搬出スベシ但シ鐵

道車輛又ハ航空機ニ積載シタル
物品及輸入手續ヲ了シタル物品
ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條 稅關長ハ取締上必要ア
リト認ムルトキハ稅關界、稅關
飛行場又ハ通關場ニ於テ通關手
續ヲ爲シ得ベキ物品又ハ其ノ通
關手續ノ種類ヲ制限スルコトヲ
得

第七十一條 第八十條ノ規定ハ稅
關界及稅關飛行場ニ付之ヲ準用
ス

第七十二條 第八十一條第二項、
第九十一條、第九十三條及第九
十四條ノ規定ハ稅關界地ニ付之
ヲ準用ス

第七十三條 稅關界地ニ搬置セラ
レタル物品搬置期限ヲ超過シタ
ルトキハ貨主ハ運送ナク之ヲ搬
出スベシ
貨主前項ニ規定スル外國物品ノ
搬出ヲ爲サザルトキハ稅關長ハ
之ヲ賣却スルコトヲ得

稅關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ
賣却ノ費用及其ノ物品ノ關稅ニ

相當スル金額ヲ收納シ仍殘金ヲ
ルトキハ之ヲ共託スベシ
第七十四條 通關場又ハ稅關界地
ニ搬入シタル物品ニ付テハ貨主
其ノ保管ノ責任ニ任ズベシ

第三款 特許保税區域
第一目 通 則
第七十五條 特許保税區域ノ種類
ハ左ノ通トス

一 保税貨場
二 保税倉庫
三 保税工場
第七十六條 經濟部大臣又ハ稅關
長ハ其ノ特許シタル保税區域ノ
設置ニ關シ設置人ヲ監督ス

第七十七條 稅關長ハ特許保税區
域ノ設置人ニ對シ其ノ設置ニ關
スル報告ヲ命ジ又ハ稅關官吏ヲ
シテ特許保税區域ノ設置ノ狀況
ヲ檢査セシムルコトヲ得

第七十八條 特許保税區域ノ設置
人ハ物品保管規則及物品保管料
率ヲ定メ保税區域ノ設置ヲ特許
シタル經濟部大臣又ハ稅關長ニ
之ヲ届出ヅベシ但シ設置人ノ物

品ヲ搬置スル爲ノ特許保税區域
ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
特許保税區域ノ設置人前項ノ物
品保管規則又ハ物品保管料率ヲ
變更シタルトキ亦前項ニ同ジ
經濟部大臣又ハ稅關長ハ其ノ特
許シタル保税區域ノ設置ノ狀況
ニ依リ必要アリト認ムルトキハ
物品保管規則又ハ物品保管料率
ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第七十九條 設置人ノ物品ヲ搬置
スル爲ノ特許保税區域ノ場合ニ
在リテハ稅關長ハ其ノ設置人ヲ
シテ保税區域搬置物品ノ關稅ノ
擔保物ヲ信託セシムルコトヲ得

第八十條 稅關長ハ特許保税區域
ノ設置人ニ對シ通關上必要ナル
設備ノ實施ヲ命ズルコトヲ得

第二目 保税貨場
第八十一條 保税貨場ハ通關手續
ヲ爲サントスル物品ヲ搬置スル
爲ノ保税區域トス、保税貨場ニ
ハ前項ニ規定スル物品ノ搬置ヲ
妨ケザル範圍内ニ於テ前項ノ規
定ニ該當セザル內國物品ヲ搬置

スルコトヲ得
第八十二條 保税貨場ノ種類ハ左
ノ通トス
一 第一種保税貨場
二 第二種保税貨場
第一種保税貨場トハ聯邦公共ノ
利便ニ供スルコトヲ目的トスル
保税貨場ヲ謂ヒ
第二種保税貨場トハ其ノ他ノ保
稅貨場ヲ謂フ

第八十三條 保税貨場ヲ設置セン
トスル者ハ稅關長ノ特許ヲ受ク
ベシ
第八十四條 第二種保税貨場設置
ノ特許ヲ受ケタル者ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ特派官吏手数料ヲ
納付スベシ

第八十五條 保税貨場設置ノ特許
期間ハ特許ノ日ヨリ三年以内ト
ス
前項ノ特許期間ハ申請ニ依リ之
ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期
間ハ更新ノ日ヨリ三年ヲ超ニル
コトヲ得ズ
第八十六條 保税貨場設置ノ特許

ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

- 一 貨場主保稅貨場設置ノ廢止ニ付稅關長ノ承認ヲ受ケタルトキ
- 二 貨場主死亡シ又ハ貨場主タル法人解散シタルトキ
- 三 特許期間満了シタルトキ
- 四 特許ヲ取消セラレタルトキ

第八十七條 保稅貨場設置ノ特許消滅シタルトキハ貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人(貨場主法人タリシトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人ヲ謂フ以下同ジ)ノ責任ニ於テ特許消滅後十日以内ニ當該區域設置ノ外國物品ニ付輸入、積戻、轉運又ハ保稅運送ノ特許ヲ受クベシ

貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人前項ノ特許ヲ受ケザルトキハ稅關長ハ當該物品ヲ賣却スルコトヲ得但シ賣却ノ時期ハ貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人ニ對シ賣却スベキ旨ヲ通告シタル後一月以後タルコトヲ要ス

稅關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ賣却ノ費用及關稅ニ相當スル金額ヲ收納シ仍殘金アルトキハ貨物主タリシ者又ハ其ノ相續人ニ之ヲ交付スベシ

第八十八條 保稅貨場設置ノ特許消滅シタル場合ト雖モ其ノ區域ニ設置セラレタル外國物品ノ處理ヲ了スル迄ハ其ノ外國物品ニ關シ當該區域ヲ保稅貨場ト看做ス

第八十九條 保稅貨場設置ノ特許消滅シタル場合ト雖モ其ノ區域ニ設置セラレタル外國物品ノ處理ヲ了スル迄ハ貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人ハ前條ニ依リ保稅貨場ト看做セラレタル區域及其ノ設置物品ニ關シ貨場主ト看做ス

第九十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ稅關長ハ保稅貨場設置ノ特許ヲ取消スコトヲ得

- 一 貨場主設置物品ノ關稅ノ負擔ニ堪ヘザルノ疑アルトキ
- 二 貨場主又ハ其ノ使用人其ノ

他ノ從業員本法又ニ本法ニ基キ設シタル命令ニ違反シタルトキ

- 三 貨場主二百圓以上ノ罰金又ハ徒刑以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 取締上特ニ必要アルトキ

第九十一條 保稅貨場ノ物品ノ設置期間ハ物品搬入ノ日ヨリ一月トス但シ稅關長ニ於テ相當ノ理由アリト認ムルトキハ申請ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第九十二條 設置期限ヲ超過シタル物品ハ貨場主ノ責任ニ於テ運需ナク之ヲ搬出スベシ

貨場主前項ニ規定スル外國物品ノ搬出ヲ爲サザルトキハ稅關長ハ之ヲ賣却スルコトヲ得

稅關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ賣却ノ費用及關稅ニ相當スル金額ヲ收納シ仍殘金アルトキハ之ヲ貨場主ニ交付スベシ

第九十三條 設置物品ニ付通關手續ヲ了シタル者ハ特ニ稅關長ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外運需ナク當該物品ヲ其ノ保稅貨場ヨリ搬出スベシ

ク當該物品ヲ其ノ保稅貨場ヨリ搬出スベシ

第九十四條 保稅貨場ニ物品ヲ搬入セントスルトキハ其ノ旨ヲ稅關長ニ届出ツベシ

保稅貨場ニ第八十一條第二項ニ規定スル物品ヲ搬入セントスルトキハ稅關長ノ許可ヲ受クベシ

保稅貨場ヨリ物品ヲ搬出セントスルトキハ稅關長ノ許可ヲ受クベシ

第九十五條 貨場主保稅貨場ヲ一月以上ニ亘リ第八十一條第二項ニ規定スル内國物品ノミニ設置ニ充テントスルトキハ稅關長ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認アリタル保稅貨場ニ付テハ内國物品ノミニ設置スル期間中第五十條乃至第五十二條第九十一條、第九十三條及前條ノ規定ヲ適用セズ

第三目 保稅倉庫

第九十六條 保稅倉庫ハ外國物品ヲ設置スル爲メ保稅區域トス

保稅倉庫ニハ外國物品ノ外左ノ

各號ノ一ニ該當スル内國物品ヲ設置スルコトヲ得

- 一 輸出、轉運又ハ外國經由運送ノ特許ヲ受ケントスル物品
- 二 第九十七條ニ規定スル手入作業ノ材料
- 三 保稅倉庫所在地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ特ニ設置ヲ必要トスル物品

前項第三號ノ物品ヲ設置セントスル者ハ該物品ノ設置ニ付稅關長ノ許可ヲ受クベシ

第九十七條 保稅倉庫ノ種類ハ左ノ通トス

- 一 第一種保稅倉庫
- 二 第二種保稅倉庫

第一種保稅倉庫トハ専ラ公共ノ利便ニ供スルコトヲ目的トスル保稅倉庫ヲ謂ヒ第二種保稅倉庫トハ其ノ他ノ保稅倉庫ヲ謂フ

第九十八條 保稅倉庫ヲ設置セントスル者ハ經濟部大臣ノ特許ヲ受クベシ

第九十九條 保稅倉庫設置ノ特許期間ハ特許ノ日ヨリ十年以内ト

前項ノ特許期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ日ヨリ十年ヲ超ニルコトヲ得ズ

第一百條 保稅倉庫設置ノ特許消滅シタルトキハ倉庫主タリシ者又ハ其ノ相續人(倉庫主法人タリシトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人ヲ謂フ以下同ジ)ノ責任ニ於テ特許消滅後一月以内ニ當該區域設置ノ外國物品ニ付輸入、積戻、轉運又ハ保稅運送ノ特許ヲ受クベシ

第一百一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ經濟部大臣ハ保稅倉庫設置ノ特許ヲ取消スコトヲ得

- 一 倉庫主設置物品ノ關稅ノ負擔ニ堪ヘザルノ疑アルトキ
- 二 倉庫主又ハ其ノ使用人其ノ他ノ從業員本法又ニ本法ニ基キ設シタル命令ニ違反シタルトキ

倉庫主二百圓以上ノ罰金又ハ徒刑以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第一百二條 保稅倉庫ノ物品ノ設置期間ハ左ノ通トス

- 一 外國物品 搬入ノ日ヨリ一年
- 二 内國物品 搬入ノ日ヨリ一月

前項第二號ノ規定ハ第九十六條第二項第二號及第三號ノ物品ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ稅關長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ倉庫主ニ對シ其ノ搬出ヲ命ズルコトヲ得

第一百三條 設置期限ヲ超過シタル外國物品ハ期限超過後十日以内ニ倉庫主ノ責任ニ於テ之ヲ搬出スベシ

倉庫主前項ニ規定スル物品ノ搬出ヲ爲サザルトキハ稅關長ハ之ヲ賣却スルコトヲ得

稅關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ賣却ノ費用及關稅ニ相當スル金額ヲ收納シ仍殘金アルトキハ之ヲ倉庫主ニ交付スベシ

ワ倉庫主ニ交付スベシ

第一百四條 設置期限ヲ超過シタル内國物品ハ期限超過三日以内ニ倉庫主ノ責任ニ於テ之ヲ搬出スベシ

第一百五條 設置物品ニ付通關手續ヲ了シタル者ハ特ニ稅關長ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外通關手續終了ノ日ヨリ五日以内ニ當該物品ヲ其ノ保稅倉庫ヨリ搬出スベシ

第一百六條 保稅倉庫ニ物品ヲ搬入セントスルトキハ稅關長ノ許可ヲ受クベシ

保稅倉庫ヨリ物品ヲ搬出セントスルトキハ亦同ジ

第一百七條 保稅倉庫ノ設置物品ニ付テハ稅關長ノ承認ヲ受ケ其ノ性質ヲ變ゼザル範圍内ニ於テ改装、仕分、分割、併合其ノ他類似ノ手入作業ヲ爲スコトヲ得

第一百八條 前條ノ手入作業ニ因リ外國物品ニ附加セラレタル内國物品ハ之ヲ外國物品ト看做ス

外國物品ハ手入作業ノ材料トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第九條 第八十四條、第八十六條、第八十七條第二項第三項、第八十八條及第八十九條ノ規定ハ保稅倉庫ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四目 保稅工場

第一百十條 保稅工場ハ外國物品又ハ外國物品ト内國物品ト原料又ハ材料トシテ製造、加工其ノ他類似ノ作業ヲ爲ス爲ノ保稅區域トス

保稅工場ニ於テハ稅關長ノ許可シタル範圍内ニ於テ内國物品ノ原料又ハ材料トシテ前項ノ規定ニ該當スル作業ヲ爲スコトヲ得

第一百一十條 外國物品ト内國物品ト原料又ハ材料トシテ作業ヲ爲シタルトキハ因テ得タル物品ハ之ヲ外國物品ト看做ス

第一百十二條 保稅工場ノ物品ノ貯置期間ハ物品搬入ノ日ヨリ一年トス但シ稅關長ニ於テ相當ノ理由アリト認ムルトキハ申請ニ依リ更ニ一年ヲ超エザル期間内ニ

於テ之ヲ延長スルコトヲ得 前項ノ範圍期間ハ搬入ノ日ヨリ異ニスル原料又ハ材料ヲ使用シテ得タル物品ニ付テハ其ノ原料又ハ材料ノ内最後ニ搬入シタルモノノ搬入ノ日ヨリ之ヲ計算ス

第一百十三條 保稅工場ニ於テ作業ノ原料若ハ材料又ハ作業ニ因リテ得タル物品ニ付稅關長ハ搬出ノ爲ノ手入作業ヲ爲サントスルトキハ稅關長ノ承認ヲ受クベシ

第一百十四條 第五十五條、第八十四條、第八十六條、第八十七條、第八十九條、第九十八條乃至第一百零一條及第一百零三條乃至第一百零六條ノ規定ハ保稅工場ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第一百八條ノ規定ハ前條ノ手入作業ニ付之ヲ準用ス

第三節 通關

第一款 輸出、輸入及積戻

第一百十五條 物品ヲ輸出シ、輸入シ又ハ積戻サントスルトキハ稅關長ニ輸出、輸入又ハ積戻ノ申請ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 郵便物
二 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲當時所屬國ヲ出入スル車輛及航空機但シ稅關長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

三 第二十七條第十八號ニ該當スル物品
四 第五十一條但書ノ規定ニ依リ消費スル物品

五 第五十三條第二項ノ規定ニ依リ外國ニ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ積戻セラルル内國物品

六 第七十三條第一項ノ規定ニ依リ外國ニ向ケ離陸セントスル航空機ニ其ノ機用品トシ

テ積戻セラレタル同項第四號ニ該當スル内國物品
七 本法ノ規定ニ依リ賣却セラレタル外國物品

第一百十六條 輸出認許ヲ受ケタル物品ハ之ヲ外國物品トシ輸入認許ヲ受ケタル物品ハ之ヲ内國物品トス

前條第五號及第六號ノ物品ニ付テハ積積又ハ積積ノ際輸出ノ認許アリタルモノト看做ス

前條第七號ノ物品ニ付テハ賣却手續終了ノ際輸入ノ認許アリタルモノト看做ス

法令違反ノ理由ニ因リ國內ニ在ル外國物品ヲ沒收シ又ハ國庫ニ歸屬セシメタルトキハ其ノ處分ノ際該物品ニ付輸入ノ認許アリタルモノト看做ス

ヲ輸入トス 外國ニ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ外國物品ヲ積戻スルハ之ヲ積戻トス

第一百十八條 申告ハ當該物品ガ本法ニ規定スル積戻場所ニ在ル場合ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ船舶ノ積載物品ニ付積載ノ儘申告スルコトヲ稅關長ニ於テ承認シタル場合及鐵道車輛ニ依リ旅行者ノ携帶品ニ付列車内ニ於テ申告スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一百十九條 輸出又ハ輸入ノ申告人ハ申告ノ際當該物品ノ送狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ稅關長ニ提出スベシ稅關長ニ於テ右ノ書類ヲ提出スルコト能ハザル理由アリト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二十條 申告人ハ申告ヲ爲シタル物品ニ付稅關官更ノ検査ヲ受クベシ但シ保稅倉庫貯置物品ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入際検査ヲ受ケタル物品及稅關

官更ニ於テ検査ノ必要ナシト認メタル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二十一條 第五十八條第一號至ハ第二號ノ物品ニ付其ノ積載場所ニ於テ又ハ不開港ニ碇泊スル船舶ノ積載物品ニ付積載ノ儘則條ノ検査ヲ受ケントスルトキハ申告人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ検査手續料ヲ納付スベシ

第一百二十二條 申告ハ相當ノ理由アル場合ニ限り稅關長ノ承認ヲ受ケテ之ヲ取消スコトヲ得但シ輸出、輸入又ハ積戻ヲ爲シタル後ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

輸出、輸入又ハ積戻ノ認許アリタル後前項ノ規定ニ依リ申告ノ取消アリタルトキハ認許ハ其ノ効力ヲ失フ

輸出又ハ輸入ノ申告アリタル物品ニ付關稅ノ納付ナキトキハ稅關長ハ申告ヲ却下スルコトヲ得

第一百二十三條 輸出又ハ輸入ノ申告ヲ爲シタル物品ニ付稅關長ノ承認ヲ受ケ關稅ノ擔保物ヲ提供

又ハ供託シタルトキハ認許ニ先チ之ヲ其ノ積載場所ヨリ引取ルコトヲ得

第一百二十四條 經濟部大臣ハ輸出又ハ輸入ノ取附ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ物品ノ積載地方ニ於ケル輸送ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

第一百二十五條 稅關長必要アリト認ムルトキハ申告人ヲシテ輸出又ハ輸入セントスル物品ノ見本ヲ納付セシムルコトヲ得

第一百二十六條 法令ノ規定ニ依リ政府ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ輸出又ハ輸入スルコトヲ得ザル物品ヲ輸出又ハ輸入セントスル者ハ稅關長ニ政府ノ許可アリタル物品ナルコトヲ證明スルニ非ザレバ之ヲ輸出又ハ輸入スルコトヲ得ズ

第一百二十七條 左ノ物品ノ輸出又ハ輸入ハ之ヲ禁ズ
一 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スベキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品

二 政府ノ機密ヲ洩洩スル物品
三 警察ノ用ニ供セラルル物品
四 他ノ法令ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ禁止シタル物品

第二款 保稅運送
第一百二十八條 外國物品ヲ國內通過ニ由リ運送セントスルトキハ稅關長ニ保稅運送ノ申告ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ但シ郵便物並ニ第五十八條第四號及第五號ノ物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二十九條 一般輸送ノ用ニ供セラルル鐵道又ハ之ト直通若ハ連絡スル專用鐵道ノ接續保稅區域ヨリ仕出シ右ノ鐵道ニ由リ發送セラルル保稅運送物品ノ場合ニ在リテハ當該鐵道運送人ニ於テ保稅運送ノ申告ヲ爲スベシ

保稅運送物品ノ場合ニ在リテハ當該航空運送人ニ於テ保稅運送ノ申告ヲ爲スベシ

第一百三十條 保稅運送ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ

爲スコトヲ得

一 保税區域積載物品ヲ他ノ保税區域ニ運送スル場合

二 第五十八條第一號乃至第三號ニ該當スル物品ヲ其ノ積置場所ヨリ保税區域ニ運送スル場合

第三百三十一條 保税運送物品ハ一

般輸送ノ用ニ供セラルル鐵道又ハ之ト直通若ハ連絡スル專用鐵道ニ由ル場合ノ外稅關長ノ指定スル通路ニ由リ運送スベシ

第三百三十二條 保税運送ハ稅關長ノ指定シタル期間内ニ之ヲ完了スベシ

第三百三十三條 稅關長ハ保税運送ノ認許ニ當リ保税運送申告人ヲシテ保税運送物品ノ關稅ノ擔保物ヲ提供セシムルコトヲ得

第三百三十四條 第一百八條本文、第一百二十條、第一百二十一條及第一百二十二條第一項第二項ノ規定ハ保税運送ニ付之ヲ準用ス

第三款 轉運及外國經由運送

第三百三十五條 外國物品ヲ內國貿易船ニ依リ運送セントスルトキハ稅關長ニ轉運ノ申告ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ內國物品ヲ外國貿易船ニ依リ運送セントスルトキ亦同シ但シ郵便物並ニ第五十八條第四號及第五號ニ規定スル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三百三十六條 轉運物品ハ之ヲ船移スルコトヲ得ズ

第三百三十七條 內國物品ヲ外國ノ地域ヲ經由シテ運送セントスルトキハ稅關長ニ外國經由運送ノ申告ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ但シ郵便物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三百三十八條 第五十五條、第五十六條、第一百八條本文、第一百二十條、第一百二十二條第一項第二項、第三百二十二條及第三百三十三條ノ規定ハ轉運及外國經由運送ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三百三十九條 本法ニ於テ外國貿易船ト稱スルハ本邦ト外國トノ間ニ貨物ノ輸送ヲ爲ス船舶ヲ指シ內國貿易船ト稱スルハ國內各港間ノミニ貨物ノ輸送ヲ爲ス船舶ヲ指フ

第三百四十條 船舶ハ開港ニ由ルニ非ザレバ外國ニ往來スルコトヲ得ズ

第三百四十一條 外國貿易船ハ國內各港ヲ往來スルコトヲ得ズ

第三百四十二條 外國ニ往來スル船舶ハ開港ニ由ルニ非ザレバ外國ニ往來スルコトヲ得ズ

送ニ付之ヲ準用ス

第三百四十一條及第三百四十條ノ規定ハ轉運ニ付之ヲ準用ス

第三章 運送機關

第一節 船舶

第三百三十九條 本法ニ於テ外國貿易船ト稱スルハ本邦ト外國トノ間ニ貨物ノ輸送ヲ爲ス船舶ヲ指シ內國貿易船ト稱スルハ國內各港間ノミニ貨物ノ輸送ヲ爲ス船舶ヲ指フ

第三百四十條 船舶ハ開港ニ由ルニ非ザレバ外國ニ往來スルコトヲ得ズ

第三百四十一條 外國貿易船ハ國內各港ヲ往來スルコトヲ得ズ

第三百四十二條 外國ニ往來スル船舶ハ開港ニ由ルニ非ザレバ外國ニ往來スルコトヲ得ズ

船ハ內國物品ヲ積載スルコトヲ得ズ但シ轉運內國物品又ハ外國經由運送物品ヲ積載スル場合及外國ニ往來スル內國船舶ニ其ノ船用品トシテ內國物品ヲ積載スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百四十三條 外國ニ往來スル船舶國內各港間ノミニ往來セントスルトキ及國內各港間ノミニ往來スル船舶外國ニ往來セントスルトキハ船長ハ稅關長ノ承認ヲ受クベシ

第三百四十四條 外國物品ヲ積載セシ船舶ト他ノ船舶トノ物品ノ積載及運送ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ稅關長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百四十五條 外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲シ積載物

品ノ目錄ヲ提出スルト共ニ外國貿易船ノ場合ニ在リテハ船舶關稅證書及最終仕出港ノ出港許可書ハ之ニ代ルベキ書類ヲ預クベシ

外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲スベシ

轉運外國物品ヲ積載セル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲シ積載貨物ノ目錄ヲ提出スベシ

第四百十六條 外國ニ往來スル船舶及轉運外國物品ヲ積載セル船舶開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ稅關長ノ出港ノ許可ヲ受クベシ

外國貿易船及轉運外國物品ヲ積載セル船舶開港ノ出港許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ其ノ積載ニ於テ積載シタル貨物ノ目錄ヲ稅關長ニ提出スベシ

第四百十七條 外國ニ往來スル船舶及轉運外國物品ヲ積載セル船舶ハ開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲スベシ

船及轉運外國物品ヲ積載セル船舶ハ開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲スベシ

轉運外國物品ヲ積載セル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲シ積載貨物ノ目錄ヲ提出スベシ

第四百十八條 開港ニ於ケル物品ノ積載及降揚並ニ船舶ト陸地トノ交通ハ稅關長ノ指定シタル場所ニ由ルベシ但シ稅關長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十九條 開港ニ於テ物品ヲ積載、船舶又ハ船移セントスルトキハ稅關官吏ノ承認ヲ受クベシ但シ外國物品ヲ積載セル船舶開港ノ出港許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五百十條 外國物品、轉運內國物品又ハ外國經由運送物品ノ積載、降揚又ハ船移ニ付テハ稅關長ノ許可ヲ受クベシ

第五百十一條 內國貿易船ハ稅關長ヨリ其ノ資格ヲ證明スル書類ノ下付ヲ受ケ入出港ノ都度之ヲ稅關官吏、稅關官吏其ノ地在ラザルトキハ稅務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏ニ提示シ其ノ査閲ヲ受クベシ

第五百十二條 第四百十條第一項第二項、第四百十一條及第四百十三條ノ規定ハ其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因ル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五百十三條 外國ニ往來スル船舶開港其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ不開港ニ入港シタル船舶

トキハ船長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ許可手数料ヲ納付スベシ

第五百十四條 內國貿易船ハ稅關長ヨリ其ノ資格ヲ證明スル書類ノ下付ヲ受ケ入出港ノ都度之ヲ稅關官吏、稅關官吏其ノ地在ラザルトキハ稅務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏ニ提示シ其ノ査閲ヲ受クベシ

第五百十五條 第四百十條第一項第二項、第四百十一條及第四百十三條ノ規定ハ其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因ル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五百十六條 外國ニ往來スル船舶開港其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ不開港ニ入港シタル船舶

第五百十七條 外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲スベシ

第五百十八條 轉運外國物品ヲ積載セル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲シ積載貨物ノ目錄ヲ提出スベシ

第五百十九條 外國ニ往來スル船舶及轉運外國物品ヲ積載セル船舶ハ開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲スベシ

第五百二十條 外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲スベシ

認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 第百五十五條 災害其ノ他ノ抗拒
 スベカラザル事由ニ因リ第四百
 十條第一項第二項、第四百十一
 條又ハ第四百十三條ニ抵觸スル
 行爲ヲ爲シタルトキハ船長ハ運
 漕ナク其ノ願末ヲ稅關官吏ニ届
 出ヅベシ但シ第四百五十三條第一
 項ノ規定ニ該當スル場合ハ此ノ
 限ニ在ラズ

第百五十六條 總積積二十噸未満
 ノ汽船及汽船又ハ帆船ニ非ザル
 船舶ニ付テハ帆船ニ關スル規定
 ヲ適用ス

第百五十七條 本法ノ規定中船長
 ニ適用スベキモノハ法令ノ規定
 ニ依リ船長ニ非ザル者船長ニ代
 リテ其ノ職務ヲ行フトキハ其ノ
 者ニ付之ヲ適用ス

第百五十八條 國境河川ノミヨ航
 行スル船舶ニ付テハ本法ヲ適用
 セズ

經濟部大臣ハ前項ノ船舶及開港
 内ノミヨ航行スル船舶ニ付命令
 ヲ以テ取締上必要ナル事項ヲ定
 ヲ

第百六十一條 開港ニ於ケル外國
 ニ往來スル船舶ノ碇泊區域ハ稅
 關長ノ定ムル所ニ依ル

第百六十二條 國境ヲ出入スル鐵
 道車輛ハ稅關ニ停車スベシ
 國境ヲ出入スル國道車輛ニ非ザ
 ル車輛ハ國稅道路ニ直接接續ス
 ル保稅區域ニ停車スベシ

第百六十三條 鐵道車輛外國ヨリ
 稅關ニ到着シタルトキハ關長
 ハ運漕ナク其ノ積載物品ノ目錄
 ヲ稅關長ニ提出スベシ

第百六十四條 鐵道車輛外國ニ向
 ケ稅關ヲ發車セントスルトキ
 ハ關長ハ稅關長ニ列車ノ組成ヲ
 報告シ發車ノ許可ヲ受クベシ

第百六十五條 保稅區域ニ於テ外
 國物品又ハ外國產出運送物品ヲ
 車積又ハ車積セントスルトキハ
 稅關官吏ノ承認ヲ受クベシ

第百六十六條 常時國境ヲ出入ス
 ル鐵道車輛ニ非ザル車輛ハ稅關
 長ヨリ其ノ資格ヲ證明スル書類
 ノ下付ヲ受ケ出入ノ都度之ヲ稅
 關官吏ニ提示シ其ノ査證ヲ受ク
 ベシ

前項ノ書類ノ下付ヲ受ケントス
 ルトキハ車輛ノ所有者ハ命令ノ
 定ムル所ニ依リ下付手續料ヲ納
 付スベシ

第百六十七條 船舶、車輛及航空
 機ニ非ザル運搬機關ハ之ヲ鐵道
 車輛ニ非ザル車輛ト看做ス

第百六十八條 航空機ハ稅關飛行
 場ニ由ルニ非ザレバ外國ニ往來
 スルトコトヲ得ズ但シ命令ノ定ム
 ル所ニ依リ稅關長ノ許可ヲ受ケ
 タル場合及第四百七十二條ニ該當
 スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百六十九條 航空機外國ヨリ稅
 關飛行場ニ著陸シタルトキハ機
 長ハ運漕ナク稅關長ニ著陸報告
 ヲ爲スベシ

第百七十條 航空機外國ニ向ケ稅
 關飛行場ヲ離陸セントスルトキ
 ハ機長ハ稅關長ノ離陸許可ヲ受
 クベシ

第百七十一條 稅關飛行場ニ於テ
 外國物品又ハ外國產出運送物品
 ヲ積載又ハ積卸セントスルトキ
 ハ稅關官吏ノ承認ヲ受クベシ

第百七十二條 航空機災害其ノ他
 ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ
 外國ヨリ稅關飛行場ニ非ザル場
 所ニ著陸シタルトキハ機長ハ運
 漕ナク其ノ旨ヲ稅關官吏、稅關
 官吏其ノ地ニ在ラザルトキハ稅
 務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏
 ニ届出ヅベシ當該航空機外國ニ
 向ケ其ノ場所ヲ離陸セントスル
 トキ亦同ジ

ムルコトヲ得
 第百五十九條 開港ノ種類ハ左ノ
 通トス

一 第一種開港
 二 第二種開港

第一種開港ハ汽船及帆船ノ爲ノ
 開港トシ第二種開港ハ帆船ノ爲
 ノ開港トス

第百六十條 第一種開港ハ勅令ヲ
 以テ之ヲ定ム

第二種開港ハ經濟部大臣之ヲ定
 ム

第百六十一條 開港ニ於ケル外國
 ニ往來スル船舶ノ碇泊區域ハ稅
 關長ノ定ムル所ニ依ル

第二節 車輛

第百六十二條 國境ヲ出入スル鐵
 道車輛ハ稅關ニ停車スベシ
 國境ヲ出入スル國道車輛ニ非ザ
 ル車輛ハ國稅道路ニ直接接續ス
 ル保稅區域ニ停車スベシ

第百六十三條 鐵道車輛外國ヨリ
 稅關ニ到着シタルトキハ關長
 ハ運漕ナク其ノ積載物品ノ目錄
 ヲ稅關長ニ提出スベシ

爲サントスルトキ

四 前各號ノ航空機其ノ場所ヨ
 リ外國ニ向ケ離陸セントスル
 場合ニ於テ内國物品タル機用
 品ヲ積載セントスルトキ

前項第三號ノ航空機急迫セル事
 情ニ因リ前項ノ承認ヲ受タル運
 ナキトキハ機長ハ事務運漕ナク
 其ノ旨ヲ稅關官吏ニ届出ヅベシ

第百七十四條 稅務官吏、專賣官
 吏又ハ警察官吏前二條ノ規定ニ
 依リ罰ヲ受理シ又ハ承認ヲ爲シ
 タルトキハ運漕ナク其ノ旨ヲ稅
 關官吏ニ通報スベシ

第百七十五條 國內ニ向ケ國內ヲ
 離陸シタル航空機災害其ノ他ノ
 抗拒スベカラザル事由ニ因リ外
 國ニ著陸シタルトキハ機長ハ運
 漕ナク其ノ願末ヲ稅關官吏ニ届
 出ヅベシ

第四章 通關代辦人

第百七十六條 本法ニ於テ通關代
 辦ト稱スルハ業トシテ實主ノ爲
 ニ自己ノ名ヲ以テ物品ノ通關手
 續及之ニ付テ物品ノ保稅區域

入、搬出其ノ他ノ取扱ヲ爲スヲ
 謂フ

第百七十七條 通關代辦ハ稅關長
 ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ之ヲ
 營ムコトヲ得ズ

貨主又ハ其ノ法定代理人ノ外通
 關代辦人ニ非ザレバ物品ノ通關
 手續ヲ爲スコトヲ得ズ

第百七十八條 前條ノ規定ハ運送
 營業人ガ其ノ受託物品ニ付保稅
 運送、轉送又ハ外國經由運送ノ
 手續ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セ
 ズ

鐵道運送人、海上運送人又ハ航
 空運送人ガ其ノ受託物品ニ付輸
 送ノ途中ニ於テ輸出、輸入又ハ
 積戻ヲ爲ス場合ニ付亦前項ニ同
 ジ但シ右ノ運送人ガ保稅區域ニ
 於テ受託シ又ハ引渡ヲ爲ス物品
 ニ付其ノ保稅區域ニ於テ輸出、
 輸入又ハ積戻ノ手續ヲ爲ス場合
 ハ此ノ限ニ在ラズ

第百八十四條 乃至第四百九十九條ノ
 規定ハ前二項ノ運送營業人ニ付
 之ヲ適用ス

第百七十九條 通關代辦ノ許可期
 間ハ許可ノ日ヨリ三年以内トス

前項ノ許可期間ハ申請ニ依リ之
 ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間
 ハ更新ノ日ヨリ三年ヲ超ユルコ
 トヲ得ズ

第百八十條 通關代辦人ハ其ノ營
 業地毎ニ身元保證トシテ金額又
 ハ國幣證券ヲ供託スベシ

前項ノ身元保證金額ハ三百圓以
 上一萬圓以下ノ範圍ニ於テ經濟
 部大臣之ヲ定ム

第百八十一條 通關代辦人稅關長
 ニ納付スベキ金額ヲ供付セザル
 トキハ稅關長ハ身元保證物ヲ以
 テ之ニ充當スルコトヲ得

第二十一條ノ規定ハ前項ノ場合
 ニ付之ヲ適用ス

第百八十二條 通關代辦人ノ業務
 上ノ過失ニ依リ損害ヲ受ケタル
 者ハ其ノ保稅ニ付稅關長ノ承認
 ヲ受ケ身元保證物ニ依リ損害ヲ
 受タルコトヲ得

第百八十三條 身元保證金額ニ不
 足り生ジタルトキハ稅關長ハ不

セラレタル第八十八條ノ規定ニ基ク稅關官吏ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ヲ阻害シタル者

八 第三百三十一條、第三百三十二條又ハ第三百三十八條ニ依リ准用セラレタル第三百三十二條ニ違反シタル場合ノ當該申告人

九 第八十四條若ハ第七十八條ニ依リ准用セラレタル第八十四條ニ規定スル認可ヲ受ケズ又ハ第八十九條若ハ第七十八條ニ依リ准用セラレタル第八十九條ノ規定ニ基ク稅關長ノ命令ニ服セズシテ通關取扱料ヲ取得シタル者

十 第九十四條又ハ第九十六條ノ規定ニ基ク稅關長又ハ稅關官吏ノ處置ヲ拒ミ又ハ之ヲ阻礙シタル者

十一 第九十五條ノ規定ニ基ク稅關長ノ命令ニ對シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ其ノ他之ニ服セザル者

十二 第九十條ノ規定ニ基ク稅關官吏ノ要求ニ應ザレル者

十三 特許保稅區域ノ特許事項ニ違反シタル設置人

十四 第二百七十六條第一項ノ規定ニ違反シテ保稅區域又ハ運輸機關ニ於ケル物品ノ取扱ヲ爲シタル者

第二百六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

一 第五十六條但書、第六十八條、第六十九條、第七十三條第一項、第九十二條第一項、第九十三條、第九十四條第二項、第九十六條第三項、第四百條、第五百條、第六百條前段、第三百三十六條、第四百五條、第五百一十一條第一項、第五百五十二條第一項、第五百五十五條、第六百六十三條、第六百六十六條第一項、第六百六十九條、第七百七十二條第二項又ハ第七百七十五條ノ規定ニ違反シタル者

二 第七十二條ニ依リ准用セラレタル第九十三條若ハ第九十四條第二項又ハ第九十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

三 輸出許可ヲ受ケ未ダ輸出セラレザル外國物品ヲ第三百三條第一項又ハ第四百十四條ニ依リ准用セラレタル第三百三條第一項ノ規定ニ違反シテ輸出セザル者

四 第四百十四條ノ規定ニ違反シテ交通ヲ爲シタル者

第二百七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

一 第七十八條第一項第二項、第九十四條第一項、第四百九條、第六百六十五條又ハ第七百七十一條ノ規定ニ違反シタル者

二 第七十二條ニ依リ准用セラレタル第九十四條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第二百八條 過失ニ因リ第二百二條乃至前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ

之ヲ罰ス

第二百九條 本法ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタル者ニハ刑法第九十九條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百一十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ使用人其ノ他ノ從業員方本人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲ヲ罰スルノ外本人ヲモ懲罰ス但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス

一 特許保稅區域ノ設置人

二 輸出、輸入又ハ運送ノ業ヲ營ム者

三 通關代辦人

第二百一十一條 法人ノ職員若ハ社

員又ハ使用人其ノ他ノ從業員方法人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲ヲ罰スルノ外法人ヲモ懲罰ス

第二百一十二條 第二百十條ノ場合ニ於テ本人又ハ法定代理人該違反行爲ヲ防止スルノ途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

罰條ノ場合ニ於テ法人ノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員ニ付前項ノ證明アリタルトキハ其ノ法人ヲ罰セズ

第二百一十三條 第九十九條ノ規定ニ依リ沒收スベキ物品ノ消費其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルニト能ハザルトキニ沒收ニ代ヘ其ノ價格ヨリ關稅及消費稅ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ犯人ヨリ沒收ス

第七條 犯罪ノ捜査

及處分

第一節 通 則

第二百一十四條 本章ニ於テ關稅犯ト稱スルハ本法又ハ本法ニ基キ設シタル命令ニ依リ課セラレタル義務ニ違背スル行爲ニシテ罰ヲ科セラルベキモノヲ謂フ

第二百一十五條 關稅犯ニ關スル事件ハ即決處分ニ對スル正式裁判ノ請求アルタル場合ノ外法院ニ屬スルコトナシ

第二百一十六條 刑事訴訟法第三十九條及第四十條ノ規定ハ關稅犯ノ即決處分ニ關スル手續ニ付之ヲ適用ス

第二百一十七條 本章ニ規定スル罰ノ作成ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法第六十四條、第六十六條及第六十七條ノ規定ヲ適用ス

第二百一十八條 本章ニ規定スル罰ノ送達ニ付テハ刑事訴訟法第六十八條第一項第三項第四項、第六十七條、第七十一條、第七十二條第二項第四項及第七十四條ノ規定ヲ適用ス

第二百一十九條 本章ニ規定スル罰ノ計算ニ付テハ刑事訴訟法第七十五條及第七十六條ノ規定ヲ適用ス

第二節 捜 査

第二百二十條 稅關官吏關稅犯ヲリト思料スルトキハ犯人、犯罪事實及證據ヲ搜查スベシ

第二百二十一條 稅關官吏搜查上必要アリト認ムルトキハ被疑者ヲ訊問スルコトヲ得

前項ノ訊問ニ付テハ刑事訴訟法第二百二十四條乃至第二百二十九條及第二百三十一條ノ規定ヲ適用ス

第二百二十二條 稅關官吏搜查上必要アリト認ムルトキハ被疑者ノ訊問スルコトヲ得

前項ノ訊問ニ付テハ刑事訴訟法第二百二十七條、第二百七十七條、第二百七十九條乃至第二百八十一條ノ規定ヲ適用ス

第二百二十三條 被疑者又ハ被疑人ノ訊問ニ付テハ圖書ヲ作成スベシ

圖書ニハ被疑者又ハ被疑人ノ訊問及其ノ供述ヲ記載スベシ

圖書ハ稅關官吏之ヲ供述者ニ關開カセ又ハ之ヲ閲覧セシメ其ノ記載ノ相違ナキヤ否ヲ問フベシ

供述者増減變更ノ請求ヲ爲シタルトキハ其ノ供述ヲ圖書ニ記載スベシ

圖書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムベシ

第二百二十四條 前條ノ圖書ニハ取調ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者之ニ署名捺印スベシ

立書人アリタル場合ニハ立書人ヲシテ共ニ署名捺印セシムベシ

第二百二十五條 現行犯人ニ對スル訊問ニシテ急速ヲ要スル場合ハ其ノ要領ヲ記載シタル圖書ヲ以テ圖書ニ代フルコトヲ得

前項ノ圖書ニハ取調ヲ爲シタル年月日時及場所ヲ記載シ取調ヲ爲シタル者之ニ署名捺印スベシ

第二百二十六條 稅關官吏搜查上必要アリト認ムルトキハ被疑者又ハ被疑人ヲ召喚スルコトヲ得

稅關官吏搜查上必要アリト認ム

ルトキハ指定ノ場所ニ被疑者又ハ
 八 審考人ノ出頭又ハ同行ヲ命ズ
 ルコトヲ得
 第二百二十七條 被疑者召喚ヲ受
 ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セザ
 ルトキハ税關官吏ハ之ヲ勾引ス
 ルコトヲ得
 被疑者前條第二項ノ命令ニ違ハ
 ザルトキハ税關官吏ハ之ヲ其ノ
 場所ニ勾引スルコトヲ得
 第二百二十八條 左ノ各號ノ一ニ
 該當スル場合ニ於テハ税關官吏
 ハ直ニ被疑者ヲ勾引スルコトヲ
 得
 一 被疑者一定ノ住居ヲ有セザ
 ルトキ
 二 被疑者罪証ヲ隠滅スル虞ア
 ルトキ
 三 被疑者逃亡シタルトキ又ハ
 逃亡スル虞アルトキ
 第二百二十九條 前三條ノ召喚又
 ハ勾引ニ付テハ刑事訴訟法第八
 十二條、第八十五條第一項乃至
 第三項、第八十六條、第九十條
 第一項、第九十二條、第九十三

條、第九十五條第一項第二項、
 第九十六條及第九十七條ノ規定
 ヲ準用ス
 第二百三十條 税關官吏ハ被疑者
 ヲ訊問シタル時第二百二十八條
 ニ規定スル理由アルトキハ二十
 日ヲ超エザル期間被疑者ヲ税關
 官署、税務官署、專賣官署、警
 察官署其ノ他ノ適當ナル場所ニ
 留置スルコトヲ得
 被疑者ノ留置ハ留置狀ヲ發シテ
 之ヲ爲スベシ
 留置ニ付テハ刑事訴訟法第八十
 五條第一項第三項、第九十條第
 三項、第九十二條、第九十三條
 第九十五條第一項第三項、第九
 十八條、第九十九條第一項及第
 百二條ノ規定ヲ準用ス
 第二百三十一條 税關官吏ハ被疑
 者ノ留置ヲ停止スル處分ヲ爲ス
 コトヲ得
 則項ノ留置停止ニ付テハ刑事訴
 訟法第四條乃至第六條及第
 百八條ノ規定ヲ準用ス
 第二百三十二條 税關官吏、税關

巡役、税務官吏、專賣官吏又ハ警
 察官吏ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ
 關稅犯ノ現行犯アルコトヲ知り
 タル場合ニ於テ犯人其ノ場所ニ
 在ルトキハ直ニ之ヲ逮捕スベシ
 第二百三十三條 關稅犯ノ現行犯
 人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト
 雖モ之ヲ逮捕スルコトヲ得
 犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之
 ヲ税關官吏、税關巡役、税務官
 吏、專賣官吏又ハ警察官吏ニ引
 渡スベシ
 第二百三十四條 税關巡役、税務
 官吏、專賣官吏又ハ警察官吏現
 行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取り
 タルトキハ速ニ之ヲ税關官吏ニ
 引致スベシ
 第二百三十五條 現行犯人ノ遺留
 シタル物品ニシテ沒收スベキモ
 ノト認メラルモノヲ押收シタ
 ル場合ニ於テ犯人逃亡シタル儘
 犯罪ノ日ヨリ二月ヲ經過シタル
 トキハ當該物品ハ國庫ニ歸屬ス
 第二百三十六條 前四條ノ現行犯
 ニ付テハ刑事訴訟法第十六條

第九十九條第二項及第二百二十條
 ノ規定ヲ準用ス
 第二百三十七條 税關官吏捜査上
 必要アリト認ムルトキハ船舶、
 車輛、航空機、食料其ノ他ノ場
 所ニ監視シ搜索ヲ爲スコトヲ得
 税關巡役、税務官吏、專賣官吏
 又ハ警察官吏現行犯人逮捕ノ爲
 必要アリト認ムルトキ亦同ジ
 第二百三十八條 税關官吏ハ被害
 者ヲ犯罪事實ヲ證明スルニ足ル
 ベキ物品ヲ身置ニ隠匿セリト思
 料シタルトキハ其ノ開示ヲ求め
 若シニ從ハザルトキハ身置ノ搜
 査ヲ爲スコトヲ得
 婦女ノ身置ノ搜索ニ付テハ成年
 ノ婦女ヲシテ之ヲ立會ハシムベ
 シ但シ急遽ヲ要スル場合ハ此ノ
 限ニ在ラズ
 第二百三十九條 税關官吏ハ捜査
 ニ依リ發見シタル物品ニシテ犯
 罪事實ヲ證明スルニ足り又ハ沒
 收スベキモノト思料シタルトキ
 ハ之ヲ押收スルコトヲ得
 第二百四十條 税關官吏ノ爲ス應

檢、搜索及押收並ニ税關巡役、
 税務官吏、專賣官吏又ハ警察官
 吏ノ爲ス監視及搜索ニ付テハ刑
 事訴訟法第三百三十三條、第三百
 三十四條、第三百三十六條、第三百
 三十七條、第四百三十三條、第四百
 三十五條、第四百四十六條、第四百
 四十八條及第四百四十九條ノ規定ヲ
 準用ス
 第二百四十一條 國檢、搜索又ハ
 押收ニ付テハ圖書ヲ作成スベシ
 國檢圖書ニハ國檢ノ目的物ノ現
 狀ヲ明確ナラシムル爲圖書又ハ
 寫眞ヲ添附スルコトヲ得
 押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目
 及數量ヲ圖書ニ記載シ又ハ別紙
 ニ目録ヲ作成シ之ヲ圖書ニ添附
 スベシ
 第二百四十二條 則條ノ圖書ノ作
 成ニ付テハ第二百二十四條ノ規
 定ヲ準用ス
 現行犯人ニ對スル搜索又ハ押收
 ニシテ急遽ヲ要スル場合ノ圖書
 ノ作成ニ付テハ第二百二十五條
 ノ規定ヲ準用ス

第二百四十三條 税關官吏其ノ所
 屬税關ノ管轄區域外ニ於テ被疑
 事件ノ捜査ヲ爲ス必要アル場合
 ニ於テ其ノ地ヲ管轄スル税關ノ
 税關官吏ニ之ヲ囑託スルコトヲ
 得
 第二百四十四條 税關官吏其間、
 勾引、國檢、搜索若ハ押收ヲ爲
 ストキ又ハ税關巡役、税務官吏
 專賣官吏若ハ警察官吏國檢若ハ
 搜索ヲ爲ストキハ制服ヲ着用シ
 又ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票
 ヲ携帯シ其ノ處分ヲ受クル者ノ
 要求アルトキハ之ヲ提示スベシ
 則項ノ處分ヲ爲ス者制服ヲ着用
 セザル場合ニ於テ其ノ身分ヲ證
 明スベキ證票提示ノ要求ニ應ジ
 ザルトキハ處分ヲ受クル者ハ其
 ノ處分ヲ拒ムコトヲ得
 第二百四十五條 税關官吏其間、
 勾引、逮捕、國檢、搜索、押收
 若ハ留置ノ處分ヲ爲シ又ハ税關
 巡役、税務官吏若ハ專賣官吏其
 間、監視若ハ搜索ヲ爲スニ當リ
 必要ト要ムルトキハ警察官吏ノ

援助ヲ求ムルコトヲ得
 第二百四十六條 税關官吏捜査ヲ
 了ヘタルトキハ所屬税關長又ハ
 税關分關長ニ對シ書面ヲ以テ其
 ノ結果ヲ報告スベシ
 税關官吏則項ノ報告ヲ爲ストキ
 ハ之ト同時ニ關係書類ヲ税關長
 又ハ税關分關長ニ提出スベシ
 第三節 處 分
 第二百四十七條 税關長又ハ税關
 分關長ハ其ノ所屬管轄區域内ニ
 於テ關稅犯ヲシタル者ニ對シ即
 決處分ヲ以テ刑ヲ科スルコトヲ
 得
 税關長又ハ税關分關長ハ則項ノ
 犯人方他ノ税關管轄區域内ニ於
 テ犯シタル關稅犯ニ付其ノ地ヲ
 管轄スル税關長ノ同意ヲ得テ之
 ト則項ノ罪ト併セ其ノ犯人ニ
 對シ即決處分ヲ以テ刑ヲ科スル
 コトヲ得
 第二百四十八條 税關長又ハ税關
 分關長ハ證據ノ取調ニ依リ犯罪
 ノ證明アリタルトキハ直ニ刑罰
 ノ處分ヲ爲スベシ但シ情狀ニ因

リ刑罰ノ必要ナシト認ムルトキ
 ハ此ノ限ニ在ラズ
 第二百四十九條 税關長又ハ税關
 分關長即決處分ヲ爲サザルトキ
 ハ留置シタル被疑者ハ之ヲ釋放
 シ押收物品ハ之ヲ還付スベシ
 第二百五十條 即決處分ヲ爲スト
 キハ處分書ヲ作成スベシ
 即決處分書ニハ左ノ事項ヲ記載
 シ處分ヲ爲シタル者之ニ署名捺
 印スベシ
 一 處分ヲ受クル者ノ姓名、年
 齡、性別、職業及住居
 二 刑及換刑處分
 三 犯罪事實
 四 適用法條
 五 正式裁判ノ請求期間及方式
 六 即決處分ノ年月日
 第二百五十一條 即決處分ノ告知
 ハ即決處分書原本ノ送達ニ依リ
 之ヲ爲スベシ
 第二百五十二條 公訴ノ時効ハ即
 決處分ノ告知ニ因リ中斷ス
 第二百五十三條 即決處分ヲ受ケ
 タル者之ニ不服ナルトキハ處分

ヲ爲シタル税關又ハ税關分關ノ所在地ヲ管轄スル法院ニ對シ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得處分ヲ受ケタル者ノ法定代理又ハ夫ハ處分ヲ受ケタル者ノ爲獨立シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第二百五十六條第二項但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十四條 正式裁判ノ請求ハ即決處分告知ノ日ヨリ二十日以内ニ管轄區法院ニ宛テタル請求書ヲ即決處分ヲ爲シタル税關長又ハ税關分關長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

請求書ニハ即決處分ヲ表示シ之ニ對シテ不服ヲ申立ツル旨ヲ記載スベシ

第二百五十五條 即決處分ヲ受ケタル者自己ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ期間内ニ正式裁判ノ請求ヲ爲スコト能ハザリシトキハ原狀回復ノ請求ヲ爲スコト得

原狀回復ニ付テハ刑事訴訟法第三百二十三條、第三百二十四條

及第三百二十五條第一項ノ規定ヲ準用ス

第二百五十六條 即決處分ヲ受ケタル者ハ正式裁判ノ請求ヲ放棄シ又ハ取下グルコトヲ得

前項ノ若法定代理人又ハ夫アル場合ハ其ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ放棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得ズ但シ所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ正式裁判請求期間ニ相當スル期間内ニ其ノ意見ヲ徵スルコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

即決處分ヲ受ケタル者ノ爲獨立シテ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得ル者ハ即決處分ヲ受ケタル者ノ同意ヲ得テ正式裁判ノ請求ヲ取下グルコトヲ得

正式裁判請求ノ放棄又ハ取下ニ付テハ刑事訴訟法第三百十九條及第三百二十條本文ノ規定ヲ準用ス

第二百五十七條 即決處分ヲ受ケタル者拘禁中ナルトキハ前三條ノ請求、放棄又ハ取下ニ付テハ

刑事訴訟法第三百十五條第三項乃至第五項ノ規定ヲ準用ス

第二百五十八條 正式裁判ノ請求書ヲ受取りタル税關長又ハ税關分關長ハ速ニ關係書類及押收物品ヲ所轄區法院ノ對置廳整理ニ送付スベシ

檢察廳前項ノ規定ニ依リ正式裁判ノ請求書及關係書類ノ送付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ對置法院ニ送付スベシ

第二百五十九條 正式裁判ノ請求其ノ方式ニ重大ナル瑕疵アルトキ又ハ請求補正後ニ爲シタルモノナルトキハ法院ハ檢察廳ノ意見ヲ聽キ裁定ヲ以テ之ヲ却下スベシ

前項ノ裁定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ法院ハ檢察廳ノ意見ヲ聽キ裁定ヲ以テ即決處分ヲ取消スベシ

一 確證ヲ有セザル事件ニ付即決處分ヲ爲シタルトキ

ケタル者ヲシテ保證金ヲ納付セシメ又ハ之ヲ現贖其ノ他ノ者ニ賣付スルコトヲ得

前項ノ處分ハ之ヲ併セテ行フコトヲ得

保證金ノ納付、沒取及賣付並ニ賣付ニ付テハ刑事訴訟法第四百四條第三項、第四百五條、第四百六條及第四百八條ノ規定ヲ準用ス

第二百六十七條 即決處分ヲ受ケタル者保證金納付ノ命令ニ從ハザルトキハ即決處分ノ確定ニ至ル迄之ヲ留置スルコトヲ得但シ留置期間ハ即決處分ニ定メタル勞務場留置ノ期間ヲ超ユルコトヲ得

正式裁判ノ請求アリタル場合ニ於テ請求後七日ヲ經過シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ留置ヲ解除スベシ

第二百六十八條 即決處分確定シタルトキハ前條ノ留置日數ハ即決處分ニ定メタル換算處分ノ比率ニ從ヒ本前ニ算入ス

正式裁判ニ依リ刑ヲ科スル場合

二 即決處分ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

第二百六十一條 法院ハ前二條ノ場合ヲ除クノ外通常ノ手續ニ從ヒ裁判ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ判決ニ對シテ上告ヲ許シ控訴ヲ許サズ

第二百六十二條 第二百五十九條第一項ノ場合ニ於テ原法院正式裁判ノ請求ヲ却下セザリシトキハ上告法院ハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ正式裁判ノ請求ヲ却下スベシ

第二百六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ上告法院ハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ即決處分ヲ破毀シ即決處分ヲ取消スベシ

一 第二百六十條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ原法院即決處分ヲ取消サザリシトキ

二 原判決アリタル後即決處分ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

第二百六十四條 即決處分ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ確定ス

ニ於テハ前條ノ留置ハ之ヲ未決勾留ト看做ス

第二百六十九條 即決處分ノ確定後之ニ混雜アルコトヲ發見シタルトキハ税關長又ハ税關分關長ハ即決處分ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第二百七十條 即決處分ヲ受ケタル者又ハ其ノ相續人ハ書面ヲ以テ當該税關長又ハ税關分關長ニ對シ前條ノ規定ニ依リ即決處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

税關長又ハ税關分關長ハ前項ノ請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ書面ヲ以テ之ヲ棄却スベシ

第二百七十一條 前條第一項ノ請求ハ即決處分ノ執行ヲ妨グルコトナシ但シ税關長又ハ税關分關長ハ請求ニ對スル處分ノ確定スルニ至ル迄其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第二百七十二條 即決處分ヲ取消シ又ハ變更シタル場合ニ於テハ

其ノ取消又ハ變更ノ程度ニ於テ既ニ徵收シタル金額又ハ現存スル沒收物品ハ之ヲ其ノ權利者ニシ還付スベシ

第二百七十三條 押收物品及前條ニ規定スル金額又ハ沒收物品ノ還付ニ付テハ刑事訴訟法第四百四十三條ノ規定ヲ準用ス

第二百七十四條 税關長又ハ税關分關長ニ支拂アルトキハ其ノ職務ヲ代理スル税關官吏本節ノ規定ニ依リ税關長又ハ税關分關長ノ權限ニ屬スル處分ヲ代行スルコトヲ得

第八章 雜 則

第二百七十五條 税關ノ休日及開廳時間ニ係稅關及運輸機關ニ於ケル物品ノ取扱時間ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二百七十六條 税關ノ休日若ハ開廳時間外ニ於テ通關手續ヲ爲サントスル者又ハ保稅區若ハ運輸機關ノ物品取扱時間外ニ於テ物品ノ取扱ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ税關長

一 正式裁判ノ請求期間内ニ其ノ請求ナカリシトキ

二 正式裁判請求ノ放棄又ハ取下アリタルトキ

三 正式裁判ノ請求ヲ却下スル裁判確定シタルトキ

二百六十五條 即決處分確定シタルトキハ税關長又ハ税關分關長ハ國稅徵收法ノ規定ニ從ジ之ヲ執行スベシ但シ換算處分ノ執行ハ即決處分ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ管轄スル檢察廳又ハ警察官署ニ之ヲ囑託スベシ

檢察廳又ハ警察官署前項ノ執行ヲ終リタルトキハ執行通知書ヲ即決處分ヲ爲シタル税關長又ハ税關分關長ニ送付スベシ

第二百五十八條 第一項ノ規定ニ依リ關係書類ヲ送付シタル後即決處分確定シタル場合ニ於テハ所轄廳檢察廳其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

第二百六十六條 即決處分ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ執行ヲ保全スル爲必要アルトキハ處分ヲ受

ニ在リテハ認許書ノ番號及其ノ附給税則名、關稅法第五十九條第一項ニ依リ許可ヲ受ケ保稅區域ニ非ザル場所ニ貯置セラレタル物品ノ場合ニ在リテハ許可書ノ番號

第十一條 關稅法第五十條各號ノ

- 一 該當スル物品番號ニ係リ又ハ紛失シタルトキハ特許保稅區域貯置物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設置人、保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保管スル者ハ當該物品ニ付直ニ左ノ事項ヲ記載シタル圖書二通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄關稅長ニ届出ツベシ
- 一 設置場所
- 二 内外國物品ノ區別
- 三 記號及番號
- 四 包裝ノ種類及箇數
- 五 品名
- 六 數量
- 七 價格

八 盜難又ハ紛失ノ時

九 盜難ニ罹リ又ハ紛失シタル物品ガ稅關界地又ハ特許保稅區域貯置物品ノ場合ニ在リテハ輸入國又ハ輸入許可書ノ番號、關稅法第五十條第三號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ其ノ旨、同條第四號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ認許書ノ番號及其ノ附給税則名關稅法第五十九條第一項ニ依リ許可ヲ受ケ保稅區域ニ非ザル場所ニ貯置セラレタル物品ノ場合ニ在リテハ許可書ノ番號

第十二條 關稅法第五十條各號ノ

- 一 該當スル物品ニ異狀アルトキハ特許保稅區域貯置物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設置人、保稅運送物品、轉送物品又ハ外國經由運送物品ノ場合ニ在リテハ其ノ申告人其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保管スル者ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄關稅長ニ届出ツベシ
- 第十三條 關稅法第五十六條但書

ノ規定ニ依リ報告ハ左ノ事項ヲ記載シタル圖書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

- 一 内外國物品ノ區別
- 二 記號及番號
- 三 包裝ノ種類及箇數
- 四 品名
- 五 數量
- 六 價格
- 七 行爲ノ年月日及其ノ應答

第十四條 保稅貨場設置ノ特許ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ニ各區區及其ノ附近ノ圖面ヲ添附シテ之ヲ所轄關稅長ニ提出スベシ

- 一 名稱及種類
- 二 設置ノ目的
- 三 區域ノ位置及面積
- 四 建物ノ構造、棟數及面積
- 五 貯置スベキ物品ノ種類
- 六 設置期間
- 第十五條 保稅倉庫設置ノ特許ヲ受ケントスル者ハ同條各號ニ該當スル事項ヲ記載シタル申請書

三通ニ各區區及其ノ附近ノ圖面ヲ添附シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 名稱
- 二 區域ノ位置及面積
- 三 建物ノ構造、棟數及面積
- 四 作業設備及其ノ能力
- 五 作業ノ種類
- 六 作業ノ原料及材料
- 七 設置期間
- 第十七條 特許保稅區域ノ設置死亡シ又ハ設置人タル法人解散シタル場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併存続スル法人若ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人當該保稅區域ノ設置ヲ引繼ガンガ

第十八條 前四條ノ場合ニ於テ申請人ナルトキハ申請書各通ニ其ノ登記簿本及定款ノ原本ヲ添附スルコトヲ要ス

第十九條 特許保稅區域ノ設置人特許期間ノ更新ヲ受ケントスルトキハ其ノ理由及更新期間ヲ記載シタル申請書三通ヲ保稅貨場ノ場合ニ在リテハ所轄關稅長ニ提出スベシ

爲保稅區域設置ノ特許ヲ受ケントスルトキハ前三條ニ規定スル申請書類ニ代ヘ引繼ガントスル保稅區域ノ名稱及設置期間ヲ記載シタル申請書三通ヲ以テ特許ヲ申請スルコトヲ要ス

合ニ在リテハ所轄關稅長ニ、第一種保稅貨庫ノ場合ニ在リテハ經濟部大臣ニ、第二種保稅倉庫及保稅工場ノ場合ニ在リテハ所轄關稅長ヲ經由シテ經濟部大臣ニ提出スベシ

第二十一條 特許保稅區域ノ設置人死亡シタルトキハ其ノ相續人ハ直ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄關稅長ニ届出ツベシ

第二十二條 貨場主又ハ倉庫主其ノ保稅貨場又ハ保稅倉庫ニ貯置スベキ物品ノ種類ヲ變更セントスルトキハ書面三通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄關稅長ニ申請シ其ノ承認ヲ受タベシ

第二十三條 工場主其ノ保稅工場ノ作業ノ種類又ハ作業ノ原料若ハ材料ヲ變更セントスルトキハ

書面三通ヲ以テ所轄關稅長ヲ經由シテ經濟部大臣ニ申請シ其ノ承認ヲ受タベシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ特許保稅區域ノ設置人ハ其ノ理由ヲ記載シタル書面三通ニ各區區圖書及關係圖面ヲ添附シテ之ヲ所轄關稅長ニ提出シ其ノ承認ヲ受タベシ

一 保稅貨場ノ區域ヲ増加シ又ハ減少セントスルトキ

二 保稅貨場ノ建物ヲ新築シ、増築シ又ハ毀却セントスルトキ

三 保稅貨場、保稅倉庫又ハ保稅工場ノ建物ノ改築若ハ修繕ヲ爲シ又ハ其ノ構造若ハ遺作ヲ變更セントスルトキ但シ第二十五條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除ク

四 保稅貨場、保稅倉庫又ハ保稅工場ノ土地又ハ水面ノ工事ヲ爲サントスルトキ

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ特許保稅區域

ノ設置人ハ其ノ理由ヲ記載シタル書面三通ニ各區區圖書及關係圖面ヲ添附シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出シ其ノ承認ヲ受タベシ

一 保稅倉庫又ハ保稅工場ノ區域ヲ増加シ又ハ減少セントスルトキ

二 保稅倉庫又ハ保稅工場ノ建物ヲ新築シ、増築シ又ハ毀却セントスルトキ

三 保稅工場ノ作業設備ヲ變更セントスルトキ

規定スル擔保物ノ金額ハ當該特
許保稅區域ノ面積一平方米當在
ニ五角以上トス

第二十九條 稅關界地又ハ特許保
稅區域ニハ發火質、燃燒質又ハ
爆發質ノ物品ハ之ヲ藏置スルコ
トヲ得ズ

第三十條 保稅倉庫ニハ腐敗シ又
ハ腐敗ノ虞アル物品並ニ生活力
ヲ有スル動物及植物ハ之ヲ藏置
スルコトヲ得ズ

第三十一條 前二條ノ規定ハ其ノ
物品ノ藏置ノ爲特ニ設備ヲ有ス
ル保稅區域ニ付テハ之ヲ適用セ
ズ

第三十二條 他ノ物品ヲ損傷スル
虞アル物品ハ他ノ物品ト混同シ
テ之ヲ藏置スルコトヲ得ズ

第三十三條 外國物品ト内國物品
トハ區別シテ之ヲ藏置スルコト
ヲ要ス

第三十四條 貨場主關稅法第九十
五條第一項ノ承諾ヲ受ケントス
ルトキハ内國物品ノミヲ藏置ス
ベキ期間、藏置セントスル内國

物品ノ種類及現存外國物品ノ處
理ヲ完了スベキ年月日ヲ記載シ
タル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ
提出スベシ

第三十五條 關稅法第九十六條第
三項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ
藏置期間、藏置物品ノ種類及藏
置ノ必要トスル理由ヲ記載シタ
ル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提
出スベシ

第三十六條 稅關界地又ハ保稅貨
場ニ物品ヲ搬入セントスル者ハ
關稅法第八十一條第二項ニ該當
スル物品ノ場合ヲ依テ左ノ事項
ヲ記載シタル書面ニ通テ以テ其
ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

一 藏置場所
二 搬入ノ目的
三 内外國物品ノ區別
四 記號及番號
五 包裝ノ種類及箇數
六 品名
七 數額

第三十七條 保稅倉庫若ハ保稅工
場ニ物品ヲ搬入センガ爲又ハ保

稅貨場ニ關稅法第八十一條第二
項ニ該當スル物品ヲ搬入センガ
爲許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ
事項ヲ記載シタル書面ニ通テ以
テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請ス
ベシ

一 藏置場所
二 搬入ノ目的
三 生産地又ハ製造地
四 内外國物品ノ區別
五 記號及番號
六 包裝ノ種類及箇數
七 品名
八 數額
九 價格

第三十八條 關稅法第二百十條但
書ニ依テ検査ハ左ノ各號ノ一ニ
該當スル物品ニ付之ヲ行フ

一 倉庫主ノ物品ヲ藏置スル爲
ノ保稅倉庫ニ搬入セラルル外
國物品但シ輸出認許ヲ受ケ未
ダ輸出セラレザル外國物品ヲ
除ク

二 前號以外ノ保稅倉庫ニ搬入
セラルル外國物品ニシテ搬入

検査ノ申請アリタルモノ
第三十九條 搬入ノ際検査ヲ受ケ
ベキ物品ニ付テハ前條第一號ノ
場合ニ在リテハ倉庫主、第二號
ノ場合ニ在リテハ申請人ハ別紙
第一號様式ニ依リ搬入検査申請
書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベ
シ

前項ノ申請書ニハ當該物品ノ添
狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ添附
スルコトヲ要ス但シ稅關長ニ於
テ右ノ書類ヲ提出スルコト能ハ
ザル理由アリト認メタル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

第四十條 稅關界地又ハ特許保稅
區域ノ藏置物品ヲ搬出センガ爲
許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事
項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所
轄稅關長ニ提出スベシ

一 認許番號
二 搬入届又ハ許可番號
三 藏置場所
四 記號及番號
五 包裝ノ種類及箇數
六 品名
七 數額

又ハ材料トスル作業ヲ爲ス場合
ニ於テ稅關長取轄上必要ナシト
認ムルトキハ前二條ニ規定スル
手續ヲ省略セシムルコトヲ得

第五十二條 保稅倉庫ノ設置人ハ
物品ニ關スル帳簿ヲ設ケ左ノ事
項ヲ記載スベシ

一 搬入又ハ搬出シタル物品ノ
内外國物品ノ區別、記號及番
號、包裝ノ種類及箇數、品名
數額、價格並ニ搬入又ハ搬出
ノ年月日及許可番號

二 手入作業ヲ爲シタル物品及
其ノ手入作業材料ノ内外國物
品ノ區別、記號及番號、包裝
ノ種類及箇數、品名、數額、
價格、手入作業ノ種類、手入
作業承認年月日及承認番號

三 搬入検査ヲ受ケタル物品ノ
検査年月日

第五十三條 保稅工場ノ設置人ハ
物品ニ關スル帳簿ヲ設ケ左ノ事
項ヲ記載スベシ

又ハ保稅工場ノ藏置物品ニ付藏
置期間延長ノ承諾ヲ受ケントス
ル者ハ別紙第四號様式ニ依リ藏
置期間延長承認申請書ニ通テ所
轄稅關長ニ提出スベシ

第四十五條 關稅法第六十條第一
項ニ依リ手入作業ノ承諾ヲ受ケ
ントスル者ハ別紙第五號様式ニ
依リ手入作業ノ承諾ヲ受ケント
スル者ハ別紙第五號様式ニ依リ
手入作業承認申請書ニ通テ所轄
稅關長ニ提出スベシ

第四十六條 前條ノ手入作業ヲ終
リタルトキハ直ニ別紙第六號様
式ニ依リ手入作業申請書ニ通テ
以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出
デ手入作業ヲ爲シタル物品及殘
存手入作業材料ニ付稅關官吏ノ
検査ヲ受クベシ但シ手入作業ノ
前條ニ於テ物品ノ記號及番號、
包裝ノ種類及箇數、品名並ニ數
額ニ變化ナキトキハ殘存手入作
業材料ノ數額ヲ記入シタル手入
作業承認申請書ヲ以テ手入作業申請
書ニ代アルコトヲ得

第四十七條 保稅工場ニ於テハ内
國物品ノミヲ以テスル作業ハ外
國物品ノミヲ以テスル作業又ハ
外國物品ト内國物品トヲ以テス
ル作業ト區別シテ之ヲ爲スベシ

第四十八條 關稅法第一百十條第二
項ニ依リ作業ノ許可ヲ受ケント
スル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル
申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出
スベシ

一 作業ノ種類
二 作業ノ原料又ハ材料
三 作業期間

第四十九條 保稅工場ニ於テ作業
ヲ爲サントスル者ハ別紙第七號
様式ニ依リ作業申請書ヲ以テ其ノ
旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第五十條 前條ノ作業ヲ終リタル
トキハ別紙第八號様式ニ依リ作
業申請書ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅
關長ニ届出デ作業ニ因リテ得ル
外國物品及殘存スル作業ノ原料又
ハ材料ニ付稅關官吏ノ検査ヲ受
クベシ

第五十一條 内國物品ノミヲ原料

第四十一條 關稅法第五十條第一
號又ハ第二號ニ該當スル藏置物
品ノ見本ヲ取出サントスル者ハ
別紙第二號様式ニ依リ見本取出
許可申請書ニ通テ以テ其ノ旨ヲ
所轄稅關長ニ申請シ其ノ許可ヲ
受クベシ

稅關界地又ハ特許保稅區域ノ藏
置物品ニ付前項ニ依リ見本取出
ノ許可ヲ受ケタルトキハ當該見
本ニ付保稅區域搬出ノ許可アリ
タルモノト看做ス

第四十二條 稅關界地又ハ特許保
稅區域ノ藏置物品ヲ搬出セント
スル者ハ搬出許可書又ハ之ニ代
ルベキ書類ヲ當該稅關長ニ提示
シ搬出ノ承諾ヲ受クベシ

第四十三條 稅關界地又ハ特許保
稅區域ニ於テ藏置物品ノ藏置場
所ヲ變更セントスル者ハ別紙第
三號様式ニ依リ藏置場所變更承
認申請書ニ通テ以テ其ノ旨ヲ所
轄稅關長ニ申請シ其ノ承諾ヲ受
クベシ

第四十四條 稅關界地、保稅貨場

法律—滿洲國稅法施行規則

物品ノ種類及現存外國物品ノ處
理ヲ完了スベキ年月日ヲ記載シ
タル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ
提出スベシ

第三十五條 關稅法第九十六條第
三項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ
藏置期間、藏置物品ノ種類及藏
置ノ必要トスル理由ヲ記載シタ
ル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提
出スベシ

第三十六條 稅關界地又ハ保稅貨
場ニ物品ヲ搬入セントスル者ハ
關稅法第八十一條第二項ニ該當
スル物品ノ場合ヲ依テ左ノ事項
ヲ記載シタル書面ニ通テ以テ其
ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

一 藏置場所
二 搬入ノ目的
三 内外國物品ノ區別
四 記號及番號
五 包裝ノ種類及箇數
六 品名
七 數額

第三十七條 保稅倉庫若ハ保稅工
場ニ物品ヲ搬入センガ爲又ハ保

稅貨場ニ關稅法第八十一條第二
項ニ該當スル物品ヲ搬入センガ
爲許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ
事項ヲ記載シタル書面ニ通テ以
テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請ス
ベシ

一 藏置場所
二 搬入ノ目的
三 生産地又ハ製造地
四 内外國物品ノ區別
五 記號及番號
六 包裝ノ種類及箇數
七 品名
八 數額
九 價格

第三十八條 關稅法第二百十條但
書ニ依テ検査ハ左ノ各號ノ一ニ
該當スル物品ニ付之ヲ行フ

一 倉庫主ノ物品ヲ藏置スル爲
ノ保稅倉庫ニ搬入セラルル外
國物品但シ輸出認許ヲ受ケ未
ダ輸出セラレザル外國物品ヲ
除ク

二 前號以外ノ保稅倉庫ニ搬入
セラルル外國物品ニシテ搬入

又ハ材料トスル作業ヲ爲ス場合
ニ於テ稅關長取轄上必要ナシト
認ムルトキハ前二條ニ規定スル
手續ヲ省略セシムルコトヲ得

第五十二條 保稅倉庫ノ設置人ハ
物品ニ關スル帳簿ヲ設ケ左ノ事
項ヲ記載スベシ

一 搬入又ハ搬出シタル物品ノ
内外國物品ノ區別、記號及番
號、包裝ノ種類及箇數、品名
數額、價格並ニ搬入又ハ搬出
ノ年月日及許可番號

二 手入作業ヲ爲シタル物品及
其ノ手入作業材料ノ内外國物
品ノ區別、記號及番號、包裝
ノ種類及箇數、品名、數額、
價格、手入作業ノ種類、手入
作業承認年月日及承認番號

三 搬入検査ヲ受ケタル物品ノ
検査年月日

第五十三條 保稅工場ノ設置人ハ
物品ニ關スル帳簿ヲ設ケ左ノ事
項ヲ記載スベシ

又ハ保稅工場ノ藏置物品ニ付藏
置期間延長ノ承諾ヲ受ケントス
ル者ハ別紙第四號様式ニ依リ藏
置期間延長承認申請書ニ通テ所
轄稅關長ニ提出スベシ

第四十五條 關稅法第六十條第一
項ニ依リ手入作業ノ承諾ヲ受ケ
ントスル者ハ別紙第五號様式ニ
依リ手入作業ノ承諾ヲ受ケント
スル者ハ別紙第五號様式ニ依リ
手入作業承認申請書ニ通テ所轄
稅關長ニ提出スベシ

第四十六條 前條ノ手入作業ヲ終
リタルトキハ直ニ別紙第六號様
式ニ依リ手入作業申請書ニ通テ
以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出
デ手入作業ヲ爲シタル物品及殘
存手入作業材料ニ付稅關官吏ノ
検査ヲ受クベシ但シ手入作業ノ
前條ニ於テ物品ノ記號及番號、
包裝ノ種類及箇數、品名並ニ數
額ニ變化ナキトキハ殘存手入作
業材料ノ數額ヲ記入シタル手入
作業承認申請書ヲ以テ手入作業申請
書ニ代アルコトヲ得

第四十七條 保稅工場ニ於テハ内
國物品ノミヲ以テスル作業ハ外
國物品ノミヲ以テスル作業又ハ
外國物品ト内國物品トヲ以テス
ル作業ト區別シテ之ヲ爲スベシ

第四十八條 關稅法第一百十條第二
項ニ依リ作業ノ許可ヲ受ケント
スル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル
申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出
スベシ

一 作業ノ種類
二 作業ノ原料又ハ材料
三 作業期間

第四十九條 保稅工場ニ於テ作業
ヲ爲サントスル者ハ別紙第七號
様式ニ依リ作業申請書ヲ以テ其ノ
旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第五十條 前條ノ作業ヲ終リタル
トキハ別紙第八號様式ニ依リ作
業申請書ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅
關長ニ届出デ作業ニ因リテ得ル
外國物品及殘存スル作業ノ原料又
ハ材料ニ付稅關官吏ノ検査ヲ受
クベシ

第五十一條 内國物品ノミヲ原料

法律—滿洲國稅法施行規則

- 一 前條第一號ニ該當スル事項
- 二 作業ノ原料又ハ材料トシテ使用シタル物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量、價格、作業ノ種類並ニ作業開始年月日
- 三 作業ニ因リテ得タル物品ノ品名、數量及検査清年月日
- 第五十四條 特許保稅區域ノ邊境人ハ當時其ノ業務ニ從事セシムル者ノ氏名ヲ所轄稅關長ニ提出シテ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第五十五條 特許保稅區域ノ出入口ヲ閉閉シ又ハ特許保稅區域ニ於ケル物品ノ取扱ヲ爲ストキハ稅關官吏ノ立會ヲ受クベシ
- 第五十六條 特許保稅區域ノ出入口其ノ他稅關長ニ於テ必要ト認ムル箇所ニハ二重鎖ヲ設ケ其一箇ハ之ヲ稅關官吏ニ預クベシ
- 第五十七條 保稅區域ヲ整ム者ハ其ノ業務ニ從事セシムル者其ノ他保稅區域ニ出入スル者ニ對シ相當ノ取締ヲ爲スベシ
- 第五十八條 關稅法第五十九條第一項ニ依リ物品ヲ保稅區域ニ非ザル場所ニ搬置スル爲許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 搬置場所及搬置期間
 - 二 内外國物品ノ區別
 - 三 記號及番號
 - 四 包裝ノ種類及箇數
 - 五 品名
 - 六 數量
 - 七 價格
 - 八 申請ノ理由
- 第五十九條 物品ノ輸出、輸入、積戻、保稅運送、轉運又ハ外國經由運送ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別紙第九號乃至第十五號條式ニ依リ申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ稅關長ノ定ムル所ニ依ル

- 一 旅行者ノ携帶品
- 二 關稅法第三十五條乃至第三十八條ノ規定ニ該當スル物品
- 三 其ノ他ノ保稅區域ヲ仕向先トシテ保稅運送セントスル物品
- 第六十條 保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品仕向保稅區域ニ到着シタルトキハ申告人ハ直ニ其ノ認許書又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ以テ其ノ旨ヲ仕向保稅區域所轄稅關長ニ報告シ到著ノ備置ヲ受クベシ但シ前條第三號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ稅關長ノ定ムル所ニ依ル
- 第六十一條 鐵道車輛又ハ航空機ニ付關稅法第五十五條第二號但書ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 種類及型式
 - 二 記號及番號
 - 三 機關ノ型式、馬力及番號
 - 四 價格
- 第六十二條 鐵道車輛ニ非ザル車輛ニ付關稅法第五十五條第二號但書ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 種類及型式
 - 二 記號及番號
 - 三 機關ノ型式、馬力及番號
 - 四 價格
- 第六十三條 船舶ノ積載物品ニ付關稅法第五十八條但書ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 船舶ノ種類、名稱及編號
 - 二 内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
 - 三 申請ノ理由

- 第六十四條 物品ニ付稅關官吏ノ検査ヲ受クル者ハ検査ニ立會シ物品ノ開裝及重裝ノ費ニ任ズベシ
- 第六十五條 關稅法第二百一十一條ニ規定スル検査手数料ハ検査ニ要スル時間一時間迄毎ニ關稅法第五十八條第二號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ二圓、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ五圓トシ検査ノ爲旅費ヲ要スルトキハ之ニ内國旅費規則ノ定ムル額ヲ加フ
- 前項ノ手数料ハ所轄稅關長ニ之ヲ納付スベシ
- 第六十六條 關稅法第二百一十二條第一項ニ依リ申告取消ノ承認ヲ受ケントスル者ハ該物品ニ付左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 申告年月日及申告ノ種類
 - 二 物品ノ現在場所又ハ物品現存セザルトキハ其ノ事由
 - 三 内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
- 第六十七條 關稅法第二百二十三條ノ規定ニ依リ認許前取ノ承認ヲ受ケントスル者ハ該物品ニ付左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 申告年月日及申告ノ種類
 - 二 記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
 - 三 搬置場所
 - 四 申請ノ理由
 - 五 異議又ハ異議ニ係ル物品ナルトキハ其ノ旨
- 第六十八條 保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品指定期間内ニ仕向保稅區域ニ到着スルコト能ハザル事由發生シタルトキハ申告人ハ直ニ其ノ旨ヲ所管稅關長ニ届出ツベシ
- 第三章 運輸機關
- 第一節 船舶
- 第六十九條 稅關長ハ開港トノ交通著シク不便ナル場所ニ於テ物品ヲ積積若ハ陸揚スル爲又ハ其

- ノ他ノ理由ニ因リ必要アリト認ムルトキハ外國ニ往來スル船舶ノ不開港出入ヲ許可スルコトヲ得
- 第七十條 不開港出入ノ許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 船舶ノ種類、名稱、編號、總噸量及噸位
 - 二 不開港名
 - 三 不開港ニ決定スベキ期間
 - 四 不開港ニ於テ積積又ハ陸揚スベキ物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
 - 五 不開港出入ヲ必要トスル理由
- 第七十一條 關稅法第四百十條第四項ノ許可手数料ハ五十圓トシ所轄稅關長ニ之ヲ納付スベシ
- 第七十二條 關稅法第四百十三條ノ規定ニ依リ資格變更ノ承認ヲ受ケントスル船舶ノ船長ハ別紙第十六號條式ニ依リ資格變更承認申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ但シ但シ貿易船舶ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七十三條 關稅法第四百十三條ノ規定ニ依リ資格變更ノ承認ヲ受ケントスル貿易船舶ノ船長ハ帆船往來掛號簿ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請スベシ
- 第七十四條 關稅法第四百十四條但書ニ依リ船舶ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ
 - 一 各船舶ノ種類、名稱及編號
 - 二 物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
 - 三 船舶ノ時
 - 四 船舶ヲ必要トスル理由
- 第七十五條 關稅法第四百十五條ニ規定スル入港報告ハ汽船ノ場合ニ在リテハ別紙第十七號條式帆船ノ場合ニ在リテハ別紙第十八號條式ニ依リ入港報告書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第七十六條 國稅法第四百五條第一項ニ依リ提出スベキ積載物ノ目録ハ外國貿易汽船ノ場合ニ在リテハ貨物目録、船用品目録、船員携帶品目録及旅客携帶品目録トシテ外國ニ往來スル外國貿易汽船ニ非ザル汽船ノ場合ニ在リテハ船用品目録、船員携帶品目録及旅客携帶品目録トス

第七十七條 貨物目録ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トシ其ノ通數ハ二通トス

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日(出港セントスルトキハ提出スベキ貨物目録ノ場合ニ在リテハ出港豫定年月日)

二 貨物ノ船荷證券番號(出港セントスルトキ提出スベキ貨物目録ノ場合ニ在リテハ船荷證券番號、仕出地、仕向地、記號及番號、包裝ノ種類及圖數、品名、數量、價格並ニ積受人及荷受人)

第七十八條 船用品目録ニ記載ス

ベキ事項ハ左ノ通トス

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日

二 船用品ノ品名、數量及價格

第七十九條 船員携帶品目録ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トス

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日

二 船員ノ氏名及職名並ニ其ノ携帶品ノ品名、數量及價格

第八十三條 國稅法第四百七條ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日

二 船積、船積又ハ船積スベキ貨物又ハ船用品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及圖數、品名、數量並ニ價格

第八十四條 國稅法第四百八條但書ニ依リ船積又ハ船積ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 船積又ハ船積スベキ場所及時

二 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日

三 船積又ハ船積スベキ物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及圖數、品名、數量並ニ價格

四 申請ノ理由

第八十五條 國稅法第五百十條第一項ニ依リ港外積投ノ許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 港外積投ヲ爲スベキ場所及時

二 船舶ノ種類、名稱、國籍、船積量及船積

紙第二十號様式ニ依ル帆船往來掛號簿ノ下付ヲ受ケ之ヲ船内ニ備付タベシ

第八十八條 帆船往來掛號簿ノ下付ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 船舶ノ種類、名稱、國籍、總積量及船積

二 船舶所有者ノ氏名、商號及住所

三 船員ノ數

第九十條 國稅法第六十三條ノ規定ニ依リ提出スベキ積載物品ノ目録ハ貨物目録及車用品目録トス

第九十一條 貨物目録ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トシ其ノ通數ハ二通トス

一 列車ノ番號及到着年月日

第九十二條 車用品目録ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トス

一 列車ノ番號及到着年月日

二 車用品ノ品名、數量及價格

第九十三條 國稅法第六十四條ノ規定ニ依ル報告ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

一 列車ノ番號

二 車積ノ番號

第九十四條 常時國境ヲ出入スル鐵道車輛ニ非ザル車輛ハ國稅法第六十六條第一項ニ依リ別紙第二十號様式ニ依ル車輛出入簿ノ下付ヲ受ケ之ヲ車内ニ備付タベシ

第九十五條 車輛出入簿ノ下付ヲ受ケントスルトキハ車輛ノ所有者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 種類及型式

二 記號及番號

三 機關ノ型式、馬力及番號

四 價格

五 運載量又ハ乘客定員數

六 運行經路

第九十六條 車輛出入簿ノ下付ヲ受ケントスルトキハ車輛ノ所有者ハ下付手數料三角ヲ所轄稅關長ニ納付スベシ

第九十七條 稅關長ハ緊急ヲ要スル事情アル爲メハ其ノ他ノ理由ニ因リ特ニ必要アリト認ムルトキハ航空機ノ稅關飛行場ニ由ラズシテ外國ニ往來スルトコトヲ許可スルコトヲ得

第九十八條 稅關飛行場ニ由ラズシテ外國ニ往來スル許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 航空機ノ種類、型式、登録記號、運轉及積載力

二 航空ノ目的

第九十九條 國稅法第六十九條ノ規定ニ依ル報告ハ別紙第二十號様式ニ依ル報告書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第一百條 國稅法第七十條ノ規定ニ依ル報告書ヲ受ケントスルトキハ船長ハ別紙第二十三號様式ニ依ル報告書ヲ申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

第一百一條 國稅法第七十二條第一項ニ依ル承認ヲ受ケントスルトキハ航空機ノ所有者ハ左ノ事項ヲ記載シタル承認申請書二通ヲ各運轉表ヲ添附シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 航空機ノ種類、型式、登録記號、運轉及積載力

二 航空ノ目的

第一百二條 通關代辦ノ許可ヲ受ケ

第一百三條 通關代辦ノ許可ヲ受ケ

ントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通テ其ノ旨ヲ所稱稅關長ニ申請スベシ

- 一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日、履歴及商號(申請人法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名及住所)
- 二 營業地
- 三 營業期間
- 四 資本金額
- 五 帆船ヨリ船卸セラレ又ハ帆船ニ船積セララル物品ノミニ付通關代辦ヲ營マントスル者ニ在リテハ其ノ旨

申請人法人ナルトキハ前項ノ書面ニ其ノ登記簿本及定款ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第百三條 通關代辦人新ニ營業地ヲ定メントスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル書面ニ通テ以テ所稱稅關長ニ申請シ其ノ承諾ヲ受タベシ

第百四條 通關代辦人ハ營業地毎ニ主タル營業所ヲ設クベシ

第百五條 通關代辦人ハ營業地毎ニ業務擔當人ヲ附キ其ノ地ニ於ケル業務ヲ代行セシムベシ但シ通關代辦人ガ自ラ業務ヲ行フ地ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

通關代辦人業務擔當人ヲ附キタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歴ヲ記載シタル書面ヲ以テ通關ナク其ノ旨ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

第百六條 通關代辦人許可期間ノ更新ヲ受ケントスルトキハ更新期間ヲ記載シタル申請書ニ通テ所稱稅關長ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ前一年間ノ營業成績表ヲ添付スルコトヲ要ス

第百七條 通關代辦人ノ身元保證金額ハ左ノ通トス

- 一 奉天、新京又ハ哈爾濱ヲ營業地トスル場合 五千圓
- 二 安東又ハ營口ヲ營業地トスル場合 三千圓
- 三 關門又ハ川海關ヲ營業地トスル場合 二千圓
- 四 龍井、琿春又ハ南滿島ヲ營業地トスル場合 千圓

第百八條 通關代辦人身元保證物ノ供託手續ヲ了シタルトキハ其ノ供託書ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

身元保證金額ニ不足ヲ生ジタルトキハ通關代辦人ハ不足ヲ生ジタル日ヨリ十五日以内ニ不足金額ニ相當スル身元保證物ノ供託手續ヲ了シ其ノ供託書ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

第百九條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時其ノ業務ニ從事セシメントスル者ニ付其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歴並ニ職務ヲ記載シタル申請書ニ通テ

其ノ寫眞ヲ添付シテ之ヲ所稱稅關長ニ提出シ其ノ承諾ヲ受クベシ

第百十條 通關代辦人ノ業務ニ從事スル者就業上適當ナラズト認メラルトキハ稅關長ハ其ノ者ニ付前條ノ承諾ヲ取消スコトヲ得

第百十一條 通關代辦人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ通關ナク其ノ旨ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

- 一 通關代辦人ノ氏名、商號又ハ住所(法人ニ在リテハ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名及住所又ハ定款)ニ變更アリタルトキ
- 二 營業所ヲ設ケタルトキ及之ヲ廢止シタルトキ
- 三 三月以上業務ヲ休止セントスルトキ及之ヲ開始セントスルトキ
- 四 業務擔當人死亡シタルトキ及解雇其ノ他ノ事由ニ因リ變更

第百十二條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時其ノ業務ニ從事セシムル者死亡シタルトキ及解雇其ノ他ノ事由ニ因リ業務ニ從事セシメザルニ至リタルトキハ書面ヲ以テ通關ナク其ノ旨ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

第百十三條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時通關手續ノ事務ニ從事セントスル者ニ付書面ヲ以テ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

第百十四條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時其ノ業務ニ從事セシムル者死亡シタルトキ及解雇其ノ他ノ事由ニ因リ業務ニ從事セシメザルニ至リタルトキハ書面ヲ以テ通關ナク其ノ旨ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

第百十五條 關稅法第七十八條第一項又ハ第二項ニ該當スル通關手續ヲ爲サント欲スル運送營業人ハ其ノ通關手續ヲ爲スベキ場所毎ニ其ノ爲サント欲スル通關手續ノ種類ニ付所稱稅關長ノ承諾ヲ受クベシ

承諾ヲ受クベシ

承諾申請ノ手續ニ付テハ第百一一條ノ規定ヲ準用ス

第百十六條 前條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承諾ヲ受ケタル運送營業人ハ常時通關手續ノ事務ニ從事セントスル者ニ付書面ヲ以テ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

第百十七條 第百五條、第百一十一條第一號、第二號及第四號、第百十二條並ニ第百十三條ノ規定ハ第百十五條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承諾ヲ受ケタル運送營業人ニ付之ヲ準用ス

第五章 稅關 休日、執務時間並ニ臨時閉關及定時間外貨物取扱

第百十八條 稅關ノ休日ハ左ノ通トス

陽曆一月一日、二日及三日

務擔當人ヲ其ノ事務ニ從事セシメザルニ至リタルトキ

第百十二條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時其ノ業務ニ從事セシムル者死亡シタルトキ及解雇其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ヲ業務ニ從事セシメザルニ至リタルトキハ書面ヲ以テ通關ナク其ノ旨ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

第百十三條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時通關手續ノ事務ニ從事セントスル者ニ付書面ヲ以テ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

承諾ヲ受クベシ

承諾申請ノ手續ニ付テハ第百一一條ノ規定ヲ準用ス

第百十六條 前條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承諾ヲ受ケタル運送營業人ハ常時通關手續ノ事務ニ從事セントスル者ニ付書面ヲ以テ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ所稱稅關長ニ提出スベシ

春節 陽曆正月一日ニ相當スル陽曆ノ日

萬壽節 陽曆二月六日

元宵節 陽曆正月十五日ニ相當スル陽曆ノ日

建國節 陽曆三月一日

春丁祀孔 陽曆二月上旬日ニ相當スル陽曆ノ日

訪日宣詔 陽曆五月二日

紀念日 陽曆五月五日ニ相當スル陽曆ノ日

端午節 陽曆八月十五日ニ相當スル陽曆ノ日

中秋節 陽曆八月十五日ニ相當スル陽曆ノ日

秋丁祀孔 陽曆八月上丁日ニ相當スル陽曆ノ日

年末 陽曆十二月三十一日

日曜日

第百十九條 稅關ノ開關時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄トス

第百二十條 稅關ノ休日又ハ開關時間外ニ於テ貨物ノ通關手續ヲ爲サントスル者ハ別紙第二十四號様式ニ依リ臨時閉關特許申請書ヲ以テ所稱稅關長ニ臨時閉關

特許ヲ申請スベシ

第百二十一條 臨時閉關特許手数料ハ左ノ通トシ所稱稅關長ニ之ヲ納付スベシ

- 一 午前六時ヨリ午後六時迄 十圓
- 二 午後六時ヨリ午後十二時迄 二十圓
- 三 午前零時ヨリ午後六時迄 三十五圓

第百二十二條 貨物ヲ保稅區域ニ搬入シ、保稅區域ヨリ搬出シ又ハ保稅區域ニ於テ其ノ取扱ヲ爲ス場合ニ於ケル貨物取扱時間ハ左ノ通トス開關ニ於テ貨物ヲ外國貿易船ニ船積シ、外國貿易船ヨリ船積シ若ハ外國貿易船ニ於テ其ノ取扱ヲ爲ス場合又ハ開關ニ於テ外國貨物ヲ内國貿易船ニ船積シ、内國貿易船ヨリ船積シ若ハ内國貿易船ニ於テ其ノ取扱ヲ爲ス場合ノ貨物取扱時間ニ付亦同ジ

- 一 一月二十一日ヨリ三月五日迄 午前八時ヨリ午後六時迄
- 二 三月六日ヨリ五月五日迄

午間七時ヨリ午後七時迄
三 五月六日ヨリ十月八日迄
午前六時ヨリ午後七時迄
四 十月九日ヨリ十一月二十二日
迄 午前七時ヨリ午後六時
迄

ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ
第百二十四條 定時間外貨物取扱
特許手数料ハ左ノ通トシ所轄稅
關長ニ之ヲ納付スベシ
一 午後十二時 貨物取扱時
間二時間迄毎ニ 十圓
二 午後零時以後 同 十五圓
第百二十五條 臨時開港ノ特許ヲ
受ケタル者其ノ特許時間内ニ於
テ當該貨物ニ付第百二十二條ノ
規定ニ該當スル取扱ヲ爲ス場合
ニ於テハ定時間外貨物取扱ノ特
許ヲ受ケタルヲ要セズ

扱フ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ
第百二十六條 定時間外貨物取扱
ハ航空機ニ依ル貨物ニ關スル場
合ニハ之ヲ適用セズ
第百二十七條 第百二十二條ノ規
定ハ災害其ノ他ノ抗拒スベカラ
ザル事由ニ因リ貨物ノ取扱ヲ爲
ス場合ニハ之ヲ適用セズ但シ貨
物ノ取扱ヲ爲ス者ハ其ノ事由ヲ
所轄稅關長ニ證明スルコトヲ要
ス稅關長ハ特殊ノ事由アル貨物
ニシテ取送上支障ナシト認メラ
ルモノニ關スル場合ハ第百二十
二條又ハ第百二十三條ノ規定ヲ
適用セザルコトヲ得

受ケントスル者ハ所轄稅關長ニ
下付手数料ヲ納付スベシ
下付手数料ハ證明書又ハ統計表
一葉毎ニ五角トス
第百三十條 關稅法又ハ本令ノ規
定ニ依リ稅關長ニ提出スル書面
ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク
ノ外提出人ノ住所又ハ居所及提
出年月日ヲ記載シ提出人之記
名捺印スベシ

第百二十三條 貨物取扱時間外ニ
於テ貨物ノ取扱ヲ爲サントスル
者ハ別紙第二十五號様式ニ依ル
定時間外貨物取扱特許申請書ヲ
以テ所轄稅關長ニ定時間外貨物
取扱ノ特許ヲ申請スベシ
稅關ノ休日ニ於テ貨物取扱時間
内ニ別紙ノ規定ニ該當スル貨物
ノ取扱ヲ爲サントスル者ハ別紙
第二十六號様式ニ依ル稅關休日
貨物取扱届書ニ通テテ其ノ旨

第百二十二條前段ニ該當スル貨
物ノ取扱ニ付定時間外貨物取扱
ノ特許ヲ受ケタル者當該物品ヲ
船舶ニ積置スル場合又ハ同條後
段ニ該當スル貨物ノ取扱ニ付定
時間外貨物取扱ノ特許ヲ受ケタ
ル者當該貨物ヲ保税區域ニ搬入
スル場合ニ於テハ定時間外貨物
取扱ノ特許ヲ受ケタルヲ要セズ
第百二十六條 第百二十三條ノ規
定ハ稅關署又ハ通關場ニ於テ通
關手續ヲ爲サザル内國貨物ノ取

扱フ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ
第百二十八條 稅關長ハ土地ノ狀
況其ノ他ノ事情ニ因リ必要アリ
ト認ムルトキハ經濟部大臣ノ認
可ヲ受ケ第百二十一條又ハ第百
二十四條ニ規定スル特許手数料
ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得
第六章 雜 則
第百二十九條 關稅法又ハ本令ニ
基テ處分其ノ他ノ事項ニ關シ稅
關ノ證明書又ハ統計表ノ下付ヲ

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施
行ス
大同二年財政部令第二十二號暫行
貿易民船取扱規則、康寧二年財政
部令第三十六號稅關ノ休日、執務
時間並ニ臨時開港及定時間外貨物
取扱ノ特許ニ關スル件、康寧三年
財政部令第六號稅關申告書及報告

附 則

書式ニ關スル件、康寧三年財政
部令第三十六號稅法施行規則、
康寧三年財政部令第四十一號通關
代辦人法施行規則ハ之ヲ廢止ス

第百二十九條 關稅法又ハ本令ニ
基テ處分其ノ他ノ事項ニ關シ稅
關ノ證明書又ハ統計表ノ下付ヲ

付テハ其ノ價格ハ單ニ統計勘定ニ
記載スル爲ニ夫々支拂又ハ收納ノ
日ニ於ケルローマ取引所ノ公定相
場又ハ東京ニ於ケル相場ニ依リ英
貨ポンドニ換算セラルルモノトス
則統計勘定ニハ滿洲國及日本國
ニ輸入セラルル伊太利國ノ原産ニ
係リ且之ヨリ來ル西產品並ニ伊太利
國ニ輸入セラルル滿洲國及日本國
ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品ニ
シテ第一條ニ規定セラルル各表ニ
記載セラルルモノノ買入ニ付第三
條ニ在ル商店ニ依リテ爲サル支
拂及收納ヲモ記載スルモノトス
西產品ノ價額ハ船費價格ニ依リ之ヲ
計算スルモノトス

第一條ニ規定セラルル表ニ記載セ
ラルル西產品ノ輸入又ハ輸出ニ關ス
ル購買、保險料及諸掛決濟ノ爲メ
滿洲國及日本國領ノ輸入業者又ハ輸
出業者ニ依リ伊太利國領ノ輸入又
ハ個人ニ對シ爲サル支拂ハ伊太
利國ニ於テ爲サル收納トシテ註
計勘定ニ記載セラルルモノトス
第一條ニ規定セラルル表ニ記載セ

對日伊貿易及支拂條約

第一條
伊太利國政府ハ滿洲國及日本國ノ
原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品ニ對
シ年次價額輸入額當ヲ保留スルコ
トヲ約ス右價額ノ表ハ本協定第二
條ノ規定ニ準ヒ決定セラルルモノ
トス

第二條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

第三條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

對日伊貿易及支拂條約

第二條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

第三條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

第四條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

滿洲國政府、大日本帝國政府及
伊太利國政府ハ一方伊太利國ヨリ
滿洲國及日本國ヘノ輸出價額ト
他方滿洲國及日本國ヨリ伊太利國
ヘノ輸出價額ト均等ナラシム
ルノ基礎ニ於テ其ノ貿易ヲ發展セ
シメシムコトヲ欲シ三國政府間ニ協
定ヲ締結スルコトニ意見一致シ之
ガ爲各其ノ全權委員ヲシテ左ノ諸
國定ヲ決定セシメタリ

第一條
伊太利國政府ハ滿洲國及日本國ノ
原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品ニ對
シ年次價額輸入額當ヲ保留スルコ
トヲ約ス右價額ノ表ハ本協定第二
條ノ規定ニ準ヒ決定セラルルモノ
トス

第二條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

第三條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

滿洲國政府、大日本帝國政府及
伊太利國政府ハ一方伊太利國ヨリ
滿洲國及日本國ヘノ輸出價額ト
他方滿洲國及日本國ヨリ伊太利國
ヘノ輸出價額ト均等ナラシム
ルノ基礎ニ於テ其ノ貿易ヲ發展セ
シメシムコトヲ欲シ三國政府間ニ協
定ヲ締結スルコトニ意見一致シ之
ガ爲各其ノ全權委員ヲシテ左ノ諸
國定ヲ決定セシメタリ

第一條
伊太利國政府ハ滿洲國及日本國ノ
原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品ニ對
シ年次價額輸入額當ヲ保留スルコ
トヲ約ス右價額ノ表ハ本協定第二
條ノ規定ニ準ヒ決定セラルルモノ
トス

第二條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

第三條
滿洲國政府及日本國政府ハ伊太利
國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル西產品
ニ對シ年次價額輸入額當ヲ保留ス
ルコトヲ約ス右價額ノ表ハ本協定
第二條ノ規定ニ準ヒ決定セラルル
モノトス

テルル商品ノ輸入又ハ輸出ニ關スル購買、保險料及諸掛決濟ノ爲伊太利國領ノ輸入業者又ハ輸出業者ニ依リ滿洲國及日本國領ノ商社又ハ個人ニ對シ爲サル支拂ハ滿洲國及日本國ニ於テ爲サル收納トシテ統計勘定ニ記載セララルモノトス

第五條

本協定ニ規定セララル貿易ノ均衡狀況ヲ明ナラシムル爲國立外國爲當局及橫濱正金銀行ハ毎月前條ニ規定セララル統計勘定ノ掲載狀況ヲ互ニ通知スルモノトス

毎六月ノ終ニ期統計勘定ノ殘存勘定ヲ算出スルモノトス

第六條

國立外國爲當局及橫濱正金銀行ハ本協定ノ實施ニ必要ナルべき技術的項目ヲ兩者間ノ取極ニ依リ決定スルコトヲ許可セララルモノトス

限リ滿洲國及日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル商品ノ輸入ニ對スル額ヲ許與ヲ得ルモノトス

第七條

伊太利國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル商品ト滿洲國又ハ日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル商品トノ間ノ私的取償取引ハ該條約國ノ各種限アル官憲ノ許可ヲ得テ之ヲ行フコトヲ得ルモノトス

本協定ノ規定ハ滿洲國ニ付テハ滿洲國ニ關スル一切ノ地域

第八條

日本國ニ付テハ日本國ニ關シ又ハ其ノ管治スル一切ノ地域及屬地ヲ除ク伊太利國ニ關スル一切ノ地域

伊太利國ニ付テハ其ノ植民地及屬地ヲ除ク伊太利國ニ關スル一切ノ地域

第九條

本協定ハ批准セララルモノトス批准書ハ東京ニ於ケル日本國政府ノ記録ニ寄託セララルモノトス

滿洲國政府及伊太利國政府ハ東京ニ於ケル各其ノ外交代表者ヲ通ジ日本國政府ニ對シ批准書ヲ通ジ

滿洲國ノ爲ニ

大日本帝國ノ爲ニ

宇垣一成 印

伊太利國ノ爲ニ

エツトーレ・コンテイヂ

同 (康徳五年九月一日)

伊太利國トノ間ニ於

ケル物品ノ輸出及輸入ニ關スル件

第一條

本邦ニ於テ生産又ハ製造セラレタル物品ヲ伊太利國ニ輸出セントスル者ハ輸出ノ際稅關長ノ發稅ニ係ル原産地證明書ヲ輸出手續ヲ爲スベキ稅關長ニ呈示スベシ

第二條

前條ニ規定スル物品ヲ伊太利國ニ輸出シタル者ハ左ノ書類ヲ輸出手續ヲ爲シタル稅關長ヲ經テ運送部大臣ニ提出スベシ

一 別紙第一號様式ニ依ル伊太利國向輸出報告書三通

二 運送契約ガ本邦又ハ日本領ノ會社又ハ人ト締結セラレタル場合ハ運送證書又ハ其ノ原本

三 保險契約ガ本邦又ハ日本領ノ會社又ハ人ト締結セラレタル場合ハ保險證書又ハ其ノ原本

第五條

第二條第一號又ハ前條第一號

ノ會社又ハ人ト締結セラレタル場合ハ保險證書又ハ決ノ際

第三條

伊太利國ニ於テ生産又ハ製造セラレタル物品ヲ輸入セントスル者ハ輸入ノ際其ノ原産地證明書又ハ伊太利國政府ノ認可ヲ受ケ設立セラレタル輸出組合ノ發給ニ係ル輸出統制證書ハ之ニ類似ノ文書ヲ輸入手續ヲ爲スベキ稅關長ニ呈示スベシ

第四條

伊太利國ニ於テ生産又ハ製造セラレタル物品ヲ輸入シタル者ハ左ノ書類ヲ輸入手續ヲ爲シタル稅關長ヲ經テ運送部大臣ニ提出スベシ

一 別紙第二號様式ニ依ル伊太利國生產品輸入報告書三通

二 運送契約ガ伊太利國ノ會社又ハ人ト締結セラレタル場合ハ運送證書又ハ其ノ原本

三 保險契約ガ伊太利國ノ會社又ハ人ト締結セラレタル場合ハ保險證書又ハ其ノ原本

第五條

第二條第一號又ハ前條第一號

一號ノ報告書ヲ提出シタル後報告シタル事項ヲ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル書面三通ヲ所轄稅關長ヲ經テ運送部大臣ニ提出スベシ

第六條

價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マズシテ本邦ニ於テ生産又ハ製造セラレタル物品ヲ伊太利國ニ輸出シタル者其ノ代金ヲ回收シタルトキハ別紙第三號様式ニ依ル對伊太利國無爲替輸出代金回收報告書三通ヲ輸出手續ヲ爲シタル稅關長ヲ經テ運送部大臣ニ提出スベシ

第七條

價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組ミナキ伊太利國ニ於テ生産又ハ製造セラレタル物品ヲ輸入シタル者其ノ代金ヲ支拂ヒタルトキハ別紙第四號様式ニ依ル對伊太利國無爲替輸入代金支拂報告書ヲ輸入手續ヲ爲シタル稅關長ヲ經テ運送部大臣ニ提出スベシ

第八條

本令ハ日本國又ハ關東州

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

開港取締法

(康徳五年四月二十一日)

勅令第六十三號

第一條 關稅法第六十條ノ規定ニ依ル第一種開港内ニ於ケル取締ニ付テハ其ノ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外本法ニ依ル

第二條

船舶ハ入港前稅關長ヨリ從泊所ノ指定ヲ受タベシ但シ豫メ稅關長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三條

船舶ハ稅關長ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ指定セラレタル從泊所ヲ變更スルコトヲ得ズ但シ天候其ノ他已ムザ得ザル事由ニ因リ船舶ノ危險ヲ避クル爲ニ

要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 前項但書ノ規定ニ依リ從泊所ヲ
 變更シタルトキハ運送ナク其ノ
 事由及從泊所ヲ稅關長ニ届出ヅ
 ベシ

第四條 稅關長必要アリト認ムル
 トキハ從泊所ノ變更ヲ命ズルコ
 トヲ得

第五條 入港船舶ハ入港運送ナ
 ク入港届ヲ出港船舶ハ出港届出
 港届ヲ稅關長ニ提出スベシ但シ
 一定ノ日時ニ出港スル船舶ハ其
 ノ入港届ト共ニ出港届ヲ爲スコ
 トヲ得

第六條 船舶ハ入港及出港ノ際其
 ノ所屬國旗及信號符字ヲ掲揚ス
 ベシ

入港シタル船舶ハ入港届ヲ及戻
 シタル後ニ非ザレバ所屬國提出
 信號符字ヲ引下スコトヲ得ズ
 船舶出港セントスルトキハ戻メ
 出帆旗ヲ掲揚スベシ

第七條 入港シタル船舶ハ稅關長
 ノ許可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ
 他ノ船舶又ハ陸地トノ間ニ於テ

交通ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 船舶ハ法令ニ開闢ノ定メ
 ル場合ヲ除ク外公ノ航路ニ從
 泊又ハ停泊スルコトヲ得ズ

第九條 船舶ガ航路標識、測圖其
 ノ他公ノ工作物ヲ毀損シタルト
 キハ稅關長ハ當該船舶ヲシテ其
 ノ修繕又ハ再設ノ爲ニ要スル費
 用ヲ支辨セシムルコトヲ得

第十條 公ノ航路ノ妨害トナリ又
 ハ船舶ニ危害ヲ及ボス虞アル程
 破物其ノ他ノ物件アルトキハ稅
 關長ハ期間ヲ指定シ其ノ所有者
 又ハ管理人ニ之ガ除去ヲ命ズル
 コトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者之ニ從
 ハザルトキハ稅關長ハ所有者又
 ハ管理人ノ費用ヲ以テ之ヲ除去
 スルコトヲ得

第十一條 船舶ハ荷足、灰燼、塵
 芥、油類其ノ他船舶ノ航行、從
 泊又ハ停泊ヲ妨グベキ物件ヲ港
 内ニ投棄スルコトヲ得ズ

荷足、石炭其ノ他水底ニ堆積ス
 ベキ物件ノ積卸ヲ爲サントスル

トキハ其ノ脱落ヲ妨グル爲必要
 ナル措置ヲ爲スベシ

第十二條 當用以上ノ危險物ヲ積
 載シテ入港セントスル船舶ハ港
 外ニ於テ晝間ニ在リテハ國際信
 號ノB旗、夜間ニ在リテハ紅燈
 ヲ掲ゲ稅關長ノ指揮ヲ受クベシ
 船舶ハ稅關長ノ指定スル場所ニ
 非ザレバ前項ニ規定スル物件ノ
 積卸ヲ爲スコトヲ得ズ

稅關長前項ノ場所ヲ港内ニ指定
 スルコトヲ不適當ト認ムルトキ
 ハ之ヲ港外ニ指定スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ指定シタル場
 所ハ當該船舶ニ付テハ之ヲ港内
 ト看做ス

第十三條 暴風雨ノ瀕アルトキ又
 ハ警報信號ヲ掲ゲラレタルトキ
 ハ船舶ハ漂流ノ防止及運轉ノ準
 備ヲ爲スベシ

第十四條 船舶救助ヲ求ムルノ要
 アルトキハ間斷ナク汽笛、汽角
 又ハ霧中號角ヲ吹鳴シ且晝間ニ
 在リテハ國際信號ノNC旗ヲ掲
 ゲ夜間ニ在リテハ星火ヲ發スル

燈塔、火筒其ノ他發火筒號ヲ爲
 スベシ

火災ノ場合ニ在リテハ救護ノ來
 ル迄船舶ヲ打鳴シ且晝間ニ在リ
 テハ國際信號ノNO旗ヲ掲ゲ夜
 間ニ在リテハ紅燈ヲ斷ズ上下
 スベシ

警備官吏ノ救護ヲ求ムルノ要アル
 トキハ晝間ニ在リテハ國際信
 號ノST旗ヲ掲ゲ夜間ニ在リテ
 ハ藍火又ハ閃光ヲ示スベシ

第十五條 本法其ノ他法令ニ別段
 ノ定アル場合又ハ前項ニ依ル場
 合ヲ除ク外外濫ニ汽笛、汽角又
 ハ霧中號角ヲ吹鳴シ又ハ號砲、
 煙火其ノ他警備ヲ爲スルモノヲ
 使用スルコトヲ得ズ

第十六條 本法中船舶ニ關スル規
 定ハ該船舶其ノ他船舶類似ノ工作
 物ニ付之ヲ準用ス

第十七條 稅關長ハ軍艦及帝國警
 備船ノ爲從泊區域ヲ定ムベシ

第十八條 港内各港間又ハ平水區
 域ノミヲ航行スル船舶ニシテ第
 十二條第一項ノ規定ニ該當セザ

ルモノハ稅關長ノ定ムル區域内
 ニ從泊スル場合ニ依リ第二條ノ
 規定ニ依リ從泊所ノ指定ヲ受ク
 ルコトヲ要セズ

第十九條 沿海區域以下ノ區域ノ
 ミヲ航行スル船舶及平水區域ノ
 ミヲ航行スル船舶ニハ第六條、
 總噸數二十噸未満ノ船舶及機軸
 ヲ以テ運轉スル舟ニハ第五條及
 第六條ノ規定ヲ適用セズ

第二十條 本法中第二條乃至第四
 條、第八條、第十一條及第十八
 條ノ規定ハ軍艦及帝國警備船ニ
 付テモ之ヲ適用ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キ
 テ爲ス處分ニ違反シタル者ハ三
 百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十二條 本法中船舶ノ義務ニ
 關スル規定ハ船長又ハ其ノ義務
 ヲ行フ者ニ付之ヲ適用ス

船長又ハ其ノ義務ヲ行フ者ハ其
 ノ船舶ノ乘組員ガ本法若ハ本法
 ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタ
 ル場合ニ於テハ自己ノ指揮ニ出

テザルノ故ヲ以テ其ノ罰ヲ免ル
 ルコトヲ得ズ

第二十三條 第二十一條又ハ本法
 ニ基キテ爲スル命令ニ規定スル
 過料ニ處スル場合ハ稅關長之ヲ
 決定シ書面ヲ以テ其ノ納付ヲ命
 ズベシ

第十九條若ハ第二十條第二項ニ規定
 スル費用又ハ過料ノ納付ヲ命ゼ
 ラレタル者之ニ不服アルトキハ
 訴願ヲ爲スコトヲ得

費用又ハ過料ノ徵收ニ關シテハ
 國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス但シ
 督促ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十四條 稅關長ハ第九條若ハ
 第十條第二項ノ規定ニ依リ費用
 ノ納付ヲ命ゼラレ又ハ第二十一
 條若ハ本法ニ基キテ爲スル命令
 ノ規定ニ依リ過料ニ處セラレタ
 ル船舶ガ之ヲ完納スルニ至ル迄
 ノ間其ノ出港ヲ禁止ムルコトヲ
 得

第二十五條 國稅法第六十條ノ
 規定ニ依リ第一種開港以外ノ港
 内ニ於ケル取締ニ關スル命令ニ

於テ費用ノ負擔ヲ命ズル規定ヲ
 設タルトキハ前二條ノ規定ト同
 一ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ慶應五年五月一日ヨリ之ヲ
 施行ス

六十三度七分三十秒ニ
 引キタル一線及二道波
 頭懸崖最下端ニ於ケル
 北緯四十度一分三十六
 秒、東經百二十四度二
 十一分三十五秒ノ地點
 ヲ以テ正東ニ引キタル一
 線以內ノ水域

第一種開港ノ指定ニ關ス
 ル件改正ノ件

（慶應五年四月二十一日）
 勅令第六十四號

第一種開港指定

第一種開港ノ指定ニ關ス
 ル件

國稅法第六十條ノ規定ニ依リ第
 一開港港ヲ左表ノ通指定ス

港名 緯 經

安 東 大沙河河口ニ於ケル北緯
 四十度八分二十秒、東
 經百二十四度二十四分
 四十四秒ノ地點ヨリ百

營 口 北緯四十度四十二分三
 十四秒、東經百二十二
 度十五分四十七秒ノ地
 點（牛家屯第一立橋）
 ヲ以テ正東ニ引キタル一
 線以內ノ水域

龍 岡 北緯四十度四十三分四
 秒、東經百二十一度一
 分十七秒ノ地點（龍岡
 島高角）ヨリ正南ニ引
 キタル一線及北緯四十

度四十二分二秒、東經百二十度五十六分五十六秒ノ地點(望海寺角)ヨリ正東ニ引キタル一線以內ノ水域

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

開港取締法施行規則

(昭和五年四月二十三日) 交通部令第八號

第一條 入港ノ船舶ハ港界線附近ニ於テ稅關長ヨリ稅關所ノ指定ヲ受ケベシ 從前所ノ指定ハ特定信號(無線電報又ハ無線電話ヲ含ム)ニ依リ之ヲ爲スベシ特定信號及之ヲ行フ場合ハ別ニ告示ス

ハ此ノ限ニ在ラズ 第三條 開港取締法第五條ニ規定スル入港届ハ第一號書式、出港届ハ第二號書式ニ依リ稅關長ニ之ヲ提出スベシ 第四條 出港届ヲ提出シタル後二十四時間以上港内ニ碇泊スル船舶ハ更ニ出港届ヲ提出スルニ非ザレバ出港スルコトヲ得ズ 第五條 出港シタル船舶遊離、修繕其ノ他ノ事故ノ爲出港後十二時間以內ニ歸港シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル届書ヲ以テ入港届ニ代フルコトヲ得 第六條 船舶ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外公ノ航路ニ碇泊又ハ停船スルコトヲ得ズ 一 港内ノ工事ニ從事スルトキ 二 碇泊物又ハ沈没品ノ引揚ニ從事スルトキ 三 遭難船舶ノ救助ニ從事スルトキ 四 運轉ノ自由ヲ得ザルトキ 五 特ニ稅關長ノ許可ヲ受ケタルトキ

第七條 汽船防波堤入口ニ於テ出會ノ虞アルトキハ入港船ハ防波堤外ニ於テ出港船ノ進路ヲ避クベシ 第八條 船舶港内及港界附近ニ於テ航行スルトキハ進路ヲ保ツニ必要ナル速力ニ減スベシ 第九條 船舶ハ並列シテ航行スルコトヲ得ズ 船舶連航スルトキハ相當ノ距離ヲ保ツベシ 第十條 公ノ航路ヲ横切ラントスル船舶ハ航路ヲ航行スル他船舶ノ進路ヲ避クベシ 公ノ航路ニ於テ行進ヒタル船舶ハ互ニ航路ノ右側ヲ航行スベシ 船舶ハ公ノ航路ニ於テ他船ヲ追越スコトヲ得ズ 第十一條 船舶ハ汽船及帆船ノ進路ヲ避クベシ 前項ニ於テ船舶ト稱スルハ汽船、帆船、端舟又ハ機權ヲ以テ運轉スル舟ヲ謂フ 第十二條 船舶ハ防波堤、碼頭又ハ碇泊船等ノ一端ヲ右舷ニ見テ

通航スルトキハ之ニ近寄り左舷ニ見テ通航スルトキハ之ニ遠ザカリテ航行スベシ 第十三條 火氣ヲ有スル汽艇又ハ端舟ニシテ赤旗又ハ紅燈ヲ掲ゲル船舶ノ近傍ヲ通航スル場合ハ安全ナル距離ヲ保チ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外風下側ヲ航行スベシ 第十四條 開港取締法第十二條ノ危險物トハ別表ニ掲グルモノヲ謂フ 第十五條 危險物ニシテ船舶備附ノ大砲一門毎ニ火藥五十磅分、門砲又ハ機砲七十磅、小銃一班毎ニ實包又ハ空包百磅分、雷管百五十磅及信號用榴彈、炮管、致命物又ハ船舶所要ノ目的ヲ證明シ得ル容易ニ燃燒スベキ物件ハ之ヲ船舶ノ常用ト看做ス 第十六條 船舶ハ稅關長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ常用外ノ危險物ヲ積卸又ハ運搬スルコトヲ得ズ 前項ノ船舶ハ晝間ニ在リテハ赤

旗、夜間ニ在リテハ紅燈ヲ掲ゲベシ

第十七條 船舶ヲ修裝、修繕又ハ休養セントスル者ハ豫メ其ノ旨ヲ稅關長ニ届出ツベシ 前項ノ場合ニ於テ稅關長必要アリト認ムルトキハ乘組員ノ一部ノ殘留ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 碇泊又ハ沈没其ノ他ノ事故發生シタルトキハ速報ナク其ノ旨ヲ稅關長ニ届出ツベシ之ヲ發見シタルトキ亦同ジ

第十九條 總噸數三百噸以上ノ船舶碇泊スルトキハ稅關長ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外雙端泊ヲ爲スベシ但シ防波堤外ニ碇泊スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 稅關長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ總噸數三百噸未滿ノ船舶及防波堤外ニ碇泊スル船舶ニ付テモ雙端泊ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 航行ノ妨害トナルベキ碇泊物又ハ沈没品等ハ之ヲ除去スル迄其ノ所有者又ハ管理人ニ

於テ危險豫防ノ爲必要ナル措置ヲ爲スベシ 第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅關長ノ許可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ 一 碇泊物又ハ沈没品ノ引揚ヲ爲サントスルトキ 二 法令ノ規定ニ依ルニ非ズシテ特設信號ヲ用ヒントスルトキ 三 船舶ヲ進水セントスルトキ 四 船舶ニ積載スル竹木ヲ水面ニ卸シ又ハ投若ハ水面ニ浮ビタル竹木ヲ繫留シ若ハ之ヲ運搬セントスルトキ 第二十二條 船舶他ノ船舶、筏等ヲ曳航スルトキハ稅關長ノ定ムル數又ハ長サヲ超ユルコトヲ得ズ 第二十三條 船舶ノ碇泊又ハ航行ノ妨害トナルベキ場所ニ於テ漁撈ヲ爲スコトヲ得ズ 第二十四條 船舶ハ他船ノ碇泊又ハ航行ノ妨害トナルベキ探照燈

其ノ他類似ノ燈火ヲ使用スルコトヲ得ズ 第二十五條 稅關長必要アリト認ムルトキハ期間及區域ニ限リ船舶ノ航行ヲ禁止スルコトヲ得 前項ノ期間及區域ハ之ヲ告示ス 第二十六條 氣象信號ノ方法ニ關シテハ稅關長之ヲ告示ス 第二十七條 本令中第一條、第六條乃至第十條、第十二條及第二十五條ノ規定ハ軍艦及帝國警備船ニ付テモ之ヲ適用ス 第二十八條 本令又ハ本令ニ基キテナス處分ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ過料ニ處ス

滿洲重工業開發株式會社管理法 (昭和四年十二月二十日) 勅令第四百六十號 第一條 政府ハ本邦ニ於ケル重工

業ノ綜合的獨立ヲ促進シ其ノ發達ヲ圖ル爲本法ニ依リ滿洲重工開發株式會社ヲ管理ス 第二條 滿洲重工開發株式會社ハ本邦ニ於ケル左ニ掲グル事業ニ投資シ其ノ經營ノ指導ニ當ルヲ以テ目的トス 一 鐵鋼業 二 輕金屬工業 三 自動車製造業 四 航空機製造業 五 石炭礦業 滿洲重工開發株式會社ハ前項ノ事業ノ外金、亞鉛、鉛及銅其ノ他ノ礦業又ハ其ノ他ノ事業ニ附帶的ニ投資スルコトヲ得但シ本邦ニ於ケル礦業ニ對シ投資スル場合ヲ除クノ外主務部大臣ノ認可ヲ受タルコトヲ要ス 第三條 滿洲重工開發株式會社ハ本店ヲ新京特別市ニ置クコトヲ要ス 第四條 滿洲重工開發株式會社ノ資本ノ額ハ四億五千萬圓トス但シ主務部大臣ノ認可ヲ受ケ之

ヲ増加スルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ會社法第九十七條第二項ノ規定ニ拘ラズ議決權ナキ株式ヲ發行スルコトヲ妨グズ

第五條 政府ハ滿洲重工業開發株式會社ノ議決權アル株式ハ滿日兩國ノ國民又ハ兩國ノ法令ノ何レカニ依リ設立シタル法人ニシテ議決權ノ過半數ヲ兩國ノ國民若ハ法人ニ屬スルモノ以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ

第七條 滿洲重工業開發株式會社ニ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第八條 總裁ハ滿洲重工業開發株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ經理ス

總裁事故アルトキハ副總裁ノ一人其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ滿洲重工業開發株式會社ノ業務ヲ

第九條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ任命シ理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

總裁及副總裁ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ三年トス

第十條 總裁及副總裁ノ報酬及手當ノ額ハ政府之ヲ定ム

第十一條 總裁、副總裁及理事ニ從事スル理事ハ主管部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ズ

第十二條 滿洲重工業開發株式會社ノ毎營業年度決算ニ於テ株主ニ支拂フベキ利益配當金ヲ算出シタル株金額ニ對シ年七分五厘ノ割合ニ相當スル金額ニ達スル迄ハ政府ノ所有スル株式ニ對シ一、政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ二ノ割合ニ依リ配當ヲ爲スコトヲ得

株主ニ支拂フベキ利益配當金ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年七分五厘ノ割合ニ相當スル金額ヲ超スル場合ニ於テハ本法施行後十年以内ニ終了スル營業年度ヲ限リ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス補給シタル金額ハ前年度ノ營業年度ノ綜合利益ガ年六分ノ割合ヲ超過シタル場合ニ於テ其ノ超過金額ヲ以テ年二分ノ割合ニ依

第十三條 政府ハ滿洲重工業開發株式會社ノ每營業年度決算ニ於テ滿洲國內經營事業ニ關シ生ジタル綜合利益ガ滿洲國內經營事業ノ爲根向ケラレタル資金總額(滿洲國內經營事業ニ關シ生ジタル資金ヨリ成ル資金ヲ除ク)ニ對シ年六分ノ割合ニ達セザル場合ニ於テハ本法施行後十年以内ニ終了スル營業年度ヲ限リ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス補給シタル金額ハ前年度ノ營業年度ノ綜合利益ガ年六分ノ割合ヲ超過シタル場合ニ於テ其ノ超過金額ヲ以テ年二分ノ割合ニ依

第十四條 滿洲重工業開發株式會社解散ノ場合ニ於テ殘存財產ノ價額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ一倍半ニ相當スル金額ニ達スル迄ハ政府ノ所有スル株式ニ對シ一、政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ二ノ割合ニ依リ殘存財產ノ分配ヲ爲スコトヲ得

殘存財產ノ價額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ一倍半ニ相當スル金額ヲ超シタル場合其ノ超過金額ノ分配率ハ各株式ニ付同率トス

第十四條ノ規定ニ依リ資本ノ増加ヲ爲ス場合ニ於テハ株主ニ支拂フベキ利益配當金ニ付前二項ノ規定ニ拘ラズ主管部大臣ノ認可ヲ受ケ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 滿洲重工業開發株式會社ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ滿洲重工業開發株式會社ニ命ジ營業上ノ計算又狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

滿洲重工業開發株式會社監理官ハ株主總會其ノ他ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條 本法ニ於テ主管部大臣ト稱スルハ商業部大臣及經濟部大臣トス

第二十六條 滿洲重工業開發株式會社ニ非ザル者ハ滿洲重工業開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得

第二十七條 本法ハ康德四年十二月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第二十八條 滿洲重工業開發株式會社ノ資本金ハ當分ノ間日本國通貨ニ依ルコトヲ得

第二十九條 第二條第二項ニ該當スル事業ニ對シ本法施行ノ際滿洲重工業開發株式會社ノ現ニ投資セルモノニ付テハ本法施行後

三十日以内ニ主管部大臣ニ届出ヲ爲シタルトキハ本法ニ依リ認可アリタルモノト看做ス

第三十條 滿洲重工業開發株式會社ノ總裁、副總裁又ハ常務ニ從事スル理事ニシテ本法施行ノ際現ニ他ノ業務ニ從事スル者本法施行後三十日以内ニ主管部大臣ニ届出ヲ爲シタルトキハ本法ニ依リ許可アリタルモノト看做ス

第三十一條 滿洲重工業開發株式會社ノ株主各簿及社價原簿ハ當分ノ間主管部大臣ノ認可ヲ受ケ會社法第二百三條ノ規定ニ依リザルコトヲ得

第十五條 滿洲重工業開發株式會社ハ主管部大臣ノ認可ヲ受ケて據込ミタル株金額ノ二倍ヲ限リ社價ヲ募集スルコトヲ得

第十六條 滿洲重工業開發株式會社株主總會ヲ召集スルニハ會日ヨリ十日以前ニ各株主ニ對シテ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第十七條 滿洲重工業開發株式會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ之ヲ主管部大臣ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十八條 理事及監事ノ選任及解任、定數ノ變更、利益金ノ處分社價ノ募集並ニ合併及解散ノ決議ハ主管部大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十九條 滿洲重工業開發株式會社ハ主管部大臣ノ認可ヲ受タルハ之ヲ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

第二十條 主管部大臣ハ滿洲重工業開發株式會社ノ業務ニ監督ヲ行フ

第二十一條 主管部大臣ハ滿洲重工業開發株式會社ノ決議方法令ノ事業ノ統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 主管部大臣ハ滿洲重工業開發株式會社ノ決議方法令若ハ定數ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

主管部大臣ハ滿洲重工業開發株式會社ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ノ行爲方法令、定數若ハ本法ニ依ル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ之ヲ解任スコトヲ得

第二十三條 主管部大臣ハ滿洲重工業開發株式會社監理官ヲ置キ滿洲重工業開發株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條 滿洲重工業開發株式會社監理官ハ何時ニテモ滿洲重工業開發株式會社ノ金庫、帳簿及文書ヲ検査スルコトヲ得

滿洲重工業開發株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ滿洲重工業開發株式會社ニ命ジ營業上ノ計算又狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

滿洲重工業開發株式會社監理官ハ株主總會其ノ他ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條 本法ニ於テ主管部大臣ト稱スルハ商業部大臣及經濟部大臣トス

第二十六條 滿洲重工業開發株式會社ニ非ザル者ハ滿洲重工業開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得

第二十七條 本法ハ康德四年十二月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第二十八條 滿洲重工業開發株式會社ノ資本金ハ當分ノ間日本國通貨ニ依ルコトヲ得

第二十九條 第二條第二項ニ該當スル事業ニ對シ本法施行ノ際滿洲重工業開發株式會社ノ現ニ投資セルモノニ付テハ本法施行後

三十日以内ニ主管部大臣ニ届出ヲ爲シタルトキハ本法ニ依リ認可アリタルモノト看做ス

第三十條 滿洲重工業開發株式會社ノ總裁、副總裁又ハ常務ニ從事スル理事ニシテ本法施行ノ際現ニ他ノ業務ニ從事スル者本法施行後三十日以内ニ主管部大臣ニ届出ヲ爲シタルトキハ本法ニ依リ許可アリタルモノト看做ス

第三十一條 滿洲重工業開發株式會社ノ株主各簿及社價原簿ハ當分ノ間主管部大臣ノ認可ヲ受ケ會社法第二百三條ノ規定ニ依リザルコトヲ得

滿洲飛行機製造株式會社法

(昭和五年六月十六日勅令第三百三十號)

第一條 政府ハ航空機製造工業ノ統制並立ヲ圖ル爲メ滿洲飛行機製造株式會社ヲ設立セシム

第二條 會社ハ航空機ノ製造、修

理及販賣ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トス

會社ハ商標部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 會社ノ資本ノ額ハ二千萬元トス

第四條 會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ハ五十圓トス

第五條 會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第六條 會社ニ理事長副理事長各一人、理事五人以内及監事三人以内ヲ置ク

第七條 理事長ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ經理ス

理事長事故アルトキハ副理事長其ノ職務ヲ行フ

理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人理事長ノ職務ヲ行フ

副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ會社ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ會社ノ業務ヲ掌理ス

第八條 理事長、副理事長、理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ二年トス

第九條 理事長、副理事長及監事ニ從事スル理事ハ商標部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ズ

第十條 會社ニ其ノ重要事項ヲ協議スル爲メ理事會ヲ置ク

理事會ハ理事長、副理事長及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一條 理事會ニ會員ノ互選ニ依リ理事長ヲ置ク

理事長ハ理事會ノ事務ヲ總理ス

第十二條 會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ之ヲ商標部大臣ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十三條 理事長、副理事長、理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集並ニ合併及解散ノ決議ハ商標部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十四條 會社ハ商標部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ重要財産ヲ他人ニ讓渡シ又ハ之ヲ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

第十五條 會社ハ商標部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シ又ハ休止スルコトヲ得ズ

第十六條 商標部大臣ハ會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 商標部大臣ハ會社ノ決議方法若シテ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害ストシタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

商標部大臣ハ理事長、副理事長理事又ハ監事ノ行爲方法令、定款若シテ本法ニ依ル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害ストシタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十八條 治安部大臣ハ會社ノ業務ニ關シ軍用上必要ナル監督ヲ爲シ又ハ命令ヲ爲スコトヲ得

附 則

第十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條 政府ハ設立委員ヲ命ジ會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ商標部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選出ナク前項ノ選出アリタルトキハ設立委員ハ選出ナク創立總會ヲ召集スベシ

創立ノ場合ニ於テハ會社法第八十七條第一項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第二十三條 設立委員ハ會社ノ設立登記ヲ爲シ選出ナク其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スベシ

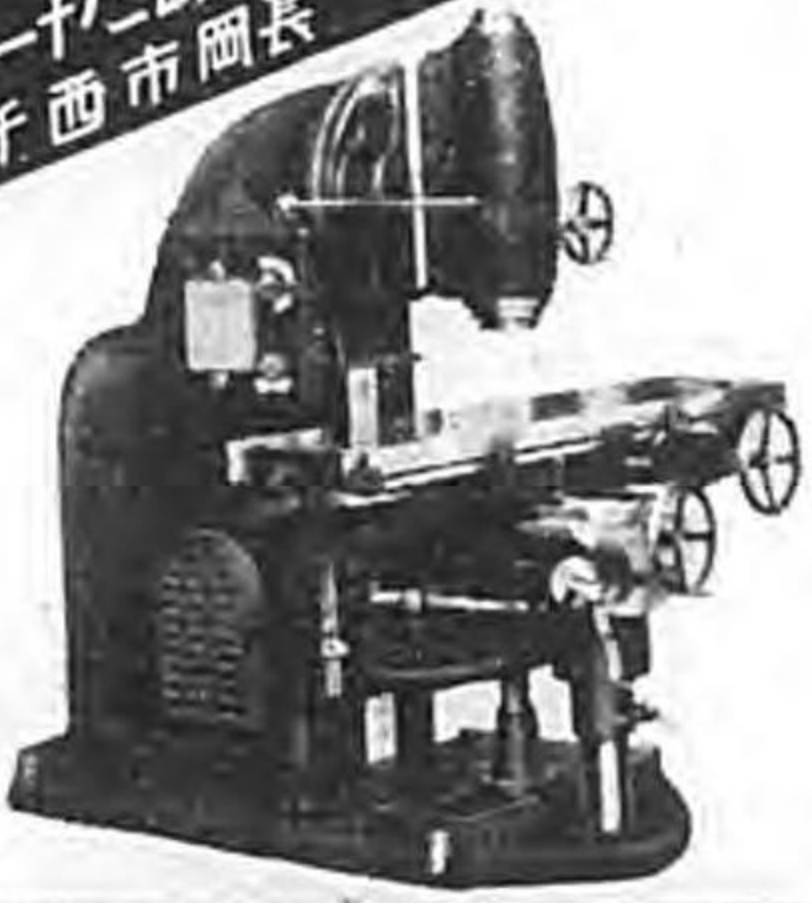
高級工作機械



HOBGING MACHINE

會商業工和昌

東京市本所區菊川町三ノ十三
電話本所 56・57・256番
西千手町 電話 697番
岡長 電話 843番



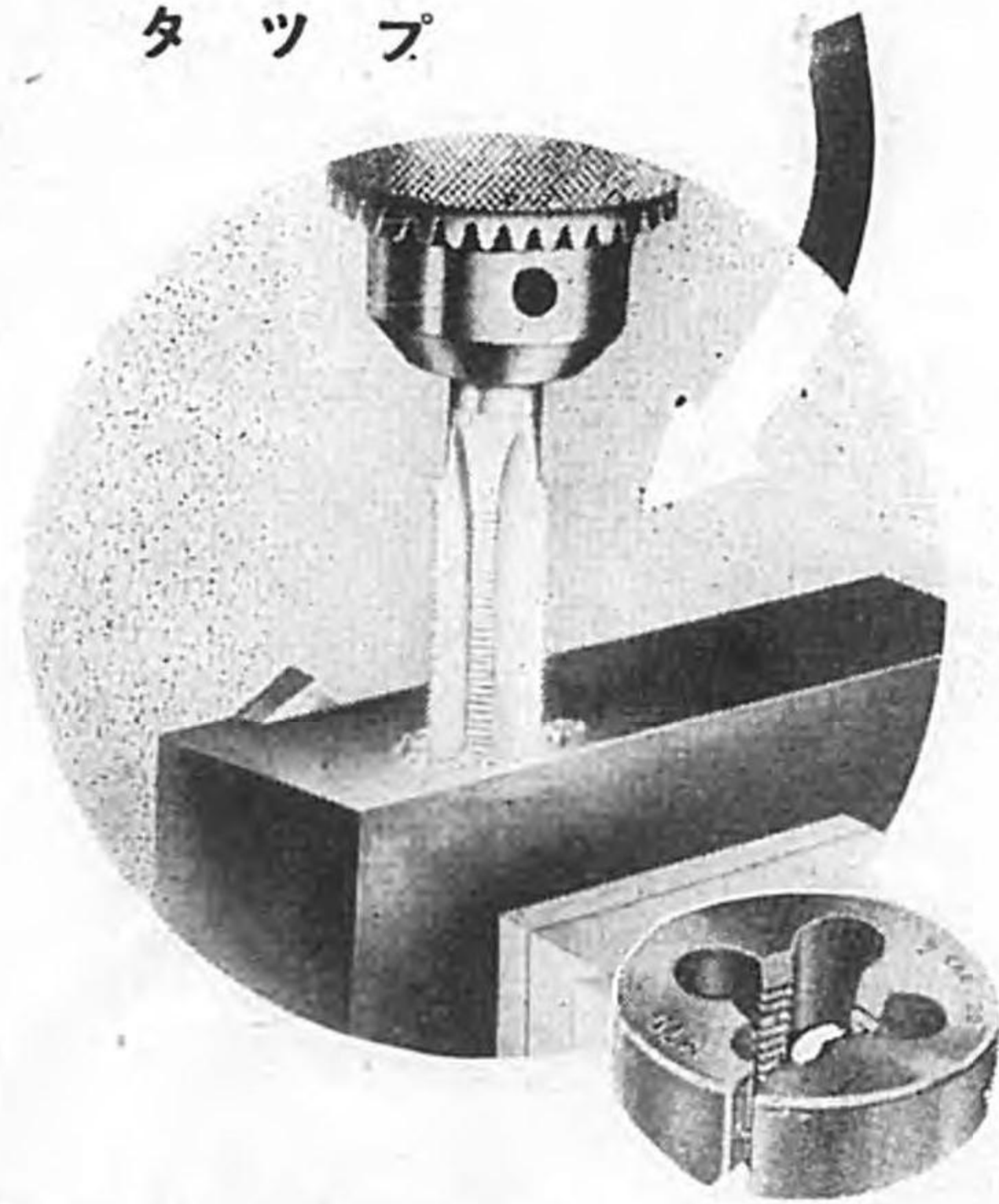
I V M. 3.
VERTICAL MILLER

齒車齒切專門 相澤齒車鐵工所

東京市本所區菊川町三ノ十三
電話本所 56・57・256番
江戶川工場 東京市江戶川區西小松川 電話江戶川459番
足利工場 足利市伊勢町 電話 26番

M.T.D. TAPS AND DIES

ハンド
パイプ
タップ



ノ 舶來品をノツクアウトしたる
 絶對他品の追隨を許さず
 全國有名機械工具店にあり

目種業營

東鑄螺へ鐵鑄工電工
 日型子ル塔鋼場氣作
 及塗名ト鐵鑄用機機
 本塗名ト鐵鑄用機機
 總料光及柱鐵、械械
 代精万メタ鍛、械器及
 理鋼力タン工、具工
 店劑作ルク品料料類



會社資津野商店

東京支店
本店

東京市芝區片門前町二番一
 電話 4348
 名古屋市中區春日町八番一
 電話 9977
 富山支店
 富山縣熱田區熱田新田東組番
 電話 9977

製作部

富山支店
富山縣熱田區熱田新田東組番
 電話 9977

内山の加次ギヤ



合資
会社

内山齒車製作所

本製品は日産自動車の検定済にして帝都唯一指定
品本カウンターギヤこそ國策に副ふ時代の必要品
として御推奨す

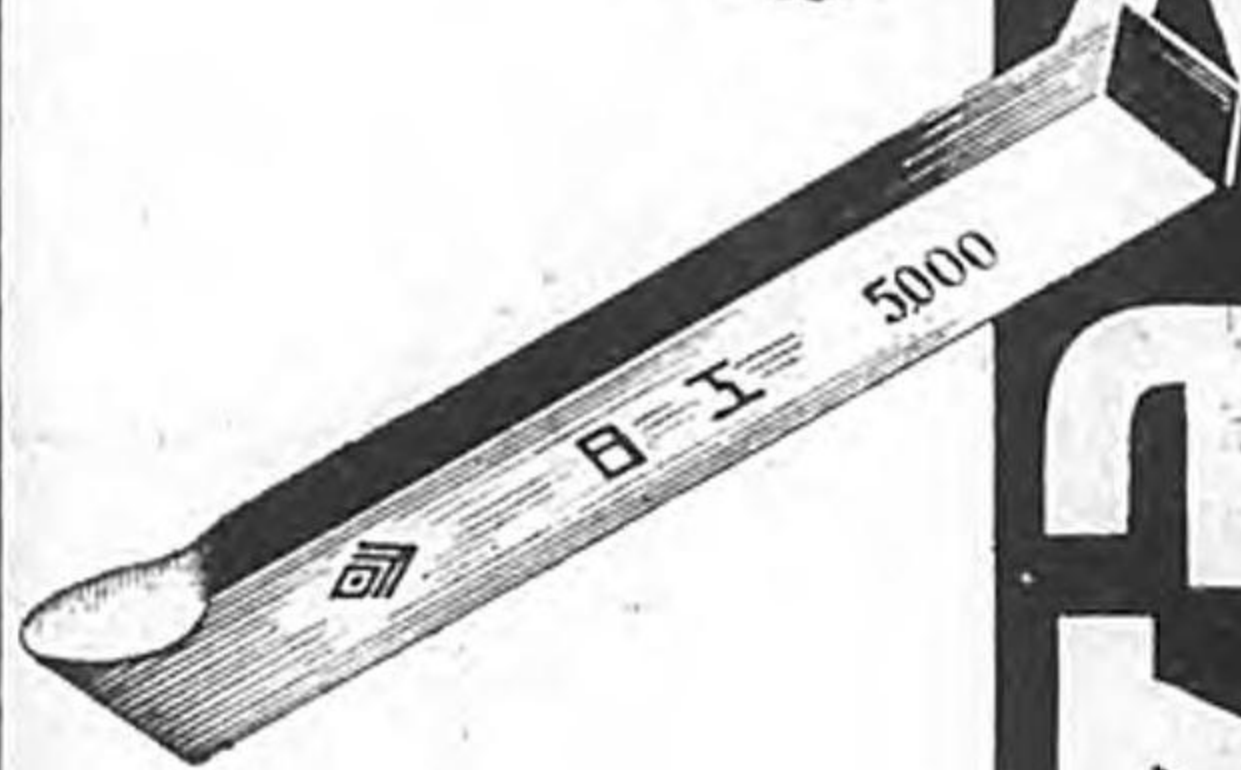
東京市芝區白金三光町百十一
電話高輪④五六〇四番

第二工場 多摩川新丸子

〔御紹介を乞ふ〕

登錄商標

鎔接バイト



完成バイト

製品種目

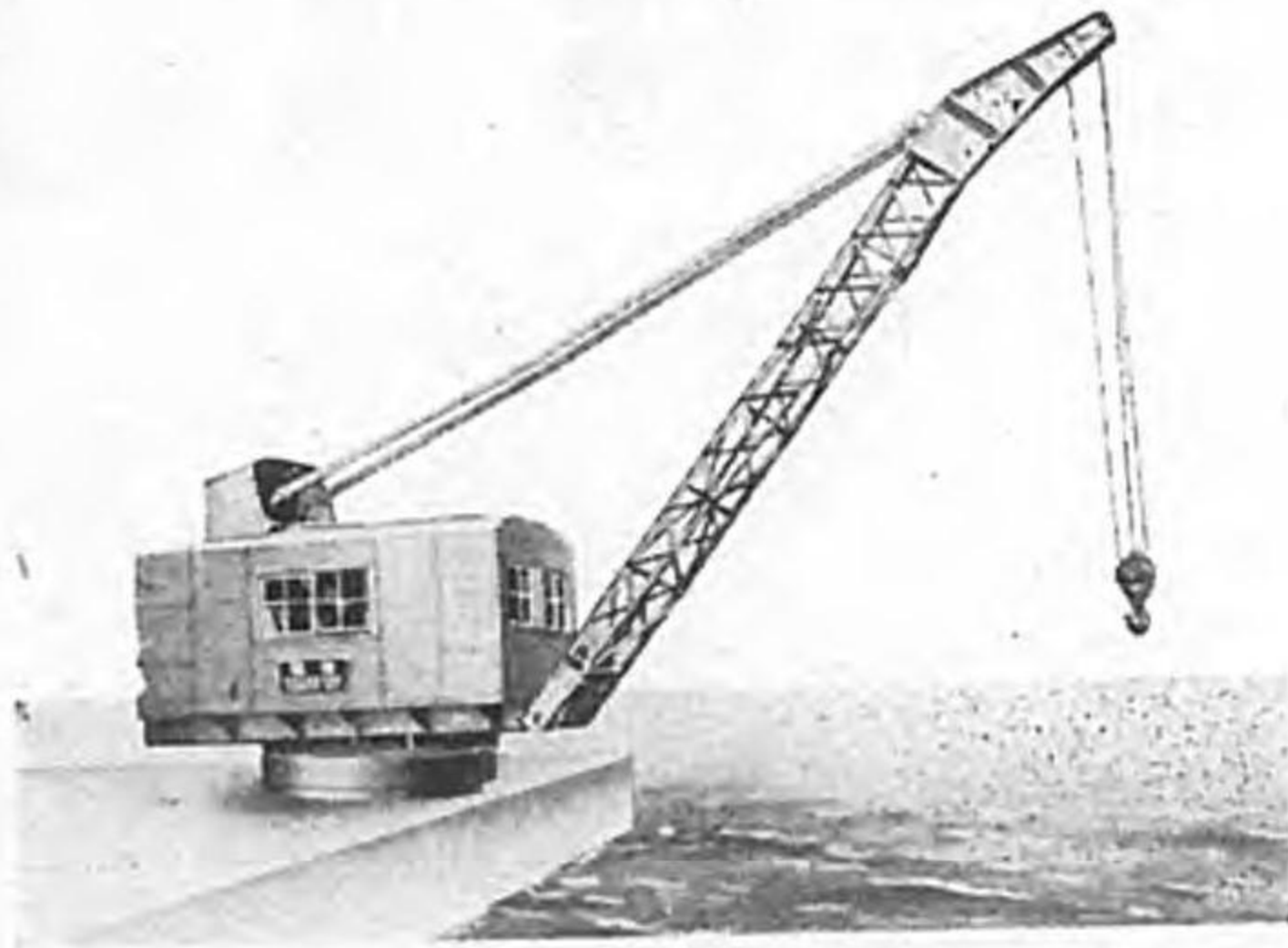
完成バイト
鎔接バイト
チップバイト
其他各種バイト
鑛山用バイト

日本互具株式会社

東京市蒲田區下丸子町二八八
電話蒲田 3.085 振替口座東京 82669

起重機一般專門製作

佐世保軍需部納入10噸埠頭起重機



海軍省指定工場

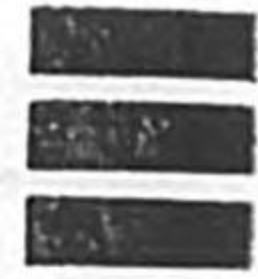
昭和起重機製作所

大阪市大正區新千歲町一七三番地

電話櫻川⁶⁴一〇一三番

營業課目

製鋼用耐火材料
高級耐火煉瓦
並 二 合金鐵



株式會社

南出商店

大阪市西區南堀江上通五丁目二番地

電話櫻川

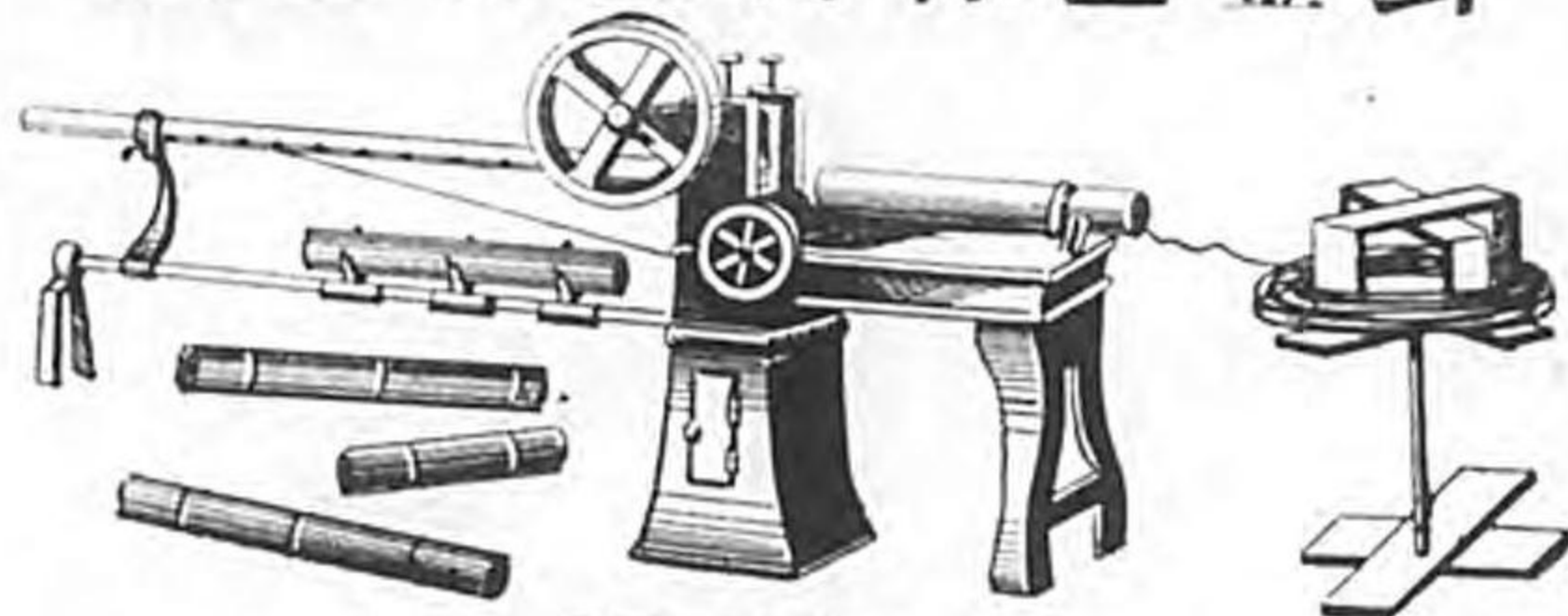
⑥4

四三三〇
〇六四七
二〇四九
六九二七
番番番番

振替口座大阪九六〇九四番

るあ評定に界斯

機斷切働自線直金針



賣販作製門專
商斷切法寸ト線鐵種各

(型錄進呈)
(在庫豊富)

所 作 製 轟

○一日丁三町澤龜區所本市京東 店支
番一九五一 所本話電

目丁一町野平東區寺王天市阪大
番九二六五 南話電

目品作製

特殊板スプリング變型發條
小銃裝彈子及航空機用
化學機械用エヤーコンプレッサー
バルブシート、プレート、紡績用
電車、汽車、自動車用、電氣用
各種押拔紋専門製作

栗田商店製作部

工場 大阪市北區中野町五丁目五〇
電話堀川 三三三六
大阪市旭區野江町三丁目二番



中四〇

“日立”電動工具特約店
鐵鋼マーク用電氣ペンシル販賣總代理店
“日進”ニューマチック各種ツール特約店
製鐵製鋼用合金及礦石
工業用ダイヤモンド輸入加工



合資 岩崎商店

電話土佐堀④四〇五七番

大阪市西區京町堀通一丁目第二太平ビル

日滿特許

絲無刺子 フェルト

牛毛・麻・綿各種製作

—★—
特長

耐久力強 大
耐施行簡 易
價格低 廉

用途

保溫、防音
防露、敷物
シートパッキング
材 料

【星型錄】

一手販賣

柏原商店

大阪市西區江戸堀上二
(昭和ビル)

3333番
電話土佐堀8163番
8164番

製造所
大阪・平野・都屋綿行

中四一

硫酸

染料・顔料・医薬・中間物



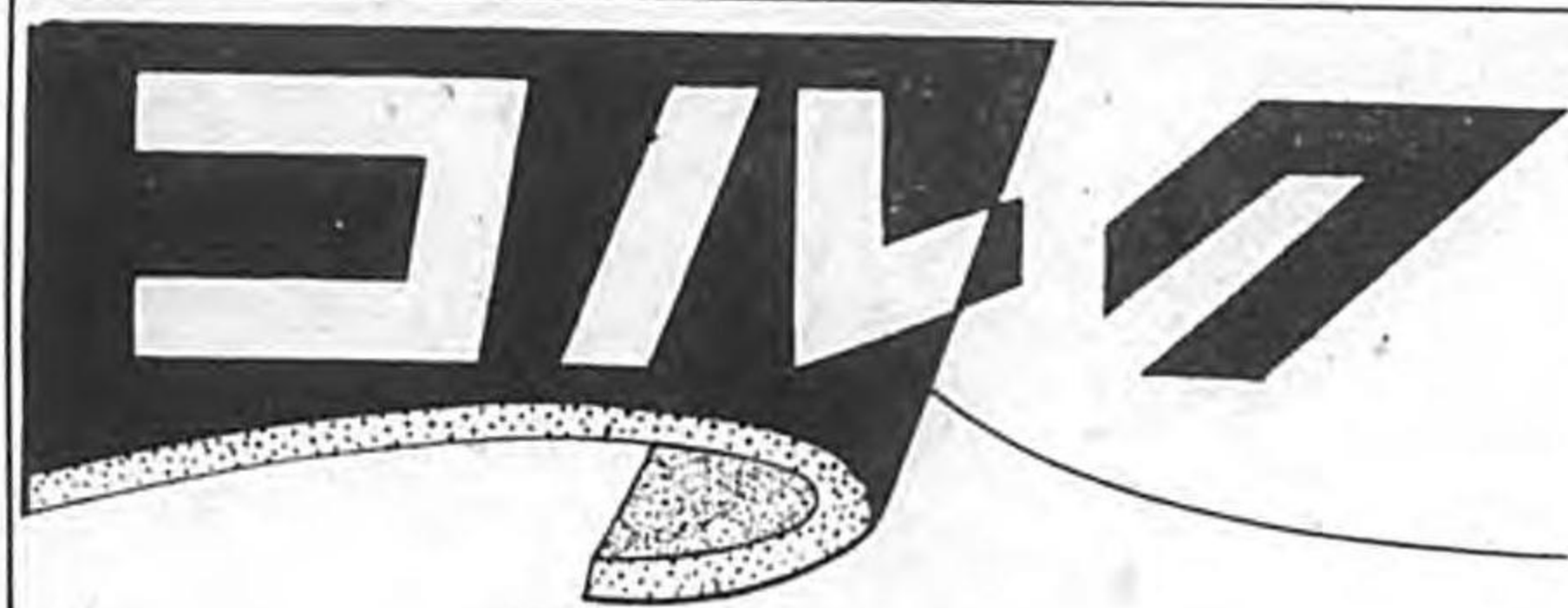
東硫化學工業株式會社

本社 東京市城東区大島七丁目九五七
電話本所(73)二一三七—九番
横浜工場 横浜市鶴見区大黒町三一
電話観見二四五五・三〇四三番

昭和石炭株式會社

東京市麴町區丸の内一丁目二番地一

社長 古田慶三



耐水・耐熱・耐油性 パッキング用コルクシート

用途 { 場栓、樽栓、王冠用ディスク
罐蓋パッキング、内燃機關
オイルプルーフパッキング

良質コルク粒状物を特種バインダーに依り結合構成
せしめ天然コルクの缺點を完全除去せる超天然弾力
性コルク

冷熱絶縁用炭化コルク板

東京市葛飾區本田澁江町五一五番地

旭コルク工業株式會社

電話本田(9)456 振替東京50140
葛飾郵便局私書函第三號



上野製作所

大阪市港區辨天町三丁目拾六番
電話西二八七九番

諸機用特殊
磨機用ナット
精密トルク子



田中ボルト製作所

田中繁治
大阪市西區本町通二丁目七六番
電話西一四一〇番

鐵骨、橋梁、建築、鐵道
諸機用ボルトナット
リベツト、フキシルト
並ニ火造金具製作販賣

ジネ系



地球印



元造製

所 鋌 製 田 福 式 株 會

五ノ七四田井高市施布
(丁一東所留停里の管線里今一出放スバ市阪大)

番九六〇六東話電

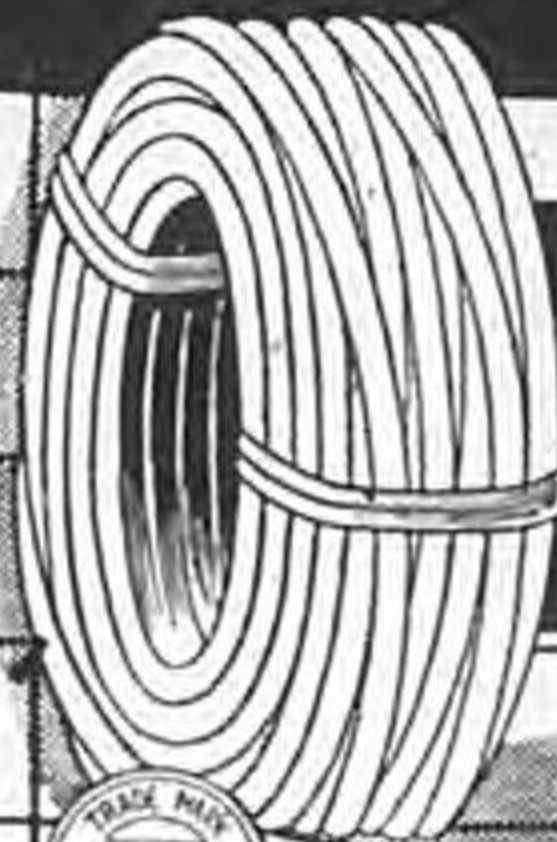
オ切は竹島へ

銅、真鍮、パイプ、棒
板、線、燐銅、ニッケル
アルミ、建築金物一切

竹島三郎商店

大阪市港區北堀川町二丁目二八
(市電堀川交又點半丁西)
電話西⑥6886・4971番

工業用ゴム一式



サクシオンホース
高圧ホース
機械用ゴム
水道用
水パッキング
パッキング



大澤ゴム商會

大阪市北區扇町四六番
電話北七〇五三番

工場 大阪市東區東今里町

特許古ドラム罐再製装置・新罐機械・古罐再製機械製造販賣

◎一ヶ月の修繕約三千罐以上
◎ドラム罐器具一式



古ドラム罐の修繕は丸市へ

丸市商店

丸市ドラム罐再製修繕所

所主 春木 伸夫

大阪市大正區泉尾濱通四丁目五四・電話櫻川④六〇七四番

最高級

耐火接合剤

サーモスチックス

耐火煉瓦・築造用・汽釜バツフル補強用・其他

製造発売元

成和商會

大阪市北区今井町四十四番地 電話堀川3548番

贈呈 刊録證明書

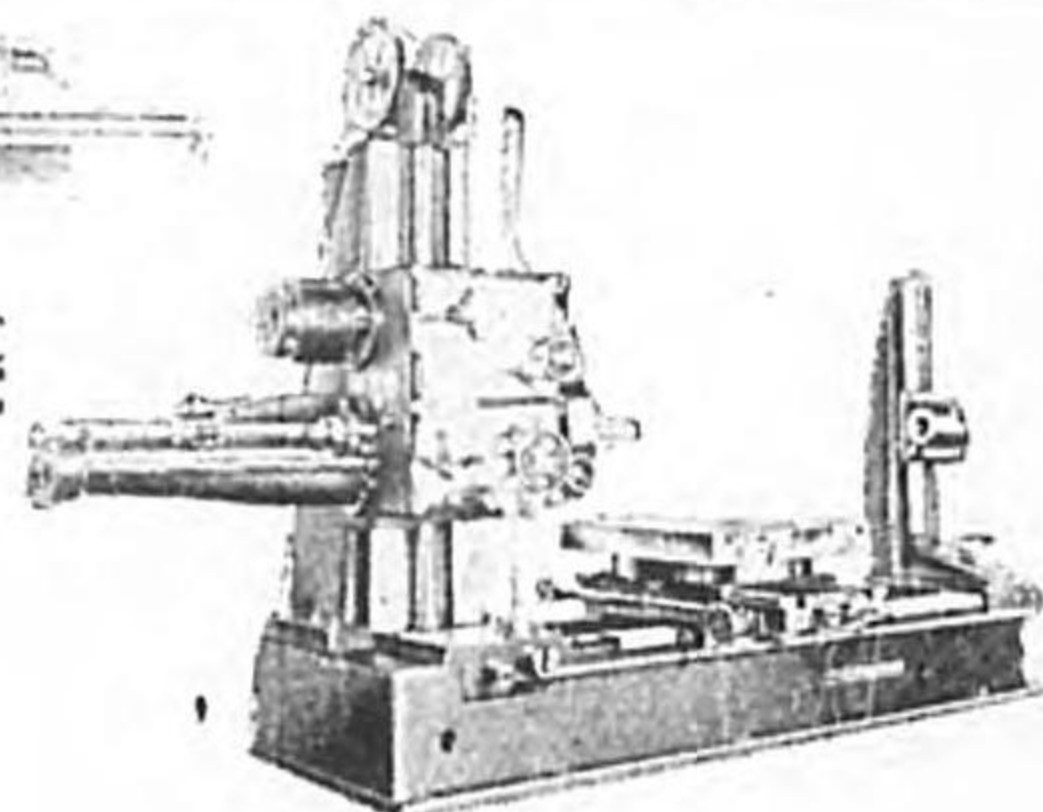
中四七



(F E L 型)

15呎エクステンションベツト

ギヤツプレス



(F H B 型)

ホリゾンタル ボーリングマシン

株式 富士製作所

製 作 品 目

- 一、ロツチシツプレ型 六、八、一〇呎旋盤
- 一、エクステンションベツトギヤツプレス
- 一、ホリゾンタルボーリングマシン
- 一、(特殊製品)
- 一、カムラングクシヤフトレース
- 一、カムラングクシヤフトレース

工場店

東海道線・清水港

營業所

(東京・丸の内丸ビル三階)
大阪・大正橋東詰

中四六



株式會社 日本スチールドール製造所

兵庫縣尼ヶ崎市潮江

電話 福島三三六四番
尼崎三八三六番

製作種目

印切引出スッキツチ
758ラ替スッキツチ
ブンチンラッパ
エラグレン
ダツトサン部分品
鑄物類各種
其他金屬一式

トキワ製作所

製作部 名古屋市東區大杉町一ノ一四
振替名古屋四二六一〇番
營業部 名古屋市東區森下町四九番地
鑄物部 桑名市一色町

機械工具

フネ・ドリル 大阪タツブ
山添發條 三星特殊合金
國産フレックス工業

各製品販賣代理店

水谷元治商店

名古屋市東郊通四丁目七番地
電話瑞穂五八六・五八七番



DTs

ダイヤモンドツール

ダイヤモンドドリル
ダイヤモンドバイト
硬度計用ダイヤモンド
ダイヤモンドダイス
硝子切各種
ダイヤモンド工具全般
ラッピングマシン

東京ダイヤモンド工具製作所
 東京市芝区田町一丁目五(田町ビル内)
 電話三田⑤三二七〇番
 第一工場 東京市日黒区中根町

在庫
豊富

TRADE MARK




營業品目

精密螺子製作販賣
 ヴェラムオイルシートパッキング發賣元
 NK式ホースバンド並ニクリップ製造元
 エキスパンドメタルラス卸並ニ小賣
 傳動裝置用品各種ベアリング

高 松 工 業 所

東京市芝区濱松町一丁目十三番地三號
 電話芝⑤一四五五番・一〇五三番
 振替口座東京一九〇九一番

選鑛油及 薬品



セ イ カ フ ロ ー ト
ザ ン セ イ ト 各 種
バ イ ン オ イ ル 類
鑛 山 用 油 脂 薬 品

日本製鐵株式会社八幡第二浦製鐵所
 住友化學工業株式会社
 三井鐵山株式会社三池染料工業所
 三菱商事株式会社燃料部
 日本電氣工業株式会社

特約販賣店

動員契約軍需品製産指定工場

青木化学製油株式会社

本社 大阪市港區南境川町四ノ二六
 電話西六一〇〇番・長四一三番・四七七〇番
 受信略號 オサカアオカユシ
 歐文略號 K A G A K U A O K I

營業所 大阪市西淀川區佃町一〇八九
 電話島一三九〇番・三六六六番・三九九〇番

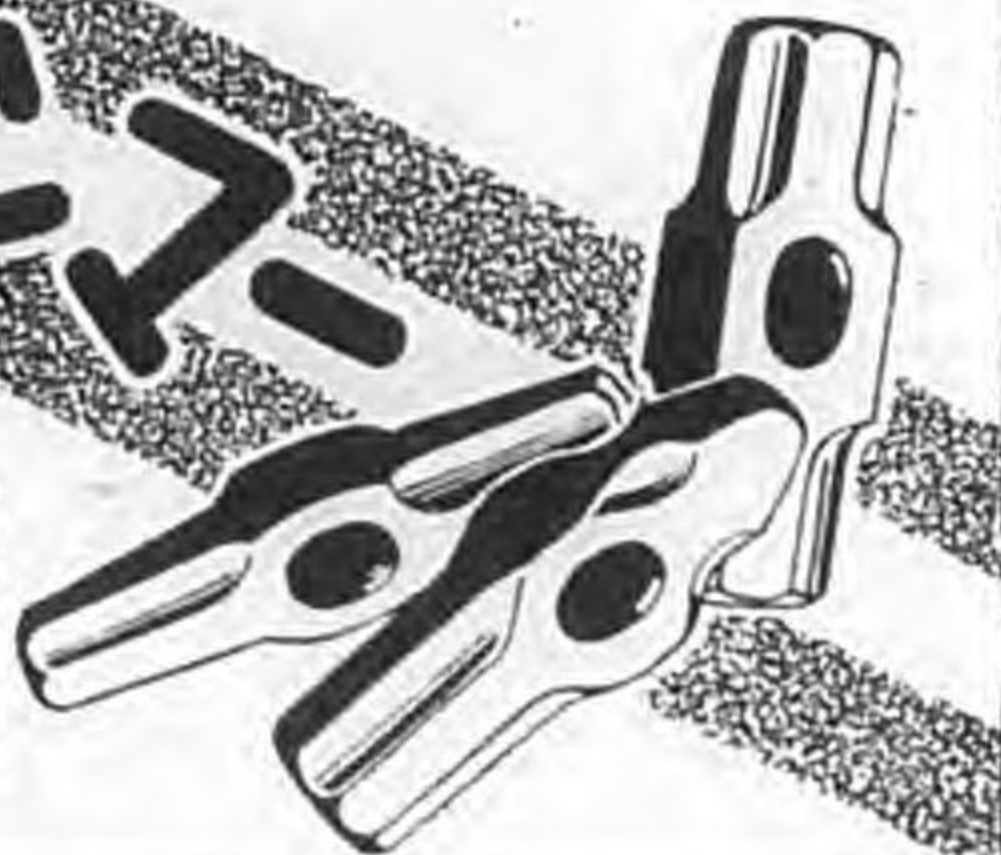
朝鮮出張所 京城府永樂町(永樂ビル)
 電話京城本局二七五四番
 振替口座京城一七八〇番

ハンマー専門

鈴木孝音

鈴木孝鐵工所

鈴木ハムマー

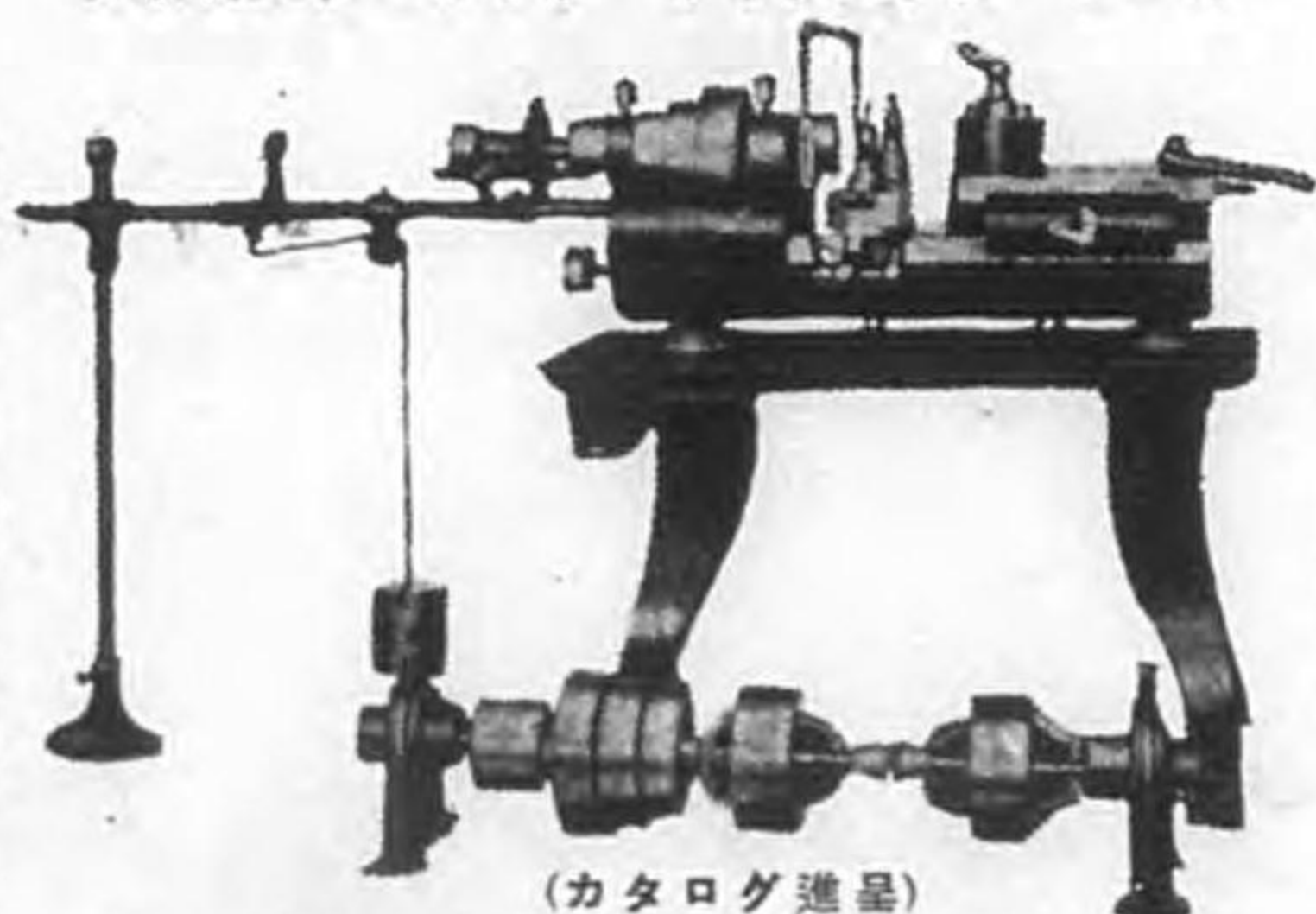


製作所
名古屋市熱田區櫻田町五六
電話瑞穂②2746番

營業所
大阪市北區空心中
電話堀川⑨2688番

多量製産ターレット・キヤプスタン・レース

營業所
工場
名古屋市昭和區東通四ノ五
名古屋市千種區千種通四ノ九



・斯界の最高峰・

(カタログ進呈)

八洲精機工業所

電話瑞穂②2908番

目種業營

鈴
重
商
店

硝子原料
陶器原料
珪石、内張石
長石、珪石
蠟石、螢石
銀砂、珪砂
耐火材料
鑄物材料
珪瑯材料
耐火煉瓦

名古屋市東區大曾根中ノ三四番

電話東④
一七一六
五八九五
番番

營業課目

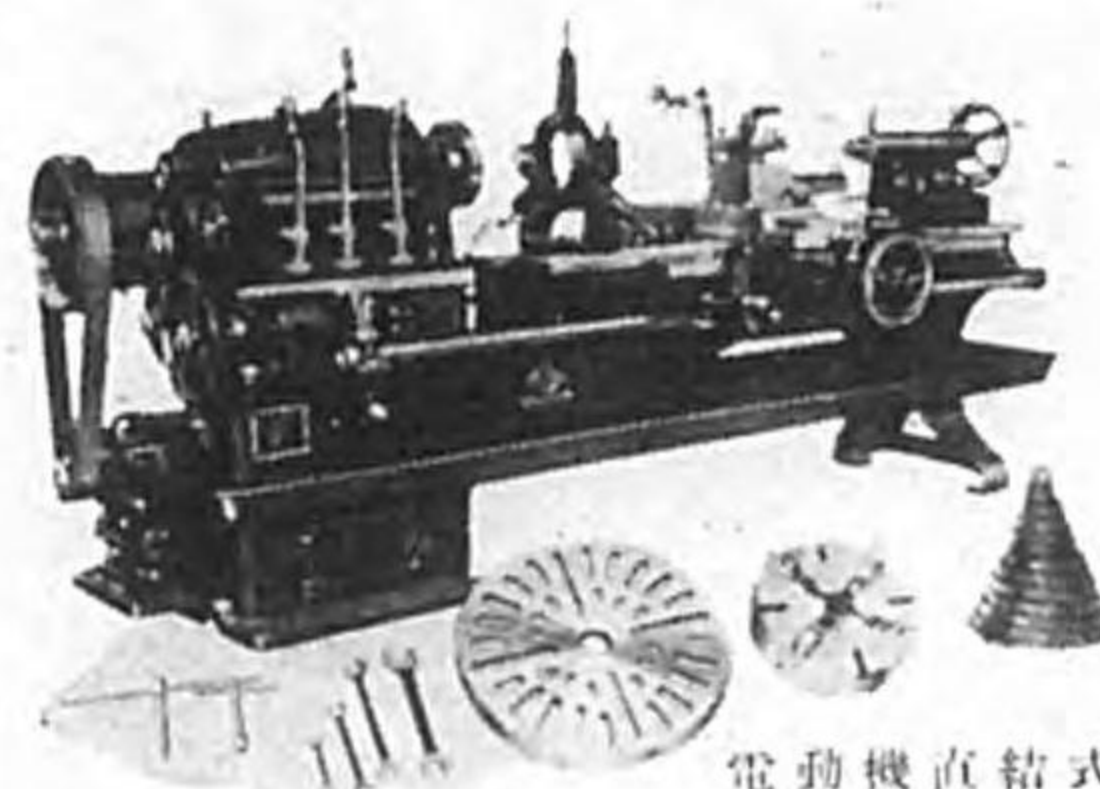
耐火煉瓦・モルタル・珪砂
セルペン・白土粉・黒鉛
石炭粉・黒味鑄物用工具・鑄物用筆
パーチングポーター製造工場

山 豊 商 店

名古屋市東區大曾根驛前
電話東④7463番

高級・工作機械

取扱品目 (旋盤、セーパー、ミーリング)



信用第一主義

納期厳守

(カタログ進呈)

電動機直結式

福德機械株式會社

名古屋市中區大池町二丁目二十二番地 電話中③三四七八番

定評ある

鑄物用品

營業課目
 黒鉛、黒味、雲母、石炭粉、
 芝本式鑄物用大正筆、
 芝本式型持ケレン、
 ヘラ・鐵セメン、
 其他鑄物用品一式、
 機械用油筆刷、
 砂落シワイヤーブラシ、
 ワイヤー刷子各種、
 モイラー煙管用ワイヤーブラシ

陸軍省御用達
 鐵道會社
 諸鐵會社

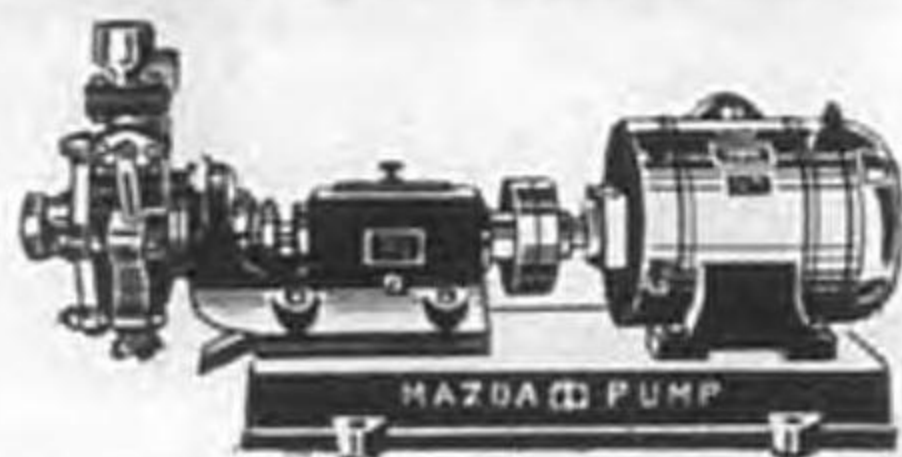
芝本金治商店

大阪市此花區西九條下通一丁目一六番
 電話土佐堀④五二一四番
 振替口座大阪八一八六三番
 工場 大阪市此花區西九條下通一ノ一七
 株式會社 三和銀行朝日橋支店
 株式會社 三和銀行長堀支店
 株式會社 三和銀行安治川支店
 株式會社 三井銀行川口支店
 銀行引

使用材料スワイゼン

(高硅素鑄鋼)

— 電動機直結 — 耐酸遠心ポンプ



耐酸バルブ・コック
 耐酸フートバルブ
 (合理的標準新製品)

松田ポンプ製作所

大阪市西淀川區浦江北四丁目一番地 電話福島②2228番

如何ナル酸類藥品ノ
 揚液ニ就イテモ御相談ニ應ズ



舶來精密ゲーチ類

汎ユル部門ニ亘ル切削工具

ナカガワ商店

名古屋市南區明治町二丁目一番地
 電話南⑥537・538・539番

THIS TRADE MARK AWARDED
Full Mark
FOR QUALITY

フルマーク モンキレンチ



絶対優良品 **FULL**

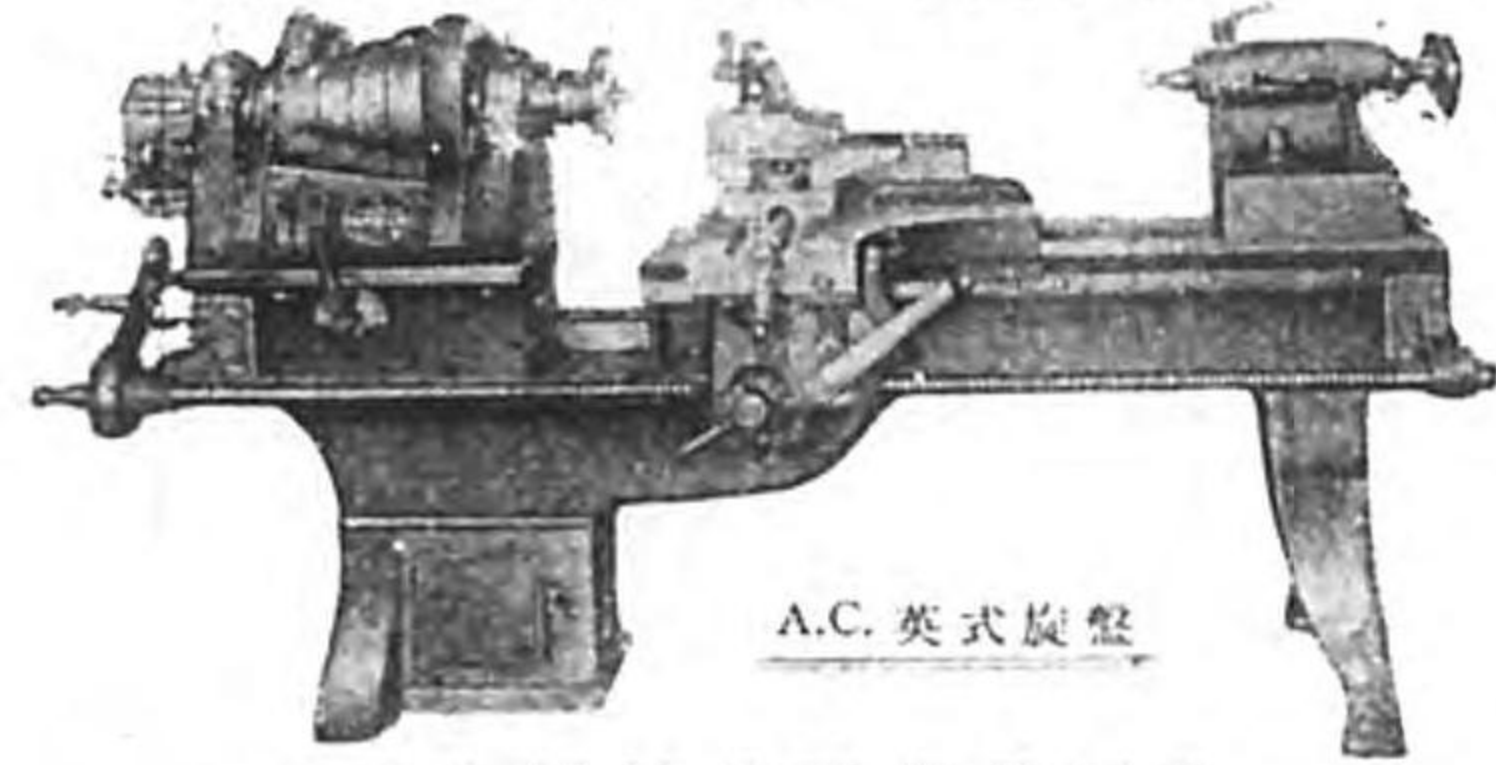
長井工具製作所

大阪府中河内郡纒手村四條五五七番地
電話枚岡 370・振替大阪 98569

全国優良金物工具店販売ス

TRADE MARK

英式・米式 6呎—16呎 旋盤



A.C. 英式旋盤

工作機械並諸機械製作

青木鐵工所

川口市本町三丁目六三番地 電話川口2133番

諸金屬打抜鋼板



大阪市此花區大開町4ノ32ノ38
淀川打抜鐵工所
電話七佐堀三六八六番

合資會社
ナショナルリベット製作所

カシメ用 脚割リベット
ベニヤ板 専門製作

大阪市東淀川区長柄通三五一
電話堀川(35)五六番

NSH

ボールローラー ベアリング

製作

高級傳導裝置用品
精密機械工具

本城三吉商店

大阪市港区九條中通三ノ五三ノ一
電話西(43) 2808 番
3739 番
振替大阪 45163 番

イマシロード

英國ロイド協會公認

電弧熔接製罐工作

イマシロウエルディング商會

大阪市西淀川區大和田町一二八九

電話福島⑮一八四八・五五一三番

切断鉄石機械

ウキアストーン

新製品

NIHON PLASTIC GRINDING WHEELS

鋸及カッターに変わる切断具の革命

如何ナル高硬度ノ金屬モ一瞬ニ
シテ切斷スルフト得ベシ
即申越次第現品見本製録通呈
日本プラスチック
製砥株式會社製品
總代理店
機械工具製作販賣

ワカサ商店

大阪市西區島守町一十七番地 電話西區〇三〇〇番

中五九

国産優良

ホローセツト
スクリニー

ボールボール

黒及磨
ボルトナット
製作販売

田京龍之助商店

大阪市西區立花堀南通三丁目
電話・飯町・八六五番

本邦
第一
各種異形品壓延

スチール、サツシユバ
自動車用リム及リングバ
中型アングルチヤンネル丸角
工場

本社及工場

東京市城東區南砂町六ノ四一〇

電話本所⑮一八九三七番・二二五八番
二三五八番・五三七三番

株式會社 宮 製鋼所

取締役社長 高妻俊秀

出張所 東京市京橋區靈岸島一ノ二

定評ノ

國産優良品

特約店

大阪市西區西長堀南通三ノ二二

北島安太郎商店

東京市本所區練町三丁目

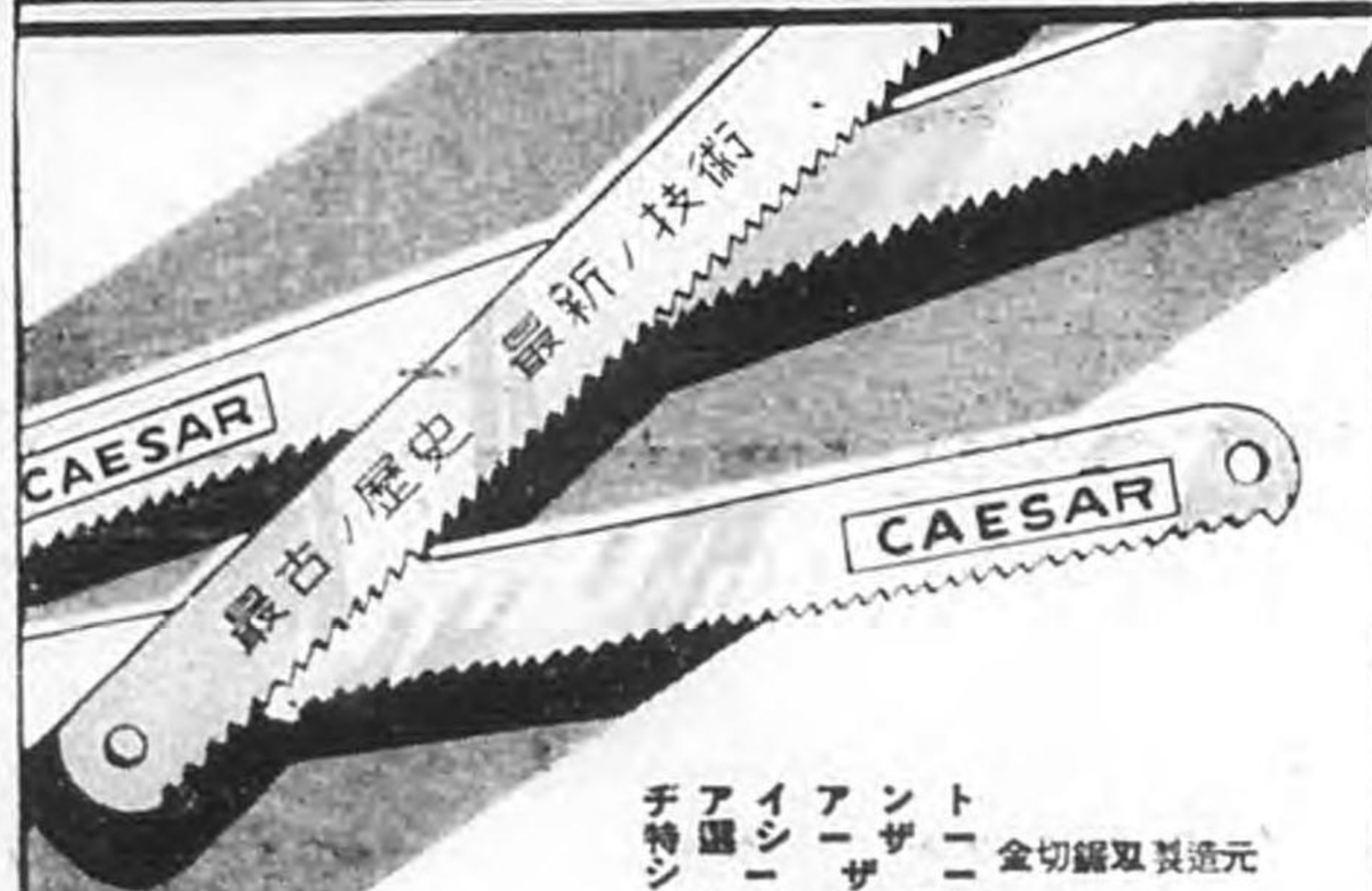
西村寅吉商店

電話京橋⑮一七〇三六四番

中五八

大日本金切鋸及ノ元祖
純国産カーボン鋼第一級品

シーザー金切鋸



手アリアント
特選シーザーニ
ニューシーザー兩双
金切鋸及製造元

合資會社

八千代互作所

神戸市林田區本庄町八丁目一
(但シ神戸バス長樂七丁目停留所前)

電話須磨 ②二〇三番
振替神戸 一八〇五番



美馬商店

電話西二六九番・振替大阪三〇八番
工場 港區石田橋町

鉛管 鉛線 鉛板

事工接溶鉛

錫	鉛	鉛
管	テープ	パツキング
	其他鉛製品一式	

各種引拔鋼管と熔接管

在庫豊富



各種
異型鋼管類

大阪市西區立賣場南通四丁目

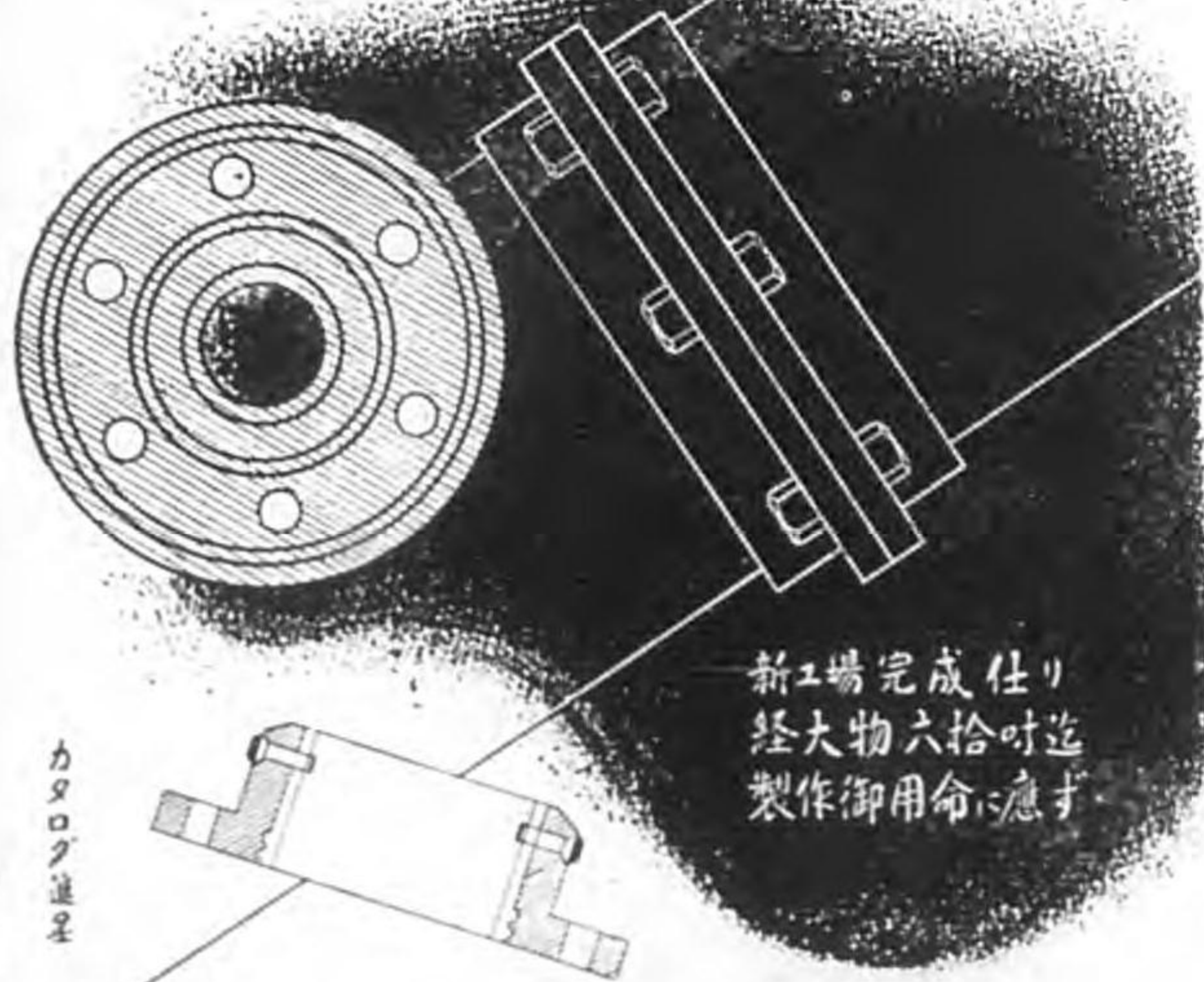
赤尾鋼管商店

電話新町三〇八四番 工場 西成區津守町

断然安い

納期迅速

鋼板・火造 鐵フランジ



新工場完成任り
経大物六拾吋迄
製作御用命に應ず

カタログ送呈

中六三

村井フランヂ製作所

營業所 大阪市港區南境川町四ノ三五
電話西〇四〇二四・四四二五番
工場 大阪市港區抱月町四ノ四



絶対責任

ラクダ印

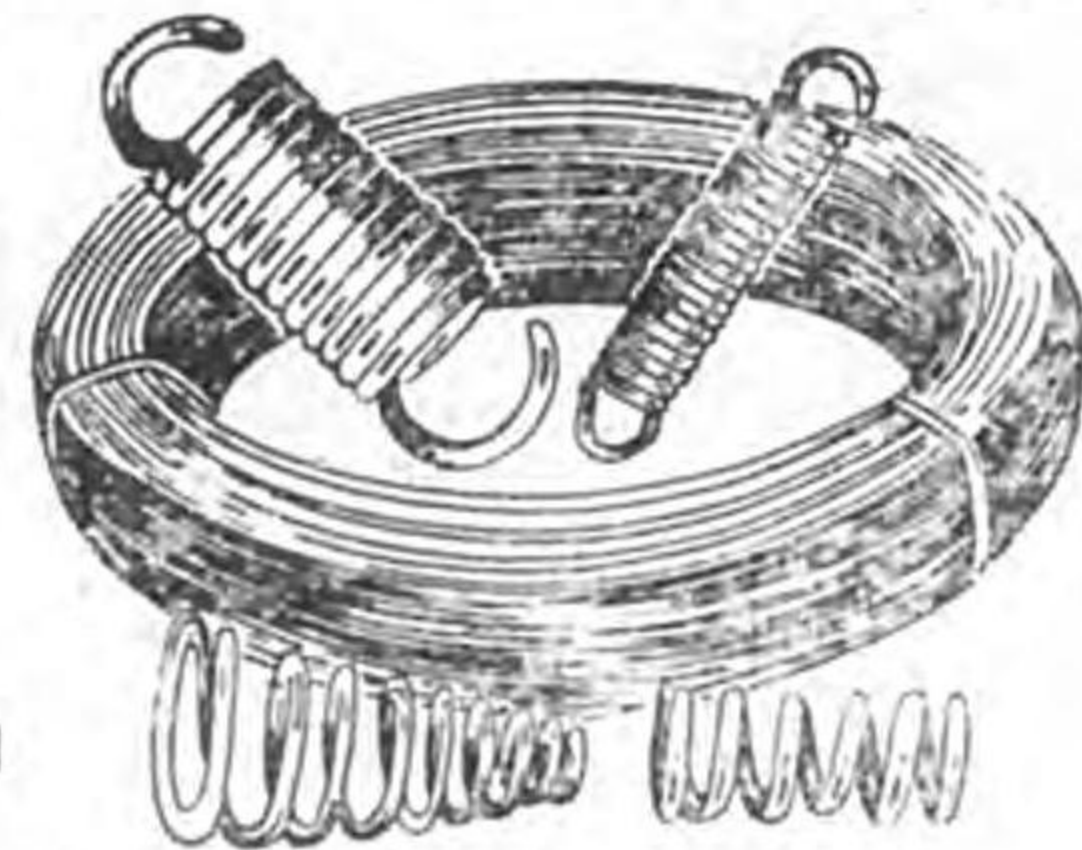
ヤスリ



名社 十ニワ鋸製作所

大阪西野田局私書箱第二十三號
電話土佐堀(44)三四五二番・七五三九番
振替大阪九四三〇七番

高級鋼線及スプリング材料問屋(附發條製作)



スプリング部
諸機械用其他各種發條
百般設計・考案・製作

【親物歡迎】

商報贈呈

若月源壽商店

大阪市西區立賣城南通五丁目
電話新町〇三459番・振替大阪27394番

工業用
ピアノ鋼線
ブライト鋼線
燒入鋼線及帶板
スプリング用鋼線
各種異型及鍍金線

耐酸性スプリング用不銹鋼線
特殊合金線・帶・板
各種スプリング用鋼線
諸官公署規格鋼線
各種工業用鋼線

中六二

目 課 賣 販

日本ニツケル株式会社製ニツケル・クローム鋼
 日本ステンレス株式会社製ステンレス鋼
 國産金屬フオア・ケイ高速度鋼
 ニツケル鋼・シリコンマンガン鋼
 純ニツケル・純タンダステン
 百年タンダステン製鍊所製品

國産金屬株式會社

本 社

大阪市西區立賣場南通五丁目十九番地

電話新町四〇七〇番・五三一六番

東京支店

東京市京橋區新富町二丁目三番地

電話京橋九三〇九番・三九三三番

鐵鋼類統制法

(昭和五年四月一日 勅令第五十五號)

第一條 本法ニ於テ鐵鋼類ト稱スルハ鐵塊、鋼塊、ブルーム、ピレット、スラブ、シート、パイ、チンパイ、スケルブ、線材、棒鋼、形鋼、鋼板、鋼管、軌條、ワイツシュブレイト、ボールトナツト、ワツシヤ、リダエツト、スパイク、線索、釘、線、鋼力板、鋼製品及附屬ヲ謂フ

前項ノ鋼板、鋼管、線、線索及釘ハ亞鉛鍍セルモノヲ含ム
 第二條 産業部大臣ノ指定スル品類ノ鐵鋼類ヲ生産者ヨリ買受ケ若ハ其ノ販賣ノ委託ヲ受ケ又ハ鐵鋼類ヲ輸出シ若ハ輸入スルハ産業部大臣ノ指定スル者ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

前項ニ規定スル者以外ノ者ハ産業部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ産業部大臣ノ指定スル品類

法律一滿洲國鐵鋼類統制法

ノ鐵鋼類ヲ生産者ヨリ買受ケ若ハ其ノ販賣ノ委託ヲ受ケ又ハ鐵鋼類ヲ輸出シ若ハ輸入スルコトヲ得ズ
 産業部大臣前項ノ規定ニ依ル輸出又ハ輸入ノ許可ヲ爲サントスルトキハ豫メ經濟部大臣ト協議スベシ

第三條 鐵鋼類ノ生産者ハ産業部大臣ノ指定スル品類ニ付テハ其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ前條ノ第一項ニ規定スル者以外ノ者ニ之ヲ賣渡シ又ハ其ノ販賣ヲ委託スルコトヲ得ズ

第四條 鐵鋼類ノ生産者ハ毎年其ノ生産スベキ鐵鋼類ノ品類及數量ヲ定メ豫メ産業部大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第五條 第二條第一項ニ規定スル者ハ毎年其ノ輸出又ハ輸入スベキ品類及數量ヲ定メ豫メ産業部大臣ト協議スベシ

第六條 鐵鋼類ノ生産者及第二條ノ第一項ニ規定スル者ハ産業部大臣ノ指定スル品類ノ鐵鋼類ノ販賣價格及販賣條件ニ付産業部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 産業部大臣必要アリト認ムルトキハ鐵鋼類ノ生産者ハ取

第八條 第二條第二項又ハ第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 第四條第一項、第五條第一項若ハ第六條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第二項、第五條第二項若ハ第六條第二項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 第七條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ虚偽寫眞ノ提出ヲ阻礙シ又ハ虚偽ニ對シ

第十一條 本法ニ於テ鐵鋼類ト稱スルハ鐵塊、鋼塊、ブルーム、ピレット、スラブ、シート、パイ、チンパイ、スケルブ、線材、棒鋼、形鋼、鋼板、鋼管、軌條、ワイツシュブレイト、ボールトナツト、ワツシヤ、リダエツト、スパイク、線索、釘、線、鋼力板、鋼製品及附屬ヲ謂フ

三二二

否辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 使用人其ノ他ノ従業員本人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ處罰ス但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス

第十二條 法人ノ使用人其ノ他ノ従業員法人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ關ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外業務ヲ執行スル社員又ハ職員ヲモ處罰ス

第十三條 第十一條及前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受ケベキ本人、法定代理人、社員又ハ職員當該違反行爲ヲ防止スル途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ様式第四號ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ産業部大臣ニ提出スベシ

一 品種別數量及價格
二 仕向地又ハ仕出地
三 輸出又ハ輸入手續ヲ爲シタル稅關名

四 輸出又ハ輸入ノ年月日
五 輸出又ハ輸入許可書ノ番號
第八條 鐵鋼類統制法第四條ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ四月一日ヨリ翌三月末日迄ノ間ニ生産スベキ鐵鋼類ノ數量ヲ様式第五號ニ依リ月別品種別ニ記載シ豫メ毎年一月末日迄ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ認可申請書ニハ様式第六號乃至第八號ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ
一 生産品並ニ原料及材料鐵鋼ノ前年度末品種別在庫數量
二 原料及材料鐵鋼ノ毎年四月一日ヨリ翌年三月末日迄ニ於ケル月別品種別使用豫定數量
ケル月別品種別使用豫定數量

第九條 鐵鋼類統制法第五條ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ四月一日ヨリ翌年三月末日迄ノ間ニ輸出又ハ輸入スベキ鐵鋼類ノ數量ヲ様式第九號ニ依リ月別品種別ニ記載シ毎年二月末日迄ニ之ヲ提出スベシ

第十條 鐵鋼類ノ生産者ハ鐵鋼類統制法第二條第一項ニ規定スル者ト協議ノ上産業部大臣ノ指定スル品種ノ鐵鋼類ニ關スル生産者ノ品種別販賣價格及販賣條件ヲ記載シタル認可申請書ヲ毎年二月末日迄ニ提出スベシ

第十一條 鐵鋼類統制法第二條第一項ニ規定スル者ハ買受ケ若ハ販賣ヲ受託シ又ハ輸出若ハ輸入ノ認可ヲ受ケタル鐵鋼類ノ品種別販賣價格及販賣條件ヲ記載シタル認可申請書ヲ毎年二月末日迄ニ提出スベシ

第十二條 鐵鋼類ノ生産者ハ毎月末迄ニ様式第十一號ニ依リ品種別ニ左ノ事項ニ付則々月分ヲ取メ報告スベシ
一 生産數量
二 鐵鋼類統制法第二條第一項ニ規定スル者ニ買渡シ又ハ販賣ヲ委託セル鐵鋼類ノ數量
三 産業部大臣ノ指定セル品種別鐵鋼類ノ仕向地別販賣數量

第十三條 鐵鋼類統制法第二條第一項ニ規定スル者ハ毎月末迄ニ様式第十二號ニ依リ品種別ニ左ノ事項ニ付則々月分ヲ取メ報告スベシ
一 鐵鋼類統制法第二條第一項ニ規定スル者ハ買受ケ若ハ販賣ヲ受託セル鐵鋼類ノ數量
二 鐵鋼類統制法第二條第一項ニ規定スル者ニ買渡シ又ハ販賣ヲ委託セル鐵鋼類ノ數量
三 産業部大臣ノ指定セル品種別鐵鋼類ノ仕向地別販賣數量

第十四條 本則ハ鐵鋼類統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第十五條 鐵鋼類統制法施行ノ日以前ニ鐵鋼類ニ付製約ヲ爲シタル者ニシテ本則第一條乃至第三條ノ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ其ノ契約ニ關スル證明書類ヲ許可申請書ニ添附シ同法施行ノ日ヨリ三十日以内ニ提出スベシ

第十六條 本則第八條乃至第十一條ノ規定ニ依リ認可申請書ハ豫定五年度ニ限り鐵鋼類統制法施行ノ日ヨリ四十日以内ニ之ヲ提出スベシ

附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵鋼類統制法施行規則

(康徳五年四月一日 産業部令第十九號)

第一條 鐵鋼類統制法第一條第二項ノ規定ニ依リ鐵鋼類ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ
一 申請者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地
二 品種別數量
三 生産者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地
四 販賣先
五 販賣價格
六 販賣條件

第二條 鐵鋼類統制法第二條第二項ノ規定ニ依リ鐵鋼類ヲ輸出シ若ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者ハ許

若ハ輸入セントスル者ハ様式第二號ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ
一 申請者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地
二 品種別數量
三 仕向地又ハ仕出地
四 輸出又ハ輸入手續ヲ爲スベキ稅關名
五 豫定輸出又ハ輸入時期

第三條 鐵鋼類統制法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ
一 申請書ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地
二 品種別數量
三 買受人若ハ販賣委託者ノ氏名又ハ名稱及營業所ノ所在地
四 販賣價格
五 販賣條件

第四條 鐵鋼類統制法第二條第二項ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者ハ許

可ノ日ヨリ三箇月以内ニ其ノ鐵鋼類ヲ輸出又ハ輸入スベシ
産業部大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得
第一項ニ規定スル許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ鐵鋼類ヲ輸出又ハ輸入セザルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第五條 鐵鋼類統制法第二條第二項ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者第二條第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ産業部大臣ニ届出スベシ

第六條 鐵鋼類統制法第二條第二項ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テハ産業部大臣ノ交付スル輸出又ハ輸入許可書ヲ輸出又ハ輸入ノ手續ヲ爲スベキ稅關ニ提出スベシ

第七條 鐵鋼類統制法第二條第二項ノ規定ニ依リ鐵鋼類ノ輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル者輸出

告スベシ
一 販賣數量
二 輸出數量及輸入數量
三 在庫數量

附 則
第十四條 本則ハ鐵鋼類統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第十五條 鐵鋼類統制法施行ノ日以前ニ鐵鋼類ニ付製約ヲ爲シタル者ニシテ本則第一條乃至第三條ノ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ其ノ契約ニ關スル證明書類ヲ許可申請書ニ添附シ同法施行ノ日ヨリ三十日以内ニ提出スベシ

第十六條 本則第八條乃至第十一條ノ規定ニ依リ認可申請書ハ豫定五年度ニ限り鐵鋼類統制法施行ノ日ヨリ四十日以内ニ之ヲ提出スベシ

鐵鋼類統制品種指定

(康德五年四月一日)
(產業部令第二十號)

茲ニ康德五年勅令第五十五號鐵鋼類統制品種第二條、第三條及第六條ノ規定ニ依リ同法第一條ノ鐵鋼類中左ノ通品種ヲ指定ス

- 一 鐵鐵、鋼塊、ブルーム、ピレット、スラブ、シート、パイ、チンパイ、スケルフ、線材、捲鋼、形鋼、鋼板、鋼管、軌條、ツイッシュブレイト、鋼力板
- 鋼板及鋼管ハ亞鉛鍍セルモノヲ含ム
- 二 本指定品種ハ特殊鋼ヲ含マズ

但シ特殊鋼トハ左記ニ該當スルモノヲ謂フ

- イ 全重量百分中ニツケル、クロム、タングステン、モリブデン又ハコバルトノ

重量〇・五%以上若ハ砒素又ハ瀉劑ノ重量一%以上ヲ含有スルモノ

ロ 全重量百分中炭素ノ重量〇・七%以上ヲ含有シ且鐵及硫黃ノ各重量〇・〇二%以下ノモノ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同 (康德五年四月一日)
(產業部佈告第二十號)

鐵鋼類統制品種第二條第一項ノ規定ニ依リ產業部大臣ノ指定セル品種ノ鐵鋼類ヲ生産者ヨリ買受ケ若ハ其ノ販賣ノ委託ヲ受ケ又ハ鐵鋼類ヲ輸出シ若ハ輸入スルコトヲ得ベキ者ヲ左ノ通指定ス

日滿商學股份有限公司

鐵鋼材ノ輸入稅免除

免除

(康德五年八月十八日)
(勅令第二百五號)

康德四年勅令第二百五十一號鐵鋼

材ノ輸入稅免除ニ關スル件ヲ左ノ通改正ス

鐵鋼材ノ輸入稅免除ニ關スル件

關稅法別表輸入稅率表ニ掲ゲル物品中別表ニ掲ゲルモノニ付テハ經濟部大臣ノ指定ヲ受ケタル者ガ康德六年十二月三十一日迄ノ間ニ輸入スル場合ニ限り其ノ輸入稅ノ徵收ヲ免除ス

附 則

本法ハ康德五年八月十九日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

輸入稅率 品 名

一〇〇六 鐵鋼ノ棒、線材及形鋼 (別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 形鋼

(一) 鋼矢板

(二) 其ノ他

(乙) 其ノ他

(一) 其ノ他ノ内 捲鋼

一〇〇七 鐵鋼ノ軌條及接目板 (甲) 一米ノ重量二十斤ヲ超エザル軌條及同用接目板

(乙) 其ノ他

一〇〇八 鐵鋼ノ板 (一) 其ノ他

(二) 厚サ三耗ヲ超エザルモノ

(三) 其ノ他

一〇〇九 平鋼、帶鋼、フラットワイヤ其ノ他ノフラット

(一) 其ノ他

一〇一一 鐵鋼ノ管、同接手及捲

(甲) 金屬ヲ鍍シタルモノ

(一) 其ノ他

(イ) 外徑三十耗ヲ超エ六十耗ヲ超エザルモノ

(二) 其ノ他ノ内 捲鋼

- (ロ) 其ノ他
- (ニ) 其ノ他
- (一) 其ノ他
- (イ) 外徑三十耗ヲ超エ六十耗ヲ超エザルモノノ内管
- (ロ) 其ノ他ノ内管

鑛業稅法中改正

(康德四年十二月二十八日)
(勅令第四百九十九號)

一 第四條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ納期中ニ於テ鑛業權者又ハ租鑛權者ニ異動アリタルトキハ新ナル權利者ハ納稅義務者ト連帶シテ鑛業稅納付ノ義務ヲ負フ
二 第十條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム
正稅ノ稅率ハ鑛產物ノ價格ノ千分ノ八トス
則項ノ鑛產物ノ價格ハ其ノ主要市場ニ於ケル前年中ノ取引價格

ヲ標準トシテ毎年經濟部大臣產案部大臣ト協議決定ノ上之ヲ公告ス
三 第十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム
鑛業稅ノ異稅標準ハ毎年二月ニ於テ前年分ヲ前條ノ申告ニ依リ申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ調査シテ稅捐局長之ヲ決定ス
四 第十三條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ場合ニ於ケル鑛產物ノ價格ハ第十條第三項ノ規定ニ拘ラザル稅捐局長之ヲ決定ス
五 第十五條ヲ左ノ如ク改ム
第十五條 鑛產稅ハ前年中ニ於テ採掘シタル鑛產物ニ對スル分ヲ毎年三月中ニ徵收ス但シ第十三條第二項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ際前ニ之ヲ徵收ス
六 第十六條第一項中「鑛產物ノ數量」ノ次ニ「又ハ價格」ヲ加フ

七 第十八條ヲ左ノ如ク改ム
第十八條 別除
八 第十九條ヲ左ノ如ク改ム
第十九條 新京特別市、市、縣又ハ旗ハ鑛區及鑛產物ニ對シ一切ノ課稅ヲ爲スコトヲ得ズ
九 附則第三項ヲ左ノ如ク改ム
鑛業法第九十九條該當ノ鑛業權ニ對スル鑛區稅(正稅)ハ鑛區ノ合併、分割、分合、訂正、増減、増減區、減區又ハ面積ニ關スル表示ノ變更アル其ノ年分迄仍從前ノ例ニ依リ之ヲ課課ス但シ納期ニ關スル規定ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
十 附則第四項中「第五條第二項」ヲ「第五條第三項」ニ改ム

鑛業稅法施行規則

(康德四年十二月二十八日)
(經濟部令第九十七號)

第一條 鑛業稅ノ所轄稅捐局ハ鑛區所在地ヲ管轄スル稅捐局トス
鑛區同一稅務監督管內ニ屬スル二箇以上ノ稅捐局管內ニ屬ルトキハ該稅捐局中稅務監督署長ニ於テ指定シタ稅捐局ヲ以テ所轄稅捐局トス
鑛區二箇以上ノ稅務監督管內ニ屬ルトキハ該稅務監督署長ノ協議ニ依リ決定シタル稅捐局ヲ以テ所轄稅捐局トス
第二條 鑛業稅法第八條第二項ノ

規定ニ依ル請求ハ礦區稅ヲ納付シタル稅捐局ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第三條 礦業稅法第九條ノ礦產物ハ礦業稅法第二條列舉ノ礦物ニ付礦業原簿ニ登錄セラレタル名稱ニ依リ之ヲ定ム

第四條 礦業稅法第十條第三項ノ規定ニ依ル公告ハ毎年二月末日迄ニ之ヲ爲ス

第五條 稅捐局長礦業稅法第十三條第三項ノ規定ニ依リ礦產物ノ價格ヲ決定シタルトキハ書面ヲ以テ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第六條 礦業稅法第十四條ノ通知ハ毎年二月末日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ礦業稅法第十三條第二項ニ該當スル場合ニ於テハ決定ノ都度之ヲ爲スベシ

附則 本令ハ康德五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

産金獎勵規則

(康德五年四月六日 産業部令第二十四號)

第一條 産業部大臣ハ本則ニ依リ金ノ探掘ヲ目的トスル礦業權者又ハ租礦權者ニ對シ其ノ爲シタル探掘又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ニ付毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 探掘獎勵金ノ額ハ探掘ニ要シタル費用ノ半額以内ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル金額ヲ限度トス
一 金鑿床ノ探掘ニ爲スモノ
イ 水平坑道又ハ斜坑道ニ在リテハ延長一米ニ付 二十圓
ロ 鑿坑ニ在リテハ深 度一米ニ付 四十圓
二 砂金鑿床ノ探掘ニ爲スモノ
イ 試鑿 一孔ニ付 五圓
ロ 深鑿 一孔ニ付 十五圓

第三條 設備獎勵金ノ額ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備又ハ砂金探掘設備ニ要シタル費用ノ半額以内トス
第四條 探掘獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ標式第一號ニ依リ申請書ヲ毎年二月末日迄ニ産業部大臣ニ提出スベシ但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ期間經過後ト雖モ之ヲ受理スルコトアルベシ
第五條 設備獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ標式第二號ニ依リ申請書ヲ毎年二月末日迄ニ産業部大臣ニ提出スベシ但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ期間經過後ト雖モ之ヲ受理スルコトアルベシ
第六條 産業部大臣則ニ條ノ申請書ヲ受理シ獎勵金ヲ交付スベキモノト認ムルトキハ獎勵金交付ノ條件ヲ定メ指令書ヲ交付ス指令書交付前爲シタル探掘ニ對シテハ獎勵金ヲ交付セズ但シ特別ノ事情ニ依リ豫メ産業部大臣

ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
指令書交付前爲シタル鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備又ハ砂金探掘設備ニ付亦前項ニ同ジ
第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑿岩機又ハ租礦權ヲ讓渡シタルトキ承繼人ハ其ノ讓渡ヲ認スル書面ヲ添附シテ其ノ旨産業部大臣ニ届出ザベシ
前項ノ届出ヲ爲シタル承繼人ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ト看做ス

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者探掘計畫又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ノ計畫ヲ變更セントスルトキハ豫メ産業部大臣ノ承認ヲ受ケベシ
第九條 獎勵金ハ探掘ガ豫定ノ延長若ハ深度ニ達シ又ハ豫定箇所ノ試鑿若ハ深鑿ヲ完了シタルトキ之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設

備又ハ砂金探掘設備ノ完成シタルトキ亦則項ニ同ジ
第十條 探掘獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探掘日誌及探掘費支出簿ヲ備ヘ探掘日誌ニハ開闢又ハ試鑿、深鑿ノ状況及地質調査ノ状態ヲ探掘費支出簿ニハ探掘ニ關スル支出ヲ記載スベシ
探掘費支出簿ニ記載シタル支出ニ付テハ之ヲ證スル書類ヲ備ヘ置タベシ
第十一條 設備獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ工事日誌、工事費支出簿及設備費支出簿ニハ工事日誌ニハ工事ノ状況、工事費支出簿ニハ工事ニ關スル支出、設備費支出簿ニハ設備シタル機械器具其ノ他ヲ記載スベシ
第十二條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探掘日誌又ハ工事日誌ニ基キ毎月十日迄ニ其ノ前月分ノ探掘ノ状況及地質調査ノ状況

又ハハ工事ノ状況ニ四シ標式第三號ニ依ル報告書ヲ産業部大臣ニ提出スベシ
第十三條 重大ナル事故ニ因リ探掘作業又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ノ工事ニ支障ヲ來シタルトキハ獎勵金ノ交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ其ノ概要ヲ通知ナク産業部大臣ニ報告スベシ
第十四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者探掘作業又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ノ工事ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ産業部大臣ノ承認ヲ受ケベシ
第十五條 産業部大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ探掘ノ中止探掘計畫ノ變更又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
第十六條 産業部大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令

ヲ受ケタル者ニ對シ探掘又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ノ工事又ハ會計ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類帳簿又ハ探掘若ハ工事ノ状況ノ調査ヲ爲スコトアルベシ
第十七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者探掘ガ豫定ノ延長若ハ深度ニ達シ又ハ豫定箇所ノ試鑿深鑿ヲ完了シ若ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備、砂金探掘設備ヲ完成シタルトキハ選礦ナク其ノ旨ヲ産業部大臣ニ届出ザベシ
第十八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ標式第四號ニ依リ申請書ヲ産業部大臣ニ提出スベシ
第十九條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ産業部大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵

金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ
一 本則又ハ本則ニ基キテ命ズタル事項ニ違反シタルトキ
二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
三 産業部大臣ノ承認ヲ得ズシテ探掘計畫又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ノ計畫ヲ變更シタルトキ
四 産業部大臣ノ承認ヲ得ズシテ探掘作業又ハ鑿岩機設備、選礦設備、精鍊設備若ハ砂金探掘設備ノ工事ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ
五 探掘中止ノ命令ヲ受ケタルトキ

附則 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第十四條及第十五條ニ規定スル獎勵金申請書ノ提出期限ヲ康德五年度ニ限り六月末日迄トス

滿洲房產株式會社法

(康德五年二月十日)
(勅令第九號)

第一條 政府ハ住宅其ノ他ノ家屋ノ建設ヲ促進セシムル爲メ滿洲房產株式會社ヲ設立セシム

第二條 滿洲房產株式會社ハ本店ヲ新京ニ置ク

第三條 滿洲房產株式會社ノ資本ノ額ハ三千萬圓トシ内一千萬圓ハ政府ノ引受クルモノトス

第四條 滿洲房產株式會社ニ理事長、副理事長一名、理事五名以内及監事二名以内ヲ置ク

第五條 理事長及副理事長ハ政府ノ任命シ理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第六條 理事長及副理事長ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ三年トス

第五條 理事長ハ滿洲房產株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ經理ス

第六條 副理事長及理事ハ理事長ノ輔佐シ理事長ノ命ヲ承ケテ滿洲房產株式會社ノ業務ヲ掌理ス

第七條 監事ハ滿洲房產株式會社ノ業務ヲ監査ス

第八條 理事長、副理事長及常務ニ從事スル理事ハ經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ズ

第九條 理事長及副理事長ノ報酬及手當ノ額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

第十條 滿洲房產株式會社ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一 家屋ノ建築又ハ購入資金及宅地ノ購入又ハ借受資金ノ貸付

二 賃貸又ハ賣却ヲ目的トスル家屋ノ建築

三 宅地建物ノ賣買、賃貸借及其ノ仲立

四 宅地建物ノ受託管理

五 前各號ノ業務ニ附帶スル一切ノ業務

六 火災保險業ノ代理

七 其ノ他政府ノ特ニ命ジタル業務

第八條 滿洲房產株式會社ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ社債ヲ發行スルコトヲ得

第九條 社債發行ニ付テハ株主總會ノ決議ヲ經ルヲ要セズ

第十條 借替ノ爲メ社債ヲ發行スルトキハ其ノ額中ニ之ヲ算入セズ此ノ額合ニ於テハ發行後三月以内ニ舊社債ヲ償還スベシ

第十一條 滿洲房產株式會社ニ於テ社債ヲ發行セントスルトキハ毎同其ノ金額、條件並ニ發行及償還ノ方法ヲ定メ經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 政府ハ滿洲房產株式會社ノ營業年度決算ニ於テ總分シ

得ベキ利益金ガ拂込資本金額ニ對シ年六分ニ選セザル場合ニ於テハ會社設立後五年間ヲ限リ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス

第十三條 前項ノ規定ニ依リ補給シタル金額ハ爾後ノ營業年度ノ總分シ得ベキ利益金ガ拂込資本金額ニ對シ年六分ヲ超過シタル場合ニ於テ其ノ超過金額ヲ以テ償還スルコトヲ要ス

第十四條 第一項ノ規定ニ依リ補給シタル金額ノ未償還額ニ對シテ八年二分ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ毎營業年度支拂フベシ

第十五條 經濟部大臣ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ滿洲房產株式會社ニ對シ特定ノ地ニ住宅ノ建設ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 經濟部大臣ハ滿洲房產株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 經濟部大臣必要アリト認ムルトキハ滿洲房產株式會社

ニ對シ支店其ノ他ノ營業所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

附 則

第二十条 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五条 設立委員ハ設立登記ヲ爲シ總務ナク其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スベシ

第三條 會社ハ本店ヲ新京特別市ニ置ク

第十五條 滿洲房產株式會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ該メ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十一条 滿洲房產株式會社ハ國庫補助助成應得損失補償法ニ依リ指定ヲ受ケタル者ノ同法ニ依リ融資ヲ爲シタル債權ヲ承繼シタルトキハ滿洲房產株式會社ニ於テ同法ニ依リ融資ヲ爲シタルモノト對做ス

第二十二條 政府ハ設立委員ヲ命ジ滿洲房產株式會社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四條 會社ノ資本ノ額ハ三千萬圓トス

第十六條 定款ノ變更、理事及監事ノ選任及解任、利益金ノ處分、合併又ハ解散ノ決議ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十三条 設立委員ハ定款ヲ作成シ經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十四條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク各株式ニ付第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五條 會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ハ五十圓トス

第十七條 經濟部大臣ハ滿洲房產株式會社ノ決議方法若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

第二十五条 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク各株式ニ付第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第二十六條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第六條 會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第十八條 經濟部大臣ハ滿洲房產株式會社ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ法令若ハ定款又ハ經濟部大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十七條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク各株式ニ付第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第二十八條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第七條 會社ニ理事長一人、理事三人以内及監事二人以内ヲ置ク

第十九條 經濟部大臣ハ何時ニテモ所屬ノ官吏ニ命ジテ滿洲房產株式會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査セシムルコトヲ得

第二十九條 前項ノ場合ニ於テハ會社法第八十七條第一項ノ規定ニ依ラザル

第三十條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第八條 會社ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ經理ス

第二十条 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第三十二條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第九條 理事長、理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十一条 滿洲房產株式會社ハ國庫補助助成應得損失補償法ニ依リ指定ヲ受ケタル者ノ同法ニ依リ融資ヲ爲シタル債權ヲ承繼シタルトキハ滿洲房產株式會社ニ於テ同法ニ依リ融資ヲ爲シタルモノト對做ス

第三十三條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第三十四條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第十條 理事長及常務ニ從事スル理事ハ產業部大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十二条 政府ハ設立委員ヲ命ジ滿洲房產株式會社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十五条 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク各株式ニ付第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第三十六條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第十一條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第二十三条 設立委員ハ定款ヲ作成シ經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十七條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク各株式ニ付第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第三十八條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第十二條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第二十四条 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク各株式ニ付第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第三十九條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第三十九條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第十三條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第二十五条 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク各株式ニ付第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第四十條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第四十條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

第十四條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス

ノ外行政官署商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認め命ヲ以テ指定スルモノ

第八條 工業地域ヲ指定シタル場合ニ在リテハ建築左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ行政官署土地ノ情況ニ依リ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞ナシト認めムルトキハ又ハ公益上已ムヲ得ズト認めムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 常時使用スル原動機馬力數（職工五人又ハ牛馬一頭ハ一馬力ト看做ス）ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク

二 可燃性又ハ引火性強キ物品ヲ處理スル工場又ハ之ヲ貯藏スル倉庫

三 爆發性強キ物品ヲ處理スル工場又ハ之ヲ貯藏スル倉庫

四 悪臭又ハ衛生上有害ナル瓦斯、液體ヲ發生スル虞アル物品ヲ處理スル工場又ハ之ヲ貯

藏スル倉庫

五 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官署衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アリト認め命ヲ以テ指定スルモノ

第九條 工業地域内ニ特別地區ヲ指定シタル場合ニ在リテハ前條第三號又ハ第四號ニ該當スル建築及行政官署特ニ命ヲ以テ指定シタル建築物ハ特別地區内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ行政官署土地ノ情況ニ依リ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞ナシト認めムルトキハ又ハ公益上已ムヲ得ズト認めムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ノ特別地區内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

一 住居ノ用ニ供スル建築物但シ守衛及宿直員等ノ爲メ建築物ヲ除ク

二 入院患者ヲ收容スル病院

三 糧棧

四 糶米及製粉工場

五 釀造工場

六 糖液飲料水製酒場

七 製氷工場

八 屠宰場

九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外食料品ノ貯藏、製造及加工場其ノ他行政官署ニ於テ命ヲ以テ指定スルモノ

第十一條 前五條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ屬スルニ至リタル建築物ニ増築、改良、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲サントスルトキ行政官署保安上危險又ハ衛生上有害ノ虞ナク且噪音、振動及煙塵等ノ防止施設ニ依リ附近ニ公害ヲ及ボス虞ナシト認めムルトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第十二條 風致地區内ニ於テ土地ノ形質ノ變更及建築物ノ新築、改良、増築又ハ除却並ニ竹木土石ノ類ノ採取ヲ爲サントスルトキハ地方官署ノ許可ヲ受クベシ但シ地方官署命ヲ以テ許可ヲ

要セズト規定シタルキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 美觀地域内ニ於ケル建築物ノ高さ、構造、設備、意匠等面ノ位置又ハ敷地ニ關シテハ地方官署國務總理大臣ノ認可ヲ得テ美觀上必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

第十四條 建築物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外ハ該地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ

一 各階建築面積ノ總和力敷地面積ノ百分ノ一以内ナルモノ

二 農業、林業、園藝、牧畜業、水産業、製鹽業、窯業及採鑛採炭ニ必要ナルモノ

三 存續期間一箇年ヲ超エザル假設建築物

四 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官署公益上已ムヲ得ズト認めムルモノ

第十五條 行政官署ハ土地ノ情況ニ依リ特ニ必要アリト認めムルトキハ該地域ヲ指定シ國務總理大臣

ノ認可ヲ得テ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ高さノ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

第十六條 建築物ノ建築面積ノ敷地面積ニ對スル制限ハ左表ニ依ルベシ

住居地域	十分ノ四以内	第一種ノ建築面積ノ敷地面積ニ對スル割合	各階ノ建築面積ノ總和ノ敷地面積ニ對スル割合
商業地域	十分ノ七以内		
其ノ他	十分ノ六以内		

第十七條 住居地域外ニ於ケル建築物ノ居室面積ノ總和ハ建築物ノ敷地面積ニ對シ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十八條 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一

居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ

玄関、廊下、階段室、外廊室、浴室、物置、暗室、便所、洗面所、厨房及暖房室ノ類ハ居室ト看做サズ

本令ニ於テ居室面積トハ其ノ居室ノ内法面積ヲ謂フ

第二十二條 建築物ハ其ノ用途ニ應ジ採光、換氣、防火、避難、清潔及強度ニ關シ適當ナル構造設備ヲ爲シ且之ヲ有効ニ保持スベシ

室及厨房ノ類ハ室數ニ算入セズ

四 第八條第二號及第三號ニ該當スルモノ

五 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官署必要アリト認めムルモノ

第二十四條 各戸ニ便所ヲ設ケ其ノ内外ハ常ニ清潔ヲ保チ得ル構造トスベシ但シ行政官署支障ナシト認めムル場合ハ二戸以上ニテ一廁所ヲ共用スルコトヲ得

第二十五條 井戸ハ便所、下水溜又ハ下水溝ヨリ六米以上離シ且汚水ノ浸水セザル構造スベシ前項ノ距離ニ關シテハ行政官署井戸ノ構造設備又ハ土地ノ情況其ノ他ノ理由ニ依リ衛生上支障ナシト認めムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

國務總理大臣住居地域内ニ於テ土地ノ情況其ノ他ノ理由ニ依リ特ニ必要アリト認めムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築面積ノ敷地面積ニ對スル制限ニ關シ別段ノ規定ヲ定ムルコトヲ得

工業地域内ニ於ケル專ラ住居ノ用ニ供スル建築物ノ建築面積ノ敷地面積ニ對スル制限ニ付テハ前二項ノ住居地域ニ關スル規定ヲ準用ス

附ノ土地ヲ謂フ

第十九條 本令ニ於テ建築物ノ敷地面積トハ其ノ敷地ノ水平面積ヲ謂フ

第二十條 本令ニ於テ建築物ノ建築面積トハ其ノ建築物ノ各階ニ付外壁ノ外面ニ依リ區劃セラレタル水平断面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ外壁面ニ於ケル裝飾物又ハ庇ノ類ノ水平断面積ハ建築面積ニ含マズ

第二十一條 本令ニ於テ居室トハ

第二十三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ階層、床柱及階段等主要構造部ヲ耐火構造トスベシ

一 階數四以上ノ建築物

二 公衆ノ出入スル二階以上ノ建築物ニシテ第二階以上ノ收容人員總和三百人又ハ第二階以上ノ建築面積總和五百平方メートル超過スルモノ

三 二階以上ノ集合住宅ニシテ階上ノ室數十ヲ超過スルモノ但シ玄関、廊間、便所、浴室

第二十六條 建築物ノ敷地ニハ其ノ敷地内ニ於ケル雨水及汚水ヲ排水又ハ處理スベキ適當ナル施設ヲ爲スベシ

第二十七條 行政官署必要アリト

認ムルトキハ國務總理大臣ノ認可ヲ得テ第二十二條乃至前條ノ規定ニ關シ詳細ナル規定ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 行政官署ハ國務總理大臣ノ認可ヲ得テ前面道路ト建築モノ高サトノ關係隣地境界線ト建築モノノ間隔及同一敷地内ニ於ケル建築モノ間隔ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

第二十九條 建築モノ敷地ハ開口二米以上ノ幅員ヲ保チ道路敷地ニ接セシムベシ

行政官署ハ土地ノ狀況及建築モノ用途其ノ他ノ理由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ別段ノ規定ヲ定ムルコトヲ得

員ヲ定ムルコトヲ得
第三十條 行政官署ハ土地ノ情況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ國務總理大臣ノ認可ヲ得テ都邑ノ防衛、防火、衛生、交通等ニ關シ建築モノノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外必要ナル規定ヲ定ムルコトヲ得

第三十一條 建築モノ建築セントスルトキハ行政官署ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ行政官署ニ届出ヅベシ
一 綠地區及行政官署ニ於テ特ニ指定シタル區域内ニ於テ住居ノ用ニ供スル建築モノ
二 存積期間一箇年ヲ超過セザル假設建築モノ
三 建築面積十平方メートル超過セザル物置及畜舎等
四 高さ二メートル超過セザル家門圍牆及擁壁ノ類
五 建築モノノ改築ニ付主要構造ノ除却又ハ移轉ヲ伴ハザル改築

六 其ノ他行政官署ノ指定シタル建築モノ
第三十二條 前條ノ建築モノニシテ工事竣工シタルトキ及行政官署ニ於テ特ニ必要アリト認ムル指定シタル工程ニ達シタルトキハ直ニ之ヲ行政官署ニ届出ヅベシ
第三十三條 行政官署ハ建築モノノ建築ニ關スル許可申請、届出又ハ其ノ變更ノ手續其ノ他建築工事ノ取締ニ關シ前二條ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ定ムルコトヲ得

第三十四條 都邑計畫法中建築モノニ關スル規定ハ古蹟保存法ノ適用ヲ受クル建築モノ及軍用建築モノニ之ヲ適用セズ
第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建築モノニシテ行政官署支障ナシト認ムルモノニ對シテハ都邑計畫法第二十七條、第二十九條及第三十條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得
一 鳥居、形像、記念門及記念塔ノ類
二 交通信號塔、廣告塔、公衆電話、公共便所、水櫃及變電塔ノ類
三 階梯ノ類
四 前各號ニ換グルモノヲ除クノ外行政官署公認上已ムヲ得

二 美觀地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築モノ主要構造部ノ改築又ハ除却ヲ命ジタル場合
三 建築モノノ指定又ハ變更ニ基キ建築モノノ主要構造部ノ改築又ハ除却ヲ命ジタル場合
四 建築モノノ容積、構造、設備、建築モノ敷地内ニ存セシムベキ空地其ノ他建築モノ及敷地ニ關スル規定ニ基キ建築モノ主要構造部ノ改築又ハ除却ヲ命ジタル場合

第三十八條 都邑計畫法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ補償スベキ損害ハ通常生ズベキ損害ニ限ル
第三十九條 前二條ノ規定ニ依ル損害補償ノ請求ハ都邑計畫法第三十三條第一項ノ規定ニ依リ地方官署ノ認定シタル道路ハ之ヲ告示スベシ
第四十條 都邑計畫法第三十七條第一項ノ規定ニ依リ地方官署ノ認定シタル道路ノ新設又ハ變更

ノ計畫アル場合ニ於テ地方官署國務總理大臣ノ認可ヲ得テ其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス
第四十二條 本令ニ於テ地方官署ト稱スルハ特別市長、市長、市政管理區長又ハ團長及區長ヲ謂フ
第四十三條 本令ニ於テ行政官署ト稱スルハ首都警察廳管内ニ在リテハ警察總監、警務廳管内ニ在リテハ警察廳長其ノ他ニ在リテハ團長及區長ヲ謂フ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

支那法規

北支那開發株式會社法

中華民國二十七年四月二十八日
法律第八十一號

第一章 總 則
第一條 北支那開發株式會社ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合開發ヲ圖ルヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク
第二條 北支那開發株式會社ノ資本ハ三億五千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得
第三條 政府ハ一億七千五百萬圓ヲ限リ北支那開發株式會社ニ出資スベシ
政府ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得
政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ別ニスルコトヲ得

第四條 北支那開發株式會社ノ株金ノ第一回ノ拂込金額ハ株金ノ六分ノ一ニ過ラコトヲ得
政府ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ其ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充ツルコトヲ得
第五條 北支那開發株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得
第六條 北支那開發株式會社ノ株式ハ記名式トス
第七條 北支那開發株式會社ニ非ザルモノハ北支那開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ
第八條 北支那開發株式會社ノ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第二章 役員

第九條 北支那開發株式會社ニ關シ一人、副總裁二人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク
第十條 總裁ハ北支那開發株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ處理ス
總裁事故アルトキハ副總裁ノ一人其ノ職務ヲ代理シ總裁職員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ北支那開發株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
監事ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十一條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府ノ任命シ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受ケタルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

第十二條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 北支那開發株式會社ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得

顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ開陳ス

顧問ハ北支那開發株式會社政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ委嘱ス

第三章 業務

第十四條 北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス

一 交通、運輸及港灣ニ關スル事業

二 通信ニ關スル事業

三 發送電ニ關スル事業

四 礦産ニ關スル事業

五 鹽ノ製造、販賣及利用ニ關スル事業

六 前各號ノ外北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進スル爲メ特ニ統合調整ヲ必要トスル事業

第四章 北支開發債券

第十五條 北支那開發株式會社ハ債券金額ノ五倍ヲ限リ北支開發債券ヲ發行スルコトヲ得

北支那開發株式會社ハ北支開發債券償換ノ爲メ一時前項ノ制限ニ依ラズ北支開發債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル額北支開發債券ヲ償還スベシ

北支開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十六條 北支開發債券ヲ發行セんとスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受ケタベシ

第十七條 政府ハ北支開發債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保認スルコトヲ得

第十八條 北支開發債券ノ所有者ハ北支那開發株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ排濟ヲ受ケル權利ヲ有ス

第五章 準備金

第十九條 北支那開發株式會社ハ經營年度ニ準備金トシテ資本ノ總額ヲ補フ爲メ利益金額ノ百分之八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲メ利益金額ノ百分之二以上ヲ積立ツベシ

第六章 政府ノ監督及助成

第二十條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 北支那開發株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケタベシ

第二十二條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十三條 北支那開發株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ利益金額ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條 北支那開發株式會社ハ經營年度ノ投資及融資ノ計畫ヲ定メ事業開始一月前迄ニ之ヲ政府ニ提出シ認可ヲ受ケタベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同シ

第二十五條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ル爲メ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十六條 政府ハ北支那開發株式會社管理官ヲ置キ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督セシム

北支那開發株式會社管理官ハ何時ニテモ北支那開發株式會社ノ金庫簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

北支那開發株式會社管理官ハ必要ト認めルトキハ何時ニテモ北支那開發株式會社ニ命ジテ業務

第二條 該會社ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

北支那開發株式會社管理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ北支那開發株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認めルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 北支那開發株式會社ハ經營年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ連スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十九條 北支那開發株式會社ノ經營年度ニ於ケル投資及融資ニ因リ收入ノ投資及融資ノ總額ニ對スル割合(以下收入割合ト稱ス)ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ政府ハ初年度年度及爾後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計金額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利

益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ連スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス

一 投資及融資ノ總額中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ依リタル部分ニ百分ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

二 投資及融資ノ總額中社債收入金(社債前借金ヲ含ム)以下同額(同額)ニ依リタル部分ニ百分ノ五ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

經營年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ

第一項ノ投資及融資ニ因リ收入投資及融資ノ總額中其ノ中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ依リタル部分及社債收入金ニ依リタル部分ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 北支那開發株式會社ノ經營年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ連スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第三十一條 北支那開發株式會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第三十二條 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間北支那開發株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十三條 北支那開發株式會社ガ設立、資本ノ増加、合併又ハ

第二回以後ノ株主總會ノ登記ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ決議ノ額ハ拂込金額、増資額、利益金額又ハ總額株式金額ノ千分ノ一トス

第七條 罰 則

第三十四條 北支那開發株式會社ガ本法若ハ本法ニ基キテ爲ス命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總務又ハ監督ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル職員ニ處ス則懲罰又ハ理事ノ分業ノ務ニ係ルトキハ罰鍰又ハ停業ヲ過料ニ處スルコトヲ得

第三十五條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ北支那開發株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ監督セシム

第十一條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス
 理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受ケタルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス
 監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス
 第十二條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 第十三條 北支那開發株式會社ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得
 顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ開陳ス
 顧問ハ北支那開發株式會社政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ委嘱ス

第十四條 北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス
 一 交通、運輸及港灣ニ關スル事業
 二 通信ニ關スル事業
 三 發送電ニ關スル事業
 第四條 北支那開發株式會社ハ於テハ法律第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ
 第十六條 北支那開發株式會社發行セントスル債券ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ
 第十七條 政府ハ北支那開發株式會社元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第十八條 北支那開發株式會社ノ所有者ハ北支那開發株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ清償ヲ受ケタル權利ヲ有ス
 第十九條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ額ヲ補フ爲メ利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益金額ノ平均ヲ得シムル爲メ利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ
 第二十條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督ス
 第二十一條 北支那開發株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ
 第二十二條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クベシ
 第二十三條 北支那開發株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
 第二十四條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ノ投資及融資ノ計

第二十五條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ル爲メ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 第二十六條 政府ハ北支那開發株式會社ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス
 第二十七條 政府ハ北支那開發株式會社ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ受スベキ補償金ノ總額ヲ帝國議會ノ協賛ヲ經テ決定スルコトヲ要ス
 第二十八條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督セシムル爲メ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 第二十九條 北支那開發株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得
 第三十條 北支那開發株式會社管理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニモ北支那開發株式會社ニ命ジテ業務

第二十五條 北支那開發株式會社ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
 第二十六條 北支那開發株式會社管理官ハ株主總會ヲ召集シ其ノ決議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
 第二十七條 政府ハ北支那開發株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ヲ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
 第二十八條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ
 第二十九條 北支那開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル投資及融資ニ因リ收入ノ投資及融資ノ總額ニ對シハ割合（以下收入割合ト稱ス）ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計金額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利

益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス
 一 投資及融資ノ總額中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込額ニ依リタル部分ニ百分ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジタル差額ヲ得ベキ金額
 二 投資及融資ノ總額中社債收入金（社債前借金ヲ含ム以下同同ジ）ニ依リタル部分ニ百分ノ五ヨリ收入割合ヲ減ジタル差額ヲ得ベキ金額
 第三十條 北支那開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ
 第三十一條 投資及融資ニ因リ收入割合以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込額ニ依リタル部分及社債收入金ニ依リタル部分ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 北支那開發株式會社ノ村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間北支那開發株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
 第三十三條 北支那開發株式會社ガ設立、資本ノ増加、合併又ハ

第二十四條 北支那開發株式會社ノ受タル命令ニ於テハ其ノ決議ヲ否決スル權利ニ關シテハ其ノ決議ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給スルコトヲ得
 第二十五條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督セシムル爲メ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 第二十六條 政府ハ北支那開發株式會社ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス
 第二十七條 政府ハ北支那開發株式會社ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ受スベキ補償金ノ總額ヲ帝國議會ノ協賛ヲ經テ決定スルコトヲ要ス
 第二十八條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督セシムル爲メ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 第二十九條 北支那開發株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得
 第三十條 北支那開發株式會社管理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニモ北支那開發株式會社ニ命ジテ業務

成シ政府ノ認可ヲ受クベシ
 政府前項ノ規定ニ依ル認可ヲ爲
 サントストキハ政府ノ出資ノ
 目的タル金額以外ノ財産ノ價格
 及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ
 付政府出資財產評價委員會ノ議
 ヲ經ベシ
 政府出資財產評價委員會ニ關ス
 ル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十八條 前條ノ認可アリタル
 トキハ設立委員ハ株式總數ヨリ
 政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シ
 タル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集
 スベシ
 第三十九條 株式申込證ニハ定款
 認可ノ年月日並ニ商法第二百十
 六條第二項第二號、第四號及第
 五號ニ規定スル事項ヲ記載スベ
 シ
 第四十條 設立委員ハ株主ノ募集
 終リタルトキハ株式申込證ヲ政
 府ニ提出シ其ノ檢查ヲ受クベシ
 第四十一條 設立委員ハ前條ノ檢
 査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ
 付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立
 委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集
 スベシ
 第四十二條 創立總會ニ於テハ第
 十一條ノ規定ニ準ジ理事及監事
 ノ選任ヲ行フベシ
 第四十三條 創立總會終結シタル
 トキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北
 支那開發株式會社總設ニ引渡ス
 ベシ
 第四十四條 政府第四條第二項ノ
 規定ニ依リ金額以外ノ財産ヲ以
 テ其ノ所有スル株式ノ株金拂込
 ニ充ツル場合ニ於テハ其ノ財産
 ノ價格ニ付政府出資財產評價委
 員會ノ議ヲ經ベシ
 第四十五條 政府ハ北支那開發株
 式會社ニ對スル出資ノ目的ニ充
 ツル爲帝國鐵道特別會計ヨリ其
 ノ所屬物件ヲ無償ニテ一般會計
 ニ保管換ヲ爲スコトヲ得
 第四十六條 登録稅法第六條第一
 項第十一號中「東洋拓殖債券」
 ノ下ニ「北支開發債券」ヲ加フ

中支那振興株式會社法

(昭和十三年四月二十八日)
(法律第八十二號)

第一章 總 則
 第一條 中支那振興株式會社ハ中
 支那ニ於ケル經濟ノ復興及開發
 ヲ助成スルヲ目的トスル株式會
 社トシ其ノ本店ヲ上海ニ置ク
 第二條 中支那振興株式會社ノ資
 本ハ一億圓トス但シ政府ノ認可
 ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得
 第三條 政府ハ五千萬圓ヲ限リ中
 支那振興株式會社ニ出資スベシ
 政府ハ金額以外ノ財産ヲ以テ出
 資ノ目的ト爲スコトヲ得
 政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其
 ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異
 ニスルコトヲ得
 第四條 中支那振興株式會社ハ株金
 全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增
 加スルコトヲ得
 第五條 中支那振興株式會社ノ株
 式ハ記名式トス
 第六條 中支那振興株式會社ニ非
 ザルモノハ中支那振興株式會社
 又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ
 商號ト爲スコトヲ得ズ
 第七條 中支那振興株式會社ノ定
 款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當
 ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半
 數ヲ以テ之ヲ決ス
 第二章 役 員
 第八條 中支那振興株式會社ニ總
 設副總裁各一人、理事三人以上
 及監事二人以上ヲ置ク
 第九條 總裁ハ中支那振興株式會
 社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
 副總裁ハ總裁事故アルトキハ其
 ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ
 ハ其ノ職務ヲ行フ
 副總裁及理事ハ總裁ヲ輔任シ定
 款ノ定ムル所ニ從ヒ中支那振興
 株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之
 ニ參與ス
 監事ハ中支那振興株式會社ノ業
 務ヲ監査ス
 第十條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經

テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年
 トス
 理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任
 シ政府ノ認可ヲ受タルモノトシ
 其ノ任期ヲ四年トス
 監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任
 シ其ノ任期ヲ三年トス
 第十一條 總裁、副總裁及業務ヲ
 分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商
 業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政
 府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ
 限ニ在ラズ
 第三章 業 務
 第十二條 中支那振興株式會社ハ
 左ノ事業ニ對シ投資又ハ融資ヲ
 爲スモノトス
 一 交通及運輸ニ關スル事業
 二 通信ニ關スル事業
 三 電氣、瓦斯及水道ニ關スル
 事業
 四 鑛產ニ關スル事業
 五 水産ニ關スル事業
 六 前各號ノ外中支那ニ於ケル
 公共ノ利益又ハ產業ノ振興ノ
 爲必要ナル事業
 特殊ノ事情アル場合ニ於テハ中
 支那振興株式會社ハ政府ノ認可
 ヲ受ケ前項各號ニ掲グル事業ヲ
 自ラ經營スルコトヲ得
 第十四條 中支那振興株式會社ハ
 拂込株金額ノ五倍ヲ限リ中支振
 興債券ヲ發行スルコトヲ得
 中支那振興株式會社ハ中支振興
 債券借換ノ爲一時前項ノ制限ニ
 依ラズ中支振興債券ヲ發行スル
 コトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行
 後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ
 相當スル額中支振興債券ヲ償還
 スベシ
 第十五條 政府ハ中支振興債券ノ
 元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保
 證スルコトヲ得
 第十六條 中支振興債券ノ所有者
 ハ中支那振興株式會社ノ財産ニ
 付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債
 權ノ優先ヲ受タル權利ヲ有ス
 第五章 準備金
 第十七條 中支那振興株式會社ハ
 毎營業年度ニ準備金トシテ資本
 ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分
 ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ
 平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百
 分ノ二以上ヲ積立ツベシ
 第十八條 政府ハ中支那振興株式
 會社ノ業務ヲ監督ス
 第十九條 中支那振興株式會社借
 入金ヲ爲サントストキハ政府
 ノ認可ヲ受クベシ
 第二十條 定款ノ變更、合併及附
 散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受タル
 非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
 第二十一條 中支那振興株式會社
 ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレ
 バ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 第二十二條 中支那振興株式會社
 ハ毎營業年度ノ投資及融資取
 自營業ノ計畫ヲ定メ事業開始
 一月前迄ニ之ヲ政府ニ提出シ認
 可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更
 ヲ加ヘントストキハ亦同ジ
 第二十三條 政府ハ中支那振興株
 式會社ノ業務ニ關シ監督上、關

防上又ハ中支那ニ於ケル公共ノ
 利益若ハ產業ノ振興ノ爲必要ナ
 ル命令ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ國防上必要ナ
 ル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ
 勅令ヲ定ムル所ニ依リ之ニ因リ
 生ジタル損失ヲ補償ス
 前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之
 ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ
 各機關會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ
 超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲ス
 コトヲ得
 第二十四條 政府ハ中支那振興株
 式會社監理官ヲ置キ中支那振興
 株式會社ノ業務ヲ監視セシム
 中支那振興株式會社監理官ハ何
 時ニテモ中支那振興株式會社ノ金
 庫簿及及諸般ノ文書物件ヲ檢査
 スルコトヲ得
 中支那振興株式會社監理官ハ必
 要ト認ムルトキハ何時ニテモ中
 支那振興株式會社ニ命ジテ業務
 ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報
 告セシムルコトヲ得
 中支那振興株式會社監理官ハ株
 主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席
 シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
 第二十五條 政府ハ中支那振興株
 式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ

法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十六條 中支那振興株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セス

第二十七條 中支那振興株式會社ノ每營業年度ニ於ケル投資、融資及自營業ニ因ル收入ノ投資、融資及自營業資金ノ總額ニ對シ年百分ノ六ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及以後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス

一 投資、融資及自營業資金ノ總額中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ額ニ依リタル部分ニ百分ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ剩シテ得ベキ

二 投資、融資及自營業資金ノ總額中社債收入金（社債額借入金含ム以下同ジ）ニ依リタル部分ニ百分ノ五ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ剩シテ得ベキ金額

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其額過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ

第一項ノ投資、融資及自營業資金ノ總額ニ其ノ中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ額ニ依リタル部分及社債收入金ニ依リタル部分ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 中支那振興株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ

利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル利益額ニ對シ均一ノ場合ニ連スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過スル利益額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第七節 罰則

第二十九條 中支那振興株式會社ガ本法若ハ本法ニ基キテ爲スル命令及ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分業業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 政府ハ設立委員ヲ命ジ中支那振興株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

政府前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲

サントスルトキハ政府ノ出資ノ目的タル金額以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付政府出資財產評價委員會ノ議ヲ經ベシ

政府出資財產評價委員會ニ關スル規程ハ勅命ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ノ割當ツベキ株式ヲ控除シタル餘額ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第三十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ檢查ヲ受クベシ

第三十六條 設立委員ハ前條ノ檢查ヲ受ケタル後選定ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ選定ナク創立總會ヲ組織スベシ

第三十七條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ

選任ヲ行フベシ

第三十八條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ中支那振興株式會社及ニ引渡スベシ

第三十九條 政府ハ中支那振興株式會社ニ對シ出資ノ目的ニ充ツル爲帝國國庫特別會計ヨリ其所屬物件ヲ無償ニテ一設會計ニ保管換フ爲スコトヲ得

行又ハ辦事處ヲ設タルコトヲ得

中支那振興株式會社ノ許可ヲ受ケ他ノ銀行ト代理契約ヲ締結スルコトヲ得

第三條 蒙疆銀行ハ蒙疆聯合委員會ノ委託ニ基キ貨幣ノ製造及發行ヲ爲ス

蒙疆銀行ハ紙幣發行高ニ對シ正貨準備トシテ四分ノ一以上ノ金額現蒙疆銀行ノ發行スル貨幣以外ノ準備ナル通貨又ハ外國銀行ニ對シ右右通貨ヲ以テスル預ケ金ヲ保有スルコトヲ要ス

別取ノ正貨準備ニシテ紙幣發行額ノ四分ノ一ヲ下リタルトキハ其發行總額ニ對シ年三分ノ發行稅ヲ蒙疆聯合委員會ニ納ムルコトヲ要ス

世シ十五日以上連續セザル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第四條 蒙疆銀行ハ各自治政府ノ國庫領金事務、日滿兩國政府ノ國庫代理事務及地方公共團體ノ公金取扱ニ從事スルノ外一般ノ銀行業務ヲ營ムモノトス

第五條 蒙疆聯合委員會ハ蒙疆銀行監理官一名ヲ置キ蒙疆銀行ノ業務ヲ監督スル外公益上又ハ軍事上必要ナル命令ヲ發セシム

蒙疆銀行監理官（以下監理官ト稱ス）ハ蒙疆銀行ヲシテ金融機關ニ對スル檢查、監督管理權及預金支拂準備ノ集中及伸縮命令權ヲ行使セシム

前項ノ權利行使ニ關シテハ該メ必要ナル意見ヲ監理官ニ具申シテ其ノ指揮ヲ受ケ又ハ銀行從價額ナク監理官ニ對シ報告スルコトヲ要ス

第六條 蒙疆銀行ニ役員トシテ總裁一名、副總裁二名（内一名ハ名譽副總裁トス）理事三名以上及監事四名ヲ置キ任期ヲ正副總裁及監事ハ四年、理事ハ三年トシ蒙疆聯合委員會之ヲ任命ス銀行職員ノ任免ハ監理官ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ役員ハ報價ヲ得テ他ノ業務ニ就キ又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ蒙疆聯合委員會ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

總裁ハ蒙疆銀行ヲ代表シ蒙疆銀行一切ノ業務ヲ總理ス

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ總裁ノ命ヲ承ケテ蒙疆銀行ノ業務ヲ掌ル

副總裁ハ總裁事務アリトキ其ノ

職務ヲ行フ總裁及副總裁共ニ事故アリトキハ蒙疆聯合委員會ハ理事一名ヲシテ總裁ノ職務ヲ代理セシム

監事ハ蒙疆銀行ノ業務ヲ監査ス

第七條 蒙疆銀行ハ毎年其ノ營業期間ヲ二期ニ分チ一月一日ヨリ六月末日迄ヲ上半期トシ七月一日ヨリ十二月末日迄ヲ下半期トス

總裁ハ毎年上下半年末日ヨリ二ヶ月以内ニ左ノ書類ヲ監事ニ提出シ其ノ監査ヲ受ケ之ヲ監理官ニ提出スルコトヲ要ス

一 貸借對照表

二 營業報告書

三 損益計算書

四 總資金ノ處分ニ關スル書面

第八條 蒙疆銀行ハ每營業期ニ於テ資金充實ノ爲メ利益ノ三割以上ヲ積立ツベシ

第九條 蒙疆銀行ハ毎日總行ノ日計表及通貨ノ發行高並ニ準備ノ増減ニ關スル出納表ヲ監理官ニ提出シ且毎月總分行及辦事處ノ總括月計表及通貨發行平均高表ヲ監理官ニ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

蒙疆法規

蒙疆銀行條例

中華民國二十六年十一月二十一日
（成吉思汗紀元七百三十二年十一月二十二日）

第一條 蒙疆銀行ハ資本金一千二百萬圓ノ株式組織トシ蒙疆地域内ニ於ケル金融ノ調整ニ任ズ

第二條 蒙疆銀行ハ總行ヲ張家口ニ置キ蒙疆聯合委員會ノ金融專門委員會（以下專門委員會ト稱ス）ノ許可ヲ受ク必要ノ地ニ分

第四條 蒙疆銀行ハ各自治政府ノ國庫領金事務、日滿兩國政府ノ國庫代理事務及地方公共團體ノ公金取扱ニ從事スルノ外一般ノ銀行業務ヲ營ムモノトス

第五條 蒙疆聯合委員會ハ蒙疆銀行監理官一名ヲ置キ蒙疆銀行ノ業務ヲ監督スル外公益上又ハ軍事上必要ナル命令ヲ發セシム

蒙疆銀行監理官（以下監理官ト稱ス）ハ蒙疆銀行ヲシテ金融機關ニ對スル檢查、監督管理權及預金支拂準備ノ集中及伸縮命令權ヲ行使セシム

前項ノ權利行使ニ關シテハ該メ必要ナル意見ヲ監理官ニ具申シテ其ノ指揮ヲ受ケ又ハ銀行從價額ナク監理官ニ對シ報告スルコトヲ要ス

總裁ハ毎年上下半年末日ヨリ二ヶ月以内ニ左ノ書類ヲ監事ニ提出シ其ノ監査ヲ受ケ之ヲ監理官ニ提出スルコトヲ要ス

一 貸借對照表

二 營業報告書

三 損益計算書

四 總資金ノ處分ニ關スル書面

第八條 蒙疆銀行ハ每營業期ニ於テ資金充實ノ爲メ利益ノ三割以上ヲ積立ツベシ

第九條 蒙疆銀行ハ毎日總行ノ日計表及通貨ノ發行高並ニ準備ノ増減ニ關スル出納表ヲ監理官ニ提出シ且毎月總分行及辦事處ノ總括月計表及通貨發行平均高表ヲ監理官ニ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

察南自治政府各縣商工復興貸款辦法

- 一、本辦法ニ於ケル商工復興資金ハ嚴密、匪災等ニヨリ被害ヲ蒙リ運轉資金ニ窮セル商工業經營者ニ對シテノミ貸出スモノトス
- 二、各縣ニ本貸款受希望者ヲ以テ商工復興資金借款會(以下借款會ト略稱ス)ヲ組織シ本貸款ハ右借款會ニ對シテ察南實業銀行ニ行フ
- 三、借款會構成會員ニツキテハ縣長、商務會長ニ於テ審查決定スル外察南自治政府及察南實業銀行總行ニ於テモ審查シ會員ヲ制限スルコトヲ得
- 四、借款會ハ會員ノ信用調査書、最近二箇年間ノ營業狀態調査書並ニ借款希望額及資金使用目的ヲ察南自治政府及察南實業銀行總行ニ報告スルヲ要ス
- 五、貸款額ハ察南自治政府及察南實業銀行ニ於テ決定ス
- 六、本貸款利息ハ日息百圓ニ付二

分五圓トシ銀行計法算ニ依ル借款期限經過後ハ日息百圓ニ付四分トス

- 七、貸款期限ハ滿一箇年トス
- 八、本貸款ハ借款會會員全部並ニ縣公署及商務會ノ連帶保證トス
- 九、察南實業銀行ニ於テ必要ト認メタル場合ハ物的擔保ヲ徵スルコトヲ得
- 十、察南自治政府ハ本貸款力借款會員ノ連轉資金以外ノ用ニ供セラレ又ハ蒙古聯盟、察南、鄂北三自治政府領域外ノ地ニ資本逃避トナリタル形跡ヲ認メタル際ハ即刻全貸款ノ返済ヲ命ズルコトヲ得
- 十一、察南自治政府及蒙古聯盟自治政府領域外ヨリ物資ヲ購入スル爲メ送金ヲナシ又ハ輸入爲替手形ヲ決済セントスルトキハ蒙疆銀行ト連絡シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 十二、察南實業銀行ハ此ノ場合ニ於テ毎月分ヲ取譯メ金融專門委員會ニ報告スルコトヲ要ス
- 十三、本借款ハ縣借款會ニ於テ信託全額及應付利息ヲ取譯メ期日迄ニ察南實業銀行ニ返済スルモノトス

察南自治政府商工復興資金借款會規程

- 一、縣借款會ハ當該縣内ニ店舗ヲ有スル商工業經營者ヲ以テ組織ス但シ左記各條ニ該當スルモノハ之ヲ除外ス
- (1) 當該縣内ニ於ケル鹽鐵鑛業二年ニ滿タザルモノ
- (2) 財東(出資者)中蒙古聯盟、察南、鄂北三自治政府領域(以下蒙疆地域ト略稱ス)外ニ居住スルモノアル場合
- (3) 蒙疆地域外ニ居住スル者ヨリノ借入金ニヨリテ營業ヲ爲シ自力返済不可能ナルモノ
- (4) 實力微弱ニシテ本借款返還能力ヲ缺クモノ
- 二、縣借款會ニ左ノ役員ヲ置ク
- (1) 會長 一名
- (2) 副會長 一名
- (3) 幹事 若干名
- 役員ハ報數ヲ受クルヲ得ズ
- 三、縣借款會ハ縣長ノ指揮並ニ察南自治政府及察南實業銀行ノ監督ヲ受ク

四、縣借款會ハ本借款ニ因シ借入返済、利拂、擔保提供等ニ付價務當事者トナル

- 五、縣借款會ノ察南實業銀行ヨリ借入レタル復興資金ハ會員ノ借入希望ニ應ジ全額按分貸與シ他ニ流用スルヲ得ズ又手數別其ノ他ヲ徵スルコトヲ得ズ
- 六、縣借款會ノ費用ハ會員ノ別途負担トシ復興資金ヨリ支出スルコトヲ得ズ
- 七、縣借款會會員ハ左記事項ニ付連帶シテ其ノ責ニ任ズ
- (1) 借款全額ノ返済並ニ利拂
- (2) 物資購入ノ爲メニスル以外會員ノ蒙疆地域外送金ノ押制
- (3) 從來鹽鐵鑛業シ來レル營業以外ノ業務ヘノ資金流用禁止
- (4) 本復興資金運用ニ支障ヲ生ゼシムル方如キ役員並ニ會員ノ不正行爲ノ防止
- 八、縣借款會ハ察南自治政府又ハ察南實業銀行ノ要求ニ應ジ左記書類ヲ提出スルコトヲ要ス
- (1) 會員ノ信用調査書
- (2) 會員ノ營業狀態調査書
- (3) 會員ノ資金運用狀態調査書

統計及諸表

本邦昭和十二年工場數、職工數、及び生産額

(四十縣分 北海道、福島、東京、岐阜、京都、大阪、愛媛を除く)

工業別	工場數		職工數		生産額	
	昭和十一年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十二年
紡織工業	1,036	1,036	7,677	7,677	2,820,000	2,820,000
金屬工業	3,852	3,852	1,266	1,266	1,266,000	1,266,000
機械器具工業	4,591	4,591	3,377	3,377	3,377,000	3,377,000
窯業	2,826	2,826	1,012	1,012	1,012,000	1,012,000
化學工業	2,266	2,266	1,661	1,661	1,661,000	1,661,000
製材及木製品工業	5,411	5,411	7,232	7,232	7,232,000	7,232,000
印刷製本業	1,527	1,527	3,333	3,333	3,333,000	3,333,000
食品工業	1,038	1,038	2,959	2,959	2,959,000	2,959,000
「ガス」及び電氣業	433	433	6,026	6,026	6,026,000	6,026,000
その他の工業	4,733	4,733	2,079	2,079	2,079,000	2,079,000
合計	24,433	24,433	31,877	31,877	31,877,000	31,877,000

本邦道府縣別工場數

道府縣	昭和十一年	昭和十二年	増減率
北海道	2,621	2,621	100.0%
青森	221	221	100.0%
岩手	226	226	100.0%
宮城	826	826	100.0%
秋田	300	300	100.0%
山形	1,030	1,030	100.0%
福島	826	826	100.0%
茨城	826	826	100.0%
栃木	1,031	1,031	100.0%
群馬	1,270	1,270	100.0%
埼玉	1,270	1,270	100.0%
千葉	2,266	2,266	100.0%
東京	11,277	11,277	100.0%
神奈川	1,661	1,661	100.0%
新潟	2,266	2,266	100.0%
富山	626	626	100.0%
石川	1,661	1,661	100.0%
福井	2,266	2,266	100.0%
山梨	826	826	100.0%
長野	1,270	1,270	100.0%
岐阜	2,266	2,266	100.0%

電 氣 千「キロワツ」時 千「キロワツ」時
「ガス」及び電氣に就ては数量のみを調査す、◎印刷の價額は「ガス」及び電氣業に於ける副産品の價額とす

本邦工場數 (職工五人以上工場、官營を含まず)

年次	工場			従業者		
	職工十人未滿	職工十人以上	計	内原動機使用工場	職工	其他
昭和六	天、二五三	三、〇九八	五、三九一	一、六六一	一、九八三	一、八八三
七	三、三三三	三、三三〇	六、六六三	一、七三三	一、九八一	一、九八一
八	三、三三三	三、三三〇	六、六六三	一、七三三	一、九八一	一、九八一
九	三、三三三	三、三三〇	六、六六三	一、七三三	一、九八一	一、九八一
一〇	三、三三三	三、三三〇	六、六六三	一、七三三	一、九八一	一、九八一
一一	三、三三三	三、三三〇	六、六六三	一、七三三	一、九八一	一、九八一

昭和九年以降の數字が急増したのは八幡製鐵所が比叟となつて本統計に加へられた爲である、以下工場諸表付同

種類別 (昭和十一年)

種類別	總工場數	内原動機を使用するもの			従業者計
		工場數	機械數	操業數	
紡織工業	六、五八	二、四三	一、九一	二、六八	一、〇八八、六八八
金屬工業	八、五二	八、五二	八、五二	八、五二	三、〇八六
機械器具業	二、六六	二、六六	二、六六	二、六六	一、〇八八、六八八
窯業	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	一、〇八八、六八八

種別	一九二六年	一九二七年
靜岡	三、三三	三、三三
愛知	九、六九	二、二二
三重	一、〇五	一、〇三
滋賀	七、七一	八、八八
京都	三、五八	四、四四
大阪	三、五九	七、三九
兵庫	四、七三	五、六八
奈良	八、〇二	一、二六
和歌山	一、五五	一、五五
鳥取	一、五五	一、五五
島根	一、五五	一、五五
岡山	一、五五	一、五五
山口	一、五五	一、五五
徳島	一、五五	一、五五
香川	一、五五	一、五五
愛媛	一、五五	一、五五
高知	一、五五	一、五五
福岡	一、五五	一、五五
佐賀	一、五五	一、五五
長崎	一、五五	一、五五
熊本	一、五五	一、五五
大分	一、五五	一、五五
宮崎	一、五五	一、五五

工場生産額

業種別	昭和六			八			九			一〇			一一		
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	
化學工業	四、九八	三、六六	三、六六	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	
製材及木製品	七、六八	六、七三	六、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	
印刷及製本	三、四三	三、四三	三、四三	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	
食品工業	一、四三	一、四三	一、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	
瓦斯及電氣	七、〇〇	五、九八	五、九八	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	
其他工業	九、一六	五、九八	五、九八	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	
計	三〇、六三	二六、七三	二六、七三	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	

世界銀産額

國別	一九二六年	一九二七年
鹿兒島	七、七一	一、二八
沖繩	七、七一	一、二八
合計	七、七一	一、二八

統計及び諸表一 一般關係

業種別	昭和六			八			九			一〇			一一		
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	
紡織	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	一、八三、〇九	
金屬	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	二、二九、七三	
印刷	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	
食品	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	三、四三	
瓦斯	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	
其他	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	一、四三、七三	
計	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	一、〇七、七一	

昭和十二年労働時間延数、賃銀支拂總額、原料及び材料總使用額

(四十縣分北海道、福島、東京、岐阜、京都、大阪、愛媛を除く)

工業別	労働時間延数		賃銀支拂總額		原料及び材料總使用額	
	昭和十一年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十二年
紡織工業	二,四三三,三六〇	二,三六一,三三〇	一,一〇〇,四三三	一,一〇〇,四三三	二,三三三,〇七三	二,三三三,〇七三
金屬工業	一,五五五,四七〇	一,五五五,四七〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
機械器具工業	七〇七,九七四	七〇七,九七四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
化學工業	一,八四〇,三〇三	一,八四〇,三〇三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
製材及び木製品工業	一,八〇〇,四三三	一,八〇〇,四三三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
印刷及び製本業	七〇,八〇〇	七〇,八〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
食品工業	三三〇,一四二	三三〇,一四二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
「ガス」及び電氣業	三三〇,一四二	三三〇,一四二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
その他の工業	四,八六七,〇二二	四,八六七,〇二二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
合計	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

本邦種類別工場生産額

種類	昭和十一年		昭和十二年	
	生産額	増加率	生産額	増加率
製織及交織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
人造絹織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
絹織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
綿織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
毛織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
其他	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一

種類	昭和十一年		昭和十二年	
	生産額	増加率	生産額	増加率
製織及交織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
人造絹織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
絹織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
綿織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
毛織物	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
其他	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一

輸出入貿易額

(外地を含まず、×印は金再禁止前の高記録)

Table of trade volume (輸出入貿易額) showing monthly and annual data from Meiji 21 to Showa 12. Columns include year, month, and trade value in thousands of yen. Rows are categorized by year and month.

各國失業率

(月平均)

Table of unemployment rates (各國失業率) for various countries including Germany, Austria, Belgium, Canada, Denmark, etc. Columns show the number of unemployed and the total population.

最近三年月別對比

Table of monthly trade comparison (最近三年月別對比) for the years 1931, 1932, and 1933. It compares monthly trade values for different categories like foodstuffs, raw materials, and finished goods.

輸出入品種類別

Table of trade by category (輸出入品種類別) listing various goods such as foodstuffs, raw materials, and finished goods with their respective trade values.

統計及び諸表—一般關係

失業率

Table of unemployment rates (失業率) for specific countries like Austria, Belgium, Canada, Denmark, etc., providing detailed data on the number of unemployed and the total population.

世界大都市電

話數

(一九三六年首)

Table of electricity usage (世界大都市電) for major cities like New York, London, and others, showing the number of telephone lines.

輸出入

昭和年次	輸出總額 百中						輸入總額 百中					
	粗生品	製造品	原料品	用品	全製品	其他計	粗生品	製造品	原料品	用品	全製品	其他計
八	20,210	27,648	7,545	8,495	1,032,576	1,032,576	30,242	26,322	1,821,046	4,077	2,999	4,077
九	18,326	23,655	5,569	7,000	1,355,523	1,355,523	27,045	23,750	1,721,955	3,740	2,721	3,740
一〇	15,801	19,289	4,574	5,800	1,499,075	1,499,075	28,947	26,870	1,999,075	3,077	2,292	3,077
一一	15,005	18,701	4,574	5,800	1,553,000	1,553,000	28,947	26,870	1,999,075	3,077	2,292	3,077
一二	15,075	19,700	4,574	5,800	1,584,518	1,584,518	28,947	26,870	1,999,075	3,077	2,292	3,077
昭和六	12,105	17,037	4,436	5,636	1,812,366	1,812,366	10,266	9,833	1,355,523	1,355	1,000	1,355
七	13,254	18,033	4,811	6,081	1,874,949	1,874,949	8,623	8,090	1,297,330	1,297	1,000	1,297
八	15,925	20,531	5,386	6,833	1,954,833	1,954,833	10,266	9,833	1,355,523	1,355	1,000	1,355
九	17,042	21,071	5,800	7,380	2,000,000	2,000,000	10,266	9,833	1,355,523	1,355	1,000	1,355
一〇	17,042	21,071	5,800	7,380	2,000,000	2,000,000	10,266	9,833	1,355,523	1,355	1,000	1,355
一一	18,701	23,655	6,326	7,911	2,100,000	2,100,000	10,266	9,833	1,355,523	1,355	1,000	1,355
一二	18,701	23,655	6,326	7,911	2,100,000	2,100,000	10,266	9,833	1,355,523	1,355	1,000	1,355

比例 (再輸出入品は計の中に合算す)

輸出總額 百中

輸入總額 百中

輸出入數量及び單價指數

(昭和三年同期百、續前正金銀行調査)

昭和年次	數量指數		單價指數	
	輸出	輸入	輸出	輸入
六	100.0	100.0	100.0	100.0
七	100.0	100.0	100.0	100.0
八	100.0	100.0	100.0	100.0
九	100.0	100.0	100.0	100.0
一〇	100.0	100.0	100.0	100.0
一一	100.0	100.0	100.0	100.0
一二	100.0	100.0	100.0	100.0
一三	100.0	100.0	100.0	100.0

輸出入國別表

昭和一一

國名	輸出	輸入	輸出	輸入
亞細亞洲	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
歐洲	1,000,000	800,000	1,000,000	800,000
亞洲	500,000	400,000	500,000	400,000
南美洲	200,000	150,000	200,000	150,000
非洲	100,000	80,000	100,000	80,000
大洋洲	50,000	40,000	50,000	40,000
其他	100,000	80,000	100,000	80,000

統計及び諸表一 一般關係

輸出超過	輸入超過	輸出超過	輸入超過	
英國	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
海峽殖民地	1,000,000	800,000	1,000,000	800,000
英領印度	500,000	400,000	500,000	400,000
佛領印度支那	200,000	150,000	200,000	150,000
佛領印度支那	100,000	80,000	100,000	80,000
比領印度支那	50,000	40,000	50,000	40,000
暹羅	20,000	15,000	20,000	15,000
アデラン	10,000	8,000	10,000	8,000
シヤン	5,000	4,000	5,000	4,000
パレスチナ	2,000	1,500	2,000	1,500
イタリヤ	1,000	800	1,000	800
英領マレー	500	400	500	400
イタリヤ	200	150	200	150
アラビヤ	100	80	100	80
サイラス	50	40	50	40
バレン	20	15	20	15
其他諸國	10	8	10	8

輸出超過	輸入超過	輸出超過	輸入超過	
歐洲	1,000,000	800,000	1,000,000	800,000
亞洲	500,000	400,000	500,000	400,000
南美洲	200,000	150,000	200,000	150,000
非洲	100,000	80,000	100,000	80,000
大洋洲	50,000	40,000	50,000	40,000
其他	100,000	80,000	100,000	80,000

年次	輸出總額 百中					輸入總額 百中				
	昭和六	八	九	一〇	一一	昭和六	八	九	一〇	一一
生製品	粗生製品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	食料品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	原料品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	製成品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	其他	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
食料品	粗食料品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	食料品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	原料品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	製成品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	其他	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
原料品	粗原料品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	原料品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	製成品	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	其他	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	計	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

輸出入數量及び單價指數

(昭和三年同期百、橫濱正金銀行調査)

年次	輸出	輸入	合計	輸出	輸入
昭和六	108.8	103.2	106.0	100.0	100.0
八	103.1	106.6	104.9	100.0	100.0
九	104.4	106.9	105.7	100.0	100.0
一〇	105.4	106.9	106.2	100.0	100.0
一一	105.4	106.9	106.2	100.0	100.0
一二年	105.4	106.9	106.2	100.0	100.0
一三年	105.4	106.9	106.2	100.0	100.0

輸出入國別表

昭和一一

國名	輸出	輸入	輸出	輸入
亞細亞洲	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
歐洲	1,000,000	800,000	1,000,000	800,000
美國	500,000	400,000	500,000	400,000
支那	300,000	200,000	300,000	200,000
香港	100,000	100,000	100,000	100,000
南洋羣島	50,000	50,000	50,000	50,000
其他諸國	100,000	100,000	100,000	100,000

統計及び諸表—一般關係

品名	數量	單價
倫敦	100,000	100.00
芝加哥	80,000	80.00
伯林	50,000	50.00
巴里	30,000	30.00
羅斯安澤爾斯	20,000	20.00
サンフランシスコ	15,000	15.00
東京	10,000	10.00
ワシントン	8,000	8.00
ブエノスアイレス	6,000	6.00
トロント	4,000	4.00
ピッツバーク	3,000	3.00
ウキ	2,000	2.00
コペンハーゲン	1,500	1.50
モントリオール	1,200	1.20
ハンブルグ	1,000	1.00
ストックホルム	800	0.80
モスコ	700	0.70
ミルオーキー	600	0.60
大阪	500	0.50
シドニー	400	0.40
メルボルン	300	0.30
ブラッセル	200	0.20
シアトル	100	0.10

伊太利	四、四八八	三、七六六	七、二二二	四、四二六
瑞西	八、九〇〇	一、〇〇〇	二、二〇九	一、九、三三九
埃地	二、四〇〇	四、二六三	一、七〇一	九、〇〇四
チエツコ・スロ	二、五二〇	二、九三九	二、三三〇	五、〇〇七
和蘭	一、五、六五五	四、五五六	一、八、四四〇	七、〇〇〇
瑞典	八、八三二	三、一〇九	一、一、五五五	四、九、三七七
諾威	六、七三二	一、七、八五三	八、〇〇一	一、一、〇〇三
波蘭及ダンチヒ	八、三三七	一、四、三三六	四、三三七	九、六四三
西班牙	一、一、七七一	二、一、四九二	一、一、三〇〇	四、四六〇
希臘	一、一、五三三	七、六七七	一、八、九〇九	一、四、四九九
土耳其	一、四、三三〇	四、四、四五五	二、七、五七二	二、八、八八八
葡萄牙	一、四、三三〇	一、六、八〇〇	一、五、五二九	二、四、四九九
愛爾蘭	二、五、八八八	九、二	三、三、四四四	五、二、四九九
芬蘭	三、三、三七七	六、五、五七六	六、〇〇一	九、六、四三三
ジブラルタル	二、三、三三三	四、二	二、三、三七七	七、六
マダガスカル	一、五、五元	四	一、四、九〇〇	一、七
ラトヴィア	九、九	三、五	三、五	一、七
其他諸國	三、〇、七七八	三、〇、三三三	三、五、五五五	三、四、〇〇一
輸出超過	一、五、五五五	三、三、四〇六	一、四、八〇六	一、八、〇〇六
北亞米利加洲	五、四、五二二	八、七、四三三	三、九、四六六	一、二、九、四三三
合衆國	二、四、五五五	五、一、五九九	二、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
其他諸國	一、五、五五五	一、二、二二二	一、九、九九九	一、九、九九九

輸出超過	一、八、八八八	三、七、七〇〇	一、九、九〇〇	一、二、九、四三三
中央亞米利加洲	一、四、四四四	一、八、八八八	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
墨西哥	七、二二二	一、〇、〇〇〇	一、八、八八八	一、三、六三三
コロンビア	一、四、四四四	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
パナマ運河地帯	九、九九九	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
グアテマラ	三、三三三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
ホンデウラス	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ジャマイカ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ハイチ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ニカラガ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
コスタリカ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ドミニカ共和国	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
バルバドス	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
セント・ビンセント	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
トリニダード	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
トバゴ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
キューラソ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
其他諸國	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
輸出超過	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
南亞米利加洲	六、一、一〇〇	一、三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	六、一、一〇〇

智利	七、四三六	九、九三三	一〇、七三三	二、四、七三三
亞爾然	三、七三三	三、九三三	四、一三三	三、一、三三三
伯刺西	八、八八〇	四、七三三	一、七、三三三	六、三、三三三
ウルグアイ	七、八八〇	九、九三三	一〇、〇三三	三、三、三三三
パラグアイ	七、八八〇	九、九三三	一〇、〇三三	三、三、三三三
ヴェネズエラ	七、八八〇	九、九三三	一〇、〇三三	三、三、三三三
コロンビア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
英領ギニア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
佛領ギニア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
關領ギニア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
エクアドル	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
其他諸國	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
輸出超過	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
阿弗利加洲	四、〇、〇七〇	四、五、七三三	三、七、三三三	七、〇、二二二
埃及	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ケニア・ウガンダ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ソマリア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
イタリヤ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ローデシア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
アンゴラ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
西領モロッコ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
佛領モロッコ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ナイジェリア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ダホミー	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
アングロ・エジプト	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
シヤン・スーダン	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
コールド・コースト	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇

南阿弗利加洲	四、五、七三三	三、七、三三三	一、〇、〇〇〇	八、八、八八八
エリトリア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
佛領ソマリア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
佛領ギニア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
モザンビーク	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
白領コンゴ	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
カルメーン	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
リベリア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
シエラ・リオン	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
セネガル	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
アルジェリア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
チュニジア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
リビア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
カナリヤ諸島	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
マダガスカル	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
リユニオン	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
モーリシャス	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
其他諸國	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
輸出超過	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
太平洋	六、一、一〇〇	一、八、八八八	三、七、三三三	一、一、一〇〇
新西蘭	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ニュー・ギニア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
ニュー・カレドニア	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇

國別	年	動物	食糧	原料	製品	計
支那	一九三六	三、九六	一、八五	七、四	四、〇	一六、〇
英	一九三六	三、六九	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
暹羅	一九三六	三、七〇	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
米	一九三六	三、〇三	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
印度	一九三六	一、二七	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
牛	一九三六	一、二七	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇

毛織物 英 一、六五
 緬織物 英 一、六五
 英 一、六五
 米 一、六五
 瑞 一、六五
 吳 一、六五
 國名中、海産は海峽植民地、關は關東州、新は新西蘭、香は香港、ケ・タはケニヤ・ウガンダ及びタンガニカの略

主要國種別貿易 (百分比)

國別	年	動物	食糧	原料	製品	計
日本	一九三六	三、〇三	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
アメリカ	一九三六	三、〇三	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
イギリス	一九三六	三、〇三	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
イタリヤ	一九三六	三、〇三	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
ドイツ	一九三六	三、〇三	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇
フランス	一九三六	三、〇三	一、八五	一、八五	一、八五	八、〇

官公營工場

年次總數	内原動機使用	従業員
昭和六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和三十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和六十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九十九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和百年	一、〇〇〇	一、〇〇〇

世界砂糖産額

國名	生産額	一、九三六年	一、九三七年
總計	月日	一、〇〇〇	一、〇〇〇
【甘藷糖】	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
英領印度	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

世界各國貿易概況

國名	單位	一九三六	一九三七
ソ連邦	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇
支那	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歐洲	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇

金額實數 百分比 (世界一〇〇)

國名	單位	一九三六	一九三七	輸入	輸出	合計
イギリス	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
アメリカ	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
日本	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
フランス	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ドイツ	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
イタリア	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ソ連邦	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
支那	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
歐洲	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
南米	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
オーストラリア	億	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

統計及び諸表—一般關係

【重要表】

國名	生産額	一、九三六年	一、九三七年
ソ連邦	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ドイツ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
アメリカ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
フランス	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
イタリア	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ソ連邦	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
支那	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歐洲	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
南米	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
オーストラリア	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他諸國を含む	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

統計及び諸表一 一般關係

Table of international trade statistics showing import and export values for various countries like Sweden, Denmark, and others.

世界砂糖消費高 (一九三五年)

Table showing world sugar consumption in 1935, listing countries like Spain, Mexico, and others with their respective consumption and population figures.

世界各國數量別貿易

Table of trade statistics by quantity for various countries, including Japan, Germany, and others, with columns for import and export.

本邦拂込金一千萬圓以上の會社 (昭和十三年六月末現在)

(銀行、信託會社、取引所、生命保險會社は各其項に別記)

Table listing Japanese companies with over 10 million yen in deposits, including their names, capital, and other financial details.

世界採油種子

Table showing world oil seed production, listing countries like America, India, and others with their production volumes.

統計及び諸表一 一般關係

九州電氣軌道	英,000	10,000	5,500	1,500	0.6	明治三〇・三	小倉	村上巧兒
近海郵船	10,000	10,000	8,000	4,000	0.6	大正三〇・五	大谷登	
京王電氣軌道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・九	穴水熊雄	
京成電氣軌道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	後藤國彦	
京阪電氣軌道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	有田邦政	
京濱電氣軌道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	生野周六	
國際電氣通船	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	黒川新次郎	
山陽電氣通船	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	大橋八郎	
參宮急行電鐵	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	高木茂一	
大連汽船	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	種田虎雄	
朝鮮京南鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	安田利三郎	
朝鮮京西鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	長谷川太郎吉	
東京高速鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	門野順九郎	
東京地下鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	根津嘉一郎	
東京橫濱電鐵	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	五島慶太郎	
東武鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	根津嘉一郎	
名古屋鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	藍川清成	
南海鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	寺田新吉	
日清汽船	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	國澤新兵衛	
日本通運	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	大谷新夫	
日本郵船	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	佐藤博夫	
阪神電氣鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	今西與三郎	
阪和電氣鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	木村與三郎	
富士身延鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	河野登太郎	
瀨州電氣鐵道	10,000	10,000	10,000	10,000	0.7	明治三〇・七	廣瀬壽助	

亞麻仁子	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	小倉	村上巧兒
アルゼンチン	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	大谷登	
ソ聯邦	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	穴水熊雄	
英領印度	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	後藤國彦	
アメリカ	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	有田邦政	
ウルガイ	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	生野周六	
ポーランド	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	黒川新次郎	
計(其他共)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	大橋八郎	
大麻子	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	高木茂一	
ソ聯邦	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	種田虎雄	
ルーマニア	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	安田利三郎	
ポーランド	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	長谷川太郎吉	
計(其他共)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	門野順九郎	
菜種	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	根津嘉一郎	
中華民國	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	五島慶太郎	
英領印度	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	根津嘉一郎	
日本	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	藍川清成	
ドイツ	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	寺田新吉	
ポーランド	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	國澤新兵衛	
ルーマニア	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	大谷新夫	
計(其他共)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	佐藤博夫	
胡麻子	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	今西與三郎	
中華民國	19,500	15,000	15,000	15,000	0.7	明治三〇・七	木村與三郎	

南滿洲鐵道	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	明治三〇・六	大連	松岡洋右
目黒瀧田電鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	大正二〇・九	五島慶太郎	
山下汽船	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	明治三〇・六	山下龜三郎	
鑛業、製鍊	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	明治三〇・六	大野總一郎	
磐城炭礦	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	大正二〇・四	小倉房藏	
小倉石油	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和三〇・〇	島岡亮太郎	
大倉鑛業	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和三〇・〇	渡邊剛二	
神戶山炭礦	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	明治三〇・〇	貝島太市	
北條太石油	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	大正六・二	西村小次郎	
釜石鑛山	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	大正六・二	左近司政三	
小倉製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	末廣政三	
神戶製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	明治三〇・七	田宮嘉石衛門	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	森嘉隆	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	小日山直登	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	高木次郎	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	山本信夫	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	山下信雄	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	橋本圭三郎	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	大橋新太郎	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	石川博資	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	小野博一	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	中山悦治	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	赤司初太郎	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	中野友輔	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	中野友輔	
昭和製鐵	100,000	100,000	100,000	100,000	0.8	昭和九・一	井坂孝	

英領印度	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	明治三〇・六	大連	松岡洋右
トルコ	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	大正二〇・九	五島慶太郎	
計(其他共)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	明治三〇・六	山下龜三郎	
コブラ(輸出)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	明治三〇・六	大野總一郎	
比律賓	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	大正二〇・四	小倉房藏	
關東東印度	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和三〇・〇	島岡亮太郎	
英領マレー	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和三〇・〇	渡邊剛二	
セイロン	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	明治三〇・〇	貝島太市	
ニユー・ギニア	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	大正六・二	西村小次郎	
計(其他共)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	大正六・二	左近司政三	
落花生	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	末廣政三	
英領印度	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	明治三〇・七	田宮嘉石衛門	
中華民國	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	森嘉隆	
獨逸(アフリカ)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	小日山直登	
アメリカ	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	高木次郎	
ナイジニア	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	山本信夫	
關東東印度	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	山下信雄	
關東東印度	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	橋本圭三郎	
計(其他共)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	大橋新太郎	
世界大豆産額	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	石川博資	
國別一覽表(一九二六年一九二七年)	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	小野博一	
中華民國	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	中山悦治	
滿洲國	19,500	15,000	15,000	15,000	0.8	昭和九・一	赤司初太郎	

日本鑛業	140,000	140,000	13,333	1,666	1.00	昭和四・四	東京	伊藤文吉
日本鑛務	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	昭和四・六	東京	白石元治郎
日本製鋼所	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	昭和二・一	東京	杉本政人
日本製鐵	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	昭和九・一	東京	中井勳作
日本石油	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	昭和八・〇	東京	古田忠徳
日産アルミニウム	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	昭和三・〇	東京	國吉信義
東田	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	昭和三・二	東京	藤田平太郎
豊年製油	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	大正二・二	東京	吉村萬治郎
古河合名	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	大正二・二	東京	杉山金太郎
北海炭礦汽船	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	明治三・二	東京	磯村登太郎
三井鑛山	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	大正七・二	東京	尾形次郎
三井鑛業	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	大正七・二	東京	河本幹一郎
明治鑛業	100,000	100,000	11,111	1,388	1.00	明治三・一	東京	松本幹一郎
【電氣、瓦斯】								
根斐川電氣	11,000	11,000	1,100	137	0.80	大正元・二	東京	久留島政治
出雲電氣	10,000	10,000	1,000	125	0.80	明治四・二	東京	佐々田安
宇治川電氣	10,000	10,000	1,000	125	0.80	大正三・二	東京	林井安
大井川電力	10,000	10,000	1,000	125	0.80	大正三・二	東京	新井榮吉
大阪瓦斯	10,000	10,000	1,000	125	0.80	明治五・四	大阪	片岡直方
關西共同火力發電	10,000	10,000	1,000	125	0.80	昭和六・七	大阪	田邊隆二
關東水力電氣	10,000	10,000	1,000	125	0.80	大正八・〇	東京	淺野鶴一郎
九州水力電氣	10,000	10,000	1,000	125	0.80	明治四・〇	福岡	利光鶴松
九州送電	10,000	10,000	1,000	125	0.80	大正四・五	東京	内本浩亮
京都瓦斯	10,000	10,000	1,000	125	0.80	明治三・二	京都	岡田保
京都電燈	10,000	10,000	1,000	125	0.80	明治三・二	京都	田中博

アメリカ	1,237	1,237	123,700	15,462	1.00	
朝鮮	66	66	6,600	825	1.00	
日本	1,171	1,171	117,100	14,637	1.00	
瓜哇	1	1	100	12.5	1.00	
ソ聯邦	1	1	100	12.5	1.00	
計(其他共)	2,476	2,476	247,600	30,936	1.00	

世界金産額

國名	一九二六年	一九二七年
南阿蘭邦	2,500	2,500
ソ聯邦	1	1
カナダ	2,700	2,700
アメリカ	2,700	2,700
オースト	1,000	1,000
クワタ	1,000	1,000
ローデシヤ	1,000	1,000
メキシコ	1,000	1,000
日本	1,000	1,000
比律賓	1,000	1,000
朝鮮	1,000	1,000
ゴールド	1,000	1,000
白領コンゴ	1,000	1,000
コロムビヤ	1,000	1,000
印度	1,000	1,000

熊本電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	明治三・六	熊本	赤星典太
黒川電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正三・〇	熊本	山田昌三
京城電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	明治二・九	東京	武者三
京濱電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正二・五	東京	廣瀬久
江界水力電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	明治三・一	東京	安川雄之助
神戶瓦斯	12,000	12,000	1,200	150	0.80	明治三・六	神戸	小倉貞松
山陽中央水電	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正三・七	大阪	井上貞周
四國水力電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正三・九	東京	武田謙
庄川水力電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正三・九	東京	六角宇太郎
昭和電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	昭和一一・二	東京	増田次郎
信州電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	昭和一一・二	東京	片倉兼太郎
西鮮合同電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・五	平壤	今井相次郎
臺灣電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	臺北	松本幹一郎
大同電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	増田次郎
大日本電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	穴水龍雄
中央電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	今井五介
中國合同電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	野口龍雄
長津江水電	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	穴水龍雄
帝國電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	井坂三
東京瓦斯	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	小林一三
東京電燈	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	鈴木忠治
東邦電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	鈴木忠治
東邦電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	鈴木忠治
東北振興電力	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	鈴木忠治
長野電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	長野	鈴木忠治
南鮮合同電氣	12,000	12,000	1,200	150	0.80	大正八・八	東京	鈴木忠治

世界羊毛産額

國別	一九二六年	一九二七年
ニュージーランド	1,000,000	1,000,000
オーストラリア	1,000,000	1,000,000
アメリカ合衆國	1,000,000	1,000,000
アルゼンチン	1,000,000	1,000,000
ニュージーランド	1,000,000	1,000,000
南アフリカ聯邦	1,000,000	1,000,000
ソヴェート聯邦	1,000,000	1,000,000
ウルグアイ	1,000,000	1,000,000
中華民國	1,000,000	1,000,000
イギリス	1,000,000	1,000,000
計(其他共)	1,000,000	1,000,000

大阪青果	×四、八〇	二、〇六	一、〇六八	昭和三九	村岡政次郎
昭和三九	一〇、八〇〇	一、〇六八	昭和三九	伊丹二郎	
千秋社(含名)	二、〇〇〇	二、〇〇〇	昭和三九	赤司初太郎	
滋賀製糖	六〇、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	茂木七左衛門	
大日本製糖	六、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	武智直造	
大日本製糖	六、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	藤山俊一郎	
帝國製糖	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	大橋新太郎	
東亞製糖	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	松方正徳	
東京魚市場	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	田口正三	
南洋興發	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	正田貞一郎	
日本水産	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	田村啓三	
日本製粉	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	中村啓一	
野田製糖	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	濱田四郎	
明治製糖	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	相馬半治	
ヤマサ醤油	二、〇〇〇	一、〇六八	昭和三九	濱口儀兵衛	
【化学工業】					
淺野セメント	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九	淺野總一郎	
旭硝子	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九	山田三太郎	
磐城セメント	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九	岩崎清七	
宇部セメント製造	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九	波瀲剛二	
宇部製糖工業	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九	笠井眞三	
小野田セメント製造	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九	藤原次郎	
王子製紙	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九	中野友禮	
九州曹達	一〇、三三〇	六、三六六	昭和三九		

世界木材パルプ産額

國名	一〇四年	一九四年
アメリカ	千噸	千噸
カナダ	四、〇〇〇	五、一〇〇
ドイツ	二、一五〇	三、〇七〇
瑞典	二、九八〇	三、一八〇
ノルウェー	一、七六〇	一、九七〇
ソ連邦	八六〇	九三〇
計	一九、〇四〇	二二、〇七〇

世界ニツケル産額

國名	一〇四年	一九四年
カナダ	千噸	千噸
ニユー・リ	八五	八〇
ソ連邦	〇九	一八
英國印度	一一	一五
ノールウエー	一一	一一
ギリシヤ	一一	一一
計	七五	八八

世界白金産額

國名	一〇四年	一九四年
ソ連邦	二、一〇三	二、一〇三
アメリカ	一、〇〇〇	一、〇〇〇
カナダ	七二	七二
南アフリカ	一、一〇〇	一、一〇〇
アビシニヤ	三〇	三〇
シラレオネ	三	三

世界クローム産額

國名	含有量	一〇四年	一九四年
南アフリカ	噸	三、九	八、八
トルコ	噸	一、〇	一、〇
南アフリカ	噸	一、〇	一、〇
英國印度	噸	一、〇	一、〇
キユーバ	噸	一、〇	一、〇
ニユー・リ	噸	一、〇	一、〇
レドニア	噸	一、〇	一、〇
ユーゴ	噸	一、〇	一、〇
日本	噸	一、〇	一、〇

國策パルプ	六〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	宮島清次郎
昭和肥料	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	藤原又策
住友化学工業	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	大田茂
大日本セメント	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	西宗茂
朝鮮製糖肥料	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	野口茂
帝國燃料興業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	牧田環
電氣化学工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	大橋新太郎
東北製糖パルプ	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
東洋高糖工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中井四郎
東洋曹達工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
徳山曹達	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
日産化学工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
日本化成	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
日本人絹パルプ	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
日本染料製造	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
日本曹達	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
日本窒素肥料	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	野口茂
日本電氣工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
日本油	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
北鮮製糖化学工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
星洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲化学工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製紙	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲工業	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩井徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	田中榮八郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	山田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	中野友禮
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	沼田三太郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	高島菊次郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和三九	岩瀬徳三郎
三洲製糖	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		

北電興業	古河合名	廣岡合名	服部時計店	野村合名	西野合名	中野合名	東洋棉花	東邦證券	東電證券	東京海上火保	東株代保	東亞興業	高島丸	大友本	住友本	松竹	鴻池合名	江原合名	久原合名	貝島合名	岡本合名	王子合名	大川合名	岩井合名	
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
35	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配	無配
昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
穴水	吉村	廣岡	服部	野村	西野	中野	榎野	井手	小林	各務	遠山	門野	飯田	里見	住友	大谷	鴻池	野瀬	久原	貝島	岡本	藤原	大川	岩井	岩井

世界石炭産額

アメリカ	1,200,000	1,200,000
イギリス	1,500,000	1,500,000
フランス	1,000,000	1,000,000
ドイツ	1,200,000	1,200,000
ソ連邦	1,500,000	1,500,000
日本	1,000,000	1,000,000
ベルギー	1,200,000	1,200,000
イタリア	1,000,000	1,000,000
ルクセンブルグ	1,200,000	1,200,000
チェコスロバキア	1,000,000	1,000,000
計	12,000,000	12,000,000

世界原油産額

松坂	丸井	三井	三井	三井	三井	三井	三井	三井	安田	山口	山口	山口	山口	山口
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年	明治三年
名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋
住松	古川	三井	井上	北田	岩崎	船田	安田	平岡	山口	山口	山口	山口	山口	山口

世界原油産額 (續)

イギリス	1,200,000	1,200,000
ドイツ	1,500,000	1,500,000
ソ連邦	1,000,000	1,000,000
フランス	1,200,000	1,200,000
日本	1,000,000	1,000,000
ベルギー	1,200,000	1,200,000
イタリア	1,000,000	1,000,000
ルクセンブルグ	1,200,000	1,200,000
チェコスロバキア	1,000,000	1,000,000
計	12,000,000	12,000,000

世界原油産額

アメリカ	1,200,000	1,200,000
ソ連邦	1,500,000	1,500,000
フランス	1,000,000	1,000,000
ドイツ	1,200,000	1,200,000
ソ連邦	1,500,000	1,500,000
日本	1,000,000	1,000,000
ベルギー	1,200,000	1,200,000
イタリア	1,000,000	1,000,000
ルクセンブルグ	1,200,000	1,200,000
チェコスロバキア	1,000,000	1,000,000
計	12,000,000	12,000,000

世界原油産額 (續)

イギリス	1,200,000	1,200,000
ドイツ	1,500,000	1,500,000
ソ連邦	1,000,000	1,000,000
フランス	1,200,000	1,200,000
日本	1,000,000	1,000,000
ベルギー	1,200,000	1,200,000
イタリア	1,000,000	1,000,000
ルクセンブルグ	1,200,000	1,200,000
チェコスロバキア	1,000,000	1,000,000
計	12,000,000	12,000,000

道府縣	別工場生産額										合計
	紡織	金屬	機械	窯業	化學	製材	印刷	食品	其他	加工質及修理料	
北海道	10,877	5,350	1,051	6,512	6,857	6,553	6,857	6,857	6,857	6,857	50,667
青森道	2,747	2,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
岩手道	6,633	3,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
宮城道	2,883	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
秋田道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
山形道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
福島道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
茨城道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
群馬道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
埼玉道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
東京都	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
千葉県	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
東海	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
神奈川	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
新潟	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
富山	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
石川	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
福井	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
山梨	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
長野	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
岐阜	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
愛知	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
靜岡	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
三愛	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667

(昭和十一年、單位千圓)

道府縣	別工場生産額										合計
	紡織	金屬	機械	窯業	化學	製材	印刷	食品	其他	加工質及修理料	
北海道	10,877	5,350	1,051	6,512	6,857	6,553	6,857	6,857	6,857	6,857	50,667
青森道	2,747	2,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
岩手道	6,633	3,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
宮城道	2,883	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
秋田道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
山形道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
福島道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
茨城道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
群馬道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
埼玉道	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
東京都	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
千葉県	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
東海	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
神奈川	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
新潟	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
富山	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
石川	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
福井	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
山梨	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
長野	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
岐阜	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
愛知	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
靜岡	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667
三愛	3,747	1,091	1,051	5,512	5,857	5,553	5,857	5,857	5,857	5,857	30,667

本邦勞働實地調査集計

業種及性別	工場		鑛山	
	男	女	男	女
年次及回次	昭和一〇		昭和一〇	
年月日	大正三〇・〇・〇		大正三〇・〇・〇	
總勞働者數	七,三三〇	六,〇六九	七,五五五	一,三三六
未一六歳	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇
平均所定時間	五・六	五・六	五・六	五・六
休息時間	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一日平均賃銀	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
有配偶	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
無配偶	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

本邦工場法違反

年次	被處罰者數	罰金額
昭和一〇	一,〇〇〇	九六,八〇〇
昭和一〇	一,〇〇〇	九六,八〇〇
昭和一〇	一,〇〇〇	九六,八〇〇
昭和一〇	一,〇〇〇	九六,八〇〇

第四回鑛山勞働調査細別

業種	工場		鑛山	
	男	女	男	女
製服、造身	一九,六六六	三,六〇〇	一九,六六六	三,六〇〇
紙工	三,八八〇	一,七〇〇	三,八八〇	一,七〇〇
皮革、製毛	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
品類、製毛	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
木竹、製草	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
飲料、食品	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
土木、建築	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
瓦新、道氣	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
水工	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
其他、工業	三,七〇〇	一,六〇〇	三,七〇〇	一,六〇〇
計	七九,六六六	一八,〇〇〇	七九,六六六	一八,〇〇〇

世界人造絹絲

國別	一九二六年	一九二七年
ドイツ	三,〇七〇	三,〇七〇
アメリカ	一,九六六	一,九六六
イタリヤ	一,八八〇	一,八八〇
フランス	一,八八〇	一,八八〇
波蘭	一,八八〇	一,八八〇
ルーマニヤ	一,八八〇	一,八八〇
チエツコ	一,八八〇	一,八八〇
印度	一,八八〇	一,八八〇
スペイン	一,八八〇	一,八八〇

第四回鑛山勞働調査細別

業種	工場		鑛山	
	男	女	男	女
金屬、鑛業	一五,六六六	三,六〇〇	一五,六六六	三,六〇〇
其他、鑛業	一五,六六六	三,六〇〇	一五,六六六	三,六〇〇
計	三一,三三二	七,二〇〇	三一,三三二	七,二〇〇

國別	一九二六年	一九二七年
ドイツ	三,〇七〇	三,〇七〇
アメリカ	一,九六六	一,九六六
イタリヤ	一,八八〇	一,八八〇
フランス	一,八八〇	一,八八〇
波蘭	一,八八〇	一,八八〇
ルーマニヤ	一,八八〇	一,八八〇
チエツコ	一,八八〇	一,八八〇
印度	一,八八〇	一,八八〇
スペイン	一,八八〇	一,八八〇

統計及び諸表一一般關係

Table showing employment statistics for various industries including coal, oil, and other sectors. Columns include industry name, gender, and numerical values.

本邦労働日数、時間、賃銀

Table detailing working hours and wages by industry. It includes columns for industry type, working hours (average), and wage index.

列國紡績繰數

Table showing textile spinning statistics for various countries. Columns include country name and production volume.

世界生絲産額

Table showing world silk production statistics for various countries. Columns include country name and production volume.

本邦工場労働者學歴

Table showing the educational background of factory workers in Japan. It categorizes workers by school level (elementary, secondary, etc.) and gender.

本邦解雇労働者歸趨

本表は日本國労働協會が昭和十年十月中旬から十一月中旬にかけて帝高十五工場に就いて調査せる結果である

本邦失業者數

Table showing the number of unemployed workers in Japan, broken down by industry and region. Includes columns for industry, region, and unemployment count.

本邦労働者移動數

(昭和十二年)

Table showing the movement of workers in Japan, including job changes and re-employment. Columns include industry, movement type, and number of workers.

統計及び諸表一一般關係